(イ) 確定シタル請求全額中金ヲ以テ又ハ船舶、有價證券、貨物其ノ他ヲ以テ支拂ハレサル部分ニ付テハ獨逸國ニ對シ該部分ノ金錢債務ノ承認ヲ明ニスル爲擔保トシテ同額ノ債券、債務證書其ノ他ヲ委員會ノ決定スル條件ニ依リ發行スルコトヲ要求スヘシ

(ロ) 委員會ハ獨逸國ノ支拂能力ヲ定期ニ評定スルニ際シ第一ニ獨逸國ノ支拂フヘキ賠償額ヲ內國債ノ利息支拂又ハ償還ニ先チ獨逸國ノ全歲入ニ課スル爲第二ニ一般ニ獨逸國ノ租稅制度カ委員會ニ代表セラルル何レノ國ノ租稅制度ト比較スルモ其ノ負擔決シテ輕カラサル事實ニ付確信ヲ得ル爲獨逸國ノ租稅制度ヲ檢査スヘシ

(ハ) 同盟及聯合國ノ經濟生活ノ卽時ノ回復ヲ容易ナラシメ且之ヲ繼續セシムル爲委員會ハ第二百三十五條ノ規定ニ從ヒ獨逸國ヨリ其ノ金錢債務ノ保證及承認トシテ金貨無記名債券ノ第一回割賦ヲ受領スヘシ該債券ハ獨逸帝國若ハ獨逸各邦ノ政府又ハ之ニ屬スル官憲ノ課シ又ハ課スルコトアルヘキ各種ノ租稅及負擔ヲ總テ免除セラルヘシ右債券ハ內金拂トシテ左記ノ通三分シテ之ヲ交付スヘシ其ノ「麻」金貨ノ支拂ニ付テハ第九編財政條項第二百六十二條ニ依ル

(一) 千九百二十一年五月一日迄ニ支拂フヘキ二百億「麻」金貨ノ無利息無記名債券ヲ直ニ發行スルコト

獨逸國カ第二百三十五條ニ從ヒ履行ヲ約シタル支拂額ハ占領軍隊ノ費用ノ償還竝食料及原料ノ支拂ニ供シタル金額ヲ控除シタル上特ニ之ヲ本債券ノ償却ニ充當スヘシ右債券ニシテ千九百二十一年五月一日迄ニ償却セラレサルモノハ次(十二ノ(ハ)號ノ(二))ニ規定スル債券ト同一樣式ノ新債券ヲ以テ之ト引換フヘシ

(二) 前記ノ外尙四百億「麻」金貨ノ無記名債券ヲ直ニ發行スルコト　本債券ニハ千九百二十一年ヨリ千九百二十六年迄ハ年二分五厘、爾後ハ年五分ノ利息ヲ附シ更ニ千九百二十六年ヨリ開始スヘキ償還ノ爲發行總額ニ對シ一分ヲ添加セシム

(三) 獨逸國カ前記ノ利息及減債基金ノ債務ヲ履行シ得ルコトヲ委員會ニ於テ確認スルニ至リタルトキ始メテ更ニ四百億「麻」金貨年五分利附無記名債券ヲ發行スヘキ旨ノ約束書ヲ直ニ委員會ニ交付スルコト　本債券ノ元利支拂ノ時期及方法ハ委員會之ヲ決定スヘシ

債券ノ利息支拂期、減債基金ノ使用方法其ノ他一切ノ問題ニシテ發行管理及債券發行規則ニ關スルモノハ委員會隨時之ヲ決定ス

委員會ハ爾後尙隨時其ノ決定スル所ニ依リ債務ノ承認及保證トシテ更ニ債券ノ發行ヲ要求スルコトヲ得

(ニ) 賠償金錢債務ノ保證又ハ承認トシテ獨逸國ノ發行シタル債券債務證書其ノ他ノ債務證憑ニシテ獨逸國ノ原賠償債務ヲ發生セシメタル諸政府以外ノ者ニ擔保ノ爲ニ非スシテ完全ニ讓渡サレタル場合ニ於テハ該賠償金錢債務額ハ右ノ如ク完全ニ讓渡サレタル債券等ノ券面價額ニ相當スル額ヲ限リ消滅シタルモノト看做サルヘシ此ノ債券ニ關スル獨逸國ノ債務ハ債券所持人ニ對スル券面記載ノ義務ニ限定セラルヘシ

(ホ) 侵略及暴掠ヲ受ケタル地方ノ財產ノ修繕再造及再建家具、機械其ノ他ノ設備ノ再裝置ヲ含ム)ニ因ル損害ハ其ノ作業ヲ實行シタル時期ニ於ケル費額ニ依リ之ヲ計算スヘシ

(ヘ) 獨逸國ノ確定金錢債務ノ元本又ハ利息ノ全部又ハ一部ノ免除ニ關スル委員會ノ決定ニハ其ノ理由ヲ附スルコトヲ要ス

十三

委員會ハ表決ニ關シ左ノ規則ヲ遵守スヘシ

委員會ノ決定ヲ爲スニ當リテハ表決權ヲ有スル各委員ノ表決其ノ副委員ノ表決ヲ記錄スヘシ表決ノ棄權ハ審議中ノ議案ニ反對スルモノト看做ス

左記ノ問題ニ關シテハ全會ノ一致ヲ要ス

(イ) 同盟及聯合國中ノ一國ノ主權ニ關スル問題又ハ獨逸國ノ金錢債務若ハ債務ノ全部若ハ一部ノ免除ニ關スル問題

（ロ）獨逸國政府ノ發行スヘキ債券其ノ他ノ債務證書ノ金額及條件ヲ定ムル問題及該債券ノ賣却讓渡又ハ分配ノ時期及方法ヲ定ムル問題

（ハ）千九百二十一年五月一日以後千九百二十六年末日以前支拂期ニ達スヘキ割賦ノ全部又ハ一部ノ支拂ヲ千九百三十年末日ヨリ後ニ延期スルコト

（ニ）千九百二十六年ヨリ後ニ於テ支拂期ニ達スヘキ割賦ノ全部又ハ一部ノ支拂ヲ三年ヲ超ユル期間延期スルコト

（ホ）特定ノ場合ニ於テ從來同樣ノ場合ニ適用シタルモノト異ナル損害計算方法ヲ適用スル問題

（ヘ）本編ノ規定ノ解釋ニ關スル問題

前記ノ外一切ノ問題ハ表決ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

一ノ問題カ其ノ決定ニ全會一致ヲ要スルモノナリヤ否ヤニ付委員間ニ意見ノ相違アリテ其ノ本國政府ニ請訓スルモ尙解決スルコト能ハサル場合ニ於テハ速ニ之ヲ各本國政府ノ同意シタル公平ナル人士ノ仲裁ニ付スヘク同盟及聯合國政府ハ其ノ裁定ヲ承認スルコトヲ約ス

十四

委員會カ其ノ付與セラレタル權能ニ依リテ下シタル決定ハ卽時ニ其ノ拘束力ヲ有スヘク且更ニ他ノ手續ヲ經スシテ直ニ之ヲ執行スルコトヲ得

十五

委員會ハ其ノ定ムル樣式ニ依リ關係各國ニ對シ左ノ證明書ヲ發スヘシ

一　委員會カ當該國ノ計算ニ於テ前記發行ノ債券ヲ保有スル旨ヲ記載シタル證明書　本證明書ハ當事國ノ要求アルトキハ五箇ヲ超エサル部分ニ之ヲ分割スルコトヲ得

二　委員會カ獨逸國ニ依リ其ノ賠償金錢債務ニ基キテ引渡サレ且當該國ノ計算ニ於テ保有スル物品ヲ記載シタル時時ノ證明書

右證明書ハ登錄セラルヘク且委員會ニ通知シタル後裏書ヲ以テ之ヲ讓渡スルコトヲ得

債券カ賣買又ハ讓渡ノ爲發行セラレタルトキ及物品カ委員會ヨリ引渡サレタルトキハ其ノ價額ニ相當スル證明書ハ之ヲ回收スルコトヲ要ス

十六

委員會ニ於テ決定シタル獨逸國ノ金錢債務中現金ノ支拂若ハ之ニ相當スルモノニ依リ委員會ニ對シ獨逸國ノ發行シタル債券ニ依リ又ハ第二百四十三條ニ依リ既ニ辨濟シタル金額ヲ控除シタル殘額ニ對シ千九百二十一年五月一日以後ノ利息ハ之ヲ獨逸國ノ借方ニ計上スヘシ其ノ利率ハ將來委員會ニ於テ其ノ變更ヲ正當トスル事情アリト決定シタル場合ヲ除クノ外年五分トス

委員會ハ千九百二十一年五月一日ニ於テ獨逸國ノ金錢債務總額ヲ決定スルニ當リ物質的損害ノ賠償額ニ對スル千九百十八年十一月十一日ヨリ千九百二十一年五月一日ニ至ル迄ノ間ノ利息ヲ算入スルコトヲ得

十七

獨逸國本編規定ノ義務ヲ履行セサル場合ニ於テハ委員會ハ速ニ之ヲ關係各國ニ通知シ且右不履行ノ爲執ルヘキ行動ニ付必要ト認ムル建議ヲ爲スコトヲ得

十八

獨逸國カ故意ニ履行ヲ怠リタル場合ニ同盟及聯合國カ聯合國ノ執ルノ權利ヲ有スル措置ニハ經濟上及金融上ノ禁止及報復其ノ他ノ一般ニ各當該國政府ニ於テ事情ニ應シ必要ト決定シタル措置ヲ包含ス獨逸國ハ右措置ヲ以テ戰爭行爲ト認メサルコトヲ約ス

十九

同盟及聯合國ノ確定請求ニ基キ金又ハ之ニ相當スルモノヲ以テ爲スヘキ支拂ハ委員會ニ於テ獨逸國領土ノ內外ニ在ル動產不動產貨物營業權利若ハ利權船舶債券株券若ハ各種ノ有價證券又ハ獨逸國若ハ他ノ國ノ通貨ヲ以テ何時ニテモ之ヲ受領スルコトヲ得右金ノ代物ノ價額ハ委員會自ラ公平且正當ナリト認ムル額ニ於

テ之ヲ定ム

二十

委員會ハ特定ノ財產又ハ權利ヲ以テスル支拂ヲ確定シ又ハ受領スルニ當リ同盟及聯合國若ハ中立國又ハ其ノ國民カ之ニ對シ有スル法律上又ハ衡平上ノ利益ヲ相當尊重スヘシ

二十一

委員會ノ委員ハ委員トシテノ作爲又ハ不作爲ニ付任命國ニ對スルノ外其ノ責ニ任セス各同盟及聯合國政府ハ他ノ政府ニ關シテハ何等ノ責ニ任スルコトナシ

二十二

本條約ノ規定ニ依ルノ外本附屬書ハ時時委員會ニ代表セラルル政府ノ一致ノ決定ヲ以テ之ヲ修正スルコトヲ得

二十三

委員會ハ本條約又ハ委員會ノ決定ニ依リ獨逸國及其ノ同盟國カ負擔スル總額ノ辨濟ヲ受ケ且受領シタル一切ノ金額又ハ之ニ相當スルモノヲ關係諸國ニ分配ヲ了シタルトキハ解散スヘシ

第三附屬書

一

獨逸國ハ戰爭ニ因リ喪失シ又ハ損害ヲ受ケタル一切ノ商船及漁船ニ對シ噸數對噸數總噸數及等級對等級ノ現物代償ヲ受クル同盟及聯合國ノ權利ヲ承認ス

尤モ獨逸國ノ現存船舶ノ噸數ハ其ノ攻撃ニ因リ同盟及聯合國ノ喪失シタル船舶ノ噸數ニ比スレハ遙ニ小ナリト雖右承認セラレタル權利ハ左記條件ニ依リ獨逸船舶ニ對シテ之ヲ行使スヘシ

獨逸國政府ハ自己ノ名ニ於テ且一切ノ他ノ關係者ヲ拘束シテ總噸數千六百噸以上ノ獨逸商船全部總噸數千噸以上千六百噸未滿ノ船舶ノ噸數計算ニ依ルニ分ノ一「トロール」汽船ノ噸數計算ニ依ル四分ノ一及其ノ他ノ漁船ノ噸數計算ニ依ル四分ノ一ニ對スル所有權ヲ同盟及聯合國政府ニ讓渡ス

二

獨逸國政府ハ本條約實施後二月以內ニ一ニ揭クル一切ノ船舶ヲ賠償委員會ニ引渡スヘシ

三

一ニ揭クル船舶ニハ(イ)獨逸商船旗ヲ揭揚スルモノ又ハ揭揚スルノ權利アルモノ(ロ)獨逸國ノ國民、會社若ハ法人ノ所有ニ屬スルモノ又ハ同盟及聯合國ニ非サル國ノ會社若ハ法人ニシテ獨逸國民ノ管理若ハ指揮ノ下ニ在ルモノノ所有ニ屬スルモノ(ハ)(一)獨逸國內ニ於テ建造中ノモノ(二)獨逸國ノ國民、會社又ハ法人ノ計算ニ於テ同盟及聯合國ニ非サル國ニ於テ建造中ノモノノ全數ヲ含ム

四

獨逸國政府ハ右ノ如ク引渡スヘキ船舶ニ對スル權原證書ヲ提供スル爲

(イ)各船舶ニ付一切ノ負擔、擔保及留置權ヲ附帶セシムルコトナクシテ船舶ノ全所有權ヲ賠償委員會ニ移轉シタルコトヲ證明スル賣渡證書其ノ他ノ權原證書ヲ賠償委員會ノ要求ニ從ヒ同委員會ニ交付スヘシ

(ロ)船舶ヲ賠償委員會ノ處分ニ委スルコトヲ確保スル爲其ノ指示スル一切ノ措置ヲ執ルヘシ

五

獨逸國ハ賠償ノ附加トシテ同盟及聯合國政府ノ爲ニ獨逸造船所ニ於テ左ノ商船ヲ建造セシムルコトヲ約ス

(イ)賠償委員會ハ本條約實施後三月以內ニ其ノ三月ニ續ク二年間每年獨逸造船所ニ於テ起工スヘキ噸數ヲ獨逸國政府ニ通告スヘシ

(ロ)賠償委員會ハ本條約實施後二年以內ニ前號ノ二年ニ續ク三年間每年起工スヘキ噸數ヲ獨逸國政府ニ通告スヘシ

(ハ)每年起工スヘキ噸數ハ總噸數合計二十萬噸ヲ超エサルモノトス

(ニ)建造スヘキ船舶ノ細目、建造及引渡ノ條件、賠償委員會ノ計算ニ供スヘキ噸當リ價格其ノ他一切ノ問題

ニシテ船舶ノ計算注文建造及引渡ニ關スルモノハ委員會之ヲ決定スヘシ

六

獨逸國ハ千九百十四年八月一日以後如何ナル手段ニ依ルヲ問ハス自國又ハ自國民ノ占有ニ歸シタル內地航行用ノ船舶其ノ他ノ可動具ニシテ之ヲ識別シ得ルモノヲ賠償委員會ノ定ムル手續ニ依リ本條約實施後二月以內ニ現物ノ儘普通ノ保存狀態ニ於テ同盟及聯合國ニ還付スヘキコトヲ約ス

戰時中原因ノ如何ヲ問ハス同盟及聯合國ノ被リタル內地航行船舶ノ損失ニシテ前記ノ還付ニ依リ塡補スルコト能ハサルモノヲ補償スル爲獨逸國ハ右損失ノ總額ニ達スル迄獨逸國河川船隊ノ一部ヲ賠償委員會ニ讓渡スルコトニ同意ス但シ該讓渡ハ千九百十八年十一月十一日現在ノ河川船隊ノ二割ヲ超エサルヘシ

右讓渡ノ條件ハ特定ノ河川ニ適用セラルヘキ新國際制度ニ因リ又ハ該河川ニ關係ヲ有スル領土ノ變更ニ因リ生スヘキ河川航行船舶ノ分配ニ關スル紛爭ヲ裁定スルノ任務ヲ有スル第十二編港水路及鐵道第三百三十九條ノ仲裁委員之ヲ決定スヘシ

七

獨逸國ハ同盟及聯合國ノ同意ナクシテ戰時中中立國國籍ニ移轉シ又ハ現ニ移轉ノ中途ニ在ル一切ノ船舶ニ對シ完全ナル所有權ヲ取得スル爲賠償委員會ノ指示スル一切ノ措置ヲ執ルコトニ同意ス

八

獨逸國ハ一切ノ獨逸船舶ノ抑留使用喪失又ハ損害ニ付同盟及聯合國政府竝其ノ國民ニ對スル各種ノ請求權ヲ拋棄ス但シ千九百十九年一月十三日ノ休戰取極及其ノ後ノ取極ニ依ル船舶使用ニ關スル支拂ハ此ノ限ニ在ラス

獨逸商船ノ引渡ハ中斷スルコトナク右取極ニ從ヒ之ヲ繼續スルコトヲ要ス

九

獨逸國ハ同盟國若ハ聯合國政府又ハ其ノ國民カ所有者傭船者保險者其ノ他トシテ利害關係ヲ有スル船舶又ハ其ノ載貨ニシテ海軍ノ行動ニ依リ又ハ其ノ結果トシテ沈沒シ其ノ後救助セラレタルモノニ對シ獨逸國又ハ其ノ同盟國ノ捕獲審檢所ニ於テ捕獲ノ宣告アリタル場合ト雖一切ノ請求權ヲ拋棄ス

第四附屬書

一

同盟及聯合國ハ獨逸國カ本編ニ揭クル其ノ債務ノ一部履行トシテ以下規定スル所ニ從ヒ同盟及聯合國ノ被侵入地ノ物質的回復ノ爲該諸國ノ決定スル範圍內ニ於テ獨逸國ノ經濟的資源ヲ直接提供スヘキコトヲ要求シ獨逸國ハ之ヲ爲スコトヲ約ス

二

同盟及聯合國政府ハ左記ノ品目表ヲ賠償委員會ニ提出スルコトヲ得

(イ) 獨逸國カ差押ヘ消費シ若ハ破壞シ又ハ軍事行動ノ直接ノ結果破壞セラレタル動物機械設備器具其ノ他商的性質ヲ有スル類似ノ物品ニシテ同盟及聯合國政府ニ於テ卽時緊急ノ必要ニ應スル爲本條約實施ノ日ニ於テ獨逸國領土內ニ現存スル同種ノ動物及物品ヲ以テ代償セラルルコトヲ欲スルモノ

(ロ) 再築材料(石材煉瓦硬質煉瓦瓦木材窯硝子鋼鐵石炭「セメント」等)機械煖房具家具其ノ他商的性質ヲ有スル類似ノ物品ニシテ同盟及聯合國政府ニ於テ被侵入地ノ回復ノ爲獨逸國ニ於テ生產又ハ製造セシメ且交付セシメムコトヲ欲スルモノ

三

右二ノ(イ)號ニ揭クル物品ノ品目表ハ本條約實施後六十日以內ニ之ヲ提出スヘシ

二ノ(ロ)號ニ揭クル物品ノ品目表ハ千九百十九年十二月三十一日以前ニ之ヲ提出スヘシ

品目表ニハ當該物品ノ取引ニ關スル商業契約ノ慣習ニ從ヒ品種引渡期日(但シ四年ヲ超ユルコトヲ得ス)及引渡地ヲ含ム一切ノ細目ヲ記載スヘシ尤モ物品ノ價格又ハ價額ハ左記ノ規定ニ從ヒ委員會之ヲ決定スヘシ

四

右品目表委員會ニ提出セラレタルトキハ委員會ハ直ニ獨逸國ニ要求スヘキ前記品目表ニ記載スル材料及動物ノ數量ヲ審査スヘシ委員會ハ此ノ決定ヲ爲スニ當リ獨逸國ノ社會的及經濟的生活ノ維持ニ緊要ナリト思考スル獨逸國ノ國內需要、獨逸品ニ對シ定ムヘキ價格及期日ト同盟及聯合國ニ於テ同種物品ヲ取得スルニ要スル價格及期日トノ差等竝他ノ賠償義務ヲ履行スル獨逸國ノ能力ヲ阻礙スルニ至ルヘキ獨逸國ノ產業生活ノ攪亂ヲ生セシメサルコトニ付同盟及聯合國ノ一般的利益ヲ考量スヘシ

現ニ產業ニ使用中ノ機械、設備器具及商的性質ヲ有スル類似ノ物品ハ現ニ使用セラレサル貯藏額ニシテ利用シ得ヘキモノナキ限リ獨逸國ニ之ヲ要求スルコトヲ得但シ其ノ要求額ハ一事業所又ハ一企業ヨリ各其ノ使用量三割以內ニ限ルヘシ

委員會ハ前記材料、物品及動物ヲ供給シ得ル獨逸國政府ノ代表者ニ與フヘシ

委員會ノ決定ハ其ノ決定後成ルヘク速ニ獨逸國政府及利害關係ヲ有スル各同盟及聯合國政府ニ之ヲ通告スヘシ

獨逸國政府ハ該通告中ニ指定スル材料、物品及動物ヲ交付スヘキコトヲ約シ利害關係ヲ有スル同盟及聯合國政府ハ其ノ提出スル細目ニ該當セサル場合又ハ委員會ニ於テ回復作業ニ利用スルニ適セスト認ムル場合ヲ除クノ外此等ノ物品ヲ受領スヘキコトヲ各自ニ承諾ス

五

委員會ハ右規定ニ依リ交付セラルヘキ材料、物品及動物ノ價額ヲ決定スヘシ該物件ヲ受領スル各同盟及聯合國ハ該價額ヲ引受クヘキコトヲ承諾シ其ノ額ハ之ヲ本編第二百三十七條ノ規定ニ依リテ分配スヘキ獨逸國ノ支拂トシテ取扱フヘシ

前記物質的回復ヲ要求スル權利ヲ行使シタル場合ニ於テハ委員會ハ獨逸國ノ賠償義務ニ對シ其ノ貸方ニ計上セラルヘキ額カ獨逸國ノ爲シタル役務又ハ供給シタル材料ノ公正ナル價額タルヘキコト及關係國ノ要求ハ物質的回復ヲ以テ現ニ補償セラレタル損害ニ付テハ其ノ請求全損害額ニ對スル既補償損害額ノ割合ヲ限度トシテ銷除セラルヘキコトヲ確保スヘシ

六

二ノ(イ)號ニ揭クル動物ニ付テハ獨逸國ハ卽時ノ前渡トシテ本條約實施後三月內ニ均一ノ月賦ヲ以テ左記頭數ノ家畜ヲ交付スヘキコトヲ約ス

一　佛蘭西國政府ニ

種牡馬(三歲乃至七歲)		五百頭
仔牝馬及牝馬(十八月乃至七歲)		三萬頭
馬種ハ「アルデゥネー」「ブーロンネー」又ハ白耳義種		
牡　牛(十八月乃至三歲)		二千頭
乳　牛(二歲乃至六歲)		九萬頭
牡緬羊		一千頭
緬　羊		十萬頭
山　羊		一萬頭

二　白耳義國政府ニ

種牡馬(三歲乃至七歲)	大白耳義種	二百頭
牝　馬(三歲乃至七歲)	大白耳義種	五千頭
仔牝馬(十八月乃至三歲)	大白耳義種	五千頭
牡　牛(十八月乃至三歲)		二千頭
乳　牛(二歲乃至六歲)		五萬頭
仔牝牛		四萬頭

牡緬羊　二百頭
緬羊　二萬頭
牝豚　一萬五千頭

引渡動物ハ普通ノ健康及狀態ヲ有スルモノタルヘシ

引渡サレタル動物竇ニ奪取セラレ又ハ差押ヘラレタルモノト識別シ得サルトキハ該動物ノ價額ハ本附屬書五ニ依リ獨逸國ノ賠償債務ニ對シ其ノ貸方ニ計上スヘシ

七

獨逸國ハ本附屬書四ニ揭クル委員會ノ決定ヲ俟ツコトナク千九百十九年一月十六日ノ休戰更新取極第三條ニ依ル佛蘭西國ニ對スル農業材料ノ引渡ヲ繼續スルコトヲ要ス

第五附屬書

一

獨逸國ハ下記ノ本條約署名國ニ對シ石炭及石炭製品ノ引渡ニ付左ノ選擇權ヲ付與ス

二

獨逸國ハ十年間毎年石炭七百萬噸ヲ佛蘭西國ニ引渡スコトヲ約ス尙獨逸國ハ十年ヲ超エサル期間戰爭ノ結果破壞セラレタル「ノール」及「パ、ド、カレー」兩縣內ノ炭鑛ノ戰前年產額ト右期間ニ於ケル同地ノ炭鑛ノ產額トノ差額ニ相當スル石炭ヲ毎年佛蘭西國ニ引渡スコトヲ約ス該引渡ハ最初ノ五年間ハ年二千萬噸其ノ後ノ五年間ハ年八百萬噸ヲ超エサルヘシ

「ノール」及「パ、ド、カレー」兩縣內ノ破壞セラレタル炭鑛ノ回復ニ付テハ相當ノ努力爲サルヘキモノトス

三

獨逸國ハ十年間毎年石炭八百萬噸ヲ白耳義國ニ引渡スコトヲ約ス

四

獨逸國ハ伊太利國ニ對シ左記數量迄ノ石炭ヲ引渡スコトヲ約ス

千九百十九年七月ヨリ千九百二十年六月ニ至ル間　四百五十萬噸
千九百二十年七月ヨリ千九百二十一年六月ニ至ル間　六百萬噸
千九百二十一年七月ヨリ千九百二十二年六月ニ至ル間　七百五十萬噸
千九百二十二年七月ヨリ千九百二十三年六月ニ至ル間　八百萬噸
千九百二十三年七月ヨリ千九百二十四年六月ニ至ル間及其ノ後ノ五年間毎年　八百五十萬噸

現實引渡量ノ少クトモ三分ノ二ハ陸上輸送タルヘシ

五

獨逸國ハ賠償委員會ノ指定アルトキハ更ニ盧森堡國ニ對シ戰前同國ニ於ケル獨逸石炭ノ消費年額ニ相當スル石炭ヲ毎年引渡スコトヲ約ス

六

前記選擇權ニ基キ引渡サルル石炭ニ對シ支拂フヘキ價格ハ左ノ通トス

（イ）陸上引渡（搬船ニ依ル引渡ヲ含ム）ニ對シテハ獨逸國民ニ對スル獨逸國坑口渡値段ニ佛蘭西國白耳義國伊太利國又ハ盧森堡國境ニ至ル運賃ヲ加ヘタルモノタルヘシ但シ右獨逸國坑口渡値段ハ輸出向英吉利國石炭坑口渡値段ヲ超エサルコトヲ條件トス白耳義國舶用炭ノ場合ニ於テハ其ノ價格ハ和蘭國舶用炭ノ價格ヲ超ユヘカラス

鐵道及搬船運賃ハ獨逸國ニ於テ支拂ハルル同種最低率ヲ超ユヘカラス

（ロ）海上引渡ニ對シテハ獨逸港ニ於ケル船渡輸出値段又ハ英吉利港ニ於ケル船渡輸出値段ノ中低廉ナルモノニ依ル

七

關係同盟及聯合國政府ハ石炭四噸ニ對シ骸炭三噸ノ割合ヲ以テ石炭ノ代リニ冶金用骸炭ノ引渡ヲ要求スル

コトヲ得

八

獨逸國ハ本條約實施後三年間毎年左記生産品ヲ佛蘭西國ニ引渡シ且鐵道又ハ水路ニ依リ佛蘭西國境迄之ヲ輸送スルコトヲ約ス

「ベンゾール」	三萬五千噸
「コールタール」	五萬噸
硫酸安母尼亞	三萬噸

「コールタール」ノ全部又ハ一部ハ佛蘭西國政府ノ選擇ニ依リ之ニ相當スル數量ノ輕油、重油「アンスラシーン」「ナフタリン」又ハ「ピッチ」ノ如キ乾溜生産品ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

九

骸炭及前項記載ノ物品ノ價格ハ發送及佛蘭西國境又ハ獨逸港迄ノ運送ニ關スル一切ノ條件カ同種生産品ニ付獨逸國民ニ許容セラルル最有利ナルモノナル場合ニ於テ獨逸國民ノ支拂フモノト同額タルヘシ

十

前記ノ選擇權ハ賠償委員會ノ仲介ヲ經テ之ヲ行使スヘシ該委員會ハ之ニ關スル特別規定ニ依リ手續、生産品ノ品質及數量、石炭ニ代リ得ヘキ骸炭ノ數量竝引渡及支拂ノ時期及方法ニ關スル一切ノ問題ヲ決定スル權能ヲ有ス委員會ハ獨逸國政府ニ對シ右選擇權ノ通告ヲ爲スニ當リ千九百二十年一月一日ヨリ後ニ於テ行ハルヘキ引渡ニ付テハ少クトモ百二十日前、本條約實施後千九百二十年一月一日前ニ於テ行ハルヘキ引渡ニ付テハ少クトモ三十日前ニ豫告スヘシ千九百十八年十二月二十五日ノ議定書（千九百十八年十一月十一日ノ休戰條約第六條ノ施行）ノ規定ハ獨逸國カ本規定中ニ揭クル要求ヲ接受スル迄其ノ效力ヲ有ス七及八ニ依リ付與セラレタル代物要求權ノ行使ニ付獨逸國政府ニ與フヘキ豫告ハ賠償委員會ニ於テ充分ト認ムル期間ヲ存スヘシ委員會前記選擇權ノ全部ノ行使ヲ以テ獨逸國ノ産業上ノ需要ヲ過當ニ阻礙スヘシト認メタルトキハ引渡ノ延期又ハ取消ヲ爲シ且之ニ伴フ優先ニ關スル一切ノ問題ヲ決定スルノ權限ヲ有ス但シ破壞セラレタル炭鑛ノ石炭ヲ代償スヘキ石炭ハ他ノ引渡ニ對シ優先スヘシ

第六附屬書

一

獨逸國ハ本條約實施ノ日ニ於テ獨逸國ニ現存シ又ハ其ノ管理ニ屬スル各種染料及化學藥品貯藏額總量ノ各百分ノ五十ヲ超エサル範圍内ニ於テ委員會ノ指定スル數量及種類ノ染料及化學藥品ヲ引渡スコトヲ賠償ノ一部トシテ獨逸國ニ要求スルノ選擇權ヲ賠償委員會ニ許與ス

右選擇權ハ委員會ニ於テ其ノ必要ト認ムル貯藏額明細書ヲ受領シタル後六十日以内ニ之ヲ行使スヘシ

二

獨逸國ハ更ニ本條約實施ノ日ヨリ千九百二十年一月一日ニ至ル期間及爾後千九百二十五年一月一日ニ至ル迄毎六月ノ期間各前六月間ニ於ケル獨逸國ノ全産額ノ百分ノ二十五ヲ超エサル限度ニ於テ各種特定ノ染料及化學藥品ヲ引渡スコトヲ要求スルノ選擇權ヲ賠償委員會ニ許與ス委員會上記各前六月間ノ生産額カ普通ノ生産額ヨリ少カリシコトヲ認ムルトキハ何レノ場合ニ於テモ其ノ要求額ヲ普通生産額ノ百分ノ二十五ト爲スコトヲ得

右選擇權ハ委員會ニ於テ其ノ必要ト認ムル形式ヲ具フル生産明細書ヲ受領シタル後四週間以内ニ之ヲ行使スヘシ該明細書ハ毎六月ノ期間滿了後直ニ獨逸國政府ヨリ之ヲ提出スヘシ

三

一ニ依リ引渡サレタル染料及化學藥品ノ價格ハ其ノ戰前ノ純輸出價格及爾後ノ生産費增加ヲ參酌シテ委員會之ヲ決定ス

二ニ依リ引渡サレタル染料及化學藥品ノ價格ハ其ノ戰前ノ純輸出價格及爾後ノ生産費變動又ハ他ノ購買者ニ對スル同種染料及化學藥品ノ最低純賣價ヲ參酌シテ委員會之ヲ決定ス

四

選擇權行使及引渡ノ方法及時期其ノ他ノ一切ノ細目竝本協定ノ下ニ發生スル他ノ一切ノ問題ハ賠償委員會之ヲ決定ス獨逸國政府ハ委員會ニ對シ其ノ要求スル一切ノ必要ナル情報其ノ他ノ援助ヲ供與スヘシ

五

前記「染料及化學藥品」ニハ販賣ノ目的ヲ以テ製造スル一切ノ人造染料人造藥品及染色ニ關聯シテ使用セラルル中間生產物其ノ他ノ生產物ヲ含ム本協定ハ規那皮及規那鹽類ニ對シ亦之ヲ適用ス

第七附屬書

獨逸國ハ自己及其ノ國民ノ名ニ於テ主タル同盟及聯合國ノ爲ニ左記海底電信線又ハ其ノ一部ニ關スル各種ノ權利權原又ハ特權ヲ總テ拋棄ス

「エムデン」―「ヴィゴー」　「ドーヴァー」海峽ヨリ「ヴィゴー」沖ニ至ル
「エムデン」―「ブレスト」　「シエルブール」沖ヨリ「ブレスト」ニ至ル
「エムデン」―「テネリッフェ」　「ダンケルク」沖ヨリ「テネリッフェ」沖ニ至ル
「エムデン」―「アゾーレス(一)」　「ドーヴァー」海峽ヨリ「ファヤール」ニ至ル
「エムデン」―「アゾーレス(二)」　「ドーヴァー」海峽ヨリ「ファヤール」ニ至ル
「アゾーレス」―紐育(一)　「ファヤール」ヨリ紐育ニ至ル
「アゾーレス」―紐育(二)　「ファヤール」ヨリ「ハリファックス」ノ經度ニ至ル
「テネリッフェ」―「モンロヴィア」　「テネリッフェ」沖ヨリ「モンロヴィア」沖ニ至ル
「モンロヴィア」―「ローム」　北緯二度三十分絲威西經七度四十分ノ邊ヨリ北緯二度二十分絲威西經五度三十分ノ邊ニ至ル及北緯三度四十八分經度零度零分ノ邊ヨリ「ローム」ニ至ル
「ローム」―「デュアラ」　「ローム」ヨリ「デュアラ」ニ至ル

「モンロヴィア」―「ベルナンブコ」　「モンロヴィア」沖ヨリ「ベルナンブコ」沖ニ至ル
「コンスタンティノープル」―「コンスタンザ」　「コンスタンティノープル」ヨリ「コンスタンザ」ニ至ル
「ヤツブ」―上海「ヤツブ」―「グァム」及「ヤップ」―「メナド」(「セレベス」)　「ヤツブ」島ヨリ上海ニ「ヤップ」島ヨリ「グァム」島ニ及「ヤップ」島ヨリ「メナド」ニ至ル

前記各海底電信線又ハ其ノ一部ニシテ私有ニ屬スルモノニ對スル價額ハ相當ナル減價見積額ヲ控除シタル原經費ヲ基礎トシテ計算シ賠償計算ニ於テ之ヲ獨逸國ノ貸方ニ計上スヘシ

議定書

本日附ヲ以テ署名ノ條約中或條項ノ履行條件ヲ明確ナラシムル爲締約國ハ左ノ通約定ス

一　(省略)

二　獨逸國カ第百五十六條第二項ニ揭クル鐵道及鑛山ニ付獨逸國民ノ有スルコトアルヘキ利益ニ對スル補償トシテ之ニ支拂フヘキ金額ハ賠償ノ名義ノ下ニ獨逸國ノ負擔スル金額ト相殺スル爲同國ノ貸方ニ之ヲ記入ス

(以下省略)

(四)　獨逸以外の諸國との平和條約

一九一九年六月二十八日對獨平和條約の調印終るや、ウイルソン及ロイド、ジョージは巴里を去りたるも、英國のバルフォア(A.J. Balfour)及米國のランシング(R. Lansing)等居殘りて、獨逸國以外の敵國卽ち墺地利國・洪牙利國・勃爾牙利國・土耳古國に對する平和條約を討議し、同年九月に至りて對墺平和條約、同年十一月對勃平和條約に調印し、翌一九二〇年(大正九年)六月對洪平和條約に調印したり。土耳古國に對する平和條約は、當時米國に於てアルメニアの委任統治を引受くべきや否やに關し未だ其の態度を決定するに至らざりし爲め、之を觀望して時日を遷延し、漸く一九二〇年八月十日巴里郊

外セーヴル(Sèvres)に於て調印を了したり(セーヴル條約)。然るにケマル、パシヤを戴くアンゴラ政府は右條約を承認せず、爲に該條約は有名無實の狀態に置かれたるも、降つて一九二三年(大正十二年)ローザンヌ會議を經て漸く對土耳古平和條約の調印を見たり。右の諸條約は世界大戰に結末を與へたる平和會議の重要なる成果の一部を爲すものなれば、次に簡單なる說明を加ふることとすべし。

(イ) 同盟及聯合國と墺地利國との平和條約(サン、ジェルマン條約)

聯合國全權に於て討議中なりし對墺平和條約案成るに及び、之を墺地利國宰相レンナー(K. Renner)に手交したるに、墺國委員は特に其の經濟條項の實行不可能なることを指摘し、之が修正を要求する所ありしを以て、聯合國側に於ては若干の修正を加へ、一九一九年七月二十日再び之を墺國委員に手交したり。斯くて對墺平和條約は同年九月十日に至り巴里郊外サン、ジェルマン(St. Germain)に於て調印を了したるが、本條約も對獨平和條約と同樣前文を揭げ、之に次ぐに本文を以てし、最後に末文を附したり。而して本文は之を分ちて十四編と爲し、國際聯盟規約、墺地利國の境界、歐洲政治條項、歐羅巴以外に於ける墺地利國の利益、陸軍海軍及航空條項、俘虜及墳墓、制裁、賠償、財政條項、經濟條項、航空港、水路及鐵道、勞働、雜則の順に之を規定し、各編多くは數款又は數章に分れ、全文三百八十一條より成るものなるが、更に若干の附屬書を附し、其の規定する所範圍頗る廣汎なり。右條約は本邦に於て大正九年十月十三日批准を了し、翌十四日公布せられたるが、煩を避けて玆には省略に附す。

(ロ) 同盟及聯合國と勃爾牙利國との平和條約(ヌイイー條約)

勃爾牙利國との間に於ける平和條約は、一九一九年十一月二十七日巴里市內ヌイイー(Neuilly)に於て調印せられたるが、本條約も他の平和條約同樣前文、本文、末文より成り、本文は之を分ちて十三編と爲し、國際聯盟規約、勃爾牙利國の境界、政治條項、陸軍海軍及航空條項、俘虜及墳墓、制裁、賠償、財政條項、經濟條項、航空港、水路及鐵道、勞働、雜則の順序に規定を設け、各編多くは數款又は數章に分れ、全文二百九十六條を算し、更に若干の附屬書を附したり。右條約は本邦に於ては大正十年五月二十五日批准を了し翌二十六日公布せられたるが、煩を避けて玆には省略に附す。

(ハ) 同盟及聯合國と洪牙利國との平和條約(トリアノン條約)

對墺平和條約は一九一九年九月十日調印せられたるが、此の時既に墺洪帝國は分裂解體し居りしを以て、改めて洪牙利國との平和條約を締結するの要を生じ、一九二〇年(大正九年)六月四日トリアノン(Trianon)に於て調印を了したり。本條約は他の平和諸條約と同樣前文、本文、末文とより成り、本文は之を分ちて十四編と爲し、國際聯盟規約、洪牙利國の境界、歐洲政治條項、歐羅巴以外に於ける洪牙利國の利益、陸軍海軍及航空條項、俘虜及墳墓、制裁、賠償、財政條項、經濟條項、航空港、水路及鐵道、勞働、雜則の順序に規定を設け、各編多くは數款又は數章に分れ、全文三百六十四條より成り、更に若干の附屬書を附したり。本條約は本邦に於ては大正十年七月十九日批准を了し、同二十六日公布したるが玆には之を省略に附す。

(ニ) 土耳古國との平和條約

前述の如く一九二〇年八月同盟及聯合國と土耳古國との平和條約成立したるも、土耳古のアンゴラ政府之を承認せざる爲め該條約は全く有名無實となり、爲に聯合諸國の土耳古國に對する平和確立せらるるに至らざりしが、一九二三年(大正十二年)ローザンヌ(Lausanne)に會議開催せらるるに當り、土耳古國との平和を確立するの目的を以て日、英、佛、伊、希、羅及セルブ、クロアート、スローヴェーヌの七國

と土耳古國との間に平和條約の調印を見たり。該條約は一九一四年以來東方を攪亂したる戰爭狀態を決定的に終了せしめ、相互國民の共同の福祉に必要なる友好及通商の關係を恢復せんとの希望を以て調印せられたるものにして、他の平和條約の如く制裁及賠償等の規定を設けず。卽ち本條約は前文と本文とより成り、本文は五編に分れ、政治條項・財政條項・經濟條項・交通手段及衞生事項・雜則の順に規定を設け、更に各編を數款に分ち、全文百四十三條より成り之に二の附屬書を附す。右は本邦に於ては大正十三年五月三十一日批准を了し、同年八月十六日公布せられたり。

第四節　平和克復後の國際會議

第一款　サン、レモ會議

(一)　會議の目的

ヴェルサイユ平和條約の規定に基き、獨逸國の支拂ふ賠償總額を決定し、更に賠償支拂の受領・賣却・保有・分配等賠償問題全般の管理及處理を爲すの目的を以て賠償委員會設立せられしが、賠償總額の決定及賠償分配方法等の如き重大にして複雜なる問題は、其の決定が緊急を要するものたるに拘らず、賠償委員會の財政專門家會議に於ては到底之を決定するを得ずして遷延したり。會〻英國のロイド、ジョージは平和條約が未解決の儘殘したる右の重要問題を決定すべき會議を開催せんとする提議を爲せしが、主要聯合諸國の首腦者等も之に贊意を表し、其の機運を作るに努力する所ありたり。抑〻賠償委員會の委員は平和條約第八編第一款第二附屬書の規定する所に依り、日・米・英・佛・伊・白・セルブ、クロアート、スロヴェーヌ等七箇國の任命する委員各一名、及び之等委員の疾病又は缺席の場合の爲に之に代る副委員各一名を以て構成し、議事に參與し表決權を行使するものは常に五國に限るものとす。而して米・英・佛・伊の四國委員は一切の場合に出席し得るも、其の他の三國委員は或一國が出席する時は他の二國は出席し得ざるものとし、更に右の三國委員中白國委員は廣く一般的問題に參加し得るも、セルブ、クロアート、スロヴェーヌ國委員は墺・洪・勃國に關する問題、日本委員は海上損害問題及日本に利害關係ある第二百六十條に規定する支那國等に於ける獨逸國の公共又は特許事業の權利の處分に因り發生したる問題の審議の場合にのみ參加し得るものとせられたり。從つて賠償委員會は實際上、佛・英・伊・白の四箇國委員より成り、而もポアンカレー(R. N. L. Poincaré)を議長とする右の委員會は、常に佛國の意志を代表するかの觀を呈し、爲に賠償問題の解決を却つて困難に陷らしむる事情に在りたり。さればロイド、ジョージの提唱は佛國の對獨斷壓政策を緩和し、賠償問題解決の爲に各國の協調を求めんとする意圖より出でたる事は明かなる所なり。斯くて機熟し一九二〇年(大正九年)四月十九日より伊國サン、レモ(San Remo)に於て最高會議開催せらるることとなれり。

(二)　會議の經過

會議に出席したる主要參加國は日・英・佛・白・伊の諸國にして、會議は四月十九日より同月二十六日迄八日間開會せられしが、會議中最も重要なりしは四月二十五日の會議に於けるロイド、ジョージの所論なりとす。彼は軍備撤廢及賠償問題に就き何等讓歩を爲すべからざるは勿論なるも、獨逸國を援助し其の信用を恢復せしめ、且つ原料を獲得せしめ以て工業を再興せしめざる限り、其の賠償義務を履行せしむる事不可能なる所以を說明し、獨逸人を本會議に招致し腹藏なき意見を交換することの

必要なる旨強調したり。更に彼は此の趣旨に依り英·佛兩國の協同作成に係る覺書を獨逸國に送るべき事を述べ、且之と同時に佛國側に於て獨逸國の條約不履行を口實として何等獨逸國領土の獲得を圖るが如き意思なき事を、獨逸國に對し宣明することの必要なる旨を附言したり。

ロイド·ジョージの右の所論より見ても明かなる如く、英國は獨逸國に對し比較的寬大なる態度を持したるに、佛國の對獨態度は從來極めて峻嚴にして、些少の讓歩もなし得ざることを主張し來りたるものなり。されば本會議に於ても英佛協調の一致點を見出すこと困難なるべきを豫想せられしに、ロイド·ジョージの右の提案に對し、ミルラン(A. E. Millerand)佛國首相は佛國は何等領土獲得の意思なきを以て之を公に宣言するに吝かならざること、及獨逸國に對する英佛協同作製覺書に就ても協議に應ずる用意ある旨述べたるを以て、斯くて對獨通告案に對する英·佛の意見は辛うじて一致するに至り、英·佛兩國の作製せる案を基礎とし、之に日·伊·白三國意見を述べ、字句に多少の修正を加へたる上對獨通告案決定せられたり。

(三)　會議の成果

本會議の唯一の收穫は對獨通告案を決定したることとなるが、其の內容は大要左の如し。

『獨逸は賠償に關する債務を確定し、或は其の全額査定の提議を爲す爲め、何等條約議定書に規定せられたるが如き措置を講ぜず、將又獨逸は其の債務の期間滿了に際し如何に之を辨濟すべきかに關しても、何等考慮を加へ居らざるものの如し。

聯合國は獨逸政府の窮況を知らざるに非ず。依つて必ずしも字句通りに條約を解釋せむことを强ふるものに非ず。然れども聯合國は際限なくヴェルサイユ條約の違背行爲を許容すること能はず。條約は必ず之を履行し、之を以て常に獨逸と聯合國間の關係の基礎たらしめざるべからず。且條約の實施を確保する效果を有すべき有ゆる手段を講じ、必要の場合には此の上獨逸領土を占領するの擧にすら出づべき決心なることを宣言するに一致せり。他方に於て何等獨逸國領土の如何なる部分をも併合するの意嚮無きを宣言す。』

聯合國は右の如き通告を獨逸國に發し、以てヴェルサイユ平和條約の履行を迫りしが、本會議の成果として擧ぐべきは僅に英·佛兩國の協同したる點のみに止まりたり。

第二款　ハイス會議

サン·レモ會議に於て對獨通告案を決定し、之を獨逸國政府に通告したるは前述の如くなるが、佛國政府は自國の財政上より又其の他の關係よりして賠償問題を速に解決するの要あり、斯くて獨逸國代表を一九二〇年(大正九年)五月二十六日スパに招致して賠償問題を協議することとなりしが、其の準備として先づ英國と賠償金總額に就き妥協的折衝を遂ぐる機會を求めつつありたり。會ロイド·ジョージは南英フォークトン(Folkton)近郊ハイス(Hythe)に轉地中なりしが、佛國首相及藏相は相携へてハイスに赴き、前後二回(五月十五日及六月十九日)に亙りて豫備的交涉を爲したり。

然るに賠償金總額の決定に於て佛國は千二百億金麻說を、英國は千億金麻說を固執して讓らず、加之佛國は占領軍維持及佛·白兩國荒廢地復舊の爲に優先權を要求し、英國之に反對する等、結局協議不調に終るに至れり。從つてハイス會議に於て釋明せられたる事實は賠償金總額決定に關する英佛の見解の不一致にして、歐洲の癌たる賠償問題は依然として未解決の儘殘さるることとなり、當時賠償委員會議長たりしボアンカレーは、此の協議不調に憤激して其の職を辭したり。

ハイス會議は英·佛間の賠償金總額決定問題を廻る小會議にして、一見重要ならざる如くなるも、戰

後の國際會議は主として賠償問題を廻る會議にして、此の意味に於ては本會議も又除外するを得ざるものなり。

第三款　ブローニュ會議

ハイス會議不調に終りし當時英佛間に賠償金分配の割合（佛國五五%、英國二五%）既に決定せりとの風評行はれつつありしが、斯くの如き情勢下に於て獨逸國代表をスパに招致し賠償問題を議するは却つて事態を紛爭に導く恐ありたり。されば英佛兩國首相は五大國及白耳義國と相會し、スパ會議の豫備的折衝を爲し、以て獨逸賠償金總額竝各國間の分配割合等に關する聯合國側の意見を一致せしめんとし、一九二〇年（大正九年）六月二十一日北佛ブローニュ（Boulogne）に會議を開きたり。

本會議に參加したるは英佛兩國の外、日伊白諸國の代表にして、會議劈頭英佛兩國專門家の作製に係る覺書卽ち賠償問題解決案提出せられたり。右の覺書に依れば獨逸國の支拂ふべき賠償金額は一九二一年五月一日以降毎年三十億麻宛、四十二年間を以て合計千二百六十億麻、更に附加的割賦金として一九二六年五月一日以降最初の五年間は毎年三十億麻、其の後三十二年間に亙りて毎年四十億麻、合計千四百三十億麻を支拂ふことを要し、從つて賠償金額竝割賦額の合計額は二千六百九十億麻となるものなり。尙右の覺書は獨逸國をして覺書所定の支拂を履行せしむる爲めに賠償委員會の任務及權限を定め、更に獨逸國に於て同意すべき條件をも定むる所ありしが、次に右覺書の全文を掲記すべし。

一、獨逸の債務總額は左の如くにして決定せらるべし。

（一）占領軍隊の經費

（二）白耳義戰時債務の支拂額を含める賠償額

（イ）一九二一年五月一日より起り向ふ四十二年間（毎年二期に支拂ふ）年賦金額三十億麻

（ロ）右の外追加年賦金額として一九二六年五月一日より起り向ふ三十七年間（毎年二期に支拂ふ）に左の支拂を爲すべし。

1　一九二六―二七年より一九三〇―三一年の間（五年間）に於ては毎年三十億麻

2　其の後の三十二年間に於ては毎年四十億麻

同時に賠償委員會は追加年賦金の總額中、一九二六―二七年乃至一九三〇―三一年中には毎年最高二十億麻迄、又其の後の三十二年間に於ては毎年三十億麻を最高限として繰越すべき權能を有すべし。繰越されたる各金額の總額は依然債務總額を構成する不可能の部分たるべきものとす。

賠償委員會は支拂猶豫の許可せられたる場合には、世界の金利竝獨逸の支拂能力を考慮し、猶豫金額に對し衡平なる利率に依る利子及び其の支拂條件等を定むるの權能を有すべし。

利子を放棄するか又は市場利率以下の利子を徵するが如き決議を爲すに當りては、附屬書第二、十二及十三に定められたる條件に準據すべし。

二、獨逸は何時たりとも期日前支拂を爲すことを得。賠償委員會は之を其の後の年賦金の減額に適用すべし。此の場合には將來の年賦金額は左記利率を以て還元したる金額丈之が償却ありたるものと爲す。

一九二二年五月一日迄	八　分
一九二二―二三年	七分五厘
一九二三―二四年	七　分
一九二四―二五年	六分五厘
一九二五―二七年	六　分

一九二七―二八年

同時に又賠償委員は世界の金利と獨逸が借入に提供し得べき條件とを考慮して、一九三〇年五月一日迄豫想の各支拂に適用せらるべき還元率を決定することを得べし。

三、獨逸は下記第六項に規定せる條件を以て、全力を盡して數回の公債を發行することを約すべし。該公債の支拂に對しては可及的速かに其の債務總額を償却するの趣旨を以て、賠償委員會は同國に對して出來得る限りの援助を與へて其の便利を圖るべし。

第二百四十八條の適用に際して、賠償委員會は獨逸に對し帝國及聯邦諸國の資産又は使用し得る資源(關稅を含む)にして、公債の成功を助くるに足ると思はるるものは、之を公債の擔保に指定するの權を授くべし。

四、賠償委員會は獨逸が之等の公債より得べき收入の二割内を以て自國内の必要を充し、且中立國債權者に對する債務の支拂を爲すため、留保することを許可し得べし。

五、獨逸は獨逸政府も、獨逸聯邦諸國政府も、地方自治體も、其の他の公共的企業團體も、賠償委員會の許可なくしては直接にも間接にも、外國市場に於て信用取引を行はざるべき事を約すべし。

六、此の目的を以て賠償委員會は獨逸外債委員會を設くべし。

該委員會は既に賠償委員會中に代表せられたる諸國の代表者の外に中立國及獨逸の代表者を含むべし。

而して該委員會は獨逸内に設置せらるるものとす。

七、本契約の完全なる履行を保證する爲に獨逸は左の件に同意す。

(イ)三箇月内に獨逸の工業證券又は他の有價證券を提供すること。但し該有價證券は賠償委員會の承認せるものに限り、又執れの場合にも既に發行されたる相場表に登載せられたる證券たるべし。賠償委員會は右寄託すべき證券の總額を、工業證券に就ては五十億麻内に於て決定し、又獨逸政府より申込ある場合には擔保を構成すべき證券表を定むべし。若し獨逸が之等の支拂を行ふこと能はざる場合、又は本契約の義務を履行する能はざる場合には、賠償委員會は獨逸の損失をも顧みず之を賣却し、此の賣却代金の純收入の全部又は一部は之を本條項の貸方として計上すべし。

(ロ)行政又は立法執れの方面の改革と雖も、關稅の收入を減少せしむる如きものは豫め賠償委員會の承認なくして之を行はざること。

(ハ)獨逸關稅收入全體は賠償委員會の任命せる獨逸關稅徵收長官の名に於て獨逸政府の勘定として記入せらるべし。

(ニ)獨逸が本契約所定の支拂を怠ることある場合には、獨逸關稅徵收長官の手中に存する獨逸關稅收入の全部又は一部は賠償委員會の手に移し、以て支拂を完成せしむべし。

獨逸が上說第三、第五及第七に於て以上の承認を行へる以上聯合國政府は獨逸が平和條約の義務を履行し、上記條項の契約を實行する場合には、獨逸の財政經濟生活に多大の干渉を爲す權能を附與するヴェルサイユ條約第八、第九、第十編の條項の强行を要求する如きことなかるべし。

右の覺書中に於て定められたる賠償金總額二千六百九十億金麻に就ては各國とも異議なく大體意見の一致を見たるも、聯合國側の分配率に關しては、英佛側の意嚮は佛國五五%、英國二五%、伊太利一〇%、セルブ、クロアート、スロヴェーヌ七%等にして其の殘餘たる約三%を他の諸國に分配すべしと云ふに在りて、右は特に佛國の强硬に主張する所なりしも、之に對して伊太利國の反對ありし爲め本問題に關する聯合國側の意見は遂に一致を見るに至らざりき。玆に於て各國代表は尚十分の協調を遂ぐる目的を以て、專門家の財政交涉委員會を早速巴里に開催すべきこと、竝にスパ會議以前にブラッセルに於て更に聯合國最高會議を開く事を決定して散會したり。

第四款　ブラッセル會議

ブローニュ會議の申合せに依る財政交渉委員會議は一九二〇年（大正九年）六月二十八日より巴里に於て開催せられしが、分配率決定の標準に資する目的を以て要求したる諸國損害額計算書の提出も出揃はず、且つ又斯る計數を以て分配の基礎とする事の不可なるを論ずる者もありて、何等の決定も見るに至らざりき。斯の如き狀態にも拘らずブローニュ會議の申合もあり、同年七月二日よりブラッセル（Brussels）に聯合國最高會議開催せられたり。

本會議に於ても分配率は決定するに至らざりしが、當時の情報に據れば、英・佛首相の間に於ては右に關し大體の了解成立（佛國五二%英國二二%）したるものの如く、從て來るべきスパ會議に於て分配率を決定するの基礎は玆に築かれたるものの如し。

第五款　スパ會議

（一）會議の目的

サン、レモに於ける最高會議は既述の如く對獨通告案を決定し、之を獨逸國に通告したるのみにて賠償問題に關しては何等歩を進むる所なかりき。抑サン、レモ會議は同盟主腦國たる英・佛間の協調的精神なくしては賠償問題の進展期すべからざるを認め、元來不一致なりし英・佛の歩調を強ひて協調一致せしめんとしたるものにして、右會議後もロイド、ジョージは英・佛の協調を提唱し來りしが、彼は更に獨逸國をして賠償義務を履行せしむるには、獨逸國の信用を恢復せしめ、原料の獲得を容易ならしめ、進んで工業を再興せしめざるべからざる所以を強調し、之が實現の爲め獨逸人を賠償會議に招致し、腹藏なき意見を聽取する要ある事を主張したり。其の所論に對しては佛國も遂に同意するに至り、本次の會議に於ては獨逸國代表を招致することとなりたり。

本會議は平和克復後に於ける最初の彼此直接交渉會議にして、賠償問題の外に軍備撤廢・石炭供給・戰爭責任者處罰・ダンチッヒ自由市問題等に就ても審議するの豫定を以て、一九二〇年（大正九年）七月五日より白耳義國の東境スパ（Spa）に於て最高會議開かれたり。

（二）會議の經過

本會議に參加したるは日・英・佛・伊・白・葡・獨にして帝國政府代表として珍田捨巳出席せり。而して賠償問題に關しては聯合國側の意見は之を積極的に呈示する事なく、專ら獨逸國側の意見を聽取することとし、其の細目は總て之を賠償委員會に附託したるが、石炭供給問題に關しては初め聯合國側より採掘資金を融通し、同時に每月二百萬噸宛六箇月間供給せしむる事に決定したり。

獨逸國外相シモンズ（W. Simons）は賠償計畫案覺書及荒廢地方復舊案を提出し、右二案は賠償委員會に回附せられしが、賠償委員會は獨逸國代表の說明を求めしのみにて何等の決定に至らず、斯くてスパ會議も又賠償金總額を決定するに至らざりき。

（三）會議の成果

本會議は賠償金總額を決定するに至らざりしも、從來行惱みつつありし聯合國間に於ける賠償金分配率を決定するに至り、賠償史上特記すべき事蹟を殘したり。卽ち同年七月十六日調印せられたるスパ協定之にして、該協定は賠償問題の其の後の經緯にも拘らず長く其の效力を保ち、賠償問題解決の基礎を爲したり。右協定は本邦に於ては大正十四年三月外務省告示第二十五號を以て之を公布したるが、次に其の全文を揭ぐべし。

獨逸國、墺地利國、洪牙利國及勃牙利國トノ平和條約及補充協定ノ適用ニ關スル或種ノ問題ヲ解決スル爲ノ同盟國間ノ協定（一九二〇年七月十六日「スパー」ニ於テ調印大正十四年三月五日外務省告示第二十五號）

白耳義國、佛蘭西國、大不列顛國、伊太利國、日本國及葡萄牙國ノ政府ハ平和條約及補充協定ノ適用ニ關シテ生スル或種ノ問題ヲ其ノ相互間ニ速ニ解決スルコトノ全般ノ利益タルヲ認メ夫々下名ヲ代表トシ左ノ事項ヲ協定セリ

第一編

第一條

賠償トシテ獨逸國ヨリ受クル金額ハ「ヴェルサイユ」條約第二百三十七條ニ從ヒ左ノ割合ヲ以テ之ヲ分配ス

英帝國	百分ノ二十二
佛蘭西國	百分ノ五十二
伊太利國	百分ノ十
日本國	百分ノ〇·七五
白耳義國	百分ノ八
葡萄牙國	百分ノ〇·七五

百分ノ六·五ハ希臘國、羅馬尼亞國、「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國及賠償ヲ受クル權利アルモ本協定ノ署名國タラサル其ノ他ノ國ニ之ヲ留保ス

第二條

賠償トシテ墺地利國、勃牙利國及洪牙利國ヨリ受クル總額竝ニ千九百十九年九月十日及十二月八日ノ協定ニ基キテ伊太利國、「チェッコ、スロヴァキア」國、羅馬尼亞國及「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國ヨリ受クル金額ハ左ノ如ク之ヲ分配ス

（イ）半額ハ第一條ニ揭ケタル同盟國政府間ニ同條ニ定メタル割合ヲ以テ之ヲ分配ス

（ロ）他ノ半額ノ內百分ノ六十ハ伊太利國之ヲ受領シ百分ノ六十ハ希臘國、羅馬尼亞國、「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國及賠償ヲ受クル權利アルモ本協定ノ署名國タラサル其ノ他ノ國ノ爲ニ之ヲ留保ス

第二編

第三條

同盟國政府ハ「ヴェルサイユ」條約第二百三十一條及第二百三十二條ニ基キ獨逸國ノ負擔スル債務ノ總額ヲ決定スルコト竝左記事項ヲ內容トスル協定ヲ基礎トシテ右債務ノ支拂方法ヲ規定スルコトノ全般ノ利益タルヲ承認ス

（一）獨逸國ノ支拂フヘキ年次金ノ決定

（二）右年次金ノ一部又ハ全部ノ割引支拂ニ依リ獨逸國カ期限前ニ債務ヲ免レ得ヘキコト

（三）獨逸國ノ國內需要及同盟國ニ對スル債務ノ迅速ナル履行ニ充テラルヘキ公債ノ獨逸國ニ依ル發行

同盟國政府ニ此ノ種ノ協定ヲ容易ナラシムルニ適當ナリト思惟スル措置ヲ共ニ直ニ執ラムトスルノ意嚮ナルコトヲ宣言ス

第三編

第四條

（一）賠償委員會ハ各同盟國ニ付左記形式ヲ以テ千九百二十一年五月一日現在ノ勘定一覽表ヲ調製スヘシ

千九百二十一年五月一日

貸方	借方
（イ）千九百二十一年五月一日迄ノ占領軍ノ費用	（ニ）占領軍費用ニ充ツル爲受領シタル金額
（ロ）千九百十八年十一月十一日以前ニ於テ白耳義國ニ貸出タル金額竝之ニ對スル千九百二十一年五月一日迄ノ利子	（ホ）「ヴェルサイユ」條約第二百三十八條ニ依ル還付ヲ除キタル千九百二十一年五月一日迄ノ實物引渡ノ價格

（ハ）賠償債權ノ現在價額

（ヘ）「ヴェルサイユ」條約第二百四十三條ニ依リテ獨逸國ノ貸方ニ計上スヘキ金額但シ第十編（經濟條項）第三款及第四款ニ規定セラルル最終殘額竝本協定第五條（甲）ニ依リ白耳義國ノ優先權ヲ滿足セシムル爲振當ラルル額ヲ除ク

獨逸國ノ賠償支拂カ割引シ得ヘキ年次金又ハ定期金ヨリ成ルトキハ各國ノ賠償債權ノ現在價格トシテ前記（ハ）ニ掲クヘキ金額ハ年次金又ハ定期金中該國ニ割當ラレタル取分ヲ五分タケ割引シテ之ヲ定ムヘシ但シ前記取分カ元本トシテ決定セラレタル例外ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

（ヘ）ニ記載セラルヘキ額カ勘定一覽表調製ノ時未タ確定セサル場合ニ於テハ賠償委員會ハ右ノ額ヲ見積リ記入スヘシ右ノ額カ確定シタルトキハ同委員會ハ該勘定ニ對シ必要ナル修正ヲ加フヘシ

（二）前記勘定一覽表ニ於テ貸方（イ）（ロ）及（ハ）ノ全額ヨリモ（ニ）（ホ）及（ヘ）ノ金額カ多額ナルコト明カト爲リタル國アルトキハ賠償委員會ハ該國ニ對シ其ノ超過額ヲ通告スヘク而シテ該國ハ通告ノアリタル日ヨリ三月以內ニ其ノ超過額ヲ賠償委員會ニ拂戻スヘシ

（三）一切ノ場合ニ於テ又前記拂戻ノアリタル場合ニモ借方（ニ）（ホ）及（ヘ）ノ貸方（イ）ニ對スル超過額ハ左ノ目的ノ爲ニ之ヲ保留ス

（イ）白耳義國ニ付テハ右超過額ハ二十五億金貨「法」ノ優先權ニ對スル支拂ノ一部ト看做サルヘシ

（ロ）白耳義國以外ノ各同盟國ニ付テハ右超過額ハ後ニ規定シタル方法ニ依リ拂戻サルヘキ前拂金ト看做サルヘシ之ニ對シテハ年五分ノ利子ヲ附スヘク該利子ハ第四項ニ掲ケタル特別利子勘定ノ貸方ニ計上セラルヘシ

前記ノ前拂金トシテ取扱ハルヘキ金額ハ獨逸國ノ債務不履行ノ場合且五年間賠償委員會ヲシテ本協定第三條（三）ニ記載セル獨逸國公債ノ全部又ハ一部ノ支拂ニ充テシムル目的ヲ以テ之ヲ臨時保留資金ト爲スヘシ

右目的ノ爲各國ニ對スル右金額ハ之ヲ五等分シ其ノ一ヲ五年間ノ各年ニ割當ツヘシ或年度ノ割當金額カ獨逸國公債ノ支拂ノ爲ニ必要ナラサルトキハ左ノ目的ノ爲ニ左ノ順序ニ從テ之ヲ使用スヘキモノトス

（1）占領軍ノ費用トシテ當該國ニ對シ獨逸國カ支拂フヘキ額ノ支拂

（2）白耳義國カ千九百十八年十一月十一日以前ノ借入金ニ付當該國ニ對シ支拂フヘキ額（元本及利子）ノ支拂

（3）當該國ニ對シテ獨逸國ノ支拂フヘキ年次金アル場合ニハ該年次金ノ支拂

（4）伊太利國及日本國ニ關シテハ右二國ニ對スル年次金ノ將來ノ割賦金前拂（最近ノ割賦金ヨリ開始ス）

但シ右二國ト賠償委員會トノ間ニ於テ隨時協定スヘキ五分ヲ下ラサル割引率ニ依ル

上記ノ目的ノ爲必要ナラサル殘額全部ハ第一條ニ定メタル割合ヲ以テ同盟國間ニ分配スル爲之ヲ賠償委員會ニ拂込ムヘシ

（四）各國ニ付特別利子勘定ヲ設クヘク（三）ニ擧ケタル前貸金ノ利子ハ千九百二十一年五月一日後右勘定ニ之ヲ拂込ムヘシ右勘定ノ貸方殘額ハ第一條ニ定ムル割合ヲ以テ白耳義國以外ノ各國間ニ之ヲ分配スヘシ

第五條

獨逸國ニ對スル債權者タル各國カ第三條ニ掲ケタル公債ノ成功ヲ確保スル目的ヲ以テ全般ノ利益ノ爲ニ爲シタル犧牲ニ顧ミ且同盟國間ニ於ケル財政上ノ整理ノ困難ヲ避クル目的ヲ以テ白耳義國ハ千九百十九年六月十六日ノ協定ニ基ク優先權ニ依リ同國ノ受領スヘキ二十五億金貨「法」ノ金額カ左記ノ條件ニ依リテ確保セラルヘキコトヲ承認シ仍テ締約國ハ玆ニ之ヲ協定セリ

白耳義國ハ本協定第四條ニ定ムル所ニ從ヒ千九百二十一年五月一日前ニ受領シタル實物ノ引渡竝獨逸國ノ權利及利益ノ讓渡ニ依リ生シタル超過額ヲ保有ス二十五億金貨「法」中ノ殘額ハ第四條ニ依リ支拂ハレサル占

領軍ノ費用ノ支拂アリタル後且白耳義國ニ認メラレタル優先權ノ滿足セシメラルル迄左ノ方法ニ依リ支拂ハルルモノトス

(甲)　千九百二十一年五月一日ニ至ル迄ハ第二百四十三條ニ依リ賠償委員會ノ受領スル一切ノ現金支拂額殊ニ左ノ項目ノ下ニ受領セラルル金額ヨリ

(一)「ヴェルサイユ」條約第二百四十三條ニ揭ケタル實物引渡又ハ獨逸國ノ權利若ハ利益ノ讓渡ヲ受ケタル同盟國カ第四條ニ規定スル條件ノ下ニ爲スヘキ拂戻但シ右拂戻ハ當該國ノ占領軍ノ費用損害賠償及千九百十八年十一月十一日迄ノ白耳義國ニ對スル貸出金ノ償還ニ基キ當該國ノ獨逸國ニ對シ有スル債權額ヲ超過スル額ニ於テ之ヲ爲スモノトス

(二)「ヴェルサイユ」條約第二百九十六條ニ規定シタル清算所ヨリ獨逸國ノ貸方トナレル最終殘額ニ關スル受領竝同盟國カ各自國領域ニ於テ差押ヘタル獨逸國民ノ財產權利及利益ノ清算殘額ニシテ同條約第二百九十七條(チ)ノ規定ニ依リ賠償委員會ニ支拂ハルルモノノ受領

(三)　獨逸帝國又ハ獨逸各邦ノ負擔タル債務ノ一部分ニシテ「ヴェルサイユ」條約第二百五十四條ニ基キ丁抹國(シュレスウィヒ)「チェッコ、スロヴァキア」國及「ダンチッヒ」自由市ニ依リテ引受ケラレタルモノノ支拂

(四)「ヴェルサイユ」條約第二百五十六條ニ依リ獨逸國ノ讓渡地域內ニ於ケル獨逸帝國及其ノ各邦ノ財產及所有物ノ價額ニシテ丁抹國(シュレスウィヒ)「チェッコ、スロヴァキア」國及「ダンチッヒ」自由市ヨリ支拂フヘキモノ

(五)「ヴェルサイユ」條約第二百六十條ニ揭ケタル諸國及諸領土內ニ於ケル公共事業又ハ特許事業ニ關スル獨逸國民ノ權利及利益ノ同條ニ依ル取得

(六)「ヴェルサイユ」條約第百六十九條ニ從ヒ破壞セラルヘキ兵器彈藥軍用材料及機械ノ賣却

(七)「ヴェルサイユ」條約第八編賠償第五附屬書五ノ實行トシテ引渡サレタル獨逸石炭ノ「ルクセンブルグ」國ニ對スル賣却

(八)「ヴェルサイユ」條約第八編賠償第六附屬書ニ揭クル條件ニ基キ獨逸國カ引渡シタル染料及化學藥品ノ賠償委員會ニ依ル分配又ハ賣却

(乙)　千九百二十一年五月一日以後ハ占領軍ノ費用ノ優先支拂ヲ除クノ外獨逸國ノ爲セル一切ノ引渡又ハ支拂ノ價額及其ノ他賠償委員會ノ一切ノ受領額ニシテ分配シ得ヘキモノヨリ

(丙)　下ニ定メタル範圍內ニ於テ第一次(及場合ニ依リテハ第二次以下)ノ獨逸國公債ノ賣却代金中ヨリ白耳義國ハ公債ノ成功ヲ確保セムカ爲ニハ獨逸國ニ對スル債權者ノ成ルヘク多數ヲシテ該公債ノ成功ニ利害關係ヲ有セシメ賣却代金ノ殆ト全部ヲ一國ニノミ留保セサルノ妥當ナルコトヲ承認ス右公債ノ賣却代金中ヨリ獨逸國ノ爲ニ留保セラレタル額ヲ控除シタル後白耳義國ハ必要アラハ賣却代金ノ五割迄ヲ受領スヘシ

(丁)　賠償トシテ獨逸國ノ負擔スル金額ノ支拂カ年次金ノ形式ヲ以テ定メラレタルトキハ優先權ノ理由ニ依リテ白耳義國ニ支拂ハレタル額ハ年次金ノ全部又ハ一部カ割引セラルル場合ニハ該年次金ノ收得額ニ對スル同國ノ取分ヨリ又ハ年次金ノ全部又ハ一部カ割引セラルル場合ニハ該年次金ノ收得額ニ對スル同國ノ取分ヨリ之ヲ控除スヘシ右控除ハ獨逸國ヨリノ受領額ノ現在價格ニ對スル白耳義國ノ取分ヲ本協定第一條ニ依リテ同國ニ割當テラレタル百分率ト一致セシムル如ク之ヲ行フヘシ

第六條

(一)　獨逸國ハ「ヴェルサイユ」條約第八編賠償第三附屬書ニ依リ又墺地利國及洪牙利國ハ「サン、ジェルマン」及「トリアノン」條約ノ該當條項ニ依リ戰爭ノ爲ニ喪失又ハ破損シタル一切ノ商船及漁船ニ對シ噸數對噸數及等級對等級ノ現物代償ヲ受クル同盟及聯合國ノ權利ヲ承認シタルコト竝引渡船舶ノ大部分ハ現實ニ賣却セラレタル後ニ非レハ其ノ公平ナル價額ヲ定ムルコトノ甚タ困難ナルニ鑑ミ左ノ如ク協定セリ

英帝國ニ割當テラレタル船舶ハ千九百二十一年五月一日前ニ賠償委員會之ヲ英國市場ニ於テ英國國民ニ

賣却スヘシ

英帝國ニ割當テラレ又ハ同盟國間ノ協定ニ依リテ後ニ同國ニ讓渡セラルル商船及漁船ニ關シ舊敵國ノ貸方ニ計上セラレ且英帝國ノ借方ニ計上セラルヘキ額ハ右賣却ニ依リテ收得セラレタル實際價額タルヘシ但シ修繕又ハ引渡費用ノ爲必要トナリタル勘定ノ整理ヲ爲スヘシ

他ノ諸國ニ付テハ此等諸國ニ割當テラレ又ハ同盟國間ノ協定ニ基キ後ニ讓渡セラルル商船及漁船ニ關シ其ノ借方ニ計上セラルヘキ額ハ英國市場ニ於ケル各等級ノ同種船舶ノ賣上平均額トス但シ前項ト同樣ノ整理ヲ爲スヘシ

右ノ如ク決定セラレタル價額ハ左記ノ日附ヲ以テ同盟國ノ借方ニ計上シ且關係舊敵國ノ貸方ニ計上スヘシ獨逸國ニ付テハ千九百二十年一月十日其ノ後ノ讓渡船舶ニ付テハ其ノ引渡日墺地利國及洪牙利國ニ付テハ各此等諸國トノ平和條約實施ノ日

前記各日附ヨリ船舶ノ賣却セラレタル日迄又ハ船舶カ千九百二十一年五月一日迄ニ賣却セラレサルトキハ同日迄ノ年五分ノ利子ハ英帝國ニ割當テラレ又ハ讓渡セラルル船舶ニ關シ之ヲ同國ノ借方ニ計上スヘク且第四條ニ揭ケタル特別利子勘定ノ貸方ニ計上スヘシ

他ノ各國ニ付テハ一定總額ヲ利子トシテ其ノ借方ニ計上シ特別利子勘定ノ貸方ニ計上スヘシ右總額ト利子トシテ英帝國ノ借方ニ計上セラルル總額トノ割合ハ該國ニ割當テラレ又ハ讓渡セラレタル噸數全額ノ價額ト英帝國ニ割當テラレ又ハ讓渡セラレタル噸數全額ノ價額トノ割合ト同一ナルヘシ

(二)　船舶ヲ割當テラレタル同盟國カ該船舶ヲ各平和條約實施後ニ於テ使用スルモ之カ爲何等該國ノ借方ニ計上セラルルコトナシ

(三)　讓渡船舶ノ場合ニ於テハ船舶ノ讓受國ハ讓渡セラルル迄ノ佣船料ヲ讓渡國ニ支拂フヘシ右支拂ハ船舶讓受國カ獨逸國、墺地利國又ハ洪牙利國ノ何レカヨリ最モ早ク受領シタル第一回歩合支拂(實物及役務ニ依ル支拂ヲ除ク)中ヨリ右佣船料及船舶讓渡ノ日ヨリ之ニ附セラルル年五分ノ利子ヲ控除シ之ヲ讓渡國ノ受

領スヘキ第一回歩合支拂ニ加フルノ方法ニ依リ爲サルヘシ

(四)　賠償委員會ノ最終ノ噸數割當後白耳義國ハ噸數分配ヲ受クル他ノ諸國ノ取分中ヨリ休戰後白耳義國捕獲審檢所ニ於テ沒收ノ判決ヲ受ケタル船舶ノ噸數ト均シキ噸數迄噸數對噸數割當ヲ爲スニ充分ナル噸數ヲ受領スヘシ右噸數ハ船齡、船型及價格ニ於テ沒收ノ判決ヲ受ケタル船舶ト近似スルコトヲ要ス各讓渡國ノ出捐ハ舊敵國噸數ノ噸數對噸數割當ニ對スル確定請求額ノ割合ニ依ル

白耳義國ニ割當テラレタル船舶及上記ノ如ク讓渡サレタル船舶ノ價格ハ讓渡國カ右出捐ヲ爲シタル割合ニ比例シテ之ヲ讓渡國ノ借方ニ計上スヘシ

同盟國ハ白耳義國補獲審檢所ニ依ル前記船舶ノ沒收宣告ヲ承認セサルヲ以テ白耳義國ハ前記決定ノ有效ナルコトハ之ヲ主張スルモ本條(四)ニ基キ同國ニ讓渡セラルル噸數ヲ考量シ此等船舶ニ對シ前記宣告ヲ理由トシテ如何ナル權利ヲモ要求セサルコトニ同意ス

第七條

沈沒軍艦ノ代償トシテ千九百二十年一月十日ノ議定書ニ依リテ既ニ引渡サレ又ハ引渡サルヘキ輕巡洋艦浮船渠又ハ材料ニ關シテハ何等獨逸國ノ貸方ニ計上スルコトナシ

沈沒セル獨逸國船舶ニシテ既ニ救助セラレ又ハ救助セラルヘキモノニ關シテハ此等船舶割當ヲ既ニ受ケ又ハ受クヘキ總テノ國ハ此等船舶ノ救助費用ヲ負擔シタル國ニ對シ右費用ヲ支拂フヘシ

第八條

「ヴェルサイユ」條約海軍條項ニ基キテ引渡サレタル軍艦及海軍材料ノ賣上金ニ關シテハ何等獨逸國ノ貸方ニ計上スルコトナシ最高會議ノ要求ニ基キ賠償委員會カ既ニ賣却シ又ハ賣却スヘキ海軍材料ヨリ生スル賣上金亦同シ此等ノ金額ハ千九百二十年一月十日ノ議定書ニ基キ引渡サレタル材料ニ付最高會議ノ承認シタル割合ト同一割合ニ於テ之ヲ同盟國間ニ分配スヘシ

第九條

伊太利國ハ「サン、ジェルマン」條約第八編（賠償）第百八十九條及第三、第四及第五附屬書竝「トリアノン」條約ノ該當條項ニ基キテ千九百二十一年五月一日迄ニ讓渡サレタル財產及給付セラレタル役務ノ價額ニ關シ又千九百十九年九月十日調印セラレ千九百十九年十二月八日巴里ニ於テ修正セラレタル伊太利國ノ賠償勘定ニ關スル協定ニ規定セラレタル額ニ關シ伊太利國カ賠償委員會ニ支拂フヘキモノト同委員會ニ於テ決定スヘキ額ニ等シキ額ヲ他ノ一切ノ同盟國ニ優先シテ留保シ之ヲ塡地利國、洪牙利國及勃牙利國カ占領軍及賠償ニ關シ伊太利國ニ支拂フヘキ金額ノ代償ニ充ツルノ權利ヲ有スル仍テ伊太利國ハ前記ノ代償ニ依リ其ノ債務カ消滅セサル場合及範圍內ニ於テノミ前記協定ノ第四條ニ揭ケラレタル債券ヲ發行スルノ義務ヲ負フニ止マル

第十條

本協定ノ條項ハ之ヲ波蘭國ニ適用セス波蘭國カ舊露西亞帝國ノ一部トシテ被リタル損害ノ賠償請求權ハ「ヴェルサイユ」條約第百十六條及「サン、ジェルマン」條約第八十七條ニ從ヒ之ヲ保留ス

第十一條

本協定ノ規定ハ「ヴェルサイユ」條約第二百三十二條第三項ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

千九百十八年十一月十一日迄ニ白耳義國ノ借入レタル金額及其ノ支拂期日迄ノ年五分ノ利子ハ第五條ニ揭ケタル二十五億金貨（法）ノ支拂ノ直後ニ順位シ之ヲ千九百二十六年五月一日前ノ獨逸國ノ每年ノ支拂額ニ出來得ル限リ平分シテ割當ツヘシ

獨逸國ノ前拂シタル金額ハ同國ノ年次支拂ノ右ノ部分ヲ割引スル爲使用セラレサルヘシ

第十二條

本協定ノ條項ハ舊敵國ニ供與セラレタル救助貸金ノ拂戻ニ對スル同盟國ノ權利ヲ妨クルコトナシ

第十三條

占領軍ノ費用ヲ一切ノ同盟及聯合國ニ付均一ノ基礎ニ減少スルノ問題ハ亞米利加合衆國ト共ニ討議スル爲之ヲ保留ス

千九百二十年七月十六日「スパ」ニ於テ

「スパ」會議事務總長　ロラン、ジアックマン（署名）

白耳義國　レオン、ドゥラクロア（署名）
佛蘭西國　アー、ミルラン（署名）
大不列顚國　ディー、ロイド、ジョージ（署名）
伊太利國　シー、スフォルザ（署名）
日本國　珍田捨巳（署名）
葡萄牙國　アフォンソ、コスタ（署名）

第六款　ブラッセル國際財政會議

（一）會議の目的

歐洲大戰は世界の經濟界に甚大なる影響を及ぼし、就中歐洲諸國に在りては其の戰勝國たると將又中立國たるとを問はず、何れも其の產業組織破壞せられて生產力は減退し、國債は累增し、延いては通貨膨脹となり、物價騰貴を招來するに至れり。又戰時中、軍需品生產の要求に應じて改組せられたる生產設備は、平和克復と共に過剩設備となり、從つて軍需品の滯貨は市場に氾濫したり。更に國際的關係に於ては爲替の低落を齎し、諸國の管理政策と相俟ちて國際貿易の運行を著しく阻害するに至りしが、此等の現象は或は單獨に或は複合して現はれ、各國の疲弊殆ど其の極に達したるかに思はる

れたり。而して之が結果として政治的社會的動搖も亦現はるるに至り、英國に於ける炭坑鐵道の同盟罷工、伊太利國に於ける勞働者の工場占領、露國に於ける政變等主として勞働界に不安漂ひたり。

歐洲經濟界の破綻より生ずる社會的危機を救濟するの必要に就ては、夙に關係諸國の學者・政治家・實業家其の他識者の間に唱道せられし所にして、其の論據或は人道に存し、或は政治的責任に存し、或は又經濟上の相互利益に存したりしが、其の何れたるを問はず、世界諸國の專門的代表者相會して各國財政經濟の實情を披瀝し、以て相互の理解を計ると共に最も適切なる救濟策の何たるかを攻究せしむる事の必要に就ては、各人の所見一致したり。斯くの如き所見の一致は嚮て國際財政會議を開催せしむるに至る遠因を爲したるものは一九二〇年（大正九年）一月歐洲七箇國及米國に於ける有力者が共同建白を各〻其の國政府に提出したると、同年二月英國政府の之に對する態度の闡明にして、同月國際聯盟理事會は倫敦會議に於て財政會議の召集を決議するに至れるものなり。今英國側有志の英國首相に提出せる建白書の要領を揭ぐれば左の如し。

主要關係國殊に英國米國英領殖民地佛國伊國白耳義、日本、獨逸、墺太利、歐洲中立國、南米主要輸出國に對し即時（事態の緊急なるに顧み）財政代表者の派遣を乞ひ、其の會議に於て以下略記せんとする地位を調査し、相互援助の必要にして且希望すべきものたることを決定せる場合には援助を與ふべき國與へらるべき國竝其の一般條件に就き建議せしむべきことを提議す。

一、今や戰勝國戰敗國共に國債增加通貨膨脹物價騰貴に苦しむ。消費節約、生產增加及課稅は最有效なる對應策なり。卽時之が實行を期するに非ずんば貨幣の低落引き續き、過去の貯蓄を破壞し次第に歐洲の破產及無政府狀態に陷るべし。

二、經費支辨の爲め通貨を增加し又は利付公債を增加し、而も之に對當すべき實在財產を增加することなき政策を持續するに於ては、何れの國と雖も其の社會的經濟的將來を期待し得べからず。實際各國は充分精査の上、各自の狀態及要求に應じ處理せられざるべからず。然れども租稅其他經常歲入の範圍內に國費を縮少せざる國又は爲し得ざる國は、信用を受くるに値せず又支拂能力ある債務國と目せざるべし。此の原則は各國國民に諒知せしむることを要す。然らずんば迷夢を破り難況を自覺せしむること能はざればなり。

三、獨逸の負擔は他の戰勝諸國より多大なるべし。然れども此の負擔と雖も實行し得べき課稅限度を超え又は有效なる課稅の基礎たる生產力を破壞すべからざることに注意せざるべからず。債權國の爲め世界の爲よりするも獨逸及墺太利を破產に陷らしむべからず。例ば賠償委員會に於て精査の結果財產所得營業及消費に對し最高課稅を行ふも債權國に對し卽時提供し得べき金額が既定債務額に達せざることを發見する時は、委員會は賠償年賦金額を資力維持可能の範圍內と限定すべきものとの見解を持することを豫期し得べく（之が爲め年限延長の必要あらんも）、又負擔及其の年限共に一定の限界を超ゆるべからず。卽ち生活程度を著しく低下せしめ債務支拂の決心を轉じて自暴自棄に陷らしむる事なきを要す。

四、戰勝國中にも經濟狀態極めて憂ふべきものあり、課稅力將に限界點に達せんとす。是等の國に就ても課稅を忍耐力の程度に止め、財政的混亂社會的不安の因となるべき程度に至らしめざる見地より攻究せざるべからず。

五、世界の債務關係轉倒し且一方に偏したり。濫りに貸借表を膨脹せしめ一方を恐怖又は失望に陷れ、他方を等閑に導かんとする擬制的項目より解放して世界貸借對照表を改造する必要なきか。世界貸借對照表の deflation は第一著の救濟策にあらざるか。

六、歐洲諸國の支出一度租稅能力の限度內に來り（是其の後の援助に必要なる條件なり）、又國家間の債務負擔が忍耐力の限度內に來らば、次で是等の國が交換の軌道再開に必要なる貨物を輸入し生產力を恢復し貨幣を整理するに必要なる運轉資本の供給如何の問題を生ずべし。

七、右に必要なる運轉資本は其の額極めて大なるのみならず、即時必要とするを以て通常銀行業者の融通に俟つこと不可能なり。即ち更に廣汎なる計畫を必要とす。是聯合國たりし一國又は數國に助力を與ふるの問題に非ず、全歐洲全世界の利益に係る所なり。

八、信用供與に依る右國際協調の具體的方法の提議せんとするものには非るも、大體の方針として

イ、資金の大部分は必然貿易及爲替の有利なる國より供給せられざるべからず。

ロ、玆に計畫する如き長期外國信用は生產回復に絕對に必要なる範圍に限るべきものとす。

ハ、右の理由に依り又貸手國自身の國內目的に要する資金亦巨額なるの理由に依り信用供與額は必要なる最少限度に止む。

ニ、援助は成るべく國內國際の取引に關し政府の監理を受けざる如き方法を以てすべし。

ホ、如何なる計畫も信用の供與及通常經路の通商發達を及ぶ丈け奬勵するものたるべし。

ヘ、貸手國にて對公衆募債の場合には個人の眞の貯蓄を吸收するに足る條件を以てすべし。然らずんば通貨膨脹す。

ト、借手國は成るべく良好の擔保を提供すべし。之が爲めには左記同意を要す。

1　該公債は他の一切の（內債たると賠償債務たると聯合國間債務たるとに論なく）債務に優先す。

2　借手國は元利拂擔保として特別擔保を提供す。

其の性質は國に依り異るも獨逸及新興國の場合には金貨拂輸出入稅を以てすべく、獨逸に對する賠償債權國は賠償受領金に第一順位擔保を設定す。

チ、現在の形勢暗黑を極む。作業及貯蓄の意慾各人の最高努力の奬勵及此の努力の效果に對する正當なる分前享有の機會を再興するを以て世界協調の目的とすべし。

リ、以上の問題今や急切を極む。若し遷延せば問題を大にし其の解決益困難なるべし。署名各人の得たる報導に依り、今や歐洲の眞の危機到來し一日も緩かにすべからざる事を確信す。

右の歐洲經濟界復興に關する英國側有志の建白に對し、英國藏相は署名者側と會見し、更に閣議を開きて協議の上、同年二月十一日附を以て藏相より署名者代表ブランド(Brand)に回答の形式を以て大要左の如く政府の態度を明示せり。

一、全世界の經濟的社會的危機迫れるの事實に就ては英國政府の所見全然建白書述ぶる所と一致し、殊に通貨膨脹國債增加の結果たる表面の好景氣に眩惑せられ、一般に眞の難境を自覺せざるは最も危險なり。

二、獨逸の負擔に關する建白者の意見に就ては英國政府は賠償委員會の達すべき結論を豫測し得ずと雖も、建白書に述ぶる原則は英國政府の從來採れる見解竝講和條約の規定と合致する所なり。

三、復興資本の調達に就ては建白書も斯の如き協調の數國の特定團體に限局すべからざることを認む。即ち國際會議の好結果を得ると否とは關係諸國の關與する範圍如何に依りて決せらるべし。

四、右の事情の下に於て米國建白書に見る差異竝に米國政府の態度は英國政府の方針決定上最も重大なる事項たる所、米國政府の會議參加は猶疑問なるが如し。米國政府の態度は必然斯の如き會議の勢力竝效用を支配すべきは明かなり。然れども建白者は二月三日の會見に於て、其の趣旨は政府對政府の大公債を成立せしめんとするものに非ざることを說明すると共に、斯の如き會談は外國政府に依る今後の援助の前提として必要なるのみならず商業信用の擴張にて豫め必要とする關係諸國の內部改革を實行せしむる上に有力なる影響を與へ得べきことを力說し、併せて斯の如き內部改革の實行は諸國の貨幣整理に伴ひ以て大規模なる商業信用の許與を容易ならしむるが故に、政府間の援助を必要とする範圍極めて狹少となるべしとの意を述べたり。

五、形勢極めて憂慮すべきものあるを以て、政府は有ゆる手段を盡して內外總ての關係者に眞の難境を自覺せしめ、以て之が緩和に努むべし。右の事情なるを以て、政府は若し中立國或は國際聯盟の要求あり、且該會議が眞に代表的性質を帶ぶることを認めたる時は何時と雖代表者を任命すべし。

六、但英國政府の協調し得べき限界は之を明かならしむるを要す。英國政府は新規借入の續行（歳入缺陷補塡の爲めの内債たると外債たるとを問はず）に依り復興の難問を解決せんとする計畫の無益なるを確信す。されば自國の政策決定に當りても新規起債の停止減債基金の設定を以て其の基調とし且通貨膨脹阻止に著手せり。又外國政府に對しても此の上貸付の意なきことは既に公言せる所なり。蓋し若し貸付を行はんとせば國内起債又は增稅に依らざるべからざる所現在我が國債の既に巨額に上れるに顧み到底其の何れをも採ること能はざればなり。

七、但國民的傳習に顧み歐洲復興寄與に關し英國の義務と認むる所を履行するが爲め右對政府貸付廢止の原則に多少の例外を認めざるを得ず。墺太利及波蘭に對し食料及原料供給の爲め政府貸付を行ふ件に付目下加奈陀米國佛國其の他の諸國（中立國を含む）と協議進行中なり。政府は歐洲の需要如何に緊切なりと雖米國に於ける增加支拂を英國が負擔する事なき程度迄米國政府の協調を得るに非ざれば救濟事業に參加し得ざる事を昨年十一月宣言せり。其の後の爲替の變動は能く當時の英國政府の困難を語る。從つて誤解を避くる爲め次の點絕對に明瞭ならしむるを要す。卽ち英國政府が建白者の提議する會議に參加する事に同意するも今日の場合英國が此の上著しく其の債務を增加し得べしとの意を以てするものに非ず又會議が何等かの形に於ける信用の許與を建議することあるも英國政府は米國に於ける支拂の爲め英國の債務を增加する結果となる如き計畫を援助し又は之に加入するが如きことなかるべし。

以上揭記したる英國政府の聲明中國際財政會議を中立國又は國際聯盟の名に於て召集する時は之に參加すべき旨の闡明は同年二月倫敦に於ける國際聯盟理事會に報告せられたるが此の報告を受けたる聯盟理事會は種々協議したる上國際財政會議召集の任に當ることを決定し同年二月十三日に至り左の如き決議をなしたり。

一、國際聯盟は財政上の危機に關する狀態を調査し且之を救濟し以て之より生ずべき危險なる結果を緩和する手段を攻究する爲め國際會議を召集すべし。

二、議長の指名する理事會員より成る委員をして主要關係國を此の會談に召致し且つ成るべく速に會議を開かしむ。

右の決議に基き聯盟理事會は財政會議開催の準備に當らしむる目的を以て準備委員會を組織せるが右委員會は曩に國際聯盟理事會の任命したる財政會議議長と協力し且聯盟理事會の指揮に從ひ會議開催に關する一般的方針を協議したる末會議は之を五月中旬ブラッセル（Brussels）に開催すべきこと、アルゼンチン外二十四箇國を招請すべきこと等五項目を決定して之を聯盟理事會に提出したり。準備委員會に於ける右の決定は理事會の承認する所となりたるを以て四月十五日聯盟事務局の作製せる招請狀に添へ各國政府に之を傳達したり。而して準備委員會に於て曩に決定せる招請國中には米國を除外しありたるも改めて之に招請狀を發することとし更に聯盟加入國にして招請狀を發せざる國竝に聯盟の追加加入國に對し財政狀態報告書の提出を求め或は委員の派遣を招請したり。又開催せらるべき財政會議に獨逸國及其の舊同盟國を參加せしむべきや否やに關しては聯盟理事會に於て考究中なりしが各國財政狀態の攻究には獨逸國の事情を度外視するを得ず且又獨逸國の事情は獨逸國委員の出席を俟つに非ざれば調査不可能なるべきを以て理事會は本會議をして獨逸國のヴェルサイユ條約改訂の具に利用せられざる樣考慮したる上獨逸國を參加せしむること必要なりとの結論に達し右の趣を聯盟國最高會議に通告し獨逸國に對し正式招請を發し得んが爲め賠償問題の決定に就き速に聯盟理事會に通報せんことを要求したり。更に聯盟事務局は財政會議に於ける討議の基礎たるべき資料を蒐集するの目的を以て各國政府に對し數回質問書

を發し、財政統計の提出を求め財政會議準備委員會と協力して之が統一編纂の任に當り、或は專門家に委囑して意見書を起草せしめ、或は他の關係機關より各種參考資料を徵したり。又會議のプログラムに關しては財政會議準備委員會に於て之を作製する所ありしが、聯盟事務總長の承認を得たる上、五月ローマに開催せられたる國際聯盟理事會に附議し、其の確認を得たり。卽ち左の如し。

一、議長に依る開會
二、議事規則の決定
三、組織委員會の指名
四、賠償問題及軍事公債に關する聯合國の決定に付き議長の報告
五、左の諸問題に關する各國の狀況竝に政府の現行政策に關する書面報告
　(イ)外　債
　(ロ)財　政(租稅、通貨國際公債を含む)
　(ハ)外國貿易(爲替、信用、輸入制限、爲替取締を含む)
六、租稅內債通貨及爲替等を包含する國內財政政策の討議
七、爲替低落の影響、輸入制限、輸出政策經濟復興の條件(運輸、石炭、食料供給原料の如き)及對外信用の供與を包含する貿易平調回復問題の討議
八、財政會議より聯盟理事會に提出すべき報告

右の議題に於て看取せらるる如く、財政會議を有效ならしむる爲には獨逸賠償問題解決に關する聯合國側の決定を要すること何人も異議なかりし所にして、五月ローマに開催せられたる國際聯盟理事會も之に關し一の重要なる決議を爲せり。其の要旨は賠償問題の決定は一に賠償委員會の權限に屬するを以て、本問題に關し財政會議は賠償委員會と連絡を取る事必要なり。更に財政會議をして效果あらしむるが爲には、列國最高會議に對し必要なる情報と訓令とを與ふべき地位にある聯盟理事會に於て、獨逸國よりの賠償竝に其の支拂方法に關する聯合國側の決定と、賠償委員會監視の下に在る獨逸國財政の現狀とに通曉するを要す。斯くて獨逸國よりの賠償を前提として、國際間信用回復の第一步たる國際公債の發行をも考究することを得べし。而して若し理事會に於て右報告の趣旨に同意ならば、最高會議議長竝に賠償委員會議長に報告寫を送付し、以て理事會に於て財政會議議長に對し開會進行に必要なる訓令を與へ得る樣、兩議長の回答を求むべしと云ふに在りたり。右の決議に從ひ聯盟理事會は、財政會議期日をば六月二十一日より開始せらるべきスパ會議後に延期することに決定し、此の趣六月八日聯盟事務總長より各國委員に通告したるが、其の後六月三十日に至り更めて會議開始期日は之を七月二十三日と決定したる旨通牒を發したり。

右の如き徑路を經て財政會議は一九二〇年(大正九年)七月二十三日開催の事に決定せるが、七月十六日に至り最高會議議長はスパより聯盟理事會議長宛電報を以て、スパ會議は國際聯盟の召集する財政會議が其の目的とする結果を得るに必要なる報道の得難かるべきことを考慮し、會議の召集を九月十五日迄延期せられん事を乞ふ旨要求し來りたるを以て、聯盟理事會は財政會議が其の任務遂行の條件とせる所滿足せざるに於ては、最高會議の要求に從ひ會期を延期する事妥當ならんとの結論に達するに至れり。越えて翌八月五日聯盟理事會に於て佛國のブルヂォア(L. V. A. Bourgeois)は財政會議準備の經過殊に最高會議との交涉を報告し且其の意見を述べ、賠償問題に就ては九月十五日以前に聯合國の決定に接する事を期待するも、右期日迄に決定せざる場合を豫想し其の措置を講ず

る必要あり、卽ち世界の經濟狀態は一日も速に共同攻究する要あるを以て會議の再延期は不可能なれば、今より或種の明確なる問題のみを包含する議題及日程を準備し、之以外の問題は會議の議に付す可からざることと爲すこと適當なるべしと主張して會議のプログラムを提出し、會議は之を九月二十四日ブラッセルに於て開催すべきこと、及獨逸國と共の同盟國に對する招請に關しては、財政會議をしてプログラム所載の問題のみを議し得ることと爲さしむる要ある旨を付言したり。ブルヂョアの提出せるプログラムは曩に準備委員會に於て作製したるものの變更を要求するものにして卽ち次の如し。

第一部　開會に關する事件

一、議長開會の辭
二、準備委員會の報告提出
三、組織委員會の任命
四、議事規則の設定
五、國際聯盟費用分擔に關する原則の調査委員會の任命

第二部　各國の財政經濟狀態の攻究

六、各國より書面報告を提出す。之には豫算、內外債、通貨、爲替、外國貿易輸出入制限、爲替管理を包含する一般財政狀態竝に是等の問題に對する政府の現行政策を揭ぐ（各國委員は此の報告紹介の爲め十五分間以內の演說をなす）。

第三部　財政政策（一般討議の後各問題を起草委員會に廻付して決議案を作製せしむ）

七、財政問題　歲出入權衡の必要
　經費節減、軍費節減、復興費に關する特別規定、食料及運輸に對する補助金、流動債務の整理、增稅、資本稅及强制公債の問題
八、通貨及爲替問題　通貨膨脹の阻止、對內購買力變動の惡影響、戰前の平價に復歸するの可否、新金比價の問題、金に關し採るべき政策、金の價值の安定を計る問題、在外紙幣及銀行殘高整理の能否、爲替に對する障礙の除去、銀行割引步合に關する政策、適當なる金利の問題、爲替調節の問題、現行手形の可否、國際通貨の問題、通貨政策攻究委員會
九、國際貿易問題　國際貿易の一般方向及性質に對し戰爭の與へたる影響、通商に對する制限の撤廢、現在希望すべき又は許すべき輸出入制限の程度、差別的價格輸出のプレミアム、輸出入の獨占、運輸の自由竝に鐵道車輛の自由移動
十、經濟財政上の報道　比較統計の缺乏、蒐集竝に配付事業改善の必要、統計の統一

第四部　國際所作に關する提案（左記各案に就き一般討議を爲せる後更に詳細に亙り攻究の爲め委員會に廻付す）

十一、國際貿易、物々交易、循環信用等に便益を與ふる一時的手段
十二、商業證券又は政府證券動員計畫及商業信用に對する政府の保證
十三、國際公債

第五部

十四、起草委員會の建議に付ての討議

　右のブルヂョア提案に係るプログラムは聯盟理事會の承認する所となり、之に依りて財政會議は九月二十四日より開催することとなれり。而して之より曩、財政會議準備委員會は會議の役員を決定し、各委員會に於て審議すべき問題を割當つる等種々準備する所ありたるが、討議は之を財政、通貨及爲替、外國貿易、國際信用の四大部門に分ちて爲すこととし、更に各委員會會議のプログラムを決定し、又委員を指名する等、其の他會議の一般的整理の任に當らしむる爲め組織委員會を設置したり。

而して準備委員會は同年九月二十二日ブラッセルに最終準備委員會を開きて、組織委員會の任務及び委員竝に會議日程等を決定し、茲に財政會議開催の準備は完了したり。

(二) 會議の經過

會議は一九二〇年(大正九年)九月二十四日より開催せられしが、之に參加したる國は三十九箇國にして左記の如し。

一、南阿聯邦・獨逸・亞爾然丁・濠洲・墺地利・白耳義・伯剌西爾・勃爾牙利・加奈陀・支那・丁抹・西班牙・塞爾比亞・北米合衆國・芬蘭・佛蘭西・英・吉利希臘・グァテマラ・和蘭・洪牙利・印度・伊太利・日本・ルクセンブルグ・諾威・新西蘭・波蘭・祕露・葡萄牙・羅馬尼・瑞典・瑞西・チッエコ、スロヴァキア・ウルグァイ以上三十五箇國の委員は投票權を有す。

二、アルメニア・エストニア・ラトビア・リスアニア以上四箇國の委員、最高經濟會議・國際救濟信用委員會・國際商業會議所の代表者亦會議の諮問に應ずる爲め出席す。

斯くて第一回會議は同年九月二十四日開催せられ、本會議議長及白耳義國首相の演說の後直ちに日程に入り、會議の各種豫備的性質の事項に關する審議行はれたるが、條約に規定せられたる問題又は聯合國と獨逸國との間に交涉中なる問題を議すべからざる事を決議し、更に會議の主要任務は財政問題の攻究に在る旨をも宣明したり。翌二十五日第二回會議開催せられたるが、先づ前會に引續き豫備的事項を附議し、之が終了後日程に入り、丁抹國他五箇國委員の自國財政經濟事情に關する朗讀演說ありたり。然るに右の演說は既に印刷に付し各國委員に配付濟のものなれば、第二回會議終了後準備委員會は緊急會議を開きて、當初プログラムに定めたる數日に亙りて繼續せらるべき朗讀演說は、之を一般的問題の討議と交互に行ふことに變更する旨の決議を爲し、之を第三回會議劈頭議長より報告したり。茲に於て各國代表は一般的問題討議の中間に於て、各自國財政狀況及政府の現行政策に關する紹介演說を爲し、更に各國財政經濟狀況に關する重要資料を提供したりしが、之を一一揭記するは煩雜なるを以て省略に付す。

而して本會議に於て討議せられたる一般的問題に就いて見るに、財政問題の一般討議は九月二十七日第四回會議を以て開始し、續いて通貨及爲替問題の討議は九月三十日第十回會議に於て、國際貿易問題の討議は九月三十日第十回會議に於て、國際信用問題の討議は十月一日第十二回會議に於て何れも開始せられたり。右の主要議題の討議は先づ主任副議長の演說を以て始り、次いで委員の演說に移り、討論終結する時は副議長は大體問題の範圍を示して、決議案作成の爲め之を委員會に廻付し、委員會は之が爲め其の內部に起草委員會を設置するものとす。斯くて各議題は上述の討議方法に依りて審議せられたるが、之が經過を說述するは煩雜なれば省略するも、財政問題・通貨及爲替問題・外國貿易問題・國際信用問題等の一般的問題は、何れも十月五日又は六日に至りて既に討議を終り委員會は起草委員會作製する所の決議案を採擇し、或は委員會採擇せる所の決議を總會議に於て可決する等會議は著々進捗したり。茲に於て財政會議は右諸議題に關する決議に基き、十月八日第十八回最終會議に於て、本會議の到達せる總括的報告文を作製し、同日附を以て之を國際聯盟理事會に報告したり。

(三) 會議の成果

本會議の總括的報告は各委員會に於て決議したる事項の統一整理せられたるものにして、今帝國英佛駐箚財務官が大正十年一月大藏省に報告する所に據り、右總括的報告文を揭出すれば左の如し。

義政府及代議院議長の好意により代議院を其の用に供するを得たり。會議は十月八日迄繼續し、其の議事遵由したる所は、千九百二十年二月國際聯盟理事會議の決議即ち『國際聯盟は財政上の危急を調査し其の之より生ずべき危險なる影響を救濟し及緩和する方法を求むる爲め國際會議を招集す』及千九百二十年八月五日理事會の承認したる訓令即ち『現に聯合國と獨逸との間に交渉中なる問題は一切此の會議に於て討議すべからざること』なり。

會議の議員は八十六名にして各諸國政府の任命したる所なれども、專門家として出席し敢て其政府の政策を代表するものにあらず。蓋し是等議員は公私の經驗を有するものより選出せられ、其の任命の條件たるや、諸員をして其の智識の全幅の利益を會議に貢獻するを得せしめ、且自由に其の私見を披瀝するを得せしめたり。斯の如くして出席したる議員は次の三十九箇國を代表す。

亞爾然丁	アーメニア	濠洲	墺太利
白耳義	伯剌西爾	勃牙利	加奈陀
支那	チェッコスロバキア	丁抹	エストニア
芬蘭	佛蘭西	獨逸	希臘
グァテマラ	和蘭	匈牙利	印度
伊太利	日本	ラトヴィア	リスアニア
ルクセンブルグ	新西蘭	諾威	祕露
波蘭	葡萄牙	羅馬尼	塞爾比亞
南亞弗利加	西班牙	瑞典	
英聯合王國	亞米利加合衆國	瑞西	

代表員及其の補助者の氏名本報告に添付す（省略）。

第一　現狀概要

今や世界の苦しむ財政上の病症中或る物は總ての國民に共通なるものあり。然れども病症の輕重及社會團體に及ぼしたる影響に至りては、各國民の戰爭の渦中に浮沈したる程度如何により非常に差異あり。故に現狀に付き全幅且偏倚なき光景を畫かんが爲めに、會議は先づ三十九箇國の各財政狀況陳述を以て日程としたり。是等陳述は本報告の第四章に之を收む。

歐羅巴の交戰國の或るものは（白耳義・勃牙利・佛蘭西・獨逸・英吉利・希臘・伊太利及葡萄牙）其の經常收入を以て戰費を支辨することを得ず。從て其の歲計は內國債及外國債の莫大なる負擔を有す。而も獨逸の場合に於ては其の外債の額は今尙決定に至らず。歐羅巴交戰國の內債總額は之を平價を以て米貨に換算すれば、千九百十三年に於ける百七十億弗に對し千五百五十億弗の巨額に達す。此の額たるや、好し通貨の下落に依り充分の酌量を與ふと雖尙交戰國の總所得に對比し莫大なる負擔を示すものなり。外債は北米合衆國に對するもの百十億弗、英國に對するもの十七億五千萬弗にして、尙一層困難なる財政上の問題を生ず。何となれば殆んど總ての場合に於て、此の外債は債務國の貨幣よりも下落の程度少き貨幣に於て辨濟を要すべきものなればなり。是等交戰國の歲出は五倍乃至十五倍の增加を示し、現在の計數は實に一國總所得の二割乃至四割に相當す。而して此の百分比例中の高きものは佛國の歲出なり。蓋佛國の豫算中には其の侵略地恢復の爲め巨額の經費を包含すればなり。

是等諸國皆非常の努力を以て歲出入の均衡を求めんとし、新稅增稅の賦課に努む。然も多くは直接稅なり。故に多くの場合に於ては今や其の經常歲入は或は經常歲出に達し、或は之に遠からず。然れども歲出歲入の總額に於ては、英國を除くの外猶兩者の間に巨大の缺陷あり。

是等諸國は共に其の戰前に保有したる金の大部分を失ひ、其の紙幣を非常に增加したり。如斯通貨膨脹の行程は今や英國に於て減少し、佛國に於ては制限を加へたるも、其他諸國に於ては猶繼續す。獨逸及其の聯合國の如く封鎖に依り其の輸入を妨げられたる國を除き、其の他の交戰國（占領中の白耳義に付ても亦同樣なり）は戰時中巨額なる輸入超過を見たり。此の輸入超過は或場合に於ては休戰後に於て更に增加したるあり。然れ

ども今や減少しつゝあり。蓋し今や總ての場合に於て輸出增進の跡見るべきものあり。

戰爭中は是等諸國の爲替は其の眞の經濟上の地位を反射したるものにあらず。何となれば多くの場合に於て人爲的手段を以て爲替の安定を計りたればなり。然れども一九一九年是等人爲的手段を撤廢するや、爲替は急轉直下したり。此の爲替は低落すること十二箇月に及ぶ。今春以來著しき變動ありと雖要之改善の方向にありと云ふべし。

戰爭の結果として數多の新國建立せられたると同時に、現存國中にも交戰國中其の領域著しく變改せられたるものあり。アーメニア・埃太利・チェッコスロバキア・エストニア・芬蘭・匈牙利・ラトヴィア・リスアニア・波蘭・羅馬尼・塞爾比亞の諸國の如し。而して此等諸國は芬蘭を除く外前後を比較す可き確たる基礎存する無し。然れども此等諸國は皆戰爭の遺物として非常に下落したる通貨を背負込みたり。此等諸國の大多數に於ては未だ條規ある一國歲入の機能行はれ居らざるは勿論食料・救助・軍備甚しきは現實戰爭に巨額の支出を要し、所謂豫算の均衡を望む可き何等の徵候を見ず。又多くの國に於て、此等の或國は主として農業國なるを以て、其の生產力は速かに恢復す可く、殊に食料品の價格騰貴せる今日に於ては一豐作は共に其の財政上及經濟上の地位を鞏固ならしむるを得可し。埃國の場合に於ては、其の經濟的生活は他國に比し一層甚しく破壞せられたるを以て、其の地位は特に困難なり。

歐洲諸國の內戰時中中立を維持せる諸國、例之丁抹・瑞典・和蘭・瑞西の如き、其の地位は必然的に異れり。然れども其の財政上の困難は同樣に重大なり。蓋此等の或る國は戰爭の影響として巨額の經費を負擔し、其の內債を增加したること大なり。然れども多くの場合に於て其の財政上の困難は、物價騰貴及此の物價騰貴の一般國民に及す影響を輕減せんが爲めにせる補給より生じたる政府增費の增加に基因す。此の增費は或場合に於ては增稅を以て支辨せるあり。然れども和蘭・瑞西及西班牙に於ては著しき缺陷ありて、收支の均衡未だ望み難し。此等諸國の貿易上の地位は又特別の困難あり。抑戰時中に於ては其の生產物に對する交戰國の需要及其の輸入の杜絕に因り、其の貿易上の地位は甚しく有利なりしものなり。然るに戰後に於ては其の地位顚倒せり。蓋此等諸國は其の物資補足の爲に貨物を輸入するの要あり、且其の爲替は交戰國に比して割增を生じ居るを以て、輸出の地位を維持すること困難となれり。故に或程度迄は此等諸國の有利なる要素は事實上に於て却て妨害たりと云ふ可し。

歐洲外の諸國は大體に於て最も有利なる經濟上の地位を有す。勿論特種の事情は或國——殊に支那——に影響せりと雖概して云へば此等諸國は其の生產物を歐洲諸國に容易に輸出し、以て利益したるものなり。其の貿易上の地位は頗る有利にして、其の爲替は歐洲諸國に比し改善したり。隨て此等諸國は其の外債の大部分を銷却し得たるのみならず、更に進んで其の舊債權國に對して巨額の貸付を爲したり。是殊に北米合衆國に付て然り。蓋歐洲諸國の大部分は北米合衆國に對して巨額の負債を有するに至れり。然れども恰も歐洲中立國の場合に於けるが如く、此等諸國も其の金貨の蓄積は物價騰貴を惹起し、其の輸出の地位を維持すること困難となれり。故に此等諸國の將來に於ける經濟上の地位は、全然歐洲諸國の購買力の恢復如何に係るものなり。又玆に看過す可からざる一事あり。卽此等諸國の大部分殊に新半球の諸國に於ては今猶投資を待つ事業莫大にして、隨て現今世界を通ずる資本の缺乏は此等諸國の開發に重大なる故障たるものなり。

以上分類したる諸國の間に於ては斯の如く其の事情を異にすと雖或種の容態に於ては戰爭に因る破壞及脫顚の結果として事實上各國に共通なるを見ること注意す可き所なり。蓋各國の通貨は其の購買力を減じ、其の通貨を以て計れる生活費は增加するあり。僅少の場合を除く外、交戰國は勿論中立國と雖、其の通貨に對する金の基礎を停止するあり。若し又金の基礎を維持したる國と雖通貨の購買力は減少するあり。何となれば貨物を以て計れる金自身の價格は約半分に減じたればなり。何れの國たるを問はず、其の貿易妨害を受け脫顚を生じ其の常軌を逸するあり。戰時中歐洲の輸出不可能となるや、歐洲生產物の需要者は歐洲外に求め行かざるを得ず。然らざれば自國に於て若くは海外に於て不慣の途を迂りて其の生產を開發するの外なかりしなり。又同時に歐洲の輸入に對する急需は其の海外投資を賣却する外なきに至らしめ、隨て今や其の需要決濟の途に利用するを得ず。此等及其他の原因より生じたる爲替の不安定及下落は賣買兩者の商業を妨

害したるあり。爲替相場の不利なる國は其の原料を買ふに困難を感じ、爲替相場の有利なる國は其の輸出物の賣却に故障を感じたり。

斯の如く世界の半は其の生産する所其の消費する所に及ばず、其の輸出する所其の輸入を償ふに足らざるを以て、賣買兩者の間を連結し得可き唯一の橋は信用融通に外ならず。然れども信用融通は又之を必要としたる原因に依り更に困難を感ぜしめたり。

最後に戰時中及戰後に築かれたる新なる經濟的障壁は、各國の貿易に一大故障を與へたり。

第二　財政救濟策の制限

以上は列席三十九箇國の明瞭詳細を極めたる報告を以て、本會議に披瀝したる世界の經濟財政上の現狀を約言したるものなり。

會議權限の範圍竝其の各員專門の資格に於て finance の圈內に限極せられたるを以て、本會議員は其の爲し得可き所は、單に今や世界の政府及人民に對峙する大問題の僅かに一部に過ぎざる事を了知したり。蓋 finance は結局商業及經濟生活の反射作用に過ぎず。勿論是生活機關の肝要なる部分たるに相違なきも、單に一部分たるに過ぎず。世界の富は人間勞力の生產物にして、人類繁榮の總分量は生產の增加に依るの外增加するの途なし。故に公力若くは組織統制力の爲し得可き所は、唯此の生產に有利なる條件を造爲するに止まるものなり。而して此の條件中其の最も重要なるものは finance の圈外に在り。

其の勞頭第一として世界は平和を要す。本會議は世界恢復の第一條件は眞實なる平和の克復今猶繼續する戰爭の平定及將來に向つて平和の確立に在ることを最も强固に確言せんとす。戰爭及戰爭準備の空氣は平常なる通商關係に最も肝要なる相互の信賴に致命傷を與ふるものなり。

歐洲を分裂せしめたる大戰爭の遺さざる遺物たる競爭敵視に對し、世界は終局を告げざる可からず。是本會議は敢て決して空望に在らずと信ず。蓋一九一四年以來始めて交戰國及中立國共に其の代表者を出して本會議の下に集まりたるの事實は、將來に對して吉徵を示すものと云ふ可し。

世界にして苟も過去爭鬪の五箇年間に亙れる破壞を修理す可く、其の文明の命脈を確保す可しとせば必ずや各國民間協調好意の新時代を開基するを要す。

世界各國間の平和にして其の恢復の第一條件なりとせば、次に其の第二條件は各國內に於ける安寧にして今や生產事業を妨害し減退せしむる社會の不安を緩和し、社會の滿足隨て勉勵の意志及希望を恢復するに足る可き事態の確立是なり。

然れども最大限の生產に達せんと欲せば、其のも最必要なる條件は物資の交換及公平なる分配を容易ならしむる組織の存在なり。而して finance の任務卽本會議の考慮を要したる特別問題は實に此第三圈內に存す。

第三　本會議の建議

此等問題の調査に當り本會議は其の任務を四部に分ち、各特別委員會を組織して、之に其の詳細なる研究及具體的建議の作製を委托せること左の如し。

a. 財　政
b. 貨幣及爲替
c. 通商貿易
d. 國際的所作殊に信用融通

此等の委員會の建議は皆本會議の滿場一致を以て承認せる所にして、本報告の終に揭載す。此等建議は其の基礎となれる詳細なる理由と共に一團として考慮するを要す。此等建議の要領左の如し。

一般財政上の考慮

先づ第一步としては各國の輿論を喚起し、現狀に關する肝要なる事實及び殊に世界の必要とする社會改善を行ふ準備としては、各國財政を健全なる基礎の上に再建するの急務なることを覺悟了得せしむるに在り。

殆んど總ての政府は新なる增費を迫まられ、而も其の增費の多くは其の根治せんとする病苦を緩和せんが爲に要するものにして、却て其の病苦を重態ならしむるの結果を生ず。

豫算缺陷の政策に甘んずる國は實に危險なる道程に在りて、遂に一般的破產に落つ可し。故に此の危道を避けんが爲には、如何なる犧牲も過大なりと云ふ可からず。

本會議に呈せられたる陳述に依れば、諸國の歲出中、今猶平均約其の二割を以て軍備若くは戰爭準備に充當せるを見る。本會議は斯の如き經費は到底世界の堪ふる所にあらざることを最も强固に確言せんと欲す。國民其の舊時の繁榮を恢復せんと欲せば相互協調を主眼とする隔意なき政策に依るの外なく、又此の結果を收めんと欲せば各國の總ての資源を擧げて嚴正に生產的事業に傾注せざる可からず。故に本會議は最も熱心に國際聯盟理事會に建議するに、此の過重なる負擔に付一般的且合意の輕減を確保するの目的を以て、直ちに各國政府に交涉を開始するの希望を以てせんとす。此の負擔とは現行制度の下に於ける軍備が世界を通ずる貧弱なる國民に重積し、國民の資源を枯渴せしめ、戰爭の慘禍より恢復の途を妨げんとするものに外ならず。本會議は近く開かる可き國際聯盟總會に於て、此の目的に對し强力なる所作を取らる可きことを期待す。又各國政府は經濟上の眞相に對し、國民の耳目を隱蔽するに足る可き總ての不經濟的且人爲的の政策を可成速かに廢止すること亦肝要なり。

然れども政府をして健全なる財政主義を實行せしめんと欲せば、社會の總ての階級は之に貢獻する所無かる可からず。生產事業は資本及勞働双方共に其の最大生產を奬勵するに足る可き組織を具備せざる可からず。蓋各國が其の人民の爲に確保せんとする大目的たる所謂生活狀態の改善は、一に斯の如き生產に依るの外なきを以てなり。國民の總ての階級殊に富有階級は、現狀救濟に必要なる義務を喜んで負擔せざる可からず。就中物資需要供給の間に於ける隔隘を矯正せんが爲には、各〻出來る限りの節約を行ひ、以て共同幸福の爲に其の極力を貢獻すること、苟も愛國心ある各市民の義務なり。斯の如き各個人の行動は國家財政の復興に必要なる財政政策上に缺く可からざる基礎なり。

更に本會議は本年三月八日最高會議の聲明に對し强力なる贊意を表せんとす。曰く

『戰爭の結果に因り新に建立せられたる國若くは領域を擴張したる國は、直に全幅且友誼的協調を再興し、相互に物資の自由交換を調整し、人爲的の經濟障壁を以て歐洲經濟生活に必要なる協調を妨ぐること無からんことを旨とす可し。』

各國は戰前に行はれたるが如き通商の自由を漸次恢復することを期す可し。此の自由とは外國貿易に對する人爲的の制限及差別的價格の撤廢を含むものとす。

歲入及歲出

現行歲入の範圍內に其の歲出を限極する能はざる場合に於ては、新稅增稅を課して其の缺陷を塡補するの外無く、塡補方法は歲入をして通常歲出の總額を支辨するに至らしむる迄嚴格に繼續するを要す。課稅制度の利害は各國の特別なる經濟情況に依り一概に論ず可からず。故に各國をして其の國內經濟に最も適當なる所を選ばしむるの外無し。

將來公債は其の最も緊切なる目的に對し資本的支出を要する場合に限るは勿論國民の眞實の貯蓄より募集するを要す。然れども此等貯蓄は戰爭中の起債の爲に、既に將來多年に亙り擔保となり居るものなり。故に新なる現金を得んとするには、先づ第一步として今や市場の負擔となれる不消化の流動公債を整理するに在らざる可からず。

通貨膨脹制止

所謂 inflation の增長は之を制止すること最も肝要なり。蓋先づ最も明瞭に了解を要す可きものあり。卽通貨の斯の如く人爲的に且無制的に膨脹せるは、決して現存の購買力の眞の分量を增加したるにあらず、又增加し得可きものにあらず。隨て其の結果としては通貨各單位の購買力を減少せざるを得ず。膨脹は事實上に於ては不合理なる且不調和なる一課程の一種なりと謂ふ可し。

其の結果は膨脹したる通貨を以て計れる物價の一般騰貴を增進し、貨物及役務に關する日常の供給を得んが爲には、一層多量の通貨を要するに至らしむ可し。而して此の增額の通貨を得んが爲に、更に一層の inflation (卽ち紙幣の增發若くは信用の作爲)を以てしたりとせば、玆に所謂 vicious spiral (病的循環)なるものを生じ、物價及賃

銀は間斷なく騰貴し、通貨膨脹は間斷なく繼續し、其の結果として總ての事業を紛亂し、爲替の脫線となり、生活費を騰貴せしめ、隨て勞働界の不安を釀すに至る。

有效なる金本位制度より落伍したる國は速かに之に復歸すること最も希望す可き所なり。尤も舊來の諸國が如何にして若くは何時其の有效なる金本位に復歸するを得可きや、又新興國をして斯の如き制度を採用せしむるを得るは如何なる時期を要す可きや、何人も斷言するを得ず。然れども本會議の意見に於ては金の平價に對し現存不換紙幣の比價を一定すること無用なりと信ず。蓋一國の事態有利にして斯の如き定率の必要無からしむるに足るにあらざれば、其の定率を維持する能はざればなり。

比價減少以外の方法に依らずして有利なる金本位に復歸し若くは之を新設せんには、非常なる通貨縮小を要すること明かなり。而して若し之を行ふに當りては緩急其の宜しきを制し、且愼重なる注意を要す。然らざれば商業及信用に釀す可き紛亂は災禍に終る可きなり。

本會議は金の價格を安定せしむるの方法を建議せず。否寧斯の如き方法は果して成功す可きやを疑ふ。又國際的評價單位なるものは有益なりや若くは之を以て今日國際爲替の蒙れる困難を除去し得可きや、之を信ずる能はず。

中央發行銀行

本會議は未だ中央發行銀行の備なき國に於ては之を設立すること、又其の設立の爲に外資の援助を要する場合に於ては、或形式に於て國際的管理の必要ある可きことを信ず。

爲替の變動を制限せんが爲に、爲替取引に對し人爲的管理を加へんとするは無益有害なり。蓋若し斯の如き管理にして有效なる間は市場を有名無實ならしめ、此等變動に對する自然の矯正要素を消滅せしめ、又先物爲替取引の自由を妨ぐ可し。此の自由は商業界をして爲替の危險に對する準備として利潤の餘裕を過重に計算せしめざる爲最も必要なり。然らざれば物價の騰貴を促すは勿論なり。

外資信用

本會議は現狀の一般的改善には多大の時期を要すること、且現在の事情の下に於ては外資の援助あるにあらざれば或國は其の經濟活動を開始する能はざることを認識す。此の援助の必要なる期間は商業取引に於ける普通の期間を超過す。然れども此の援助を與へて有效ならしめんとせば、其の國たるや必ず其の經濟生活の恢復に向て他國と協力し、其の國內に於ても總ての階級の眞面目なる協力を集むるに努力し、又勞力及儉勤をして其の全幅の效果を擧げしむ可き自由を與ふるに足るの條件を確保するの用意あるを要す。

本會議は一國の利害關係若くは人道上の見地よりする特別の場合は別とし、政府の直接信用は貸與す可きものにあらずと信ず。

新信用機關

本會議は左の如く建議す。

國際的機關を組織し、一國の必要なる輸入決濟の爲に信用に依らんことを希望する國の用に供す可し。此等諸國は其の所要資金を得んが爲に擔保として提供し得可き財產を通告し、且此の財產管理の條件に關し國際機關と協定を爲す可し。

此の擔保に對し發行したる證券は商品の代價を支辨せんが爲にする信用の擔保として用ひらるべし。

此の計畫の詳細は本報告の附錄に揭載する所にして本會議は滿場一致を以て建議し、且國際聯盟理事會は本案實行に必要なる方法を確定せんが爲に、財政家及事業家を以てせる委員會を直に任命す可きものと思考す。

輸出信用保險

輸出信用保險に關する現存組織を國際的に擴張するは亦、政治及社會の不安なる情況に對し更に信用缺乏を生じたる諸國との貿易を開發せしむるに多大の價值ある可し。本會議は此の擴張は考慮の價ありと信じ、且專門家をして詳細研究せしむ可きものと信ず。

Finishing Credit

本會議は又所謂"finishing credit"の現存組織に注目せり。蓋し右は輸出家若くは銀行が原料加工の總ての行

程に於て且製品となりたる後の代價に於て、始終隨伴して其の擔保權を維持するの制度なり。

國際聯盟理事會は宜しく此の問題に關して諸國政府の注意を喚起し、且關係諸國に於て希望の目的を達するに必要なる立法案を確定せんが爲に、法律專門家及事業家を以て成る諸問機關を組織す可きものたることを建議す。

其他の諸案

以上建議案の外本會議は信用取引を便宜ならしめんが爲、必要なる改革及報道材料蒐集に向て、國際聯盟理事會の活動せんこと無用ならずと信ず。

之に關連し本會議は左の各項に關し進捗を促すの利益を注意せんとす。

爲替手形及船荷證書に關する法律の統一

諸國に於ける外國銀行支店の相互的待遇

財政金融事項を明瞭なる比較的形式に於て發表すること

利拂遲延せる證券所有者の要求調査

紛失、盜難、滅失證券に關する國際的協定

國際的手形交換所の設立

租稅納付の義務を確保すると同時に現今外國投資の妨害となる重複課稅を避くるの方法に付國際的協定を得ること

此等建議は諸國政府に於ける國內所作と同時に又國際的協力を要すること明白なり。或問題に關しては本會議は敢て其の助言を呈したるありと雖、一國內に於て取る可き政策に關しては其の政府に於て固より責任あり、又然らざる可からず。

然れども本會議は一國の行動のみを以て其の最初の努力及び先例と爲すを得たる國際的協力は、必ずや繼續し且發展せしめざる可からず。而して玆に於ては國際聯盟は其の發議を取る可し。例之國際的信用機關の如き具體的建議は國際的協力の一例に過ぎず。倘此の協力は細目に入りて調達するを要す。

本會議の事業は今や單に開始の初步に過ぎず。既に拔難の解決に於ける比較的進程を更に組織的に調査し、且新に發生する事情に應ぜんが爲に新なる案を計畫するに努力し、以て本事業の發展繼續を必要なりとす。此の目的の爲に又各委員會が皆各其の範圍內に於て建議したる繼續的性質の事業の爲には、永久的機關の必要あり。本會議自身も將來又會合することあるべきを希望するものなり。

此の關係に於ては本會議の權限は既に述べたるが如く、國際聯盟の理事會に於て制限せり。故に本會議は之により限定せられたる考慮の範圍を決して超過する事を欲せず。然れども四月五日の理事會に於て Léon Bourgeois 氏が、其の報告中に述べたる希望に贊意を表するの至當なるを感ず。其の希望とは他なし、曰く、賠償受領の權利ある國と賠償の義務を負擔する國と共に、遭遇せる經濟上の不確定は速かに除去す可し。蓋此の問題の解決は單に戰爭の慘害を受けたる諸國の再建—卽ち歐洲經濟均衡の恢復に最重要なる事項—のみならず、又此の修復の負擔を荷へる諸國の恢復にも缺く可からざるものなればなり。

第四　建議の全會一致

本會議の建議中の或ものは其の性質寧ろ自明の公理にして、世界の財政問題に對する斬新なる貢獻にあらざるが如し。然れども此の建議の採用は歐洲諸國の大多數に取りては、其の政策上根本的の改革に相當すべし。例之一國は其の經常歲入を以て其の經常歲出を支辨すること一國政府に取りて肝要なりと云ふが如き、又此の主義を實行せざれば通貨膨脹生活費の增加免る可からずと云ふが如きは、殆んど冗言に近きが如し。然れども本會議に代表を派遣したる諸國の中、殆んど四分の三又歐洲新國の中十二分の十一に於ては、其の豫算は近き將來に於て此の主義を實現せしめ得可き見込を示さず。斯の如き事情の下に於ては、本會議が一團として且滿場一致を以てせる建議は、庶幾くは特別の權威及意義を期待するを得べし。

本會議員は世界の人口の約七割五分を代表する三十九箇國の政府により擇任せられ、世界の經濟及財政上の

地位に關する要點及世界恢復の急需に最重要なる政策中の少くとも或ものに於て、此の二週間の議論を以て一般的一致に達し得たる所以に對し、特別の注意を喚起せんと欲す。蓋此の故に本會議員は其の提議に與ふるに、團結的且滿場一致の威力を以てするを得たり。

我等提案の將來如何に拘はらず、本會議は決して無用に終る能はず。蓋本會議は世界の歷史に於て類例なき集會なり。是決して一國の特別の利益の爲に、政治上の難問を解決せんとする政治家の集會にあらず。全世界の共通の問題を解決せんが爲に、總ての國民より撰ばれたる專門家の集會なり。

意見の相違懸隔ありしとするも、皆共通の大體に併合し、意見の交換に依り裨益を受けざるもの無し。本會議及委員會の議事進むに伴ひ、殆んど嘗て夢想するを得ざりし親密なる協調の精神發展するを見たり。此の協調自身既に最も重要なる要素たるを失はず。各國皆各、其の特別の困難其の特殊の苦心を世界の全國に披瀝するの機會を得、總ての新國は悉く其の解決の發見に貢獻せるものとす。

第七款　巴里會議

(一)　會議の目的

ヴェルサイユ平和條約の規定(第八編第二百三十三條)に據れば、聯合國は賠償金總額を確定し、一九二一年(大正十年)五月一日前に之を獨逸國政府に通告せざるべからず。之が準備の爲め既述の如く、サン、レモ・ハイス・ブローニュ・スパ・ブラッセル等に於て各種の國際會議を開きたるも、スパ會議に於て聯合國側の取得すべき分配率を決定したるのみにて、賠償金額に就ては何等の具體的決定を見るに至らずして一九二〇年を經過したり。斯くて翌一九二一年一月二十四日賠償金總額を決定するの目的を以て、巴里に於て聯合諸國の最高會議開催せられたり。

(二)　會議の經過

本會議に參加したる主要國は日・英・佛・伊・白にして一九二一年一月二十四日より同月二十九日に至る六日間に亙りて開催せられたり。開會劈頭英國は直ちに賠償金總額を決定せんことを要求せしが、佛國は差當り五箇年間の年金を定め、總額は獨逸國の將來を見たる上にて決定せんことを提議したり。蓋し當時佛國議會は同國首相ブリアン(A. Briand)に對し、暫定案として五箇年間、若し出來得べくんば三箇年間の決定を爲すべき權限のみを與へ、賠償金總額の決定は佛國の利益に非ずとして之を否定せしに因るものにして、右は將來獨逸國經濟力の回復如何に依り、賠償金額の少きに過ぐるの結果を生ぜんことを惧れたるものの如し。然れども會議は結局專門家の特別委員會に諮りて、獨逸國をして確定總額二千二百六十億金馬を支拂はしむる外に、一九二一年五月一日以後四十二箇年間獨逸國輸出金額の一割二分に相當する金額を賠償として徵收することを決定し、一月二十九日付を以て正式にブリアンより獨逸國に之を通告し、且三月の初に獨逸國代表者を倫敦に招き回答を求むる事を附言したり。

(三)　會議の成果

本會議に於ては特別委員會作製に係る獨逸賠償金每年支拂額及支拂方法を決議したるが、其の要領次の如し。

一、獨逸國は四十二年間に每年金貨にて總額二千二百六十億金馬を支拂ふべく、定額年賦次の如し。

イ、二年間(一九二二―二三年)每年二十億金馬

ロ、三年間(一九二三―二六年)每年三十億金馬

ハ、三年間（一九二六―二九年）毎年四十億金麻
ニ、三年間（一九二九―三二年）毎年五十億金麻
ホ、三十一年間（一九三二―六三年）毎年六十億金麻

二、獨逸國は毎年（四十二年間）其の輸出額の一割二分を支拂ふ。
三、獨逸國は賠償委員會の承認を得るに非ざれば、自國領地外に於て授信行爲を爲す事を得ず。
四、（一）及び（二）の義務不履行の場合には賠償委員會は獨逸國の輸出入關稅を差押へ、尙正當と認むる手段を取ることを得。

以上の決定一度獨逸國に傳はるや獨逸國の朝野は大に激昂し、外相シモンズ（W. Simons）は自ら巴里決議の不當を遊說し、且專門家を集めて獨逸國の賠償支拂對策を研究せり。

第八款　第一回倫敦會議

（一）會議の目的

本會議は大體巴里會議の延長にして、同會議に於て決定したる聯合國側の決議に關し獨逸國政府の正式回答を得んが爲めに開かれたるものなり。獨逸國政府は之に備へる爲め一九二一年一月末の巴里決議以來三月の初め迄、專門家を集めて賠償に關する獨逸國の對策を研究せしむる所あり、對策の大體樹立せらるるを俟ちて外相シモンズ會議に出席したり。

（二）會議の經過

本會議に參加したる主要國は日・英・佛・伊・白・獨にして、一九二一年（大正十年）三月一日より同月七日迄七日間に亙りて開催せられたり。會議劈頭英國首相は先づ獨逸國政府は賠償に關する同盟國側の巴里決議を受託するや否やを質問したるに、獨逸國外相シモンズは之に答へて受託し得ざる旨を明かにし、更に獨逸國政府の有する對策を提示する所ありたり。其の要領次の如し。

聯合國の要求せる四十二年間に支拂ふべき賠償金額二千二百六十億金麻は、之を年八分にて換算すれば現在價格は五百億金麻となる。其の中既に二百億金麻は支拂濟なれば結局殘高三百億金麻を支拂へば可なるべし。此の三百億金麻は國際公債の發行を以て調達し、之に對し獨逸國は擔保を提供して元利を償還すべし。然れども三百億金麻といふが如き巨額の公債を一時に募集するは不可能なれば、差當り八十億金麻だけを發行し、之が割賦償還は五年後より毎年一分乃至一分五厘宛の割を以てすることとし、尙其の爲めに獨逸國は今後五年間毎に十億金麻の支拂を實物にて爲すべし。

聯合國側は右の對案を以て獨逸國に誠意なきものと認め、同國に制裁を課すべしとの議を生じたり。而して制裁手段に關し英國は經濟的手段を主張し、佛國は軍事的行動を執るべきを主張したりしが、結局聯合國側は三月三日大要左の如き通牒を獨逸國に送りたり。之第一回倫敦最後通牒なり。

獨逸國にして巴里に於ける決定の受諾又は之に代るべき適當なる新提案を三月七日迄に提出せざる場合に於ては、

一、ライン河（Rhine）右岸ヴイスブルグ（Duisburg）・ルールオルト（Ruhrort）・ヂュセルドルフ（Düsseldorf）の三市を占領すること。
二、獨逸國の賠償債務に充つる程度に於て、獨逸商品の賣却代金より其の一部を聯合國政府に取立つること。
三、獨逸國に對する制裁として聯合國の監督の下にライン河に於て關稅線を設け、且占領地域と獨逸國との境に於ける獨逸國の關稅收入を賠償委員會に拂込ましむること。

獨逸國代表は之に對し獨逸國政府は誠意を缺くものに非ず、右通告に對しては三月七日正午迄に

回答すべしと答へ、此の日の會議を終了したり。尋いで三月五日獨逸國外相は英佛首相に面會し、新なる對案を提出すべきことを通告したりしが、右提案は債務現額を五百億金馬とすることは從前と同樣なるも、既に引渡したる價格二百億金馬を控除することを廢め、五百億金馬の全部に對し利息を附し、尚獨逸國の輸出に對して一割二分の租稅を課することを承認するものなりき。之に對し聯合國側は協議の結果到底受諾し難きものと認め、三月七日其の旨次の如く通告を發したり。

獨逸國の對案は誠意を缺くものにして討議の基礎とするを得ず。聯合國は獨逸國の支拂總額又は獨逸產業の消長に伴ひ自動的に右金額を決定すべき指數の確立及支拂方法の確定を卽時に望むものなり。然るに獨逸國の提案は右二點に觸るる所無きを以て到底之を以て巴里決定の受諾とも、或は又之に代るべき提案とも看做すことを得ず。斯くて吾人は制裁敢行の已むを得ざるに至れるを遺憾とするものなり。

茲に於て獨逸國の提案は全面的に拒絶せられ、倫敦會議は全く不調となれり。斯くて右の最後的通牒に依り愈〻豫定の制裁實行せらるるに至り、先づライン河右岸三市の占領行はれ、次いで四月初旬よりライン地方に新關稅線設けられたり。

第九款　第二回倫敦會議

(一)　會議の目的

第一回倫敦會議の結果は前述の如く、ライン右岸三市の占領及び關稅線設定等を敢行せしむるに至りしが、佛軍の三市占領と前後して英國は一九二一年三月獨逸國貨物を英帝國に輸入するものに就き、其の貨物價額の五割を超過せざる範圍內に於て時々大藏省の定むる一定率の價額を、關稅消費

稅徵收官に納付せしめんとする法律卽ち賠償回收法(German Reparation Act)を實施したり。獨逸國外相シモンズはライン右岸三市の占領竝に賠償回收法の實施行はるるや、之に對する最後の策として米國の援助を得て賠償問題の全般的解決を爲さんと欲し、一九二一年(大正十年)四月二十日伯林駐在米國非公式代表ドレーゼルを通じて米國大統領に調停を依頼し、左の如き提案を爲したり。

一、賠償金總額を五百億金馬とするか、或は又適當なる年賦金として二千億金馬とするかを擇一的に定むること。

二、其の支拂方法は國際公債に依り、其の元金利子及減債基金は聯合國と協議して定むること。

三、公債に依りて支拂はれざる部分卽ち殘りの債務に對しては年四分の利息及減債基金を支拂ふべきこと。

四、此の減債基金は獨逸國の財政狀態の景氣不景氣に從つて變動すべきこと。

右の提案に對し、米國政府は之を以て聯合國側の受諾し得べき商議の基礎とするに足らざるものとして傳達の任を果さざりき。

斯かる間にヴェルサイユ平和條約第八編第二百三十五條に依りて定められたる獨逸國の現金物件等總額二百億金馬を支拂ふべき期日卽ち一九二一年四月末日は切迫せり。然るに實際上右の賠償金は極めて徐々に支拂はれ、特に倫敦通牒拒絶の結果は益〻賠償金支拂の前途危ぶまれ、賠償委員會は數次に亙りて獨逸國政府を督促せしが其の效なく、三月二十四日には遂に制裁を加ふる外途なき旨の覺書を送付するに至れり。茲に於て英國首相ロイド、ジョーヂ(D. Lloyd George)は佛國首相ブリアンと四月二十三・二十四日の兩日英國ハイス(Hythe)の近傍リンプに會合協議し、英國は大體に於てルール地方占領案を承認し、更に四月三十日を期して巴里又は倫敦に最高會議を開くことに就て打合せを遂げたり。之第二回倫敦會議なり。

(二)　會議の經過

本會議に參加したる主要國は日·英·佛·伊·白にして、一九二一年四月三十日倫敦に開會せられ、同年五月五日迄六日間繼續せられしが、五月五日に至り『「ヴェルサイユ」條約第二百三十一條、第二百三十二條及第二百三十三條ニ從ヒ獨逸國ノ負擔スル一切ノ賠償義務ノ保障竝履行ノ時期及方法ヲ規定スル支拂計畫』即ち世に倫敦支拂計畫と稱せらるる最後的決定案を得、最高會議の名を以て同日之を獨逸國に通告し、併せて獨逸國はヴェルサイユ條約調印以來實行の義務を負ひつつも依然として履行する所なき點を指摘し、之に對し聯合國は獨自の處置を採るべき旨の通牒を發したり。之第二回倫敦最後通牒なり。

(三)　會議の成果

本會議に於て決定したる支拂計畫は之を倫敦支拂計畫書とも稱し、賠償金總額竝に其の支拂方法を確定したるものにして、我が國に於ては大正十四年三月五日外務省告示第二十七號を以て公表せられしが、次に之が全文を掲ぐべし。

「ヴェルサイユ」條約第二百三十一條第二百三十二條及第二百三十三條ニ從ヒ獨逸國ノ負擔スル賠償委員會ハ「ヴェルサイユ」條約第二百三十一條ニ基キ獨逸國カ同條約第二百三十一條及第二百三十三條ニ依リ負擔スル一切ノ賠償義務ノ保障竝履行ノ時期及方法ヲ左ノ通決定セリ

此ノ決定ハ第二百三十八條ニ依ル獨逸國ノ還付ノ義務又ハ條約ニ依ル其ノ他ノ義務ニ何等ノ變更ヲ加ヘサルモノトス

（大正十四年三月五日外務省告示第二十七號）

第一條　獨逸國ハ賠償委員會カ「ヴェルサイユ」條約第二百三十一條及第二百三十二條及第二百三十三條ニ從ヒ定メタル總額千三百二十億金貨「マルク」ノ支拂義務ヲ本計畫ニ定メラレタル方法ニ依リテ履行スヘシ

但シ右總額ヨリ(イ)賠償トシテ既ニ支拂ハレタル額(ロ)割讓セラレタル領土等ニ於ケル獨逸國有財產ノ代償トシテ隨時獨逸國ノ貸方ニ計上セラルヘキ額及(ハ)獨逸國以外ノ敵國又ハ舊敵國ヨリ受領シタル金額ニシテ賠償委員會ノ決定ニ依リ獨逸國ノ貸方ニ計上セラルヘキ額ヲ控除スヘシ同盟國ニ對スル白耳義國ノ債務額ハ之ヲ前記總額ニ追加スヘシ此等ノ加除スヘキ金額ハ後日賠償委員會之ヲ決定ス

第二條　獨逸國ハ「ヴェルサイユ」條約第八編(賠償)ノ第二附屬書十二(ハ)ニ依リ既ニ交付セラレ又ハ交付セラルヘキ債券ニ代ヘ左ニ規定スル債券ヲ作製シ之ヲ賠償委員會ニ交付スヘシ

イ　百二十億金貨「マルク」ノ債券

本債券ハ遲クトモ千九百二十一年七月一日ニ作製交付セラルヘシ千九百二十一年五月一日以後本計畫ノ定ムル所ニ依リ獨逸國カ調達スヘキ資金中ヨリ毎年右發行債券ノ額面價格ノ六分ニ相當スル金額ノ支拂ヲ爲スヘシ右支拂金額ヨリ未償還債券ニ對シテ半年毎ニ支拂ハルヘキ年五分ノ利子ヲ支拂ヒ其ノ殘額ハ毎年ノ抽籤ニ依ル債券ノ額面償還ノ爲ノ減債基金ニ之ヲ充當スヘシ

前記債券ハ本計畫ニ於テ之ヲ甲種債券ト稱ス

ロ　別ニ三百八十億金貨「マルク」ノ債券

本債券ハ遲クトモ千九百二十一年十一月一日ニ作製交付セラルヘシ千九百二十一年十一月一日以後本協定ノ定ムル所ニ依リ獨逸國カ調達スヘキ資金中ヨリ毎年右發行債券ノ額面價格ノ六分ニ相當スル金額ノ支拂ヲ爲スヘシ右支拂金額ヨリ未償還債券ニ對シテ半年毎ニ支拂ハルヘキ年五分ノ利子ヲ支拂ヒ其ノ殘額ハ毎年ノ抽籤ニ依ル債券ノ額面償還ノ爲ノ減債基金ニ之ヲ充當スヘシ

前記債券ハ本計畫ニ於テ之ヲ乙種債券ト稱ス

ハ　八百二十億金貨「マルク」ノ債券但シ此ノ金額ハ第一條ノ適用ニ依リ必要ト認メラルヘキ增減ヲ後日受

クルコトアルヘク右增減ハ債券ノ作製又ハ廢棄ニ依リテ行ハルヘシ

此ノ債券ハ遲クトモ千九百二十一年十一月一日ニ之ヲ作製シ利札ヲ附セスシテ賠償委員會ニ交付スヘシ本債券ハ本計畫ニ從ヒ獨逸國ノ爲スヘキ支拂カ右債券ノ利子及減債基金ノ支拂ヲ爲スニ充分ナリト賠償委員會ニ於テ認定スルニ從ヒ同委員會之ヲ發行ス賠償委員會カ右債券ヲ發行シタル日以後本計畫ノ定ムル所ニ依リ獨逸國ノ調達スヘキ資金中ヨリ每年右發行債券ノ額面價格ノ六分ニ相當スル金額ノ支拂ヲ爲スヘシ右支拂金額ヨリ未償還債券ニ對シテ半年每ニ支拂ハルヘキ年五分ノ利子ヲ支拂ヒ其ノ殘額ハ每年ノ抽籤ニ依ル債券ノ額面償還ノ爲ノ減債基金ニ之ヲ充當スヘシ

賠償委員會カ右債券ヲ發行スルニ從ヒ獨逸國政府ハ右債券ニ對スル利札ヲ同委員會ニ引渡スヘシ

前記債券ハ本計畫ニ於テ之ヲ丙種債券ト稱ス

第三條　第二條ニ規定スル債券ハ獨逸國及獨逸各邦ノ一切ノ財產及收入殊ニ本計畫第七條ニ揭ケタル財產及收入ニ依リテ擔保セラル甲乙丙各種債券ニ關スル支拂ハ前記ノ財產及收入ノ上ニ夫々第一第二及第三順位ノ優先權ヲ有スヘク且本計畫ニ從ヒ獨逸國ノ爲スヘキ支拂ニ依リ確保セラルヘシ

第四條　獨逸國ハ第二條ニ定ムル債券カ減債基金ノ作用ニ依リ償還セラルル迄每年左ノ金額ヲ支拂フヘシ

（一）二十億金貨「マルク」ノ金額

（二）（イ）賠償委員會ノ定ムル所ニ依リ千九百二十一年五月一日以後每十二月ノ期間ニ於ケル獨逸國輸出額ノ二割五分ニ相當スル金額

又ハ

（ロ）獨逸國カ提議シ賠償委員會カ承認シタル別ノ指數ニ基キ定メラルヘキ右ト相當ノ金額

（三）更ニ前記輸出額ノ一分ニ相當スル金額又ハ右（ロ）ニ規定スル方法ニ依リ定メラルヘキ之ト相當ノ金額

但シ獨逸國カ本計畫ニ定メラレタル義務中未償還債券ニ關スル義務以外ノ一切ノ義務ヲ履行シタル場合ニ於テハ右項ニ依リ每年支拂ハルヘキ額ハ該年ニ於テ未償還債券ニ對スル利子及減債基金ノ支拂ニ必要ナル額迄之ヲ減少ス

第五條ノ場合ヲ除クノ外前記（一）ノ支拂ハ三月每ニ卽チ每年遲クトモ一月十五日四月十五日七月十五日及十月十五日ニ之ヲ爲スヘシ

前記（二）及（三）ノ支拂ハ三月每ニ卽チ每年遲クトモ二月十五日五月十五日八月十五日及十一月十五日ニ之ヲ爲スヘク且當該期ノ前前期ノ輸出額ヲ基礎トシテ之ヲ計算スヘシ最初ノ支拂ハ遲クトモ千九百二十一年十一月十五日ニ之ヲ爲スヘク且千九百二十一年七月三十一日ヲ以テ終了スル三月間ノ輸出ヲ基礎トシテ之ヲ計算スヘシ

第五條　獨逸國ハ本計畫ノ通告後二十五日以內ニ金貨又ハ承認セラレタル外國通貨又ハ承認セラレタル外國手形又ハ承認セラレタル獨逸國銀行ノ裏書アル三月拂ノ獨逸國國庫宛手形ヲ以テ十億金貨「マルク」ヲ支拂フヘシ右手形ハ倫敦ニ於テ「磅」ヲ以テ巴里ニ於テ「法」ヲ以テ紐育ニ於テ「弗」ヲ以テ又ハ賠償委員會ノ指定スル其ノ他ノ場所ニ於テ其ノ他ノ貨幣ヲ以テ支拂ハルヘキモノナルコトヲ要ス本條ノ支拂ハ第四條（一）ニ規定スル支拂ノ最初ノ二期分ノ割賦金ト看做サルヘシ

第六條　賠償委員會ハ本計畫ノ通告後二十五日以內ニ條約ノ第二附屬書十二ノ二（ニ）（修正ノ分）ニ基キ保障委員會ト稱スル特別小委員會ヲ設立スヘシ

保障委員會ハ現在賠償委員會ニ代表者ヲ有スル同盟國ノ代表者ヨリ成リ亞米利加合衆國カ其代表者ヲ任命スルコトヲ欲スル場合ニハ之ヲ加フ

本計畫ニ依リ發行セラレタル債券ノ多數カ前記諸國以外ノ國民ノ手ニ存在シ從テ保障委員會ニ此等國民

ノ代表者ヲ加フルヲ正當トスルノ事實ヲ賠償委員會ニ於テ認メタルトキハ保障委員會ハ三名ヲ限リ此等國民ノ代表者ヲ選定スヘシ

第七條　保障委員會ハ「ヴェルサイユ」條約第二百四十一條及第二百四十八條ノ適用ヲ確保スルノ職務ヲ有ス」

保障委員會ハ第四條ニ依リ獨逸國ノ爲スヘキ支拂ノ擔保ニ振當テラルル資金ヲ第二條ニ規定スル債券ノ利子支拂及償還ニ充當スルコトヲ監督ス右資金ハ左ノ如シ

（イ）獨逸國ノ海陸關稅收入殊ニ輸入稅及輸出稅ノ收入

（ロ）獨逸國總輸出額ニ對スル二割五分ノ課金ノ收入但シ第九條ニ揭ケタル法律ニ依リ二割五分ヲ下ラサル課金ヲ徵セラルヘキ輸出品ヲ除ク

（ハ）直接稅若ハ間接稅ノ收入又ハ其ノ他ノ資金ニシテ前記（イ）又ハ（ロ）ニ揭クル資金ニ追加シ又ハ之ニ代ヘキモノトシテ獨逸國政府カ提議シ且保障委員會カ承認シタルモノ

右振當資金ハ保障委員會ノ名ニ於テ開カレ且之ニ依リテ監督セラルヘキ勘定ニ金貨又ハ保障委員會ノ承認シタル外國通貨ヲ以テ拂込マルヘシ

獨逸國政府ハ輸出者ニ對シ獨逸國ノ通貨ヲ以テ（ロ）ニ揭ケタル二割五分ノ課金ニ相當スル額ヲ支拂フヘシ」

獨逸國政府ハ振當資金ノ收入額ノ減少ヲ來スヘキ行爲ヲ爲サムトスルトキハ之ヲ保障委員會ニ通告スヘク且同委員會ノ要求アルトキハ其ノ承認シタル他ノ資金ヲ以テ之ニ代フヘシ

保障委員會ハ又賠償委員會ニ代リ「ヴェルサイユ」條約第八編第二附屬書十二ノ二（ロ）ニ定メタル檢查ヲ爲シ且第四條（二）ニ依リ每年又ハ三月每ニ支拂ハルヘキ額ノ計算ノ爲メ獨逸國ノ輸出額トシテ獨逸國政府ノ提示シタル金額及本條ニ依リ債券ノ利子支拂及償還ノ爲ニ振當テラルル資金ノ額ノ檢查及必要ナルトキハ其ノ訂正ヲ爲スヘキ職務ヲ有ス

保障委員會ハ其ノ職務ノ適當ナル遂行ノ爲必要ナリト認ムル一切ノ措置ヲ執ルノ權利ヲ有ス

保障委員會ハ獨逸國ノ行政ニ干涉スルコトヲ得ス

第八條　條約ノ第二附屬書十九第二項（修正ノ分）ニ依リ獨逸國ハ同盟國ノ要求ニ基キ同盟國カ荒廢地ノ回復ノ爲又ハ其ノ產業的若ハ經濟的生活ヲ回復シ若ハ發達セシムル爲要スルコトアルヘキ物資又ハ勞力ヲ豫メ賠償委員會ノ承認ヲ經テ供給スヘシ右物資及勞力ノ價格ハ獨逸國及當該關係國ノ一名ツツ任命スヘキ二名ノ專門家ニ於テ各場合ニ付之ヲ決定ス兩者ノ意見一致セサルトキハ賠償委員會ノ指名スル審判者之ヲ決定ス

前項ノ規定ハ「ヴェルサイユ」條約第八編第三、第四、第五及第六附屬書ニ依リ爲サルヘキ引渡ノ評價ニ之ヲ適用セス

第九條　獨逸國ハ英本國ニ於テ實施中ナル千九百二十一年ノ獨逸國賠償回收法及其ノ他ノ同盟國ニ於テ制定セラレタル同樣ノ法律カ其ノ效力ヲ有スル限リ其ノ實施ヲ容易ナラシムヘキ一切ノ立法上及行政上ノ措置ヲ執ルヘシ右法律ノ實施ニ依リ爲サルル支拂ハ第四條（二）ニ依リテ爲サルヘキ支拂ノ一部トシテ獨逸國ノ貸方ニ計上セラルヘシ

獨逸國政府ハ輸出者ニ對シ獨逸國ノ通貨ヲ以テ同額ノ支拂ヲ爲スヘシ

第十條　提供セラレタル一切ノ役務、一切ノ實物引渡及第九條ニ依ル一切ノ收入ニ對シテハ之ヲ受領シタル同盟國ヨリ其ノ受領ノ日ヨリ一月以內ニ現金又ハ滿期利札ヲ以テ賠償委員會ニ支拂ヲ爲スヘシ右金額ハ第四條ニ依リ獨逸國ノ爲スヘキ支拂ノ一部トシテ其ノ貸方ニ計上セラルヘシ

第十一條　第四條（三）ニ依リテ支拂ハルヘキ額及第四條（一）及（二）ニ依ル賠償委員會ノ每年ノ受領金ノ中當該年度ニ於ケル未償還債券ノ利子及減債基金ノ支拂ニ必要ナラサル過剩額ハ賠償委員會之ヲ積立テ其ノ適當ト認ムル時期ニ其ノ積立金額ノ限度內ニ於テ、既發行ノ債券ニ依リ辨濟セラレサル債務ノ殘額ニ對スル利子ノ支拂ニ使用ス右利子ハ單利トシ千九百二十一年五月一日ヨリ千九百二十六年五月一日迄ハ二分五厘以下其ノ後ハ五分以下トス

右債務ノ殘額ニ對スル利子ハ之ヲ積立ツルコトヲ得ス又右債務殘額ニ對シテハ本條ニ規定スルモノ以外

何等ノ利子ヲ附セサルモノトス

第十二條　本計畫ハ「ヴエルサイユ」條約ノ實施ヲ保障スル諸條項ニ何等ノ變更ヲ加フルモノニ非ス右諸條項ハ本計畫ノ規定ニ適用セラルヘキモノトス

右の支拂計畫と同時に獨逸國に發したる聯合國通牒卽ち第二回倫敦最後通牒は左の如し。

同盟諸國ハ「ヴエルサイユ」條約調印以來同盟國ノ爲シタル累次ノ讓歩「スパ」及巴里ニ於テ協定セル警告及制裁竝ニ倫敦ニ於テ聲明シ其後實行シタル制裁ニ拘ラス獨逸國政府ハ「ヴエルサイユ」條約ノ條項ニ依リ其ノ負擔セル

一　軍備解除

二　條約第二百三十五條ニ依リ千九百二十一年五月一日ニ爲スヘキ支拂ニシテ賠償委員會カ旣ニ同日ニ實行スヘキコトヲ要求セルモノ

三　千九百二十年二月十三日及五月七日ノ同盟側ノ通牒ニ依リ更ニ規定セラレタル戰爭犯罪人ノ審問

四　及其ノ他ノ重要事項殊ニ條約第二百六十四條乃至第二百六十七條第二百七十三條第三百二十一條第三百二十二條及第三百二十七條ニ依リテ生スルモノ

（イ）本通牒ノ(ニ)ニ記載セル事態ノ發生シタルトキ萊因沿岸ニ於ケル同盟國ノ軍隊ヲシテ直ニ「ルール」谿谷ノ占領ニ要スルコトアルヘキ準備的措置に著手セシムルコト

（ロ）條約第二百三十三條ニ從ヒ賠償委員會ニ對シ獨逸國政府ノ負擔スヘキ一切ノ義務ヲ保障及履行スヘキ時期及方法ヲ遲滯ナク同國政府ニ指定シ且ツ此ノ點ニ關スル同委員會ノ決定ヲ遲クトモ五月六日迄ニ同國政府ニ通告セシムルコト

（ハ）獨逸國政府ニ對シ右決定ノ受理後六日ノ期間内ニ左ノ事項ニ關シ無條件ニ其ノ決意ヲ聲明スルコトヲ要求スルコト

（一）賠償委員會ノ決定シタル條約上ノ義務ヲ留保又ハ條件ヲ附セスシテ實行スルコト

（二）賠償委員會ノ指定セル義務ニ關スル保障ヲ留保又ハ條件ヲ附セスシテ受諾スルコト

（三）同盟國政府カ千九百二十一年一月二十九日ノ通牒ヲ以テ獨逸國政府ニ通告シタル陸海空軍ノ軍備解除ノ措置ヲ留保又ハ遲滯ナク實行スルコト

尙旣ニ期限ヲ通過セルモノハ卽時ニ其ノ他ノモノハ直ニ指定セラレタル期日迄ニ之ヲ實行スルコト

（四）戰爭犯罪人ノ審問及本通牒冒頭ニ揭ケタル條約ノ他ノ不履行ノ部分ヲ留保又ハ遲滯ナク實行スルコト

（ニ）獨逸國政府カ右ノ條件ヲ五月十二日迄ニ實行セサルトキハ「ルール」谿谷ノ占領ニ著手シ且之ニ必要ナル所要ノ陸海軍ノ軍事上ノ措置ヲ執ルコト　右占領ハ獨逸國カ(ハ)ニ摘記セル諸條件ニ從ハサル限リ之ヲ繼續ス

右の倫敦最後通牒に接したる獨逸國フエーレンバッハ內閣は進退窮りて辭職し、同內閣の藏相たりしウィルト(J. Wirth)新內閣を組織し、議會に新提案を提出して其の協贊を得、同年五月十一日遂に右の最後通牒を受諾するの旨左の如く回答したり。

本官ハ獨逸帝國會議ノ決議ニ基キ千九百二十一年五月五日ノ同盟國ノ決議ニ關シ其要求ニ從ヒ獨逸國新政府ノ名ニ於テ左ノ通聲明ス獨逸國政府ハ左ノ通決定セリ

一　賠償委員會ノ確定セル賠償義務ヲ保留又ハ條件ヲ附セスシテ實行スルコト

二　右義務ニ關シ賠償委員會ノ指定シタル保障ヲ留保又ハ條件ヲ附セスシテ受諾シ且實行スルコト

三　千九百二十一年一月二十九日ノ通牒ヲ以テ同盟國ノ通告シタル陸海空軍ノ軍備解除ニ關スル措置ヲ留保又ハ遲滯ナク實行スヘク其ノ旣ニ期限ヲ經過セルモノハ卽時ニ其ノ他ノモノハ指定セラレタル期

日ニ之ヲ實行スルコト

四　戰爭犯罪人ノ審問及五月五日ノ同盟國政府ノ通牒ノ冒頭ニ揭ケタル條約ノ他ノ不履行ノ部分ヲ留保又ハ遲滯ナク實行スルコト

本官ハ同盟諸國ニ於テ遲滯ナク本聲明ヲ了承センコトヲ希望ス

第十款　華盛頓會議

(一)　會議の目的

世界大戰の戰禍は人類の腦裡に戰爭は之を出來得る限り避くべきものなることを深刻に印象せしめしが、ヴェルサイユ平和條約の調印成るに及び平和高唱の聲至る所に發せられ、世界平和を目的とする諸種の運動現はるるに至れり。一九二〇年（大正九年）十二月米國上院議員ボラー（W.E. Borah）は、米國大統領をして軍備制限問題討議の爲め國際會議を開かしめんとする動議を上院に提出したりしが、之に對し輿論の贊成起り、無用の軍備は之を最少限度にまで縮小せんとする氣運醸し出されたり。玆に於て米國大統領ハーディング（W.G. Harding）は一九二一年（大正十年）七月十一日、日・英・佛・伊の四箇國に招請狀を發し、來る十一月米國華盛頓（Washington）に會して軍備制限問題を議し、尚之に關聯して太平洋問題及極東問題に特殊の利害を有する諸國が、極東に於ける主義及び政策に關し共通の了解に達するの目的を以て、右諸問題の解決に關係を有する一切の事項を審議せん事を提案したり。右の慫慂は四箇國政府の同意する所となり、同年十一月十一日より華盛頓に於て會議開かるるに至れり。

(二)　會議の經過

本會議に參加したるは公式參加の日・英・米・佛・伊と非公式參加の支那國とにして、豫定より一日遲れ第一回會議は十一月十二日ハーディングの開會の辭を以て開催せられたり。之に引續き議長選擧に移り、米國國務長官ヒューズ（C. E. Hughes）當選し新任の挨拶を爲せしが、其の際彼は從來の慣例を破りて、關係各國海軍の縮小・制限に關する具體案として米國提案の海軍比率を公にしたり。右の米國提案は各國主力艦中の或るものを抹殺すべきことを始めとして、極めて大膽且つ徹底的なるものなりき。

第二回會議は十一月十五日に開催せられしが、各國代表は第一回會議に提示せられたるヒューズ案に對し、何れも主義として贊成なる旨を表明したり。斯くて其の細目の調査攻究に移りしが、日・英・米等當時に於ける世界三大海軍國の全權は何れも大局より達觀し、眞率に意見の交換を行ひし結果漸く三國の海軍主力艦の比率協定成立するを得たり。

本會議は前述の如く十一月十二日に開會し、翌一九二二年二月六日の閉會に至る迄、約三箇月に亙り間斷なく總委員會・小委員會・起草委員會・分科會等を開き、其の會合數實に百三十五回の多きに上りたるが、遂に軍備制限及極東太平洋問題に亙る幾多の重要にして複雜なる國際問題を議了せり。尚ハーディングの當初の招請狀に於ては海軍軍備問題に限らざるものの如くなりしも、十一月二十一日第三回會議に於ける佛國代表ブリアンの演說に依り、陸軍軍備縮小は事實上問題外に置かれたり。更に本會議に於ては右の主題の外、之と關聯して特殊の問題に就き關係國間に審議を重ねたりしが其の最たるものは日支間の山東問題なりき。

(三)　會議の成果

本會議の成果として擧ぐべきは左記七條約の成立及び之に加ふるに十二箇の決議なりき。

一、海軍軍備制限に關する條約
二、潛水艦及毒瓦斯に關する五國條約
三、太平洋方面に於ける島嶼たる屬地及島嶼たる領地に關する四國(日・英・米・佛)條約竝追加協定
四、支那に關する九國條約
五、支那の關稅に關する條約
六、日支兩國間山東懸案解決に關する條約
七、日米間「ヤップ」島及他の赤道以北の太平洋委任統治諸島に關する條約

右の七條約及び十二決議に關し詳述するは本章の範圍外なれば之を省略し、唯「日支兩國間山東懸案解決ニ關スル條約」は本章に於て稍重要なるを以て、以下若干關說する所あるべし。元來本條約は「ヴェルサイユ」條約の實施と共に直接商議開始に關し再三支那政府の提議し來れるものにして、本會議の開催せらるるに及び一九二一年十二月一日より英・米兩國の斡旋の下に日支交涉開始せられ、多くの曲折を經て翌一九二二年日・支兩國の第三十四回會議に於て遂に協定成立したるものなり。曩に平和條約の調印成るや該條約の規定に基き、我國は靑島濟南府間の鐵道(其の支線を含み、更に各種の附屬財產・停車場・工場・固定物件及車輛・鑛山・鑛業用設備及材料を包含す)に關する一切の獨逸國の權利及之に附帶する一切の權利竝特權を取得保持する事となりしが、本條約の調印に依り改めて此等を悉く支那國に還付することとなり、其の鐵道に就ては支那國は一切の鐵道財產の現實價格を償却することを約し、此の償却を實行する爲め鐵道財產の移轉完了と同時に支那國政府の國庫證券を我國に交付することとなり、又鑛山に就ては之を支那國政府の特許に依りて設立せらるべき會社に引渡すこととなりたるものなり。右の山東懸案解決に關する條約は本邦に於て大正十一年六月二日條約第三號を以て公布せられしが、次に其の全文を掲ぐべし。

山東懸案解決ニ關スル條約(一九二二年二月四日華盛頓ニ於テ署名大正十一年六月二日條約第三號ヲ以テ公布)

第一章　舊獨逸膠州租借地ノ還付

第一條　日本國ハ舊獨逸膠州租借地ヲ支那國ニ還付スヘシ

第二條　日本國政府及支那共和國政府ハ舊獨逸膠州租借地ノ行政ノ移轉及該地域內ノ公有財產ノ移轉ニ關スル細目ノ取極ヲ作成實施シ且均シク調整ヲ要スル他ノ事項ヲ解決スルノ權限ヲ有スル共同委員會ヲ組織スル爲各三名ノ委員ヲ任命スヘシ

共同委員會ハ前記ノ目的ノ爲本條約實施後直ニ會合スヘシ

第三條　舊獨逸膠州租借地ノ行政ノ移轉及該地域內ノ公有財產ノ移轉竝前條ニ定ムル他ノ事項ノ調整ハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ本條約實施ノ日ヨリ六月ヲ超エサル間ニ之ヲ完了スヘシ

第四條　日本國政府ハ舊獨逸膠州租借地ノ行政ヲ支那國ニ移轉スルニ際シ右行政ノ移轉ニ必要ナルヘキ日本國所持ノ記錄登錄簿圖面證書其ノ他ノ文書又ハ右ノ認證謄本竝支那國カ爾後該地域及膠州灣ノ周圍五十基米地帶ノ行政ヲ爲スニ付有用ナルヘキ前記書類ヲ支那共和國政府ニ引渡スコトヲ約ス

第二章　公有財產ノ移轉

第五條　日本國政府ハ舊獨逸膠州租借地內ノ一切ノ公有財產(土地、建物、工場又ハ營造物ヲ含ム)ハ嘗テ獨逸國官憲カ所有シタルモノナルト該地域ノ日本國行政ノ期間內ニ日本國官憲カ買收シ又ハ建造シタルモノナルトヲ問ハス之ヲ支那共和國政府ニ移轉スルコトヲ約ス但シ本條約第七條ニ規定スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六條　前條ニ依ル公有財產ノ移轉ニ付テハ支那共和國政府ハ何等補償ヲ要求セラルルコトナカルヘシ尤

モ日本國官憲カ買收又ハ建造シタルモノニ付及嘗テ獨逸國官憲カ所有シタルモノニ對スル改良又ハ添加ニ付テハ支那共和國政府ハ日本國政府カ現實ニ支出シタル費用ニ對シ減損及存續價格ノ原則ヲ考量シ公正且衡平ナル額ヲ償還スヘシ

第七條　舊獨逸膠州租借地內ノ公有財產中青島ニ設置セラルヘキ日本國領事館ノ爲必要ナルモノハ日本國政府之ヲ保有スヘク又日本人居留民團體ノ福祉ノ爲特ニ必要ナルモノ(公立學校、神社及墓地ヲ含ム)ハ右居留民團體ニ保有セシムヘシ

第八條　前三條ニ揭クル事項ノ細目ハ本條約第二條ニ規定スル共同委員會之ヲ協定スヘシ

第三章　日本國軍隊ノ撤退

第九條　青島濟南府鐵道及其ノ支線ノ沿線ニ現在駐屯スル日本國軍隊(憲兵ヲ含ム)ハ支那國ノ巡警又ハ軍隊カ該鐵道ノ保護ヲ引受クル爲派遣セラルルニ至ラハ直ニ撤退スヘシ

第十條　前條ニ規定スル支那國ノ巡警又ハ軍隊ノ配置及日本國軍隊ノ撤退ハ區間ヲ分チテ之ヲ行フコトヲ得

各區間ニ於ケル右手續ノ完了期日ハ日本國及支那國當該官憲ノ間ニ豫メ之ヲ協定スヘシ

右日本國軍隊ノ全部撤退ハ本條約署名ノ日ヨリ成ルヘク三月內ニ且如何ナル場合ニ於テモ六月ヲ超エサル間ニ之ヲ實行スヘシ

第十一條　青島ニ於ケル日本國守備隊ハ成ルヘク舊獨逸膠州租借地ノ行政ヲ支那國ニ移轉スルト同時ニ且如何ナル場合ニ於テモ右移轉ノ日ヨリ三十日ヲ超エサル間ニ全部撤退スヘシ

第四章　青島海關

第十二條　青島稅關ハ本條約ノ實施ト共ニ全然支那海關ノ一部ト爲ルヘシ

第十三條　青島支那海關ノ再開ニ關スル千九百十五年八月六日ノ日支暫行取極ハ本條約ノ實施ト共ニ其ノ效力ヲ失フヘシ

第五章　青島濟南府鐵道

第十四條　日本國ハ青島濟南府鐵道及其ノ支線ヲ之ニ附屬スル他ノ一切ノ財產(埠頭、倉庫及他ノ同種ノ財產ヲ含ム)ト共ニ支那國ニ移轉スヘシ

第十五條　支那國ハ前條ニ揭クル一切ノ鐵道財產ノ現實價格ヲ日本國ニ償却スルコトヲ約ス

右償却セラルヘキ現實價格トハ五千參百四拾萬六千百四拾壹(五參四〇六、壹四壹)金貨(麻)(前揭財產中獨逸人ノ遺留セル部分ノ査定額)又ハ其ノ相當額ニ日本國カ右鐵道ノ管理中前揭財產ニ加ヘタル永久的ノ改良又ハ添加ノ爲現實ニ支出シタル額(相當ノ減損價格ヲ控除ス)ヲ加ヘタルモノトス

前條ニ揭クル埠頭、倉庫及他ノ同種ノ財產ニ關シテハ日本國カ鐵道管理中之ニ加ヘタル永久的ノ改良又ハ添加ノ爲現實ニ支出シタル額(相當ノ減損價格ヲ控除ス)ヲ加ヘタルモノトス

第十六條　日本國政府及支那共和國政府ハ前條ニ定ムル基礎ニ依リ鐵道財產ノ現實價格ヲ評價シ且右財產ノ移轉ヲ協定スルノ權限ヲ有スル鐵道共同委員會ヲ組織スル爲各三名ノ委員ヲ任命スヘシ

第十七條　本條約第十四條ニ依ル一切ノ鐵道財產ノ移轉ハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ本條約實施ノ日ヨリ九月ヲ超エサル間ニ之ヲ完了スヘシ

第十八條　本條約第十五條ニ依ル償却ヲ實行スル爲支那國ハ鐵道財產ノ移轉完了ト同時ニ支那國政府ノ國庫證券ヲ日本國ニ交付スヘシ該國庫證券ハ鐵道ノ財產及收入ヲ擔保トシ其ノ期限ハ十五年トスルモ支那國ノ選擇ニ依リ右證券交付ノ日ヨリ五年ノ終ニ又ハ其ノ後何時ニテモ六月ノ豫告ヲ以テ全部又ハ一部ヲ償却スルコトヲ得ヘキモノトス

第十九條　前條ニ依ル國庫證券ノ償還期限中支那共和國政府ハ該國庫證券ノ一部ニテモ償還セラレサル間ハ日本國臣民一名ヲ運輸主任ニ、他ノ日本國臣民一名ヲ支那會計主任ト共同シ且對等ノ職權ヲ有スル會計主任ニ選擇任用スヘシ

前項ノ職員ハ總テ支那管理局長ノ指揮管理及監督ノ下ニ屬スヘク正當理由ニ因リ免セラルルコトアルヘ

シ

第二十條　前記國庫證券ニ關スル專門的ナル財政上ノ細目ニシテ本章ニ規定セサルモノハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ本條約實施ノ日ヨリ六月ヲ超エサル間ニ日本國及支那國ノ官憲ニ於テ協同シテ之ヲ決定スヘシ

第六章　青島濟南府鐵道ノ延長線

第二十一條　青島濟南府鐵道ノ二延長線卽チ濟南府順德線及高密徐州府線ニ關スル特權ハ支那共和國政府及國際財業團間ニ協定セラルヘキ條件ニ從ヒ右財業團ノ共同事業ニ開放セラルヘシ

第七章　鑛　山

第二十二條　曩ニ支那國カ獨逸國ニ採掘權ヲ許與シタル淄川坊子及金嶺鎭ノ鑛山ハ支那共和國政府ノ特許ニ依リ設立セラルヘキ會社ニ引渡サルヘク同會社ニ對スル日本側ノ出資額ハ支那側ノ出資額ヲ超過スヘカラス

右取極ノ樣式及條件ハ本條約第二條ニ規定スル共同委員會之ヲ定ムヘシ

第八章　舊獨逸膠州租借地ノ開放

第二十三條　日本國政府ハ舊獨逸膠州租借地ニ於テ日本專管居留地又ハ國際居留地ノ設置ヲ要求セサルヘキコトヲ聲明ス

支那共和國政府ハ之ニ對シ舊獨逸膠州租借地全地域ヲ外國貿易ノ爲ニ開放スヘキコト及外國人ハ右地域內ニ於テ自由ニ居住シ且商業、工業其ノ他一切ノ合法ノ業務ニ從事スルコトヲ許サルヘキコトヲ聲明ス

第二十四條　支那共和國政府ハ舊獨逸膠州租借地ニ於テ外國人カ獨逸國施政ノ下ニ於ケルト日本國行政ノ期間內ニ於ケルトヲ問ハス合法且公正ニ取得シタル旣得權ヲ尊重スヘキコトヲ併セテ聲明ス

日本國臣民又ハ日本會社ノ取得シタル右旣得權ノ地位又ハ效力ニ關スル一切ノ問題ハ本條約第二條ニ規定スル共同委員會之ヲ調整スヘシ

第九章　製鹽業

第二十五條　支那國ニ於テ製鹽業ハ政府ノ專賣事業ニ屬スルニ鑑ミ膠州灣沿岸ニ於テ現ニ右事業ニ從事スル日本國臣民又ハ日本會社ノ利益ハ公正ナル補償ヲ支拂ヒテ支那共和國政府之ヲ買收スヘク且前記沿岸ニ於ケル該事業ノ產出ニ係ル一定量ノ鹽ヲ日本國ニ輸出スルコトハ適當ノ條件ヲ以テ之ヲ許可スヘキコトニ協定ス

前記利益ヲ支那共和國政府ニ移轉スルコトヲ含ム前項目的ノ爲ニスル取極ハ本條約第二條ニ規定スル共同委員會之ヲ作成スヘシ右取極ハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ本條約實施ノ日ヨリ六月ヲ超エサル間ニ之ヲ完了スヘシ

第十章　海底電信線

第二十六條　日本國政府ハ青島芝罘間及青島上海間ノ舊獨逸海底電信線ニ關スル一切ノ權利權原及特權ハ右兩線中日本國政府カ青島佐世保間ノ海底電信線敷設ノ爲ニ利用シタル部分ヲ除クノ外支那國ニ歸屬スルコトヲ聲明ス尤モ前記青島佐世保間ノ海底電信線ノ靑島ニ於ケル陸揚及運用ニ關スル問題ハ支那國ヲ一方ノ當事者トスル現存契約ノ條件ヲ留保シ本條約第二條ニ規定スル共同委員會之ヲ調整スヘキモノトス

第十一章　無線電信局

第二十七條　日本國政府ハ靑島及濟南府ニ於ケル日本無線電信局ハ前記兩地ニ於ケル各日本國軍隊ノ撤退ト共ニ此等無線電信局ノ價格ニ對シ公正ナル補償ヲ得テ之ヲ支那共和國政府ニ移轉スルコトヲ約ス

右ノ移轉及補償ニ關スル細目ハ本條約第二條ニ規定スル共同委員會之ヲ協定スヘシ

第二十八條　本條約（附屬書ヲ含ム）ハ批准ヲ要ス其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ且署名ノ日ヨリ四月ヲ超エサル間ニ北京ニ於テ之ヲ交換スヘシ

本條約ハ批准書交換ノ日ヨリ實施セラルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ノ本條約二通ニ署名調印ス

千九百二十二年二月四日華盛頓市ニ於テ之ヲ作成ス

加藤友三郎（印）
幣原喜重郎（印）
埴原正直（印）
施肇基（印）
顧維鈞（印）
王寵惠（印）

附屬書

一　優先權ノ拋棄

日本國政府ハ千八百九十八年三月六日ノ支那國及獨逸國間ノ條約ニ規定スル人資本及材料ヲ以テスル外國ノ助力ニ關スル一切ノ優先權ヲ拋棄スルコトヲ聲明ス

二　公有財產ノ移轉

本條約第五條ニ依リ支那共和國政府ニ移轉セラルヘキ公有財產中ニハ(一)道路、水道、公園、下水及衞生設備ノ如キ一切ノ公共施設(二)電話、電燈、屠殺場及洗濯所ニ關スルモノノ如キ一切ノ公共企業ヲ含ムモノトス

支那共和國政府ハ前項ニ依リ同政府ニ移轉セラルヘキ公共施設ノ經營及維持ニ付舊獨逸膠州租借地內ノ外國居留民團體ニ公正ナル代表權ヲ有セシムヘキコトヲ聲明ス

支那共和國政府ハ舊獨逸膠州租借地ニ於ケル電話企業ヲ引受ケタル上ハ公衆ノ一般利益上當然要求セラルヘキ該企業ノ擴張及改良ニ關シ該地域內ノ外國居留民團體ノ爲ス請求ニ付相當ノ考量ヲ加フヘキコトヲ併セテ聲明ス

電燈、屠殺場及洗濯所ニ關スル公共企業ニ付テハ支那共和國政府ハ其ノ引受後之ヲ青島ニ於ケル支那市政機關ニ引渡スヘク該市政機關ハ更ニ市ノ規則及監督ノ下ニ右企業ノ經營運用ニ當ラシムル爲支那國法令ニ從ヒ商事會社ヲ設立セシムヘシ

三　青島海關

支那共和國政府ハ支那海關總辦ニ對シ(一)舊獨逸膠州租借地ニ於ケル日本商人ニ對シ日本語ヲ用ヰテ青島稅關ト往復スルコトヲ許可スヘキコト(二)右稅關ニ必要ナル役員ヲ選擇スルニ當リテハ支那海關ノ現行任用規則ノ許ス限リ青島ニ於ケル商業上ノ諸般ノ必要ヲ考量スヘキコトヲ訓令スルコトヲ聲明ス

四　青島濟南府鐵道

本條約第十六條ニ規定スル鐵道共同委員會ニ於テ其ノ權限內ニ在ル事項ニ關シ協定ヲ見ルニ至ラサルトキハ日本國政府及支那共和國政府ハ右係爭事項ヲ引取リ外交手段ニ依リ之ヲ商議調整スヘシ

右係爭事項ノ決定ニ當リ日本國政府及支那共和國政府ハ必要アルトキハ兩國政府協同シテ指名スル第三國(一國又ハ數國)ノ專門家ノ勸告ヲ求ムヘシ

五　芝罘濰縣鐵道

日本國政府ハ芝罘濰縣鐵道カ支那側資本ヲ以テ建設セラルル限リ同鐵道ニ對スル資本供給ノ選擇權ヲ國際財業團ノ共同事業ニ開放スヘキコトヲ要求セサルヘシ

六　舊獨逸膠州租借地ノ開放

支那共和國政府ハ支那國ニ於ケル地方自治制度ヲ定ムル法令ノ制定及其ノ一般的適用ヲ見ルニ至ル迄ハ舊獨逸膠州租借地內ノ外國居留民ノ福祉及利益ニ直接ノ影響アルヘキ市政事項ニ付支那地方官憲カ該居留民ノ意見ヲ確ムヘキコトヲ聲明ス

加藤友三郎
幣原喜重郎
埴原正直
施肇基

尙右條約に基く細目を協定せんが爲め、日支兩國は同條約第二條所定の委員を任命し之を北京に於て會商せしめたるが、同年十二月に至り山東懸案細目協定及同了解事項竝山東懸案鐵道細目協定及同了解事項を議了し之に署名調印したり。右に關し內田外務大臣は大正十二年一月第四十六回帝國議會の外交演說に於て大要左の如く報告したり。

『多年日支間に不愉快なる懸案となり居れる所謂山東問題は曩に華盛頓に於て成立せる日支條約に基き北京に於て昨年六月以來細目の協定を進め、十二月初旬交涉を終り、玆に帝國が世界戰爭參加の際宣言し其の後度度聲明せる如く膠州灣租借地行政權は圓滿に支那側に引渡を了したる次第なり。過去數年に亙り困難なる國際問題とせられし山東問題も帝國の當初の宣言通り之を解決することを得たるは日支國交に多大の貢獻をなすに止まらず、帝國の國際的信用を高むる所以なる事を信じて疑はず。』

尙山東問題の詳細に關しては本編第一章賠償金第二節第二款第三項を參看すべし。

第十一款　カンヌ會議

(一)　會議の目的

千九百二十一年(大正十年)五月第二回倫敦會議に於て賠償金支拂計畫を決定し、獨逸國は之に基き同年八月末日迄に十億金馬及び十一月十五日に五月·六月·七月三箇月間の輸出額の二割六分に相當する金額約三億十四萬三千金馬の支拂をば辛うじて現物を以て履行するを得たり。然れども右は獨逸國の支拂能力を示すものに非ず、事實は寧ろ其の逆にして、之が爲め馬相場の暴落と財政の窮乏とを招き、同年末に至り獨逸國は遂に一翌九二二年(大正十一年)以降の支拂に關し其の履行不可能なりとして、賠償委員會に支拂猶豫を請求し來れり。之に對し賠償委員會は獨逸國が支拂猶豫の請求に際して何等擔保の提供を言明し居らざるを理由として一應之を拒絕したり。然りと雖も獨逸國に賠償金支拂能力なきは何れの方面より觀察するも今や明かなる事實にして、其の支拂猶豫請求も亦止むを得ざるに出でたるものと推察し得べきを以て、之に關し英國首相ロイド·ジョージは同年十二月十九日より同月二十二日に至る四日間佛國首相ブリアンと倫敦に會して善後策を議したる末、倫敦案と稱せらるる一種の支拂計畫を立て、之を基礎として賠償問題の新なる展開を試みんと欲し、一九二二年一月六日よりカンヌ(Cannes)に聯合國最高會議を開催することとしたり。

(二)　會議の經過

本會議に參加たる主要國は日·英·佛·伊·白(以上公式)及米(非公式)の諸國にして、之に招致したる獨逸國代表を加へ、一九二二年一月六日より同十三日に至る八日間に涉り開催せられたり。開會劈頭獨逸國代表ラーテナウ(W. Rathenau)は獨逸國の實狀を訴へ、賠償支拂能力なきを說きて各國代表を傾聽せしめしが、結局其の說く所は聯合國側の決定せる一九二二年中に於て履行すべき現金支拂七億二千萬金馬及び實物支拂十四億五千萬金馬なる案に對し、縱令實物支拂を增加するとも七億二千萬金馬の現金支拂を爲すことは不可能なりと云ふにあり、切に現金支拂の減額を求めたり。然るに偶、佛國に於て倫敦案の內容及會議の經過傳へらるるに及び、輿論はブリアンの軟弱なる態度に飽き足らず、之に對し猛烈なる反對起り、國論益、沸騰するに至りしかば、ブリアンは急遽巴里に歸り辯明之れ努めたるも、大勢既に如何とも爲し得ず遂に辭職したるが、之に依りて佛國代表の一行はカンヌを去れり。

賠償問題會議の中心たるべき佛國の形勢斯の如き有樣にて、カンヌに於ける最高會議は其の決議能力を失ふに至りたるが、幸にして賠償委員會の各國委員カンヌに集合したる際なれば、此の機を利用して同地に賠償委員會を開き、獨逸國の支拂能力に關する說明書を提出せしめて之を審議し、其の結果假支拂猶豫の決議を爲したり。其の要領左の如し。

『獨逸が一月十八日以降十日毎に外國手形を以て三千百萬金麻を支拂ひ且豫算改革及銀行券流通制限に關する計畫竝に一九二二年中の現金支拂及實物給付に關するプログラムを提出することを條件として一月及二月分支拂の暫時猶豫を認む』

(三)　會議の成果

敍上の如く本會議に於ては賠償金支拂猶豫に關し何等終局的決定を見るに至らざりしが、唯列强の協力が歐洲經濟同復に必要なることを認めて左の如き決議を爲し、此の決議中に於て所謂カンヌ六原則を立てたり。

本會議に參列せる聯合國は、獨墺洪勃及露を含む歐羅巴各國の代表者を招請すべき經濟及財政に關する會議を、三月上旬開催すべきことに一致す。聯合各國は此種の會議は印度竝中央及東部歐羅巴の經濟的復興上緊急且樞要なる一階梯をなすものなることを信ず。聯合國は會議の決定が出來得る限り速に實施せられんが爲には、各國總理大臣が可成自ら本會議に出席することを要すべきことを確信す。聯合國は全歐羅巴に亙る國際通商の再開及各國の資源の開發は生產的勞働の數量を增加し、且歐羅巴諸國民の受けつつある苦痛を輕減せんが爲に必要なりと思考す。歐羅巴の組織に對し現今萎微振はざる活氣を恢復せむが爲には、最も强大なる諸國の共同的努力を要し、此の努力は通商を阻害する凡ての障碍を除去すること、竝最も弱小なる諸國に對し大なる信用貸付を許與し、且生產の常態を復興する爲め各自協力することに傾注せらるべきものとす。聯合國は有效なる努力の實現に缺くべからざる根本的條件は、大要左の如く之を定め得べしと思考す。

(一)　各國は各自の國內に於て其の經濟及政治の組織に付遵守すべき諸原則に關し、互に强要するの權利を主張するを得ず。此の點に關しては各國は自ら其の欲する制度を採擇するの自由を有すべし。

(二)　尤も一國援助の爲め外國資本を利用するには、先づ以て外國投資者は其の財產及權利を尊重せられ、且つ其の企業利得の保障せらるること確實なるに非ざれば、之を爲すこと不可能なり。

(三)　右の安心は外國の投資を希望する諸國(又は諸國の政府)に於て、左記條件を任意に同意するに非ざれば再現せられざるべし。

(a)　國、自治體及其他の公の團體及其の他公の團體が締結又は保障せる過去及將來の負擔を承認し、財產押收又は抑留の爲め外國の利益に對し生ぜしめたる損失竝損害に對する償還原狀恢復又は之が賠償の義務を承認すること。

(b)　凡て商取引契約の公平なる履行を確保する法律上竝裁判上の制度を設立すること。

(四)　各國は適當なる交易手段を講ずべく、且一般に通商に充分の保障を與ふべき財政上竝貨幣制度上の條件存在せざるべからざること。

(五)　各國は他國の秩序及政治組織を紊亂するが如き宣傳を行はざることを約すべきこと。

(六)　其の隣接國に對し一切の侵略を爲さざることを共同に約すべきこと。若し露國政府が露國の通商開發に必要なる條件を確保する爲其の正式承認を求むるに於ては、聯合國は露國政府にして上述の約束を受諾するに非ざれば之が承認を與ふること能はざるべし。

第十二款　ゼノア會議

(一)　會議の目的

世界大戰後歐洲の財政經濟は危機に瀕し、各國政治家は之が回復に努力を致し來れることは既に述べたる所なり。然るに事實上歐洲の財政狀態は其の後何等改善せらるることなく、却つて獨逸國の賠償金支拂能力の缺如を續りて益〻惡化するの傾向をさへ示したり。されば此の事態を救濟する爲の包括的なる經濟及財政問題を討議し、且歐洲諸國間特に露國に對する平和を確立し、其の確立せらるべき平和の基礎の上に於て歐洲經濟の復興を圖ることは、最も緊急を要するものと思考せられたり。偶〻一九二二年(大正十一年)一月開催せられたるカンヌ會議は、其の主要課題たる獨逸賠償金問題の新たなる展開を爲すこと能はずして散會したるが、散會に當り歐羅巴の經濟的復興を圖る爲には聯合諸國家は獨・墺・洪・勃及露の諸國を含む歐洲各國の代表者を招致し、以て經濟及財政に關する會議を開催すること緊急且樞要なりとの決議を爲し、以て歐洲經濟復興の緊急なることを强調したり。實にゼノア(Genoa)會議は右カンヌ決議を實行せんが爲に開催せられしものなり。

(二)　會議の經過

本會議に參加したる主要國は日・英・伊・佛・白・和・露獨等にして、一九二二年(大正十一年)四月十九日より五月十九日に亙りて開催せられたり。本會議の主要議題は、カンヌ會議に於て定められたる所謂カンヌ六原則を基礎とする歐洲の復興問題なりしが、會議第一日開會の挨拶終るや、露國代表チチェリン(G. V. Tchitcherin)は發言し『カンヌ六原則は之を認むるも、多少の修正を爲さんとす。而して露國は此の際軍備縮小案を提出せん』とて露國復興計畫と關連して軍備縮小問題を提出し、本會議をば豫定せざる方向に導きたり。蓋チチェリンの主張する所は、英國及佛國が露國に軍隊を送りて所謂白衞軍を起し、却つて露國現政府を危地に陷るるが如き行動を採りしは軍縮精神に違反すと云ふにあり。之に對し佛國代表バルツー(J. L. Barthou)は露國はカンヌ會議の決議を承認するや否やを質問する等會議は一時紛糾せしが、伊國首相の調停に依りて會議は順調に進行し、政治・財政・交通・經濟の各委員會を設置して夫々の問題を審議することと爲し、政治委員會に於ては露國の復興計畫案を審議し、又財政・交通・經濟の各委員會に於ては倫敦專門家會議報告を新に檢討して之が修正に就て審議する處あり、五月三日には財政委員會提出の通貨爲替信用に關する決議案及交通委員會提出の決議案總會を通過し、同月十九日には經濟委員會提出の決議案通過したり。加ふるに各國代表の私的會談は各國協調の機運を作り、國際間に於ける經濟的相互發展の希望を實現する爲の努力を爲すべしとする輿論を釀成したり。

然るに之より曩四月十七日に獨・露間にラパロ條約調印公布せられたるが、之に依り會議の形勢遽に惡化し、本問題を續りて會議は混亂したり。右條約は既に本會議以前に於て獨・露間に交涉行はれたりしものにして、其の目的は兩國の國際關係を回復する前提として、相互の戰費及戰爭被害の補償に關する要求を拋棄せんとするに在りたり。而して之に關する兩國間の協議は既に大體決定し、其の調印を延期したるに過ぎざりしが、會〻獨逸首相ウィルトは本會議の休會中を利用し、露國代表とラパロ(Rapallo)に於て其の正式調印を了せしものなり。之に對し聯合國側は右獨・露間の祕密條約を以てヴェルサイユ條約の違反なりとして攻擊し、殊に佛國代表バルツーは猛烈なる反對演說を試みたりしが、之が爲め露國との平和問題竝に其の復興問題は遂に何等の成果をも擧ぐることを得ざりき。

(三)　會議の成果

本會議の開會中ラパロ條約の調印せられたるは會議の前途に致命的打擊を與へたるものにして

殊に佛國の對獨感情を刺戟すること甚しきものあり。ボアンカレーは四月二十五日バル、ル、デュク(Bar-le-Duc)に於ける演說に於て『若し獨逸國にして此の賠償を履行せず依然として怠慢を繼續するに於ては、縱令聯合國一致の步調を取り得ずとするも、佛國は單獨行動を以て斷然たる處置を取るべし』と宣言したり。右の演說に依りて見るもゼノア會議の失敗は明かにして、ロイド、ジョージの提案たる對露問題を協議する爲め海牙(Hague)に專門家會議を開催すべき事を決定したるのみにて、本會議に於ける唯一の收穫は財政、交通、經濟の三委員會提出に係る決議案を採擇せることなり。而も右の決議は何れも倫敦專門家會議決議の部分的修正たるに止まるものとす。

第十三款　海牙會議

(一)　會議の目的

ゼノア會議は歐洲經濟の改造と露國の經濟的復興とを審議解決するの目的を以て開催せられ、一般財政經濟問題の解決に關しては參加列國の見解一致し、夫々各分野に就き決議を爲したりと雖も露國の復興に關しては露國委員と非露國側委員との間に意見の一致を見ず、且つ會議中途に於てラパロ條約の調印公表せらるる等ありて、遂に失敗に歸したるは既に述べたる所の如し。然れども之を以て露國の經濟復興を斷念するは早急の謗を免れず、關係各國は本問題解決の爲に出來得る限りの努力を致さんことを希望しつつありしが、其の後本問題に關し露國及非露國側の代表者相會して協議を重ね、且つ度々覺書を交換して相互に其の有する見解を明かにしたる結果、兩者間に調和點の存在するを確め得たり。斯くて露國は本問題を考究する爲め列國專門家會議を開催すべき旨提議し來りたるを以て、一九二二年(大正十一年)五月十四日會議招集國代表者は、ゼノア會議に參加せる諸國は同年六月十五日に海牙(Hague)に代表者を派遣し、露國側に對して採るべき行動の方針に就き豫め意見の交換を爲さしむる樣、ゼノア會議議長より招請を發すべきこと、而して海牙に派遣せられたる代表者は露國と協議する委員會の組織を決定すべきこと等、八項に亙る決議を爲し、之が附屬書として、露國政府と他の政府との間に現存する不一致點を考究せしむる爲め、專門家委員會を任命し露國委員會と會合せしむべきこと、其他五項目に亙りて露國代表に通告すべき條項を決議したり。玆に於て海牙會議の開催は稍確定的のものとなりしが、之より曩露國政府の沒收したる外國人私有財産の回復問題に關し、英、佛兩國間に意見の齟齬あり、其の爲め佛國代表者は海牙會議開催に關する決議に參加せず、唯此の決議を本國政府に通告すべきことを宣言せるのみなりしを以て、佛國政府は海牙會議に代表を送るや否やに就き全く自由の地位に在りたり。然るに同年六月一日佛國首相ボアンカレーは同國議會に於て本問題に關して陳述する所あり、同日附を以て右陳述と同樣の覺書を海牙會議招集國諸政府に對して發送したり。彼の陳述する所に據れば海牙に於て果すべき任務は、露國が承諾すべき條件に就き大體の方針を明瞭且つ完全に定め、之が條件に就きては露國側に提示する以前に於て各國の同意を必要とすべく、ゼノア會議に於て爲したる如く、露國の爲に爲し得ることに就き漠然たる要旨を露國代表に通知する代りに、各國政府は先づ露國の復興は夫が改造を要し且つ各國が信用を供與せざるべからざる點に鑑み、各國の分擔を定むる所の案を協定する事を要すと云ふに在りたり。之に對し英國政府は六月十日附を以て回答を發し、海牙會議は露國問題を實際的立場より論究する專門家會議たるべきものにして、カンヌ決議に基きて海牙會議の審議事項を限定せ

しめんとする佛國案には同意するも、非露國側委員會に於て露國の復興案に關し決定せんとする佛國案には反對にして、飽く迄海牙委員會は債權問題・私有財產問題及信用問題等に關し專門家として考究し、且つ常識に從ひて各問題を其の特性に於て考慮すべきものなりとの見解を有する旨通告したり。爾後本問題を繞りて英・佛間に再三意見の交換行はれしが、遂に意見一致し、結局佛國は海牙會議に參加することとなり、玆に海牙會議の開催を見ることとなれり。

（二）會議の經過

本會議に參加したる主要國は日・英・伊・佛・白・和・露等の諸國にして、一九二二年（大正十一年）六月十五日より同年七月十九日に亙りて開催せられたり。六月十五日第一回會議を開きてより同月十九日に至る迄會する事四回、此の間委員會の組織を定むると共に會議の性質に關し列國間の了解を明かにし同月二十一日非露國側委員第一回會議を開きて委員會內部の構成を議決し、玆に會議は其の體制を整ふるに至れり。而して委員會の組織は本會議の性質に鑑み、實務家的立場に於て審議を促進し、實際的效果を擧ぐる爲め、露國との折衝は總て小委員會に於て爲すこととし、第一小委員會に於ては私有財產第二小委員會に於ては債務、第三小委員會に於ては信用を、夫々審議考究すべきことを議決し更に會議の性質に關し、本會議は技術的專門的問題には觸るる事なかるべく、而して各國委員は全權に非ずして實務家なるを以て、研究の結果は毫も本國政府に對し拘束力を生ぜざる旨宣言したり。斯くの如く非露國側委員は右の三問題に關し夫々の小委員會に分れて審議し且つ露國との交涉に當らんとする方針を採りしが、次に各委員會に於ける經過を簡單に說明すべし。

第一小委員會に於て取扱はれたる私有財產關係の問題は、右小委員會の露國側委員と會すること前後四回、交涉困難の兆は早くも第一回會合に於て現れ、回を重ぬるに從ひ兩者に於ける意見の懸隔益〻明瞭となりたり。抑〻露國政府の沒收したる外國人私有財產の返還に關しては、曩にゼノア會議に出席したる露國委員は、沒收財產の九〇パーセント迄は實際上之を舊所有者に返還し得べしと說明せしが、本會議に於て私有財產問題を審議するに當り、單にゼノア會議に於ける右露國委員の言質を追求するは、却つて露國との交涉を困難ならしむる虞あり、仍て右の交涉は露國の經濟的復興の問題と關聯せしめて處理すべきものと考へられたり。卽ち之を過去の事實に徵するも、列國資本の投下が如何に露國の經濟的發展に對し重大なる援助を與へたるかは明かにして、今後露國經濟生活復興の要諦を爲すものも亦外國資本に在りと謂ふを得べく、從つて舊所有者に對する財產の返還は獨り國際法規に準據する所以なるのみならず、露國復興策の實行に著手する第一手段なりと云ふべきなり。非露國側委員は本問題解決に當り右の點を強調する所ありしも、露國委員は之を諒解することなく、兩者の見解益〻離反するに至り、小委員會を重ぬること十二回に及び、遂に露國の態度に照し審議を繼續すること全く無益なりとの結論に達し、會議は一先完了するに至り、結局何等の成果も得る所なかりき。

第二小委員會は露國の債務を審議考究したるが、右委員會は非露國側會議を七回、露國側との混合會議を四回開催し、露國の債務に關する協商を爲す前提として、先づ之が基礎と爲るべき事實を調査する目的を以て、非露國側よりは露國の財政狀況に關する情報を要求し、又露國側よりは外國人の手に在る露國證券の統計に關する情報を要求して、夫々之を提出し、次で協定の基礎を見出す目的を以て、非露國側は露國債務の現狀・支拂の時期及方法に關し質問を提出したり。然るに本問題に關して

は、曩に露國はゼノア會議に於て本國政府の承認を條件として、外國人に對し舊帝政政府の債務を承認したるにも拘らず、本會議に至り露國委員は舊帝政政府の締結せる債務に依り束縛せらるるものとは考へず、寧ろソヴェート政府は其の國民に對し、舊政府の債務は之を承認せざる義務を負ふものと主張し、若し此の協定を修正し或る條件の下に債務を認めざるべからずとせば、露國國民の承認を得ざるべからず、何れにせよ露國の財政狀態竝に共產主義の原則及露國國民の感情に鑑みるも、債務の承認は露國の經濟的改造を速かならしむるが如き協定を締結し、且支拂猶豫又は其他の便宜を與ふる事を條件とすべきものなりとの宣言を爲したり。然るに斯くの如き露國側の提示せる條件は現狀に於ては到底實行し得ざる提案にして、兩者の意見には根本的差異ある事明かとなり、結局本件も不調に終れり。

第三小委員會は今後の對露貸付卽ち信用を審議したるが、本委員會は非露國側にて會すること六回、彼我の混合委員會を開くこと四回にして、第一及第二委員會同樣審議中途に於て結局失敗に歸したり。抑〻信用問題は露國の最も重要視する所なりしも、右は私有財產返還竝に債務問題と極めて密接なる關係を有し、此等二問題の解決せざる限り滿足なる協定を得べきものに非ざるを以て、本問題の審議は他の小委員會卽ち第一及第二小委員會の進行程度と步調を合せて爲すこととし、其の第一階程として對露信用供與の對象たるべき露國の有する復興計畫を聽取し、之を審議の基礎と爲さんとせり。然るに本問題に關し露國側に於ては、交通・產業・工場・商業及金融の各部門に要する復興資金はソヴェート政府に對して供與せらるべく、個々の私的生產竝に商業に對して供與せらるる事を望まざるものの如くなるに反し、非露國側委員に於ては政府對政府の信用は不可能にして、縱令各國政府保證の責に任ずること可能なりとするも、相手方は露國政府に非ずして個人企業者たる事を望む點に於て一致せり。斯くて兩者に於ける見解の不一致は稍〻明かとなりしが、加ふるに本問題解決の前提を爲すべき私有財產及債務問題は、既に第一及第二委員會に於て不調となりたれば、更に本委員會の審議を續行するは無意義となり、之れ亦遂に何等の成案をも得るに至らざりき。

右の如く審議の結果は双方の主張根本に於て相容れざる事明かとなりしを以て、何回審議を重ぬるも無用なりとして、聯合國委員は遂に露國委員との會議を打切りたり。但本會議は素より各國政府の正式會合に非ざれば、其の決議する所も各國政府を絕對に拘束するものに非ず、斯くて本會議の成果として擧げ得るは單に露國側の眞意を確實に知り得たる點なりとす。

第十四款　第三回倫敦會議

(一)　會議の目的

カンヌ會議の失敗は麻相場の下落を拍車付けることとなりしが、一九二二年(大正十一年)六月獨逸國外相ラーテナウの狙撃事件起るや麻貨の慘落は一層顯著となり、七月に入り一弗は五百麻以上に達したり。斯くの如き麻價値の暴落は獨逸國の賠償金支拂能力を喪失せしめ、其の爲め獨逸國は同年七月分の割賦支拂は辛うじて之を履行し得たるも、ウィルト首相は七月十二日付を以て一九二二年(大正十一年)乃至一九二四年(大正十三年)の三箇年間の支拂猶豫を賠償委員會に懇願するに及び、八月分以降の支拂は今や全く絕望視せらるるに至れり。聯合國は之に對し何等かの根本的解決方策を案出する必要に迫られ、種々考慮する所ありしも、結局外債募集の方法に依る以外に妙案なかりき。然るに

外債を成立せしむるには賠償總額の低減其の前提を爲すべく、更に賠償總額を低減するには聯合國間の外債整理を爲すこと必要にして、斯くて問題は聯合國間の債權債務の問題に密接且つ重大なる關係を有すること明かとなれり。茲に於て同年七月より八月に亙りて、英・佛・日の諸國に於て賠償問題に關聯して聯合國間の債務問題論議せらるる所ありたり。偶〻同年八月一日英國政府は突如として聯合國間債務問題に關する通牒(バルフォア・ノート(Balfour Note))を佛・伊・羅・塞・葡希の六國に發送せしが、其の要旨は現下の情勢が世界經濟に及ぼす災害の大なるを信ずること深きが故に、英國は若し債權の抛棄にして、此の大問題を全體として處理し其の滿足なる解決を得べき一般的計畫の一部を爲すに於ては、獨逸賠償金に關する總ての今後の權利及聯合國の償還に關する總ての權利を抛棄するに吝ならずと云ふにあり。而して右通牒は『英國政府の欲する政策は、既に述べたる如く獨逸賠償金の分前を抛棄し、聯合國間債權債務の全體を一大取引に依りて帳消しするに在り』と極言せり。斯くて英國の通牒は獨逸賠償金支拂猶豫問題をば一轉して、聯合國間の債權債務の問題に轉化せしめたり。然るに聯合國間の債權債務問題は勿論賠償委員會の權限外の事項にして、且英・佛兩首相間に於て決定し得べき性質のものにも非ず、其の根本的解決は當然主要聯合國間の會議に於ける決定に俟たざるべからず。第三回倫敦會議は斯くの如き要求に促されて開催せらるるに至りしものなり。

(二)　會議の經過

本會議に參加したる主要國は日・英・佛・伊・白にして、一九二二年(大正十一年)八月七日より同年八月十五日に亙りて開催せられしが、會議劈頭佛國首相ポアンカレーは重大なる提案を爲せり。右提案に於て彼はバルフォア・ノート所載の聯合國間債務問題をば、獨逸國の賠償債務と嚴密に區別すべきことを主張し、更に當面の問題たる支拂猶豫に關し之が擔保として左の條件の履行を求め、此の條件にして實施せられざる限り支拂猶豫を承認することを能はざる旨強調したり。

一、獨逸輸出入特許監督制度の持續
二、獨逸に於ける聯合國占領地帶の東部國境に稅關を設置すること
三、獨逸國有及或方法に依りて國有化し得べき財産(例へば鑛山就中ルール地方の鑛山及森林、ライン左岸の工場)の或物を聯合國に引渡すこと
四、獨逸關稅の收入を金建とし保障委員會の監督を一層適切ならしむること

右の佛國提案に對しロイド・ジョージは、之を專門委員會の審査に附し、佛國提案の條件を以て賠償現金を擔保とするの見込ありや否やを研究の上、報告せしむることを提議したりしが、各國異議なく之を可決したり。斯くて右決定に從ひ八月八日專門委員會を開催せしが、第三項の所謂生産的保障に關して議論百出し、此の間白國首相の斡旋の下に英・佛・白三國首相の非公式協議あり、次いで同月十一日英國提出に係る妥協案の審議、十一・十二兩日の第二回專門委員會の開催等ありしも、最も重要なる生産的保障の點に就き意見の一致を見ず、意見不一致の儘十四日の公式本會議に臨むに至れり。

八月十四日公式本會議に先立ちて非公式會合行はれしが、英・佛首相間に激論あり、英國首相は佛國首相の態度の强硬なるを非難し、之以上協議を續行するも無益なれば、午後本會議を開き妥協不成立の旨報告するの外なしと提議せるに、ポアンカレーは事茲に至りては公式に本會議を開催する必要なしとて會議の席を去れり。されば本會議は結局何等の結論を得る所なく、且期待せられたる聯合國間債務問題に及ばずして散會せり。

右に述べたるが如く英・佛間に於ける意見の對立に依り會議は八月十四日決裂したるが、之が爲め

賠償問題は再び賠償委員會に復歸することとなれり。然るに委員會内に於ける議論又纏らず結局八月三十一日に至り、白耳義案に依り八月分以降の大藏省證券を受領すべしとの、實質上は支拂猶豫を容認するが如き決定を爲し、一時喧しかりし現金支拂問題も一段落を告げたり。又大藏省證券の擔保に就ては九月二十五日に至り白・獨政府間に協調成り、獨逸政府は期限内に之が支拂を行ひ、斯くて一九二二年度の現金支拂は辛うじて之を履行するを得たり。然れども右は賠償金問題の本質的解決に非ずして、全く一時的處理なりしは改めて云ふ迄もなし。

第十五款　倫敦首相會議

一九二二年(大正十一年)三月二十一日の獨逸賠償金支拂猶豫計畫及同年八月三十一日の賠償委員會の決議は、單に一九二二年の支拂猶豫に關するものなれば、一九二三年度以降に關しては、更めて決定せざる限り一九二一年五月決定の支拂計畫(倫敦支拂計畫)に從ひ、一月・四月・七月・十月の各十五日に五億金麻及び二月・五月・八月・十一月の各十五日に前前期の輸出額の二割六分に相當する金額の支拂を履行せざるべからず。然るに之より曩、獨逸國歩の艱難と共に低落し始めたる麻相場は、獨逸國當局に於て安定策を講ずる所ありしも結局效を奏せず、經濟的混亂と共に獨逸國財政破綻の危機漸く迫らんとせり。

然るに偶、獨逸國は一九二三年以降の支拂猶豫に關する新提案を賠償委員會に齎す所ありしが、右は(一)支拂計畫を根本的に變更すること、(二)三年乃至四年に亙り條約義務の履行を免除すること、(三)外債の募集に就き援助を與へられたきこと等を要求し來りたるものなり。斯くて英・佛・白・伊等の諸國は此の機會に於て賠償問題の根本的解決を爲し、進んで歐洲の難局に新生面を打開せんとし、之が豫備會議として同年十二月九日より英國新首相ボナー、ロー(A. Bonar Law)は佛・伊・白の三國首相と倫敦に會して協議したり。之れ倫敦首相會議なり。

會議の結果は獨逸國の提案を拒絶するに決したるが、賠償金總額の減少を認むべきや、更に又如何なる程度の支拂猶豫を認むべきかに就き意見一致するに至らず、翌一九二三年一月二日を期して再び巴里に會合し、以て一月十五日の支拂期日前に右の諸問題を決定することとし、十一日散會したり。

第十六款　巴里首相會議

(一)　會議の目的

一九二〇年(大正九年)七月のスパ會議に於て賠償金分割歩合を確定し、更に一九二一年四月の第二回倫敦會議の決定に依り賠償金總額竝に支拂方法を確定し、漸く其の前途に一縷の光明を認められたる賠償問題も、其の後支拂猶豫問題に依り再び混沌たる狀態に陷り、次いで此の難局に新生面を與へんとして開かれたる倫敦首相會議も、賠償金總額の減少を認むべきや否やに關し意見の一致を見るに至らず、遂に巴里に再會するを約して散會したること前述の如し。卽ち本會議は右の申合せに基き、各國首相間に於て行詰りたる賠償問題の全面的打開を圖る爲め開催せられしものなり。

(二)　會議の經過

本會議に參加したる主要國は佛・英・伊・白にして、一九二三年(大正十二年)一月二日より同四日に至る三日間巴里に開催せられたり。開催當日たる一月二日は佛國首相より佛國側提案の說明あり、續いて

伊國及英國より夫々自國提案の說明ありしが、之に關しては何等の討議も行はれざりき。而して英國側の提案は大體より云へば、條約及賠償金支拂計畫を根本的に變更し、獨逸國に對し大規模の債務額減少を許すと共に、寬大なる條件の下に長期の支拂猶豫を認め、以て獨逸經濟力の回復を計り、成る可く實際に適する解決を爲さんとするに在りたり。之に對し佛國及伊國の提案は、依然として條約及賠償金支拂計畫の變更を許さず、唯自國の英、米等に對する債務を免除せられたる場合に限り其の額に等しき減額を許し、支拂猶豫に就ては成る可く其の期間を短縮すると共に、嚴重なる保障を要求せんとするに在りたり。

一月三日の第二回會議に於て佛國首相ポアンカレーは二時間に亙りて逐一英國案を反駁し、白國首相も亦佛國案を支持して英國案を反駁したり。英國首相ボナー、ローは佛、白の論難に辯明を試みる所ありしも、英、佛の主張は到底一致すべくもなく、會議は最早や破綻の外なきに至れり。

翌四日の第三回會議には伊國代表の佛國案支持の演說に次ぎ、英國首相の自國案に關する詳細なる說明あり、之に對し佛國首相は更に英國首相の說を論駁したるが、玆に於て意見の不一致明瞭となり、遂に同日會議は決裂するに至れり。決裂の主因を考ふるに、佛國側は獨逸國に支拂猶豫を許す前提條件として、占領地域及びルール地方に於ける石炭、木材竝に關稅收入の管理を主張し、之に依りて賠償の實を擧げ得るものと爲したるに反し、英國側は獨逸國に賠償支拂を履行せしむるには先づ獨逸國の信用を確立するを要し、之が爲には無擔保支拂猶豫及び賠償總額の減額必要なりと看做し、佛國の提案たるライン及びルール地方に於ける措置は、却つて獨逸國の信用確立を不可能ならしむるものなりと主張したる點に在りたり。

會議決裂するや佛國は白國と共に密議を凝す所ありしが、爰に賠償委員會に於て一九二二年末獨逸國の木材引渡不履行確認を爲し、更に一九二三年一月九日石炭引渡不履行確認の決議を爲し、之を聯合國政府に通告せるを以て、賠償支拂確保の爲めルール占領を實行するに充分の理由を供したるものと爲し、佛國は同年一月十一日白國と協同してルール地方を占領し、森林、鑛山、鐵道等を管理し、所謂ルール封鎖に依りて貨物の外部に流出するを防遏せり。

第十七款　倫敦賠償會議

(一)　會議の目的

一九二三年(大正十二年)一月巴里首相會議の決裂に依り、佛國は遂に兵を動かしてルール地方を占領するに至りしが、之が爲め賠償問題は一層紛糾することとなれり。賠償委員會は之が解決を圖らんとして同年十一月三十日二箇の專門家委員會を組織し、第一專門委員會に於ては獨逸國の貨幣安定と豫算の均衡を得る爲の方策を、第二專門委員會に於ては獨逸國の國外へ流出せる資本評價及び之が復歸策を、夫々研究調査せしむることとしたり。而して第一委員會には米人ドーズ(C. G. Dawes)委員長となり、第二委員會には英人マッケナ(R. McKenna)委員長となりて鋭意調査研究する所ありしが聽て之が調査研究を完成するに及び、一九二四年(大正十三年)四月九日浩瀚なる報告書を提出したり。

ドーズ案及マッケナ報告書卽之なり。賠償委員會は右の報告書卽ち專門委員會案を關係各國に送達したるに、各國より主義として贊成なる旨回答ありたり。然るに其の實施に就ては外債應募者に對し提供する保證竝に經濟的制裁撤廢手續其他に就き具體的なる協定なかりしかば、之が協議決定

を爲すの目的を以て同年七月十六日倫敦に國際會議を開催するに至れり。

(二)　會議の經過

本會議に參加したるは日·英·佛·伊·白·塞·羅·希·葡（以上公式）、及米（非公式）の諸國にして、此の外獨逸國を招致し、更に賠償委員會も亦之に參加したり。而して會議開催當初に於ては聯合國のみの會議と爲し先づ各事項を擔當する三委員會（第一委員會は保證問題卽ち主として制裁に關する問題、第二委員會は經濟統一に關する問題、第三委員會は賠償受領方法に關する問題を各〻擔當せり）及法律委員會をして各種の問題を研究せしめ其の決定事項を總會に附議する方針を採用したり。尙此の間に於て主要國主席全權は公式に又は非公式に會合を催し、事實上多くの問題を審議決定する所ありたり。

八月二日第四回總會に於て大體聯合國の合意成立せるを以て、獨逸國をも出席せしむることとし八月五日より獨逸國代表を加へたる會議に於て討議を開始したり。獨逸國招致後に於て主要なる役割を演ぜしは主要七箇國日·英·佛·伊·白·米·獨の代表各二名を以て組織したる所謂十四人會議と稱せらるる會合なるが、只占領軍撤退の如き主として佛·白側と獨逸國とが關係する問題は、當事者間に於て協議することとし、他の諸國は之を成功せしむる爲め援助するの方針を採れり。

獨逸國は聯合國側の決定事項中或るものに就き異議を唱へ、又ルール占領地帶よりの卽時撤兵を唱ふる等一時會議は澁滯せしと雖も、結局各國の互讓に依り協調成り、八月十六日協定に假調印を爲す運びに至れり。倫敦協定卽之なり。但し佛·獨兩國に於ては議會の承認を得る必要あるを以て、右承認の時期を得せしむる爲め、八月三十日迄本調印は之を延期したり。

(三)　會議の成果

本會議に於て決定し各國の假調印を了したるは一の議定書と四箇の附屬書なり。議定書は關係國政府及賠償委員會がドーズ案の受託を確認し、其の實施に必要なる諸協定を起草し又は署名したること、第三附屬書たる協定中の日附は各〻十七日宛延期せらるべきものなること、及び正式調印を爲す爲め更に八月三十日各國代表者は倫敦に參集すべきこと等を記載したるものなり。第一附屬書は賠償委員會と獨逸國との協定にして、獨逸國竝に賠償委員會のドーズ案確保の爲の手段等を規定せるものなり。第二附屬書は第一附屬書に關聯する聯合國と獨逸國との協定にして、第一附屬書たる協定がドーズ案を實施して賠償を取得する方法等を關係國間の協定に委せたるを以て、之に關聯して取極を爲せるものなり。第三附屬書は聯合國と獨逸國との協定にして、獨逸國の經濟的統一に關する問題を規定せるもの、第四附屬書は聯合國間の協定にして、主として獨逸國に義務不履行ありたる場合に採るべき措置に就きて規定せるものなり。

而して右議定書及協定以外に本會議に於て決定せる主要事項次の如し。

一、撤兵問題（ルール地方より一年以內に撤兵すべきこと等）

二、外債募集問題（八億金馬の公債成立の爲め各國中央銀行は極力便宜を與ふること）

三、大藏大臣會議開催の件（ドーズ年金の分配其の他細目の協定を行ふ爲め）

要之倫敦協定は結局ドーズ案の採用承認竝に之が實施に必要なる諸施設の大綱を定めたるものにして、賠償史上特記すべきものなり。

倫敦協定の成立に伴ひ我國に於ては大正十四年三月五日外務省告示第二十八號を以て之を公布し、更に右協定の成立に依り其の實施を確認せられたる專門家計畫卽ちドーズ案は、同日外務省告示

第三十號を以て之を公布したり。次に兩告示の全文を掲ぐべし。

外務省告示第二十八號(大正十四年三月五日)

大正十二年十一月三十日賠償委員會ニ依リ任命セラレタル第一專門委員會ヨリ大正十三年四月九日賠償委員會ニ提出セラレタル計畫(所謂「ドーズ」案)ノ適用問題ニ關シ七月十六日ヨリ倫敦ニ於テ關係國ノ會議開催セラレ其議事ノ終了ニ際シ八月十六日日本國、白耳義國、英國(加奈陀、濠太利聯邦、新西蘭、南阿弗利加聯邦及印度ト共ニ)、佛蘭西國、希臘國、伊太利國、葡萄牙國、羅馬尼亞國、「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國、獨逸國、亞米利加合衆國及賠償委員會間ニ左ノ最終議定書ヲ作成シ次テ八月三十日該議定書ノ條項ニ基キ帝國政府代表者ハ關係各國代表者ト共ニ該議定書ノ第二附屬書、第三附屬書及第四附屬書タル協定ニ署名セリ

最終議定書

千九百二十三年十一月三十日賠償委員會ニ依リ任命セラレタル第一專門委員會ヨリ千九百二十四年四月九日賠償委員會ニ提出セラレタル計畫ノ適用ニ關スル倫敦會議ノ議事ノ終了ニ際シ白耳義國政府、英國政府(加奈陀、濠太利聯邦、新西蘭、南阿弗利加聯邦及印度ノ政府ト共ニ)、佛蘭西國政府、希臘國政府、伊太利國政府、日本國政府、葡萄牙國政府、羅馬尼亞國政府、「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國政府及獨逸國政府ノ代表者ハ特定ノ制限ヲ附セラレタル權限ヲ有スル亞米利加合衆國政府ノ代表者及賠償委員會ノ代表者ト共ニ總理大臣兼外務大臣「ジェームス、ラムジ、マクドナルド」議長ノ下ニ外務省ニ會合シ

議長ハ關係國政府全部及賠償委員會カ各該計畫ノ受諾ヲ確認シ其ノ實施ニ同意シタルコト及會議ノ議事進行中該計畫ヲ實施スル爲ニ必要ナル或協定カ關係當事者ニ依リ起草セラレ又ハ既ニ署名セラレタルコトヲ陳述セリ確定的ノモノトシテ(本議定書第三附屬書ヲ構成スル協定ニ規定セラルル日ヲ十七日延期スルコトニ關スルモノヲ除ク)署名セラレ又ハ頭字署名ヲ施サレ且本議定書ノ附屬書ヲ成ス此等ノ協定ハ相互ニ相關聯スルモノトス關係當事國ノ代表者ハ該國ニ關係シ且未タ署名セラレサル文書ニ付一回ノ會合ニ於テ正式署名ヲ爲ス爲來ル八月三十日倫敦ニ會合スヘシ同盟國政府間ニ締結セラレタル協定ノ認證謄本ハ其ノ際獨逸國政府ニ交付セラルヘシ

議長ノ陳述ハ關係國政府及賠償委員會ノ代表者ニ依リ全會一致ヲ以テ承認セラレ議長ハ會議議事ノ終了ヲ宣言セリ

千九百二十四年八月十六日倫敦ニ於テ

議長　ジェー、ラムジ、マクドナルド
事務總長　エム、ピー、エー、ハンケー
白耳義國書記官　ジアック、ダヴィニョル
英國書記官　ラルフ、エフ、ウイグラム
佛蘭西國書記官　エル、マシグリ
希臘國書記官　ジオルジ、ヴェー、メラス
伊太利國書記官　ジノ、ブティ
日本國書記官　德川家正
葡萄牙國書記官　チョアオ、デ、ビアンチ
羅馬尼亞國書記官　ディー、エヌ、チオトリ
「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」國書記官　ジー、ディウリッチ
獨逸國書記官　エー、ヴイール
賠償委員會代表者

第一附屬書

賠償委員會及獨逸國政府間ノ協定

締約當事者ハ

賠償委員會ニ依リテ任命セラレタル第一專門委員會ヨリ千九百二十四年四月九日賠償委員會ニ提案セラレタル「ヴェルサイユ」條約ニ基ク獨逸國ノ賠償義務及其ノ他ノ金錢上ノ債務ノ履行ニ對スル計畫(右計畫ハ本協

定ニ於テハ之ヲ專門家計畫ト稱ス)ヲ實施スルコトヲ希望シ竝倫敦ニ於テ現ニ開會中ナル會議ニ於テ今後獨逸國政府及同盟國政府間ニ成立スルコトアルヘキ追加協定ヲ賠償委員會及獨逸國政府各自ノ權限ニ屬スル限リ實施スルコトニ依リ專門家計畫ノ實行ヲ容易ナラシムルコトヲ希望シ

賠償委員會ハ上記ノ條約ニ依リ賦與セラレタル權限ノミナラス專門家計畫中ニ處理セラルルモ上記條約第八編ニ包含セラレサル獨逸國ノ一切ノ支拂ニ關シ上記會議ニ代表者ヲ出セル同盟國政府ニ依リテ與ヘラレタル權限ニ基キ行動シ

玆ニ左ノ如ク協定セリ

第　一

獨逸國政府ハ專門家計畫ヲ實施シ且其ノ永續的實行ヲ確保スル爲一切ノ適當ナル措置ヲ執ルコトヲ約ス特ニ

(イ)　右目的ノ爲必要ナル法律及規則(特ニ銀行、獨逸國鐵道及工業債券ニ關スル法律)ヲ賠償委員會ニ依リ承認セラルル形式ニ於テ公布施行スル爲必要ナル一切ノ措置ヲ執ルヘシ

(ロ)　專門家計畫ニ基ク年次支拂金ノ擔保トシテ指定セラレタル收入ノ監理及其ノ他ノ事項ニ關スル本協定第一附屬書ノ規定ヲ適用スヘシ

第　二

賠償委員會ハ專門家計畫ヲ實施シ且其ノ永續的實行ヲ確保スル爲及特ニ左記ノ目的ノ爲一切ノ適當ナル措置ヲ執ルコトヲ約ス

(イ)　專門家計畫ニ於テ計畫セラレタル獨逸國公債ノ發行ヲ容易ナラシムル爲

(ロ)　專門家計畫ヲ充分ニ實施スルニ必要ナル一切ノ財政上及會計上ノ調節ヲ爲ス爲

第　三

賠償委員會及獨逸國政府ハ左記ヲ協定ス

(イ)　各自ノ權限ニ屬スル限リ現ニ倫敦ニ於テ開會中ナル上記會議ニ於テ今後獨逸國政府及同盟國政府間ニ成立スルコトアルヘキ追加協定特ニ專門家計畫ヲ實施スル爲又ハ該計畫實行上ノ細目ノ修正ヲ施ス爲ニ協定セラルルコトアルヘキ規定ヲ實施スルコト右追加協定締結セラルルトキハ第二計畫書トシテ本書ニ追加セラルヘク且賠償委員會ヲ代表スル同委員會委員二名及正當ナル權限ヲ賦與セラレタル獨逸國政府ノ代表者二名ノ署名ニ依リ認證セラルヘシ

(ロ)　本協定及其ノ計畫書又ハ專門家計畫又ハ該計畫實施ノ爲制定セラレタル獨逸國法律ノ解釋ニ關シ賠償委員會及獨逸國政府間ニ生スルコトアルヘキ紛爭ハ專門家計畫ノ解釋問題ニ對シ倫敦會議ニ依リ決定セラルル方法ニ據リ且右ニ依リ確定セラルヘキ條件ニ從ヒ仲裁裁判ニ付セラルヘシ

右規定ハ專門家計畫、上記獨逸國法律又ハ本協定附屬書ニ含マルル仲裁裁判條項ノ效力ヲ妨クルモノニ非ス

第　四

專門家計畫ヲ實施スル目的ノ爲倫敦會議ニ於テ同盟國政府及獨逸國政府間ニ協定成立セサルトキハ本協定ハ無效タルヘシ

賠償委員會ヲ代表シテ署名ス

ルイ、バルツー

ジョン、ブラッドブリ

サル ヴァゴ、ラッギ

レオン、デラクロア

マルクス

獨逸國政府ヲ代表シテ署名ス

千九百二十四年八月九日倫敦ニ於テ

千九百二十四年八月九日獨逸國政府及賠償委員會間ニ締結セラレタル協定ノ附屬書

獨逸國ノ豫算ヨリ爲サルヘキ支拂竝關稅及酒精煙草麥酒砂糖ノ諸稅ヨリ生スル收入ニ對スル監理ノ設置ニ關スル議定書

第一章　豫算上ノ支拂

一　獨逸國ハ每年賠償支拂取扱人ニ對シ其ノ豫算ヨリ左ノ額ヲ支拂フコトヲ要ス

(イ)　專門家計畫實施ノ第三年卽チ千九百二十六―千九百二十七年ニ於テ一億一千萬金貨(マルク)

(ロ)　專門家計畫實施ノ第四年卽チ千九百二十七―千九百二十八年ニ於テ五億金貨(マルク)

(ハ)　專門家計畫實施ノ第五年及爾後ノ年度卽チ千九百二十八年以後ニ於テ十二億五千萬金貨(マルク)

(此等ノ支拂ハ運送稅ヲ包含セス)

二　第三章ニ於テ確定セラルル監理收入全部ノ收益カ第三年ニ於テ十億ヲ超過シ又ハ爾後ノ年度ニ於テ十二億五千萬ヲ超過スル場合ニ於テハ豫算上ノ支拂ハ右超過額ノ三分ノ一ニ相當スル額タケ增加セラルヘシ但シ右增加額ハ二億五千萬(マルク)ヲ超過スルコトヲ得ス

之ニ反シ右收入全部カ第三年ニ於テ十億ニ達セス又ハ第四年ニ於テ十二億五千萬ニ達セサル場合ニ於テハ各支拂總額ノ右不足額ノ三分ノ一タケ減少セラルヘシ但シ右減少額ハ二億五千萬ヲ超ユルコトヲ得ス」

豫算上ノ支拂額カ增加セラレ又ハ減少セラルル額ハ各年ノ末ニ於テ確定セラルヘシ右ニ依リ必要ト爲ルヘキ追加支拂又ハ拂戻ハ次年度ノ第三、第四、第五及第六月ノ各月ニ於テ四分ノ一宛支拂フコトニ依リ行ハルヘシ

三　本議定書ニ基キ獨逸國ニ依リ又ハ獨逸國ノ爲ニ賠償支拂取扱人ニ爲サルヘキ一切ノ支拂ハ「ライヒスバンク」ニ對シ金貨(マルク)又ハ之ニ相當スル獨逸國通貨ヲ以テ爲サルヘシ

本規定ノ適用ニ付テハ一金貨(マルク)ハ倫敦相場ニ於ケル純金二千七百九十分ノ一瓩ノ價値ニ均シキモノト認メラルヘシ右價値ハ支拂日ヨリ三回前ノ市場日ニ於ケル倫敦ノ金ノ價格ヲ基礎トシテ決定セラルヘシ獨逸國通貨ニ換算スルハ各割賦金支拂日ヨリ三日前ニ於ケル倫敦宛電報爲替ニ對スル伯林株式取引所ノ最後ノ公定相場ノ平均相場(中相場)ヲ基礎トスヘシ合意ニ依リ支拂カ支拂日前ノ期日ニ爲サルヘキ場合ニハ換貨ノ目的ノ爲事實上支拂ヲ爲ス日ヲ以テ支拂日ニ代フヘシ

第二章　豫算上ノ追加的支拂

一　計畫實施ノ第六年ヨリ卽チ千九百二十九年―千九百三十年以後標準年度(千九百二十八年)ニ對シ規定セラルル豫算上ノ支拂ヲ增加スルハ左記ノ繁榮指數ニ從フヘシ

二　指數確定ノ目的ノ爲ニ左記ノ統計的材料使用セラルヘシ

(イ)　獨逸國ノ輸出及輸入ヲ合シタル總額

(ロ)　豫算上ノ收入及支出ヲ合シタル總額

右ハ「プロシア」「サクセン」及「バヴァリア」ノ各邦ノ豫算上ノ收入及支出ノ總額ヲ含ム但シ當該年度ノ平和條約上ノ支拂額ハ之ヲ双方ヨリ控除ス

(ハ)　運送セラレタル重量ノ統計ニ依リ測定セラルル鐵道運輸額

(ニ)　消費者ノ現實ニ支拂ヒタル價格ニ依リ測定セラルル獨逸國ニ於ケル砂糖煙草麥酒及酒精ノ消費ノ總金錢價格

(ホ)　最近ノ國勢調査動態統計及移民統計ヨリ計算セラレタル獨逸國ノ總人口

(ヘ)　一人當石炭及褐炭(之ニ相當スル石炭ニ換算シタル)ノ消費量

三　基礎數ノ計算ニ當リ(ロ)豫算上ノ收入及支出(ホ)人口數及(ヘ)一人當石炭消費量ニ付テハ千九百二十七年、千九百二十八年及千九百二十九年ノ三年ノ平均統計ヲ採ルヘク其ノ他ノ項目ニ付テハ千九百十二年、千九百十三年、千九百二十六年、千九百二十七年、千九百二十八年及千九百二十九年ノ六年ノ數字ヲ採ルヘシ後者ノ場合ニハ最初ノ二年ヲシテ最後ノ四年ト比較シ得ヘキモノタラシムル爲人口數ノ差異及金價値ノ變動ヲ斟酌スヘシ基礎數ト比較セラレタル右六組ノ各ノ百分率ノ變動ハ之ヲ各別ニ計算シ之ニ依テ得タル六箇

ノ百分率ノ算術的平均ヲ指數トシテ採用スヘシ

四　千九百二十九年—千九百三十年乃至千九百三十三—千九百三十四年ノ五年間ハ各年ノ追加額ヲ得ル爲指數ハ十二億五千萬ノ額卽チ標準支拂額ノ半額ニノミ適用セラルヘク爾後卽チ千九百三十四—千九百三十五年以後ハ標準支拂額卽チ二十五億ニ適用セラルヘシ

五　追加支拂額ノ計算ハ二分ノ一パーセント」以上ノ指數ニ付テノミ之ヲ行フヘシ卽チ平均指數十一「パーセント」三五ハ十一「パーセント」トシテ計算セラルヘシ

六　追加額アルトキハ右ハ計畫實施ノ各年末ニ於テ前曆年ノ數字ノ基礎ノ上ニ算出セラルヘク其ノ結果ハ賠償委員會ニ通知セラルヘシ千九百二十九—千九百三十年ニ對スル追加額ハ千九百二十九年自體ノ統計ヲ基礎數ト比較シテ算出セラルヘク且千九百三十—千九百三十一年ノ第四月末前ニ支拂ハルヘシ

七　或年度ノ指數カ追加額トシテ負數額ヲ表示シタル場合ニハ平常支拂額ハ引續キ支拂ハルヘシ但シ爾後ノ追加支拂ハ之ヨリ前諸年度ノ右不足額卽チ負數額ヲ控除シタル後ニ非サレハ之ヲ支拂フヲ要セス

八　指數算出ノ規則竝指數ノ諸要素ヲ供給スル統計カ能フ限リ正確且疑ナキモノタルコトヲ確保スル爲使用セラルル材料及方法ノ詳細ハ四名ヨリ成ル委員會之ヲ定ムヘシ右ノ內二名ハ獨逸國政府ニ依リ他ノ二名ハ賠償委員會ニ依リ任命セラルヘシ獨逸國政府ハ獨逸國統計局ヲシテ委員會ノ指示シタル方法ニ從ヒ指數ヲ算出セシムヘシ

委員會ハ(イ及ヘ)第二章ノ二)ノ計算ノ基礎ヲ爲ス統計(特ニ申告及表)ヲ確ムルノ權限ヲ有ス

右統計ハ右ト同一ノ條件ノ下ニ且請求ニ依リ監理收入監理人ニ通知セラルヘシ

右各種ノ問題ニ付委員會ノ委員ノ意見一致セサル場合ニハ委員會ハ國際聯盟財政部ニ對シ議長ノ任命ヲ請求スヘシ獨逸國政府ノ要求アルトキハ右議長ハ獨逸國ノ國籍ヲ有スル者及賠償委員會ニ代表セラルル國ノ國籍ヲ有スル者タルコトヲ得ス

指數ノ基礎タルヘキ統計及其ノ適用又ハ指數自體ノ算出ニ關シ獨逸國政府及賠償委員會間ニ生スル紛爭ハ右委員會ニ依リ右ト同一ノ手續ニ依リ解決セラルヘシ

九　千九百二十八年以後何レノ年ニ於テモ獨逸國政府賠償委員會及賠償委員會ニ代表セラルル政府ハ何レモ金ノ一般購買力カ千九百二十八年ニ比シ一割以上變化シタルコトヲ理由トシテ獨逸國ノ債務ノ改訂ヲ要求スルコトヲ得右改訂ハ標準支拂及指數ニ依リ確定セラルル追加支拂ノ兩者ニ之ヲ適用スルコトヲ得但シ後者ニ關シテハ金ノ購買力ノ變化カ既ニ繁榮指數ノ諸要素ノ數字決定ニ關係セサリシ場合ニ限リ之ヲ適用スヘシ意見ノ一致ヲ見サル場合ニハ國際聯盟ノ任命スル仲裁委員會ニ依リ決定セラルヘシ右決定後ハ變更セラレタル基礎ハ當事者ノ一方カ變更ノ適用アリタル年以來更ニ一割以上ノ變化アリタルコトヲ主張スル迄各年ニ付引續キ維持セラルヘシ

本項ニ基ク變更ハ一般ニ承認セラルヘキモノノ箇箇又ハ組合セニ基キ行ハルヘシ

仲裁裁判ニ依リ決定セラルル物價指數(獨逸國ノ物價又ハ其ノ物價ニ付)ニシテ當事者カ合意シ又ハ

第三章　振當收入ノ監理

一　獨逸國政府ハ獨逸國豫算上ノ支拂(第一章及第二章)ニ對スル保障トシテ竝獨逸國政府カ獨逸國鐵道株式會社定款及工業負擔法ノ下ニ規定セラレタル支拂ニ對シ供與シタル擔保ニ對スル附隨的保障トシテ關稅竝酒精煙草麥酒及砂糖ノ諸稅ヨリノ收入ヲ振當テ且之ヲ左ノ條件ノ下ニ監理ニ付スヘシ

二　監理ノ實行ハ當該事項ニ關スル經驗及能力ノ一般ニ認メラレタル監理人ニ委託セラルヘシ右監理人ハ賠償委員會ニ依リ任命セラルヘク且同委員會ニ對シ責任ヲ負フヘシ

五箇ノ振當收入ノ各ニ對シ監理人ハ監理ノ實行ニ付輔佐ヲ受クルヲ爲一名ツツノ副監理人ヲ有スヘシ

監理人ハ諮問委員會ノ輔佐ヲ受クヘシ右諮問委員會ニ對シ亞米利加合衆國、佛蘭西國、大不列顚國、伊太利國及白耳義國ハ各一名ノ代表者ヲ任命スヘシ

三　獨逸國ノ當該官廳ハ振當收入ヲ監理人ニ引渡スヘシ右引渡ハ監理人ニ依リ指定セラルヘク「ライヒスバンク」ノ支店ニ於ケル監理人ノ勘定ニ左ノ方法ニ依リ遲クトモ各月二十日ニ之ヲ爲スヘシ

(イ) 十箇ノ最重要ナル租稅金庫ハ五箇ノ監理收入ニ關シ前月中ニ自ラ徵收シタル金額全部ヲ直接ニ引渡スヘシ

(ロ) 上級財政金庫ハ五箇ノ監理收入ニ關シ前月中ニ自ラ又ハ上記(イ)ニ揭ケタルモノヲ除ク租稅金庫カ徵收シタル金額全部ヲ引渡スヘシ

(ハ) 酒精專賣局ハ前月中ニ自ラ徵收シタル酒精專賣收入ノ全額ヲ支拂フヘシ

支拂ハルヘキ金額ハ關稅竝煙草麥酒及砂糖ノ諸稅ノ場合ニハ總收入又酒精專賣ノ場合ニハ純收入タルヘシ

現會計年度ニ對スル(イ)ノ意義ニ於ケル十箇ノ最重要ナル租稅金庫トハ現會計年度ノ最初ノ三月中ニ於テ獨逸國ノ爲ニ關稅竝煙草麥酒及砂糖ノ諸稅ヨリ最大ノ收入ヲ徵收シタルモノヲ云フ爾後ノ會計年度ニ對シテハ最大ノ租稅金庫トハ常ニ前曆年中ニ於テ監理收入ヨリ最大ノ收入ヲ擧ケタルモノヲ云フ

監理收入ヨリ生スル收入額ハ收稅官廳ニ設ケラルル各別ノ收入勘定ニ振込マルヘシ右金額ハ監理人ノ勘定ニ引渡サルル時迄上記(イ)及(ハ)ニ揭ケラレタル支拂官廳ニ之ヲ留置キ以テ右支拂官廳カ自己ニ對シ直接ニ支拂ハレ又ハ引渡サレタル額ニ均シキ金額ヲ常ニ處分シ得ヘキコトヲ確保スヘシ

獨逸國ノ租稅收入ニ關スル每月ノ政府報告書ニ於テハ振當收入ハ別箇ノ項目ノ下ニノミ揭載セラルヘシ

四　監理人ハ引渡サレタル金額ヲ左ノ方法ニ依リ處分スヘシ

(イ) 獨逸國カ其ノ通常豫算ヨリ支拂ヲ爲スノ義務ヲ負ハサル第一年及第二年即チ千九百二十四年—千九百二十五年及千九百二十六年ニ於テ監理人ハ自己ノ勘定ニ支拂ハレタル金額ハ監理人カ振當收入ノ收益ヨリ生スル金額全部ヲ受取リタルトキ直ニ獨逸國政府ニ返還セラルヘキ旨五ノ第二項及十六ニ從ヒ命令スヘシ

(ロ) 第三年以後ハ監理人ハ每月ノ支拂額ヨリ當該年度ノ豫算上ノ債務ノ十分ノ一ヲ償フニ必要ナル額ヲ保留スヘシ(第一章及第二章參照)

但シ右保留金額中ヨリ監理人ハ每月賠償支拂取扱人ニ對シ當該年度ニ對スル豫算上ノ債務十二分ノ一ヲ引渡スヘシ監理人ハ其ノ殘額ヲ利子ヲ合シ一億金貨(マルク)ヲ持續スル限リ監理人ハ每月支拂額ヨリ當該年度ノ豫算上ノ債務ノ十二分ノ一ヲ償フニ必要ナル額ノミヲ保留スヘシ

上記ノ規定ニ從ヒ監理人ニ依リ保留セラレサル金額ハ振當收入ヨリ生スル每月ノ受取額全部カ監理人ニ引渡サレタル時ヨリ遲クトモ一週內ニ監理人ハ每月支拂額ヨリ當該年度ノ豫算上ノ債務ノ十二分ノ一ヲ償積立金ハ振當收入カ或月ニ於テ當該年度ノ豫算上ノ債務ノ十二分ノ一ニ達セサル場合其ノ不足ヲ補フコトヲ第一ノ目的トス積立金カ不足ヲ補フ爲引出サレタル場合ニハ積立金ハ上記ノ手續(積立金カ再ヒ一億金貨(マルク)ニ達スル時迄每月十二分ノ一ノ代リニ十分ノ一及利子ヲ保留ス)ニ從ヒ再ヒ充塡セラルヘシ

監理人ハ積立金ノ金錢ヲ最有利ナル方法ニテ投資スルノ義務ヲ有ス但シ之カ爲監理人ハ監理人ニ缺クヘカラサル行動ノ自由ヲ失フヘカラス利子ハ積立金ニ繰込マルヘク積立金カ一億金貨(マルク)ニ達シタルトキ以後ハ獨逸國政府ニ引渡サルヘシ

五　鐵道債券及工業債券ノ利子及減債基金ノ支拂カ支拂日ニ行ハレス又ハ全額ニ付行ハレス且右債券ノ受託人カ監理人ニ對シ右利子及減債基金ニ付爲サルヘキ支拂ヲ要求シタル場合ニハ監理人ハ四ニ揭クル積立金ヲ使用スヘシ積立金カ不足額ヲ償フニ不充分ナル限定ニ於テ監理人ハ受託人ニ依リ要求セラレタル額中ヨリ保留スヘシ積立金カ不足額ヲ償フニ充分ナル場合ニモ積立金ヲ原狀ニ復スル爲同一ノ手續ヲ採用スヘシ監理人ハ資金ヲ返還スル代リニ獨逸國政府ニ對シ支拂濟ノ利札及債券ヲ引渡スヘシ

鐵道債券受託人又ハ工業債券受託人カ右債券ノ利子及減債基金ニ對スル定期支拂カ支拂期日ニ行ハレス又ハ全額ニ付行ハレサルノ虞アルコトヲ監理收入監理人ニ通告シタル場合ニ於テハ監理人ハ受託人ニ依リ通告セラレタル生スルコトアルヘキ不足額ヲ償フニ充分ナル額ヲ右通告ノ日ヨリ保留スルノ權利ヲ有

ス右通告ハ上記ノ各別ノ利子及減債基金ノ支拂日前六週以後及計畫實施ノ第二年以後ニ於テノミ之ヲ爲スコトヲ得積立額カ當該ノ利子及減債基金ノ金額ノ支拂ノ爲必要ナラサルニ至リタルトキハ直ニ且必要ナラサルニ至リタル限度ニ於テ右金額ハ其ノ利子ト共ニ獨逸國政府ニ拂戻サルヘシ

六　專門家報告書ノ實施ノ日ヨリ監理人ハ左ノ權利ヲ有スヘシ

（イ）監理人ハ一切ノ振當收入カ規則的ニ納稅者ヨリ徵收セラレ且監理機關ヲ通過シタリヤ否ヤヲ確認スルコトヲ得ル爲每月監理收入ノ各ニ付其ノ全體及收稅官廳別ノ連續的報道ヲ包含スル認證セラレタル表ヲ交付セラルヘシ右ノ外監理人ハ獨逸國會計官廳ノ起草ニ係ル監理收入ノ收益ヲ表示スル月報ノ基礎ヲ爲シ且獨逸國本金庫ノ監理收入勘定作成ノ基礎ヲ爲ス文書ヲ檢閱スルノ權利ヲ有スヘシ

（ロ）更ニ監理收入ニ關スル一切ノ法律案及命令ハ監理人ニ通知セラルヘシ公布ノ爲獨逸國議會ノ同意ヲ要スル法律案及命令ハ獨逸國議會ニ通知セラルヘシ振當收入ノ金額カ全額セラルルト同時ニ監理人ニ通知セラルヘシ

廳ニ通知セラルルト同時ニ監理人ニ通知セラルヘシ

監理人及副監理人ハ絕エス獨逸國大藏省ト連絡ヲ保ツヘシ監理人及副監理人ハ大藏大臣自身竝當該次官及局長ト面會スルコトヲ得右局長ハ監理人副監理人及其ノ代表者ヲシテ其ノ任務遂行ノ爲有用ナルヘキ官吏ト永續的連絡ヲ保タシムルニ努ムヘシ監理人ハ其ノ任務遂行ノ爲有益ナリト思考スル報道ヲ請求スルノ權利ヲ有ス獨逸國大藏省ノ當該局ハ能フ限リ速ニ右報道及必要ナル書類及材料ヲ監理人ニ提供スヘシ監理人ハ又右報道ヲ獲得スル目的ノ爲財政監督ニ服スル地方官廳及工場ニ臨檢スルコトヲ得且上記ノ官廳ニ於テ振當收入ニ關スル帳簿及書類ヲ檢閱スルコトヲ得監理人ハ又同一ノ目的ノ爲其ノ代表者又ハ專門家ヲ派遣スルコトヲ得右臨檢ヲ爲ス場合監理人又ハ其ノ代理人ハ獨逸國大藏省ノ任命スル官吏ニ同伴セラルヘシ但シ必要ナル時ニ同伴官吏ヲ得ルコト能ハサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

七　六ニ揭ケラルル監理人ノ權利ハ左ノ場合ニ於テ擴張セラルヘシ

（イ）監理人ノ勘定ニ拂込マレタル振當收入ノ金額カ引續キ三月間每月該年度ノ豫算上ノ債務ノ十二分ノ一ノ十二割ニ達セサル場合（第一章及第二章參照）又ハ

（ロ）關係法律殊ニ稅率ニ變更ナキトキ引續キ六月間監理人ノ勘定ニ拂込マレタル振當收入ノ金額カ全額ニ於テ前年ノ相當月ノ金額ノ三割五分以上不足スルカ若ハ前二年ノ相當月ノ平均金額ノ三割以上不足スル場合又ハ

（ハ）關係法律殊ニ稅率ニ變更ナキトキ引續キ六月間監理收入ノ一ヨリ生スル收益全額カ前年ノ相當月間ノ收益ノ五割以上不足スル場合

監理人カ箇別的ニ又ハ併行的ニ行使シ得ヘキ擴張權利ハ左ノ如シ

（イ）監理人ハ獨逸國大藏大臣カ現行法ニ依リ賦與セラレタル權限ヲ與フ限リ嚴重ニ且其ノ最大限度迄振當收入ノ收益ヲ增加スル爲行使スヘキコト或ハ監理人ノ權利ノ擴張ノ基礎タル條件カ存在セサルニ至ルトキ迄租稅ノ全部若ハ一部ノ返還又ハ支拂猶豫ノ如キ現行法ノ下ニ於テ許與セラルル便益及輕減ヲ取消スヘキコトヲ提議スルコトヲ得

監理人ハ右提議ヲ爲スニ當リ經濟的必要殊ニ輸出ニ關スルモノヲ財政的必要ト兩立シ得ル最大限度迄斟酌スヘシ

（ロ）監理人ハ關稅ノ場合ヲ除キ收益ノ減少シタル收入ニ對スル稅率ヲ輕減スル措置ヲ拒否スルコトヲ得又收益ノ減少シタル一切ノ收入ノ場合ニ付罰ノ輕減ニ對シ又ハ右收入ノ收益ヲ減少若ハ遲延セシムルノ虞アル一般的性質ヲ有スル措置ニ對シ抗議スルコトヲ得從テ監理收入ニ關スル一切ノ法律案及命令竝地方財政官廳ニ回付セラルル監理收入ノ徵收及勘定作成ニ關スル一切ノ回章ハ獨逸國議會又ハ地方財政官廳ニ交付セラルル前ニ監理人ニ通知セラルヘシ法律案其ノ他ノ通知ノ日ヨリ一週以內ニ監理人カ抗議セサルトキハ監理人ハ右法律案其ノ他ニ付同意シタルモノト推定セラル

（ハ）監理人ハ其ノ代理人又ハ專門家ニ對シ或收入ノ收益ノ減少ノ特別原因ヲ確ムヘキコトヲ命令スルヲ

得右目的ノ爲監理人ハ獨逸國大藏省ニ通告シタル上一定ノ地方財政官廳地方稅關官廳又ハ其ノ雙方ニ代表者又ハ專門家ヲ置クコトヲ得此ノ場合ニハ右代表者又ハ專門家ノ受任事項ノ實行ヲ容易ニシ且代表者又ハ專門家ヲシテ官廳ノ內外事務ノ詳細ヲ知ラシムル爲獨逸國ノ官吏一名ヲ之ニ附スヘシ

(ニ)　監理人ハ第三章三ニ規定セラルル上級財政金庫ニ依ル監理收入ノ收益ノ引渡ニ付不規則ヲ生シタルコトヲ認ムルトキハ直接支拂ヲ爲スノ義務アル重要租稅金庫ノ數ヲ十一箇以上ニ增加スヘキコトヲ要求スルノ權利ヲ有ス

監理人ノ擴張權利ハ右擴張ノ原因タル事由カ存在セサルニ至リ且右新事態カ三月間維持セラレタルトキヲ以テ終止ス

八　左記何レカノ場合ニ於テ獨逸國政府ハ從來振當テラレタル收入ト合シ每月當該年度ノ豫算上ノ債務ノ少クトモ十分ノ一ニ相當スル額(第一章及第二章參照)ヲ生セシムルニ足ル右以外ノ間接稅ヲ從來ノ振當收入ノ擔保ヲ規定スル條件ト同一ノ條件ヲ以テ一時的ニ擔保ニ振當ツヘシ

(イ)　監理收入ノ收益減少シ積立金全部ノ使用ニ拘ラス引續キ三月ニ亙リ又ハ獨逸國大藏大臣カ監理人ノ爲シタル提議(七第二項(イ)ヲ實行セサリシ場合ニハ引續キ二月ニ亙リ每月監理人カ賠償支拂取扱人ニ對シ支拂期限到來セル豫算上ノ年次債務ノ十二分ノ一(第一章及第二章參照)ヲ支拂フコト能ハサルニ至リタルトキ

(ロ)　獨逸國大藏大臣カ監理人ノ爲シタル提議ヲ實行セス且監理人カ其ノ提議ヲ爲シタル時ヨリ起算シ第四月第五月及第六月中監理人ニ引渡サレタル振當收入ノ部分カ再ヒ當該年度ノ豫算上ノ債務ノ十二分ノ一ノ十二割ニ達スヘキコトヲ確保スヘキ限度迄振當收入ノ收益カ增加セサリシトキ

最初ノ振當收入カ單獨ニテ引續キ三月間再ヒ當該年度ノ豫算上ノ債務ノ十二分ノ一ノ十二割以上ニ相當スル額ヲ生シタルトキハ新租稅ノ一時的擔保ハ終止スヘシ之ト同時ニ監理人ノ權利ハ縮少シテ再ヒ六ニ揭クル權利ニ復スヘシ

九　他方新舊擔保租稅ノ全收益ノ合計減少シ引續キ三月間ニ少クトモ當該年度ノ豫算上ノ債務ノ十分ノ三ヲ償フニ足ル額ヲ引渡スコト能ハサルニ至リタル場合ニハ監理人ハ左ノ權利ヲ有スヘシ

監理人ハ賠償支拂取扱人ト協議ノ上現存ノ缺陷ヲ補塡スル爲及不足額ヲ生セシメタル租稅收入ノ收益ヲ增加スル爲必要且適當ナリト認ムル措置ノ實行ヲ要求スルコトヲ得

右措置カ執ラレ及適用セラレ且擔保トシテ振當テラレタル租稅カ少クトモ引續キ四月間每月豫算上ノ債務ノ少クトモ十分ノ一ニ相當スル額ヲ生シ大藏大臣及監理人カ右措置ハ最早必要ナラスト思考スルトキハ右措置ハ全部又ハ一部廢止セラルヘシ

十　右措置カ現行法ノ範圍內ニ在ル場合直ニ實行セラレサルトキ及現行法ノ變更ヲ必要トスル場合二月內ニ實行セラレサルトキ又ハ右措置ノ結果右措置ノ實施ノ日ヨリ遲クトモ第四月ニ當該年度ノ豫算上ノ債務ノ少クトモ十分ノ一カ引渡サルルニ至ラサルトキハ監理人ハ賠償支拂取扱人ト協議ノ上該收入ノ管理カ變更セラルヘキコトヲ要求スルコトヲ得右目的ノ爲監理人ハ國家ヨリ獨立スル一箇又ハ數箇ノ自治的機關カ組織セラレ右不足ヲ惹起シタル種類ノ不充分ナル課稅ヲ管理スヘキコトヲ要求スルヲ得但シ獨逸國大藏大臣ノ要求アル場合ニハ右ノ如キ組織ノ變更ハ十四ニ揭ケラルル仲裁裁判者カ右措置ノ租稅收入ヲ增加シ以テ豫算上ノ年次債務ヲ保障スルニ必要且適當ナルモノナルコトヲ決定シタル後ニ於テノミ實行セラルヘシ(第一章及第二章參照)

十一　獨逸國政府ハ監理人ノ同意アルニ非レハ酒精煙草麥酒及砂糖ニ關スル振當租稅ノ稅率ヲ輕減スルコトヲ得ス

十二　監理人ハ獨逸國政府ノ關稅率政策ニ對シ一切ノ干涉ヲ避クヘシ

十三　本議定書ノ一切ノ規定ハ監理收入ノ監理ヲ委託セラレタル者及監理人ニ依リ任命セラレタル專門家カ其ノ監理ニ關聯シ知リタル事實ニ付其ノ監理ノ職務執行中ニ非サルトキノミナラス其ノ監理者トシテノ行動期間終了後ニ於テモ最嚴重ナル秘密ヲ守ルヘキコト竝殊ニ各種關係事業ノ財政上及取引上ノ秘密ノ犯サ

レサルヘキコトヲ保證スル樣解釋セラレ且適用セラルヘシ

十四　本議定書ノ解釋ニ關シ殊ニ監理人ノ享有スヘキ權利ニ關シ監理人及獨逸國政府間ニ意見ノ相違生シタルトキハ右意見ノ相違ハ獨逸國政府又ハ監理人ノ請求ニ基キ海牙ニ於ケル常設國際司法裁判所ノ當時ノ裁判所長ニ依リ任命セラルル仲裁裁判者ニ依リ決定セラルヘシ右仲裁裁判者ハ獨逸國政府ノ請求アルトキハ獨逸國ノ國籍ヲ有スル者及賠償委員會ニ代表セラルル國ノ國籍ヲ有スル者タルコトヲ得ス十ニ依リ規定セラルル場合ヲ除キ仲裁裁判者ニ對スル訴ハ行動ヲ停止スルノ效力ヲ有セス

十五　監理人副監理人及其ノ部員全部ノ一切ノ經費ハ獨逸國ニ依リ支拂ハルヘキ確定年次金ノ一部ヲ以テ之ニ充ツヘク右確定年次金ヲ增加スヘカラス監理人ノ正當ナル要求カ獨逸國ノ行政官廳ノ容ルル所ト爲ラサリシ事實ニ因リ發生シタル監理ノ追加的經費ハ第一章及第二章ニ揭ケラルル豫算上ノ債務ノ外ニ獨逸國政府ニ依リ負擔セラルヘシ十四ニ規定セラルル仲裁裁判者ハ獨逸國カ右ノ如キ債務ヲ負擔スヘキヤ否ヤ又負擔スヘキ場合ニ於ケル負擔ノ程度ヲ決スヘシ

十六　獨逸國鐵道會社ノ優先株ノ賣却又ハ內債カ計畫實施ノ第二年中ニ支拂フヘキ特別債務額二億五千萬金貨「マルク」ヲ償フニ足ル額ヲ生セサルノ危險該年度ノ最後ノ三月中及次年度ノ第一月中引渡ヲ受ケタル受領額中ヨリ右不足ヲ償フ爲必要ナル額ノ四分ノ一ツツ每月保留スルノ權利ヲ有ス

十七　或收入ヲ擔保トシテ振當ツルコトニ關スル本章ノ規定ハ第一章及第二章ニ規定セラルル豫算上ノ債務ニ影響ヲ及ホスコトナシ

第二附屬書

千九百二十四年八月九日ノ獨逸國政府及賠償委員會間ノ協定ノ條項竝該協定第三同盟國政府及獨逸國政府間ノ協定

オーイン、ディー、ヤング

倫敦ニ會合シタル政府代表者ハ

千九百二十四年八月九日倫敦ニ於テ署名セラレタル獨逸國政府及賠償委員會間ノ協定ノ條項竝該協定第三ニ基キ解決ヲ完了スルコトヲ要スル諸問題ヲ了承シ

左記ノ條項ヲシテ該協定ノ一部タラシムルコトヲ約ス

第一條項

千九百二十四年八月九日ノ前記協定第三(ロ)ニ規定セラルル紛爭解決ノ手續ハ左ノ如クナルヘシ

「ヴェルサイユ」條約第八編第二附屬書十二ニ依リ賠償委員會ニ付與セラレタル解釋權及右以外特ニ專門家計畫又ハ右計畫實施ノ爲制定セラルル獨逸國法律中ニ規定セラルル仲裁裁判條項ヲ留保シ賠償委員會及獨逸國間ニ締結セラレタル協定專門家計畫又ハ右計畫實施ノ爲制定セラルル獨逸國法律ノ解釋ニ關シ右兩者間ニ生スルコトアルヘキ一切ノ紛爭ハ五年ノ任期ヲ以テ任命セラルル三名ノ仲裁裁判者ノ決定ニ付セラルヘシ仲裁裁判者ノ一名ハ賠償委員會ニ依リ、一名ハ獨逸國政府ニ依リ竝議長ノ職務ヲ行フヘキ他ノ一名ハ賠償委員會及獨逸國政府間ノ協定ニ依リ又ハ右協定成立セサルトキハ常設國際司法裁判所ノ當時ノ裁判所長ニ依リ任命セラルヘシ

係爭問題ノ最終決定ヲ爲ス前ニ於テ且之ニ影響ヲ及ホスコトナク議長ハ當事者一方ノ請求アルトキハ計畫ノ規則的實行ノ中止ヲ避ケ及各當事者ノ權利ヲ保障スル爲適當ナル暫行的措置ヲ命スルコトヲ得

仲裁裁判者ノ反對ノ決定ナキ限リ手續ハ國際紛爭平和的處理ニ關スル千九百七年十月十八日ノ海牙條約ノ規定ニ依ルヘシ

第二條項

獨逸國政府ハ左ノ如ク宣言ス

(イ)　獨逸國政府ハ賠償委員會(引渡委員會ト協議シタル上)又ハ下記(ニ)ニ規定セラルル仲裁委員會カ隨時決定スル計畫中ニ規定セラルル物品又ハ役務殊ニ石炭、骸炭、染料及「ヴェルサイユ」條約ニ特ニ規定セラルル其ノ

他ノ物品(此等物品ニ關スル該條約上ノ義務履行後ニ於テモ)ノ商慣習條件ニ依ル引渡ニ對スル支拂ニハ引渡委員會カ其ノ處分シ得ヘキ資金ヲ專門家報告書ノ條件ニ從ヒ自由ニ使用シ得ヘキモノナルコトヲ認ムルコト

(ロ)　獨逸國政府ハ通常ノ取引條件ノ下ニ爲サルヘキ引渡ノ爲賠償委員會(引渡委員會ト協議ノ上)又ハ下記(二)ニ規定セラルル仲裁委員會ノ決定スル計畫ハ生產品ノ性質ニ關シテハ「ヴエルサイユ」條約ニ依リ賠償委員會カ獨逸國ヨリ要求シ得ヘキ引渡ニ對スル該條約上ノ制限ニ服セサルモノト認ムルコト但シ右計畫ハ獨逸國ニ於ケル生產能力同國ノ社會的及經濟的生活ノ維持ニ必要ナル限度ニ於ケル內國ノ需要竝專門家報告書ニ揭ケラレタル制限ニ適當ナル考量ヲ爲シタル上決定セラルヘシ

(ハ)　獨逸國政府ハ條約又ハ專門家報告書ニ基ク一切ノ引渡ニシテ通常ノ取引條件ノ下ニ締結セラルル商事契約ニ依ルモノニ關スル計畫ノ實行ヲ出來得ル限リ容易ナラシムヘキコト又特ニ通常ノ取引條件ノ下ニ引渡ヲ獲得スルコトヲ不可能ナラシムルノ結果ヲ生スヘキ措置ヲ執ラサルヘク且執ラシメサルヘキコト同盟國政府ハ又各自其ノ關スル限リ獨逸國ヨリ受領シタル引渡物品ノ再輸出ヲ出來得ル限リ防止スヘキコトヲ約ス但シ專門家報告書第六附屬書第五ノ規定ニ依ルモノハ此ノ限ニ在ラス

(ニ)　尙獨逸國政府ハ下記ノ生產品ニ關スル條約上ノ義務ヲ履行シタル後ニ於ケル右生產品ノ引渡ニ關スル計畫ノ決定及實行ニ關スル左記ノ追加的規定ニ同意スルコトヲ宣言ス

(一)　賠償委員會ノ委員間又ハ全會一致ヲ以テ行動スル賠償委員會及獨逸國政府間ニ此等生產品ノ引渡ノ計畫ニ關スル合意成立セサル場合ニハ三名ノ獨立且公平ナル仲裁委員ヨリ成ル仲裁委員會ハ本協定第三條項ニ揭クル特別委員會ノ決定スヘキ期間ニ對シ通常ノ商慣習ヲ斟酌シタル計畫ヲ作成スヘシ右仲裁委員會ノ委員ハ全會一致ヲ以テ行動スル賠償委員會及獨逸國政府間ノ協定ニ依リ又ハ右協定成立セサル場合ニハ海牙ニ於ケル常設國際司法裁判所ノ當時ノ裁判所長ニ依リ一定ノ期間ニ對シ豫メ任命セラルヘシ仲裁委員會ノ議長ハ亞米利加合衆國ノ人民タルヘキモノトス

(二)　右計畫ノ作成ニ際シ仲裁委員會ハ獨逸國ニ於ケル生產能力同國ノ原料品供給ノ狀況同國ノ社會的及經濟的生活ノ維持ニ必要ナル限度ニ於ケル內國需要竝專門家報告書ニ揭ケラレタル條件ヲ考慮スヘク又引渡委員會カ獨逸國爲替ノ維持ノ爲決定スヘキ限度ヲ超エサルヘシ

(三)　右計畫ヲ定ムル仲裁委員會ノ決定ハ最終的タルヘシ

(四)　同盟國ノ政府及國民ハ獨逸國ノ供給者トノ直接ノ商事契約ノ方法ニ依リ此等ノ計畫ニ於テ定メラレタル額全部ノ引渡ヲ獲得スル爲一切ノ努力ヲ爲スヘシ

(五)　同盟國政府ハ獨逸國ノ政府又ハ國民ノ故意ノ差別待遇又ハ故意ノ妨害ノ措置ニ因リ該同盟國ノ政府又ハ國民カ計畫ノ額全部ニ付商事契約ヲ締結スルコト能ハサリシト思惟スルトキハ仲裁委員會ニ對シ理由ヲ附シタル申請ヲ爲スコトヲ得仲裁委員會ハ當事者ノ主張ヲ聽取シタル後上記(一)ニ揭ケタル條件ヲ考量シ事實上獨逸國政府又ハ獨逸國ノ供給者ニ於テ故意ノ差別待遇又ハ故意ノ妨害ノ措置アリタリヤ否ヤヲ衡平ノ問題トシテ決スヘシ

(六)　仲裁委員會カ本問題ヲ肯定的ニ決定シタル場合ニハ同委員會ハ其ノ決定スヘキ數量カ其ノ決定スヘキ條件殊ニ價格ニ關スル條件ニ於テ引渡サルヘキコトヲ獨逸國政府ニ要求スヘシ

(七)　仲裁委員會ノ決定ノ解釋ニ關シ生スルコトアルヘキ紛爭ハ最終的決定ノ爲同委員會ニ付セラルヘシ

(八)　本條項ノ規定ハ專門家報告書ニ揭ケラレタル引渡委員會ノ權限ニ何等ノ影響ヲ及ホスモノニ非ス上記ノ手續ハ左記ノ生產物ニ之ヲ適用ス

(一)　石炭骸炭及褐炭ノ煉炭

(二)　合成法ニ依ル硫酸「アンモニア」及其ノ他ノ合成含窒素生成物右後者ノ要求ハ合成硫酸「アンモニア」ノ要求ト同時ニ之ヲ爲スコトヲ要シ且同一製造期間ニ於ケル硫酸「アンモニア」ニ比例シ該生產物カ製造セラルル數量ノ限度內ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

(三)　「ヴエルサイユ」條約(英文)第八編第六附屬書五ニ揭クル生產物但シ化學藥品ニ關シ單一ノ製造所ニ依リ

製造セラルル特殊品ヲ除ク

(二)及(三)ノ生産物ニ關シテハ(二)ノ特別規定ハ千九百二十八年八月十五日ニ於テ其ノ適用ヲ終止ス

上記ノ(二)及(三)ノ生産物ニ關シテハ第三條項ニ規定セラルル特別委員會ハ更ニ詳細ナル表ヲ作成スヘシ右委員會ハ右生産物ノ或モノニ對シテハ重量又ハ價格ニ付最大限ヲ定ムルコトヲ得ヘク又或種ノ生産物カ獨逸國民經濟ノ保護ニ缺クヘカラスト認メラルルトキハ之ヲ除外スルコトヲ得ヘシ

第三條項

獨逸國政府ハ夫々賠償委員會及獨逸國政府ニ依リ任命セラルヘキ同數ノ同盟國代表者及獨逸國代表者ヨリ成ル六名ヲ超エサル特別委員會ノ任命ニ同意ス右委員會ハ意見ノ一致ヲ見サル場合同盟國委員及獨逸國委員ノ合意ニ依リ又ハ右合意成立セサルトキハ賠償委員會ニ依リ任命セラルヘキ中立國人タル委員一名ヲ加フルノ權能ヲ有ス右委員會ハ左記ノ職責ヲ有ス

(一)實物引渡ノ滿足ナル實行ヲ確保スル爲能フ限リ通常ノ商慣習ヲ遵守シテ注文ノ手續及實物引渡ノ實行條件ヲ決定スルコト

(二)獨逸國政府カ本協定第二條項(ハ)及(ニ)ニ依リテ爲スヘキ約定ノ履行ヲ確保スル最善ノ方法殊ニ右履行ニ關シ關係當事者間ニ生スルコトアルヘキ意見ノ不一致ヲ仲裁裁判ニ付シ當事者ハ仲裁裁判者ノ決定ニ拘束セラルヘキコトヲ規定スルコトニ依ルモノヲ審査スルコト

(三)引渡物品ヲ非經濟的性質ヲ具有セサルモノニ制限スルコトニ關スル專門家報告書ノ規定ヲ適用スル最善ノ方法ヲ審査シ且引渡物品ノ再輸出ノ禁止ニ違反スル者ニ對シテ執ルヘキ措置ヲ勸告スルコト

委員會委員ハ其ノ必要ナリト認ムル專門家ノ補助ヲ受クルコトヲ得右委員會ノ事業ハ如何ナル場合ニ於テモ專門家計畫ノ實施ヲ遲延セシムヘカラス又其ノ決定ハ如何ナル場合ニ於テモ該計畫ニ於テ定メラレタル引渡委員會ノ權限ヲ侵スヘカラス從テ其ノ決定ハ實行セラルルニ先チ賠償委員會ニ依リ及引渡委員會ノ關スル限リ之ニ依リ承認セラルルコトヲ要ス本委員會ノ決定ハ獨逸國政府ノ同意アルニ非サレハ修正セラル

第四條項

專門家報告書第六附屬書第六ノ實施ニ關スル左ノ諸點卽チ

(一)或種目ノ財產ヲ表中ニ記入スルコト

(二)表ノ修正

(三)右記入セラレタル種目ノ範圍又ハ

(四)右手續ニ依リ爲サルヘキ投資カ一時的性質ノモノタラサルコトヲ保障スル爲執ラルヘキ措置ノ一ニ付引渡委員會及獨逸國政府間ニ意見ノ相違生シタル場合ニハ當事者一方ノ請求ニ依リ右紛爭ヲ兩當事者間ノ合意成立セサルトキハ海牙ニ於ケル常設國際司法裁判所ノ當時ノ裁判所長ニ依リ指名セラルヘキ一名ノ仲裁裁判者(獨逸國政府カ希望スルトキハ獨逸國賠償支拂ニ關係ヲ有セサル國ノ國民タル(ヘシ)ノ決定ニ付スヘシ仲裁裁判者ハ爲サレタル要求又ハ申立テラレタル異議カ理由アルモノナリヤ否ヤヲ決定スヘク且右決定ヲ爲スニ當リ第六ニ揭ケタル原則卽チ(一)投資ハ一時的性質ノモノタルヘカラス(二)獨逸國政府ハ其ノ債權者ニ對シ最大限ノ支拂ヲ爲スノ必要ヲ充分ニ考量スヘキコトヲ要求セラルルモ又其ノ國內經濟ニ對スル監理ヲ維持スルコトヲ考量スルノ權利ヲモ有ストノ原則ニ對シ殊ニ考慮ヲ加フヘキモノトス

同盟國政府ハ引渡委員會カ上記第六ノ規定ニ基ク購入ノ爲「マルク」ヲ移轉スルハ積立資金カ發行銀行ニ依リ短期預金トシテ受入レラルル金額ヲ超過スル場合ノミニ限ルコトニ同意ス

第五條項

專門家報告書第六附屬書第八ノ意義ニ於ケル財政上ノ共謀的術策ノ開始セラレタリヤ否ヤノ問題ニ關シ引渡委員會ノ意見カ可否同數ナルトキハ右問題ハ獨立且公平ナル一名ノ仲裁裁判者ニ付託セラルヘク仲裁裁判者ハ委員會ノ各委員ノ意見ヲ聽取シタル上之ヲ決定スヘシ仲裁裁判者ハ引渡委員會委員ノ合意ニ依リ又

ハ合意成立セサル場合ニ於テハ海牙ニ於ケル常設國際司法裁判所ノ當時ノ裁判所長ニ依リ選定セラルル財政專門家タルヘシ

右以外ノ一切ノ問題ニ付引渡委員會ノ意見カ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決スヘシ

賠償支拂取扱人ノ處分シ得ヘキ資金カ獨逸國ニ於テ何時ニテモ專門家報告書第六附屬書第十(イ)ニ規定セラレタル五十億金貨(マルク)又ハ同第十(ロ)ニ基キ引渡委員會ノ決定スルコトアルヘキ五十億金貨(マルク)以下ノ金額ノ限度迄積立ラレ且引渡委員會カ該附屬書第八ノ意義ニ於ケル財政上ノ共謀的術策ノ行ハレサリシコト又ハ同第八ニ規定セラレタル術策ヲ失敗ニ終ラシムヘキ一定ノ措置ノ執ルヘカラサルコトヲ過半數ヲ以テ決定シタル場合ニハ引渡委員會ノ小數派ノ各委員ハ八日以內ニ右決定ニ對シ仲裁裁判所ニ上訴スルコトヲ得ヘク右仲裁裁判所ハ其ノ議長タルヘキ亞米利加合衆國人民ヲ含ム三名ノ獨立且公平ナル財政專門家ヨリ成ルヘシ該專門家ハ引渡委員會ノ全會一致ニ依リ選定セラレ又ハ右全會一致ヲ見サル場合ニ於テハ海牙ニ於ケル常設國際司法裁判所ノ當時ノ裁判所長ニ依リ指名セラルヘシ

第六條項

何レノ關係國(同盟國又ハ獨逸國)政府モ獨逸國ノ支拂ノ收納又ハ之ニ對スル擔保ノ監理ニ關シ專門家計畫ノ技術的實行ニ付缺點存在シ而シテ右缺點カ計畫ノ主要ナル原則ニ影響スルコトナクシテ訂正シ得ヘキモノナルコトヲ認ムルトキハ右問題ヲ賠償委員會ニ提出スルコトヲ得賠償委員會ハ直ニ賠償支拂取扱人鐵道債券及工業抵當債券ニ對スル一名又ハ數名ノ受託人鐵道監理人銀行監理人及監理收入監理人ヨリ成ル委員會ニ本問題ヲ付託シ之ニ對スル調査及意見ヲ求ムヘシ

右委員會ハ成ルヘク速ニ賠償委員會ニ全會一致ノ報告書又ハ多數意見及少數意見ノ報告書ヲ提出スヘク必要アル場合ニハ注意ヲ喚起セラレタル缺點ニ付右報告書ニ於テ之カ除去ノ提議ヲ爲スヘシ

賠償委員會カ全會一致ノ決定ヲ得タルトキハ右決定ニ對シ獨逸國政府ノ同意ヲ求ムヘシ右ニ付獨逸國政府トノ合意成立シタルトキハ必要ナル措置ハ遲滯ナク實行セラルヘシ

賠償委員會カ全會一致ヲ得サルトキハ其ノ全會一致ヲ以テ爲シタル決定カ獨逸國政府ノ同意ヲ得サルトキハ關係當事者ノ一ハ全會一致ヲ以テ決定スル賠償委員會及獨逸國政府間ノ合意ニ依リ又ハ右合意成立セサル場合ニ於テハ海牙ニ於ケル常設國際司法裁判所ノ當時ノ裁判所長ニ依リ選定セラルヘキ三名ノ獨立且公平ナル專門家ヨリ成ル委員會ニ右問題ヲ付託スルコトヲ得右委員會ノ決定ハ最終的タルヘシ

右規定ハ賠償支拂取扱人ノ勘定ニ拂込マルヘキ資金ノ使用ニ關スル問題又ハ專ラ引渡委員會ノ權限ニ屬スル其ノ他ノ事項ニ之ヲ適用セサルモノトス

千九百二十四年八月三十日倫敦ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ英國皇帝陛下ノ政府ノ記錄ニ寄託保存ス右政府ハ千九百二十四年八月九日ノ協定ニ包含セシムル爲本書ノ認證謄本ヲ賠償委員會ニ送付スヘク且之ヲ署名國ニ送付スヘシ

男爵　モンシュールエア、エー、クローエヌ、エー、ベルコートジ、オゼフ、クックジェー、アーレンイー、エッチ、ワルトンダディバ、メルワンジェーグラルキンレールディー、カクラマノストレッタ林權助ノルトン、デ、マトス

第三附屬書

同盟國政府及獨逸國間ノ協定

白耳義王國政府、英國皇帝陛下ノ政府（加奈陀、濠太利聯邦、新西蘭、南阿弗利加聯邦及印度ノ政府ト共ニ）佛蘭西共和國政府、希臘共和國政府、伊太利王國政府、日本帝國政府、葡萄牙共和國政府、羅馬尼亞王國政府及「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」王國政府

以上ヲ一方トシ

獨逸共和國政府

之ヲ他ノ一方トス

此等諸國ハ「獨逸國ノ豫算ヲ均衡セシムル方法及其ノ通貨ノ安定ナラシムル爲執ラルヘキ措置ヲ考究スル爲」千九百二十三年十一月三十日賠償委員會ニ依リテ任命セラレタル第一專門委員會ヨリ千九百二十四年四月九日賠償委員會ニ提出セラレ且同委員會ノ承認及關係各國ノ受諾ヲ得タル計畫ヲ各政府ノ關係スル限リニ於テ成ルヘク速ニ實現セムコトヲ希望シ

此目的ノ爲一ノ協定ヲ締結スルコトニ決シタルニ因リ正當ナル委任ヲ受ケタル下名ハ左ノ如ク協定セリ

第一條

（甲）千九百二十四年四月九日ノ專門家計畫中同盟國政府ニ依リ執ラルヘキ措置ニ關スル以外ノモノハ賠償委員會カ千九百二十四年七月十五日ノ同委員會決議第二千八百七十七號（四）ニ依リ決定シタル措置ノ執ラレタルコト卽チ左記ヲ宣言シタルトキヲ以テ實施セラレタルモノト認メラルヘシ

（一）獨逸國カ左ノ措置ヲ執リタルコト

（イ）該計畫ノ實行ニ必要ナル法律カ賠償委員會ノ承認シタル形式ニ於テ獨逸國議會ニ依リ可決セラルルコト及之ヲ公布スルコト

（ロ）該計畫ニ規定セラルル一切ノ執行機關及監理機關ヲシテ正常ノ活動ヲ爲サシムル爲之ヲ設置スルコト

（ハ）當該法律ノ規定ニ依リ銀行及獨逸國鐵道會社ヲ確定的ニ設立スルコト

（ニ）鐵道債券ヲ代表スル證券及組織委員會ノ報告書ニ基ク工業債券ニ對スル同種ノ證券ヲ受託人ニ寄託スルコト

（二）該計畫ノ實施後直ニ八億金貨「マルク」ノ公債ノ募入ヲ確保スヘキ契約カ締結セラレ且專門家報告書ニ揭ケラレタル一切ノ條件カ成就セラレタルコト

（乙）獨逸國ノ財政的及經濟的統一ハ同盟國政府カ左ノ措置ヲ執リタルトキヲ以テ專門家計畫ニ從ヒ回復セラレタルモノト認メラルヘシ

（一）千九百二十三年一月十一日以來獨逸國ノ財政的及經濟的立法ニ加ヘラレタル一切ノ妨害ノ除去及廢止、關稅、租稅、外國貿易、木材、森林及鐵道（第五條ニ特記スル條件ノ下ニ）ノ行政竝一般ニ他ノ一切ノ財政的及經濟的行政ノ各部ニ關シ千九百二十三年一月十一日前占領地域內ニ於テ獨逸國官憲カ行使シタル一切ノ權力ノ回復、上記以外ノ行政ハ總テノ點ニ關シ萊因地方協定ニ從ヒ行ハルヘシ獨逸國官吏ノ採用又ハ再採用ニ關スル手續ハ獨逸國權力殊ニ關稅行政權ノ回復ヲ成ルヘク速ナラシムル樣適用セラルヘシ上記ノ一切ハ「ヴェルサイユ」條約、萊因地方協定及專門家計畫ニ規定セラルル制限以外ノ制限ヲ受ケス

（二）千九百二十三年一月十一日以來同盟國ノ管理ノ下ニ經營セラレ又ハ占領官憲カ一時的ニ賃貸借ヲ爲シタル一切ノ鑛山、骸炭製造所、其ノ他ノ工業、農業、森林及船舶ニ關スル企業ノ其ノ所有者ニ對スル還付

（三）擔保物ヲ利用スル爲設置セラレタル特別機關ノ撤廢及右機關ノ活動ノ爲爲、サレタル徵發ノ解除

（四）人貨物及運搬具ノ移動ニ關スル制限ノ撤廢但シ萊因地方協定ノ規定ニ從フコトヲ要ス

（五）一般ニ同盟國政府ハ占領地域ニ於テ獨逸國ノ財政的及經濟的統一ヲ確保スル爲萊因地方同盟國高級委員會ヲシテ千九百二十三年一月十一日以來同委員會ノ施行シタル命令ヲ調節スルノ手續ヲ萊因地方協定ノ規定ニ從ヒ執ラシムヘシ

第二條

專門家計畫ハ成ルヘク速ニ之ヲ實施スヘシ右目的ノ爲第一條ニ揭ケラレタル措置ハ成ルヘク速ニ之ヲ執ルヘク特ニ該計畫ノ實行ニ必要ナル法律ハ其ノ可決セラレタル後直ニ之ヲ公布スヘシ

第三條

（一）專門家計畫ヲ千九百二十四年十月二十二日以前ニ完全ニ實施スル爲一切ノ努力ヲ爲スヘシ

（二）遲クモ千九百二十四年九月二日ニ賠償委員會ハ右計畫實行ノ爲必要ナル獨逸國ノ法律カ同委員會ノ承認スル文言ニ於テ公布セラレタルコト及賠償支拂取扱人カ其ノ職責ヲ開始シタルコトヲ宣言シ得ルコトヲ要ス

（三）右第一次宣言ノ日ヨリ五週間（三十五日）以內ニ（卽チ千九百二十四年十月七日以前ニ）賠償委員會ハ第一條ニ揭ケラレタル千九百二十四年七月十五日ノ同委員會決議ニ於テ決定セラレタル其ノ他ノ措置カ實行セラレタルコトヲ宣言シ得ルコトヲ要ス

賠償委員會ハ必要ナル場合事情ノ許ス限リ上記ノ期日ヲ繰上ケ又ハ上記ノ規定ノ完全ナル實行ノ爲缺クヘカラスト思惟セラルル限リ之ヲ延期スルノ權限ヲ有スヘシ

佛蘭西國政府及白耳義國政府ハ第二次確認ノ日ヨリ二週間以內（卽チ千九百二十四年十月二十二日迄ニ）第一條ニ規定セラレタル獨逸國ノ財政的及經濟的統一ノ回復ニ對スル計畫ヲ實行スヘキコトヲ約ス右二政府ハ右ノ實行アリタルコトヲ賠償委員會ニ通知スヘシ賠償委員會ハ右計畫カ完全ニ實行セラレタルコトヲ決議スヘシ

第四條

（イ）佛蘭西國政府及白耳義國政府ハ成ルヘク速ニ獨逸國ノ財政的及經濟的統一ヲ大ナル程度ニ於テ回復セムコトヲ希望スルヲ以テ賠償委員會カ千九百二十四年七月十五日ノ決議ニ於テ決定シタル措置ノ完全ナル遂行ヲ待タス第三條（二）ニ規定セラレタル第一次宣言後直ニ（卽チ千九百二十四年九月二日ニ於テ）且第一次宣言及第二次宣言間ノ過渡期間（卽チ千九百二十四年九月二日乃至十月七日ノ期間）ニ於テ左ノ手段ヲ執ルヘシ

第一次宣言後八日目（卽チ千九百二十四年九月十日）ニ東方關稅線（卽チ占領地及非占領地間ノ關稅境界）ニ於ケル課稅ハ廢止セラルヘシ

第一次宣言後二十日目（九月二十二日）且出來得レハ其ノ以前ニ同盟國官憲ハ千九百二十三年一月十一日以來入貨物及運搬具ノ移動特ニ占領地及非占領地間ノ移動ニ對シ加ヘラレタル制限ヲ能フ限リ輕減スヘシ右期間內ニ佛蘭西國政府及白耳義國政府ハ該東方關稅線ヲ廢止シ且其ノ占領地域內ニ於テ賦課スル一切ノ種類ノ取立及負擔竝外國貿易ノ制度ニ關シテハ非占領地帶ニ行ハルル法律及稅率ノミヲ適用スヘシ但シ佛白鐵道管理部ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス右ハ引續キ同鐵道ノ稅率ヲ適用スヘシ

（ロ）前記ノ政府ハ上記ノ如ク調節セラレタル取立及負擔ヲ引續キ賦課スヘキモ新制度ノ適用ニ依リ第一次宣言（千九百二十四年九月二日）後取得セラルヘキ收入（佛白鐵道管理ヨリノ純益ヲ含ム）ハ之ヲ賠償支拂取扱人ニ引渡スヘキモノトス但シ過渡期間ノ取立費用ヲ償フ爲每月二百萬金貨（マルク）ノ額ヲ右收入ヨリ控除スヘシ

（ハ）獨逸國政府ハ過渡期間中月次支拂金ヲ賠償支拂取扱人ニ支拂ヒ之ニ依リ賠償支拂取扱人ヲシテ右月次支拂金ニ前項ノ收入ヲ合スレハ專門家計畫ノ第一年次支拂金ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ヨリ英國賠償回收法又ハ他ノ同盟國政府ニ依リ採用セラルルコトアルヘキ之ニ相應スル措置ノ適用ヨリ生スヘキ該月ノ見積收入額及占領軍ニ供給セラレタル紙幣（マルク）ヲ控除シタル金額ヲ處分シ得ルニ至ラシムヘシ過渡期間中獨逸國ニ課セラルヘキ月次負擔ハ專門家計畫第十一ニ確定セラレタル獨逸國ノ負擔スヘキ支拂額

總計ノ第一年次負擔ノ十二分ノ一タルヘシ右月次負擔ニハ過渡期間中毎月上記ノ二百萬金貨(マルク)ヲ附加スヘシ

(ニ)　上記ノ月次額ノ支拂ハ毎十日ニ之ヲ爲スヘシ

獨逸國ニ依ル第一回支拂ハ第一次宣言ノ日(千九百二十四年九月二日)ニ之ヲ行フヘシ

佛蘭西國政府及白耳義國政府ニ依ル第一回支拂ハ十日後(千九百二十四年九月十二日)ニ之ヲ爲スヘシ

獨逸國ニ依ル第一回及第二回ノ支拂ハ毎回二千萬金貨(マルク)トス第三回支拂ハ獨逸國ニ依リ第一月中ニ爲サルヘキ支拂ノ殘額ヨリ成ル

獨逸國ニ依ル爾後ノ支拂ハ賠償支拂取扱人ニ依リ決定セラルヘク且之ニ佛蘭西國政府及白耳義國政府ニ依リ爲サルヘキ支拂及賠償回收法等ヨリ生スヘキ收入ヲ加フルトキハ毎十日ノ期間內ニ上ニ規定セル月次負擔ノ三分ノ一ヲ賠償支拂取扱人ノ處分ニ委シ得ルカ如キ金額タルヘシ

佛蘭西國政府及白耳義國政府ニ依ル支拂ハ獨逸國政府カ支拂ヲ爲シタル場合ニ於テノミ要求セラルヘシ

(ホ)　賠償支拂取扱人ハ右ノ如ク處分ヲ委セラレタル財源ヲ同盟及聯合國政府カ分配ニ關シテ爲スヘキ決定ニ從ヒ過渡期間中賠償及其ノ他ノ條約上ノ負擔ノ支拂ニ充ツヘシ

賠償支拂取扱人ハ殊ニ左記目的ノ爲必要ナル金額ヲ關係國政府ニ交付スヘシ

(一)　過渡期間中關係國政府又ハ其ノ代表者ニ依リ繼續セラレ又ハ締結セラレタル實物引渡ニ關スル一切ノ協定上ノ完全ナル支拂(「ヴェルサイユ」條約ノ規定スル該引渡ノ運搬費ヲ含ム)ヲ確保スル爲

(二)　同盟國ノ經營スル鑛山及骸炭製造所ノ事業費(國境ニ至ル迄ノ運搬費ヲ含ム)ヲ償フ爲

右規定ノ結果トシテ又獨逸國ノ支拂カ第一年次支拂ノ爲決定セラレタル割合ニ依リ爲サルヘキ期間ヲシテ一年ヲ超過セシメサル爲專門家計畫中ノ第一年次支拂ニ相應スル期間ハ過渡期間ニ均シキ期間タケ之ヲ短縮スヘク又第二年次支拂ハ爾後直ニ(卽チ千九百二十五年九月二日)開始スヘシ

第五條

第二次宣言ト共ニ(千九百二十四年十月七日)獨逸國ノ鐵道系統ハ專門家計畫ニ規定セラレタル新會社ニ引渡サルヘシ現ニ獨逸國鐵道廳ニ依リ運用セラルル一切ノ線ノ經營ハ右期日以後該會社ニ移ルヘシ第二次宣言(千九百二十四年十月二十二日)後二週間目ヨリ現ニ佛白管理部ニ依リテ運用セラルル線ハ鐵道設立委員會ノ監督ノ下ニ該會社ノ計算ニ於テ運用セラルヘシ

本協定署名セラレタル上ハ設立委員會ハ直ニ右引渡ノ細目ヲ決定スル爲佛白管理部ト交涉ヲ開始スヘシ管理部ヨリ會社ヘノ實際上ノ引渡ハ設立委員會ノ監督ノ下ニ秩序的引渡ヲ害セサル限度ニ於テ成ルヘク速ニ漸次行ハルヘシ右引渡ノ細目ヲ決定スル爲佛白管理部ト交涉ヲ開始スヘシ管理部ヨリ會社ヘノ實際上ノ引渡ハ設立委員會ノ監督ノ下ニ秩序的ニ引渡ヲ害セサル限度ニ於テ成ルヘク速ニ取極ノ爲期日ノ延長ヲ許可スルノ權限ヲ有スヘシ但シ設立委員會ハ細目

第六條

第一條(乙)第二條第三條及第四條(イ)ノ規定ヲ實行スル爲適用セラルヘキ措置ノ細目及設置セラルヘキ機關ハ關係同盟國官憲ノ代表者及獨逸國ノ關係部局ノ代表者間ノ技術的會議ニ依リ研究セラルヘシ右會議ハ倫敦會議後直チニ「コブレンツ」及「デュッセルドルフ」ニ於テ開會スヘシ

適用セラルヘキ措置及暫行的措置ハ慣習的形式ニ於テ占領地域內ニ於テ實施セラルヘシ

第七條

相互的和解ヲ實現スル爲及出來得ル限リ過去ヲ一掃スル爲同盟國政府及獨逸國政府ハ左ノ規定ニ同意ス但シ將來ノ事件ニ關シテハ獨逸國ノ安全ニ關シ)及占領官憲ノ管轄權及法律(殊ニ占領官憲ノ安全ニ關シ)ハ平和條約及萊因地方協定ニ從ヒ夫々通常ノ通行ハルヘシ

(一)　專ラ若クハ主トシテ政治的理由ニ依リ爲サレタル行爲ノ爲又ハ千九百二十三年一月十一日ヨリ本協定實施ノ日ニ至ル迄ノ間占領地域內ニ於ケル政治的態度ノ爲又ハ占領官憲若ハ獨逸國官憲カ夫々公布シタル「命令」條令布告若ハ其ノ他ノ規則ニシテ同期間中ニ起リタル事件ニ關スルモノニ對スル違由若ハ違反ノ爲又ハ該官憲ノ安全ニ關スル口實ノ下ニ於テモ訴追セラレ妨害セラレ、迫害セラレ又ハ

物質的若ハ精神的ノ損害ヲ被ラシメラルルコトナカルヘシ

(二)　獨逸國政府及關係同盟國政府ハ千九百二十三年一月十一日ヨリ本協定實施ノ日ニ至ル迄ノ上記ノ事實ノ爲ニ課セラレタル一切ノ司法上又ハ行政上ノ宣告及刑罰ヲ免除スヘシ既ニ支拂ハレタル司法上又ハ行政上ノ罰金其ノ他ノ金錢上ノ刑罰ハ拂戻サルルコトナキモノトス

(三)　右(一)及(二)ノ規定ハ人命ニ對シ行ハレタル犯罪ニシテ人ヲ死ニ至ラシメタルモノニハ之ヲ適用セス

(四)　右(一)及(二)ニ規定セラルル大赦ノ適用ヲ受ケス且本協定ニ依リ廢止セラルヘキ特別機關ノ設置ニ依リ現ニ占領官憲ノ管轄ニ屬スル犯罪ハ獨逸國裁判所ニ移管セラルヘシ

(五)　關係各政府ハ各自ノ關スル限リ本條ノ履行ヲ確保スル爲必要ナル措置ヲ執ルヘシ必要起リタル場合ニハ右履行ハ關係諸政府ニ依リ及必要アル場合ニハ共同ノ合意ニ依リ設置セラレタル混成委員會ニ依リ友誼的ニ措置セラルヘシ

第　八　條

制度ノ變更ニ因リ同盟國商人及獨逸國官憲間ニ起ルコトアルヘキ紛爭ヲ決定スルノ職責ヲ有シ且千九百二十年ニ任命セラレタル委員會ニ類似スル獨逸國及同盟國仲裁委員會ハ關係國政府ニ依リ任命セラルヘシ

第　九　條

「パード、エムス」小委員會ノ千九百二十四年十月二十二日ニ於ケル廢止ハ「ヴェルサイユ」條約第二百六十四條乃至第二百六十七條ノ完全ナル實行ヲ妨ケサルヘシ

第　十　條

本協定ニ關シ一方同盟諸國政府又ハ其ノ一ト他方獨逸國トノ間ニ起ルコトアルヘキ一切ノ紛爭カ商議ニ依リ解決セラレ得サルトキハ之ヲ常設國際司法裁判所ニ付託スヘシ

第十一條

本協定ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ署名ノ時ヨリ效力ヲ發生スヘシ

千九百二十四年八月三十日倫敦ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ英國皇帝陛下ノ政府ノ記錄ニ寄託保存ス右政府ハ本書ノ認證謄本ヲ各當事國ニ交付スヘシ

男爵　モンシュール
エア、エー、クロー
エヌ、エー、ベルコート
ジオゼフ、クック
ジェー、アレン
イー、エッチ、ワルトン
ダディバ、メルワンジェーダラル
サントレール
ディー、カクラマノス
トレッタ
林　權　助
ノルトン、デ、マトス
ラデュ、テイー、ヂュヴァラ
ガヴリロヴィッチ
シュタイーマー

第四附屬書

同盟國間ノ協定

白耳義王國政府、英國皇帝陛下ノ政府（加奈陀、濠太利聯邦、新西蘭、南阿弗利加聯邦及印度ノ諸政府ト共ニ）佛蘭西共

和國政府、希臘共和國政府伊太利王國政府、日本帝國政府、葡萄牙共和國政府、羅馬尼亞王國政府及「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」王國政府ハ

「獨逸國ノ豫算ヲ均衡セシムル方法及其ノ通貨ヲ安定ナラシムル爲執ラルヘキ措置ヲ考究スル爲」千九百二十三年十一月三十日賠償委員會ニ依リテ任命セラレタル第一專門委員會ヨリ千九百二十四年四月九日賠償委員會ニ提出セラレ且同委員會ノ承認及關係各國ノ受諾ヲ得タル計畫ヲ各政府ノ關係スル限度ニ於テ完全ニ實行スルコトニ關シ規定ヲ設クルコトヲ希望シ

此ノ目的ノ爲一ノ協定ヲ締結セムコトニ決シタルニ因リ正當ナル委任ヲ受ケタル下名ハ左ノ如ク協定セリ

第一條

賠償委員會ニ代表セラルル政府ハ「ヴェルサイユ」條約第八編（賠償）第二附屬書二十二ニ基キ左記ノ二ノ二及十六ノ二ノ挿入竝左記十七ノ修正ニ依リ該第二附屬書ヲ修正スヘシ

二ノ二「千九百二十三年十一月三十日賠償委員會ニ提出セラレタル報告書ニ關スル問題ニ付賠償委員會カ議事ヲ爲ストキハ下記ノ年四月九日賠償委員會ニ依リ任命セラレタル第一專門委員會ヨリ千九百二十四規定ニ依リ任命セラルヘキ一名ノ亞米利加合衆國人ハ本附屬書二ニ依リ任命セラレタル場合ト同樣ニ議事ニ參與シ且表決ヲ爲スヘシ

右亞米利加合衆國人ハ本修正採用後三十日以內ニ賠償委員會ノ全會一致ノ投票ニ依リ任命セラルヘシ

賠償委員會カ全會一致ヲ得サル場合ニハ右任命ハ海牙ニ於ケル常設國際司法裁判所ノ當時ノ裁判所長ニ依リ行ハルヘシ

任命セラレタル者ノ任期ハ五年トシ再選ヲ妨ケス

闕員ヲ生シタル場合ニハ後任者ノ任命ニ付右ト同一ノ手續ヲ適用スヘシ

亞米利加合衆國カ其ノ代表者ニ依リ賠償委員會ニ正式ニ代表セラルル場合ニハ本規定ニ依リ任命セラレタル亞米利加合衆國人ノ任期ハ終了スヘク且亞米利加合衆國カ右ノ如ク正式ニ代表セラルル間ハ本規定ニ依ル新ナル任命ハ行ハレサルヘシ」

十六ノ二「千九百二十年一月十日實施セラレ次テ本附屬書二十二ニ依リ修正セラレタル本條約本編中ニ又ハ千九百二十四年四月九日附專門家計畫中ニ規定セラルル義務ノ何レカニ付獨逸國ノ不履行アリタルコトヲ宣言スヘキコトノ請求アリタル場合之ヲ決定スルハ賠償委員會ノ任務タルヘシ右請求ヲ受諾シ又ハ却下スル賠償委員會ノ決議カ多數決ヲ以テ爲サレタル場合ニハ表決ニ加ハリタル賠償委員會委員ハ該決議ノ日ヨリ八日以內ニ右決定ニ付仲裁委員會ニ上訴スルコトヲ得仲裁委員會ハ三名ノ公平ニシテ獨立ナル者ヨリ成リ其ノ決定ハ最終的ノモノトス仲裁委員會ノ委員ハ賠償委員會ノ全會一致ノ決定ニ依リ又ハ右全會一致ヲ得サルトキハ海牙ニ於ケル常設國際司法裁判所ノ當時ノ裁判所長ニ依リ五年ノ任期ヲ以テ任命セラルヘシ五年ノ任期終了シタルトキ又ハ右期間中ニ闕員ヲ生シタルトキハ第一回任命ノ場合ト同一ノ手續ヲ行フヘシ仲裁委員會ノ議長ハ亞米利加合衆國人タルヘシ」

十七「獨逸國ニ依ル不履行カ上記條件ニ依リ確認セラレタル場合ニハ委員會ハ速ニ之ヲ關係各國ニ通知シ且右不履行ノ爲執ルヘキ行動ニ付必要ト認ムル建議ヲ爲スコトヲ得」

第二條

專門家計畫ノ規定ニ從ヒ「ヴェルサイユ」條約第八編（賠償）第二附屬書十八ニ據ル制裁ハ該專門委員會報告書第一編第三ノ意味ニ於ケル不履行カ本協定ニ基キ修正セラレタル該附屬書ニ揭クル條件ノ下ニ宣言セラレタル場合ニ非サレハ獨逸國ニ對シ之ヲ課セサルヘシ

此ノ場合ニハ署名國政府ハ自國ノ財政上ノ利益及該案ノ計畫ニ從ヒ貸付ヲ爲ス者ノ財政上ノ利益ニ付共同受託ノ觀念ヲ以テ行動シ、適用セラルヘキ制裁ノ性質及其ノ迅速ニシテ有效ナル適用方法ニ關シ直ニ協議スヘシ

第三條

專門家計畫ニ規定セラレタル八億金貨「マルク」ノ公債ノ利子支拂及償還ヲ保障セムカ爲及右公債ノ公募ヲ容

易ナラシメムカ爲署名國政府ハ獨逸國ニ依ル不履行ノ爲制裁ヲ課スルヲ要スル場合右公債ノ利子支拂及償還ノ保障ニ供セラレタル特殊ノ擔保ヲ保護スヘキコトヲ玆ニ宣言ス

尙署名國政府ハ右公債ノ利子支拂及償還カ右公債ノ利益ノ爲一般的擔保ニ當テラルル獨逸國ノ財源ニ關シ及制裁ノ適用ニ因リ生スルコトアルヘキ財源ニ關シ絕對的優先權ヲ有スト認ムル旨ヲ宣言ス

第四條

本協定第二條又ハ第三條ヨリ生スル署名國政府間ノ紛爭ハ商議ニ依リ解決セラレ得サル場合ニハ常設國際司法裁判所ニ付託セラルヘシ

第五條

本協定ノ前記諸條ニ明ナル反對ノ明文ナキ限リ「ヴェルサイユ」條約（第二條ニ揭クル專門家報告書ヲ參酌スヘシ）ニ基ク署名國政府ノ一切ノ現存ノ權利ハ之ヲ留保ス

第六條

本協定ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ署名ノ時ヨリ效力ヲ發生スヘシ

千九百二十四年八月三十日倫敦ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ英國皇帝陛下ノ政府ノ記錄ニ寄託保存ス右政府ハ本書ノ認證謄本ヲ各當事國ニ交付スヘシ

男爵　モンシュール
エア、エー、クロー
エヌ、エー、ベルコート
ジオゼフ、クック
ジェー、アレン
イー、エッチ、ワルトン

外務省告示第三十號（大正十四年三月五日）

倫敦協定（大正十四年三月五日外務省告示第二十八號）ニ依リ實施セラルルコトニ決定シタル專門家計畫（所謂「ドーズ」案）ノ全文左ノ如シ

第一專門委員會報告書

第一編ノ概要

（註）本概要ハ單ニ讀者ノ便宜ノ爲作成シタルモノニシテ第一編第二編及附屬書カ委員會案唯一ノ正文ナリ

第一　委員會ノ態度

イ　其ノ採リタル立脚點ハ實務的ニシテ政治的ニ非ス

ロ　政治的要素ハ計畫ノ實行性ニ影響ヲ及ス範圍內ニ於テノミ考慮セラレタリ

ハ　債務ノ回收ヲ目的トシ科刑ヲ目的トセス

ニ　獨逸國ニ依ル右債務ノ支拂ハ戰爭ノ損害ノ復舊ニ對スル其ノ當然ノ負擔ナリ

ホ　一切ノ事業ノ基本タル誠意ヲ以テ本計畫ヲ實行スルコトハ當事國全部ノ利益ナリ吾人ノ計畫ハ右原

則ニ基クモノナリ

ヘ　獨逸國ノ復興ハ單獨ニ之ヲ目的トセス歐羅巴復興ノ一層大ナル問題ノ一部ヲ爲スニ過キス

ト　提案セラレタル保障ハ經濟的ニシテ政治的ニ非ス

二　獨逸國ノ經濟的統一

通貨ノ安定及豫算ノ均衡ニ成功セムカ爲ニハ獨逸國ハ「ヴェルサイユ」條約ニ依リ確定セラレタル獨逸國領域ノ資源及之ニ於ケル自由ナル經濟的活動ヲ必要トス

第三　軍事的方面―保障及課セラルルコトアルヘキ制裁

イ　政治的保障及制裁ハ吾人ノ權限外ナリ

ロ　本問題ノ軍事的方面ハ吾人ノ委任セラレタル權限ノ外ナリ

ハ　統一セラレタル領域内ニ於テ本計畫ヲ有效ニ實施スルニハ左ノ事項ヲ必要トス

一　軍事組織ノ存在スルトキハ該組織ハ經濟的活動ノ自由ヲ妨ケサルコトヲ要ス

二　本計畫ニ依リ提案セラレタルモノノ外ハ何等ノ外國ノ經濟的監理又ハ干涉ナカルヘシ

ニ　然レトモ適當ニシテ生產的ナル保障ハ之ヲ設ケタリ

第四　委員會ノ任務

イ　通貨ノ安定及豫算ノ均衡ハ審査ノ爲假ニ分離セラレ得ヘキモ密接ニ關聯スル問題ナリ

ロ　通貨ノ安定ハ豫算カ正常ニ均衡ヲ保ツトキニ於テノミ維持セラレ得ヘク豫算ハ安定ニシテ信用アル通貨ノ存在スルトキニ於テノミ均衡ヲ保ツコトヲ得

ハ　此等兩者ハ獨逸國ヲシテ國内ノ需要及條約上ノ支拂ニ應セシメムカ爲ニ必要ナリ

第五　獨逸國將來ノ經濟

イ　生產力ハ增加スル人口專門的熟練豐富ナル物質的資源及國内ニ於ケル工業科學ノ優越ヨリ期待セラルヘシ

ロ　設備ノ能力ハ戰爭以來增加シ且改善セラレタリ

第六　通貨及發行銀行

イ　一切ノ階級ハ安定セル通貨ニ依リ利益ヲ享クヘシ殊ニ勞働階級ニ於テ然リトス

ロ　現狀ニ於テハ「レンテンマルク」ノ安定ハ單ニ一時的ナリ

ハ　新銀行ヲ設立シ又ハ「ライヒスバンク」ヲ改造スルコトトス

ニ　右銀行ノ主要ナル特徵ハ左ノ如シ

一　排他的特權ヲ以テ金ニ據ル安定セル基礎ノ上ニ銀行券ヲ發行スルコト

二　銀行ノ銀行ニシテ割引ノ公定率ヲ定ムルモノナルコト

三　政府ノ銀行ナルモ政府ノ監理ヲ免ルルモノナルコト

四　政府ニ對スル貸出ハ嚴格ニ制限セラルヘキコト

五　賠償支拂金ノ預入ヲ受クルコト

六　右銀行ノ資本ハ四億金貨「マルク」タルコト

七　同銀行ハ獨逸國人タル總裁及理事會ニ依リテ統轄セラルヘク此等ハ獨逸國人ヨリ成ル評議員會ノ輔佐ヲ受クルヲ得ヘキコト

八　其ノ定款ノ適當ナル遵守ハ更ニ監事會ニ依リ保障セラルヘク右監事會員ノ半數（監理人ヲモ包含ス）ハ外國人ヨリ成ル

第七　豫算及一時的賠償猶豫

獨逸國豫算ノ均衡ニハ左ノ事項ヲ要ス

イ　本報告ニ定ムル監督ニ從フヲ條件トスル完全ナル經濟上及財政上ノ主權

ロ　安定ナル通貨

ハ　條約上ノ義務ニ基ク豫算上ノ負擔ノ一時的猶豫

ニ　右猶豫ハ須要ナル實物引渡ヲ停止スルモノニ非ス

第八　獨逸國ノ年次負擔ノ基礎的原則

イ　條約上ノ義務及豫算均衡ノ繼續

一　豫算ノ均衡ニハ單ニ國內行政費ヲ償フノミニテハ不充分ナリ

二　獨逸國ハ亦其ノ條約上ノ對外義務ニ對シテモ其ノ能力ノ最大限度迄資金ヲ調達スルコトヲ要ス

三　必シモ獨逸國ノ債務總額問題ヲ處理セストモ豫算ノ均衡ヲ保チ得ヘシ

四　豫メ明確ニ決定セラレタル基礎ノ上ニ年次負擔金カ長期間ニ付定メラルルニ非サレハ豫算ハ繼續的ニ均衡ヲ保ツコト能ハサルヘシ

ロ　課稅ノ相應

一　政府ノ國內債務ハ通貨ノ低落ニ依リ實際上消滅セリ

二　新債務負擔ハ佛蘭西國英吉利國伊太利國及白耳義國ノ納稅者ノ負擔ト相應セサルヘカラス

三　平和條約ハ右原則ヲ承認ス

四　右ハ道德的ニ公正ナリ

五　右ハ生產費ニ對スル其ノ影響ニ於テ經濟的ニ正當ナリ

六　右原則ハ實行シ得ル限リ適用セラレタリ

ハ　獨逸國ノ繁榮ニ對スル同盟國ノ取分

一　獨逸國ニ對スル債權者ハ獨逸國ノ繁榮增進ニ對シ取分ヲ有ス

二　右ハ繁榮ノ指數ニ依リテ行ハルヘシ

ニ　租稅支拂ノ獨逸國人ノ能力ト富ヲ外國ニ移轉スル獨逸國ノ能力トノ間ニ重大ナル差異アリ

第九　支拂ノ行ハルヽ通常財源

獨逸ハ三種ノ財源卽チイ租稅ロ鐵道ハ工業債券ヨリ條約上ノ負擔ヲ支拂フモノトス

イ　經常豫算ヨリ

一　千九百二十四—千九百二十五年豫算ハ平和條約ニ基ク負擔ヲ免除セラルルニ於テハ均衡ヲ保チ得ヘシ

二　千九百二十五—千九百二十六年豫算ハ特別財源ヨリ五億金貨「マルク」ヲ受入レ而シテ右金額ヲ賠償トシテ支拂フコトヲ得ヘシ

三　千九百二十六—千九百二十七年　一億一千萬金貨「マルク」(註)

四　千九百二十七—千九百二十八年　五億金貨「マルク」(註)

五　千九百二十八—千九百二十九年　十二億五千萬金貨「マルク」

右ハ通常年度ニシテ標準支拂ト認メラルルヘシ爾後ハ繁榮ノ程度ニ應シ增額支拂ヲ爲スヘシ

(註)　特定ノ場合ニ於テ增額又ハ減額スルコトヲ得

ロ　鐵道ヨリ

一　鐵道債券

イ　二百六十億ノ資本價格ニ對シ第一抵當權ヲ有スル百十億ノ債券ハ賠償ノ爲ニ發行セラルヘシ

ロ　右債券ハ年利五分及減債基金年一分ヲ負擔ス

ハ　改造ヲ顧慮シ左ノ利子ヲ附ス

千九百二十四—千九百二十五年　三億三千萬金貨「マルク」

千九百二十五—千九百二十六年　四億六千五百萬金貨「マルク」

千九百二十六—千九百二十七年　五億五千萬金貨「マルク」

千九百二十七—千九百二十八年以後　六億六千萬金貨「マルク」

右債券ノ外ニ左記ヲ發行スヘシ

一　般賣出ニ留保セラルヘキ二十億ノ優先株及百三十億ノ普通株

優先株賣上金ノ四分ノ三ハ必要ニ應シ債務ノ支拂及鐵道ノ資本支出ニ充テラルヘシ
殘餘ノ五億ノ優先株及一切ノ普通株ハ獨逸國政府ノ有ニ歸ス

二　運送稅

千九百二十五―千九百二十六年以後毎年二億九千萬金貨「マルク」ハ之ヲ賠償ニ充テ且殘額ハ獨逸國政府ノ有ニ歸ス

ハ　工業債券

一　五十億ノ工業債券ハ賠償ニ充テラルヘシ

二　因テ生スル工業上ノ負擔ハ之ヲ戰前ニ存在シ且現在通貨ノ低落ニ依リテ消滅セル負擔ヨリ少額ナリ

三　右債券ハ年利五分及減債基金一分卽チ年額三億金貨「マルク」ヲ負擔ス

四　經濟復興ノ期間利子及減債基金ハ左ノ如ク附セラルヘシ

第一年ナシ
第二年一億二千五百萬金貨「マルク」
第三年二億五千萬金貨「マルク」
爾後三億金貨「マルク」

第十　條約上ノ支拂ニ對スル財源ノ要約

イ　一　豫算ヨリスル支拂ノ猶豫期間

第一年　外債及鐵道債券利子ノ一部ヨリ
計　十億金貨「マルク」
第二年　鐵道債券及工業債券ノ利子ノ一部及鐵道株券五億金貨「マルク」ノ賣却ニ依ル豫算上ノ支出ヨリ
計　十二億二千萬金貨「マルク」

二　過渡期間

第三年　鐵道債券及工業債券ノ利子、運送稅又豫算ヨリ
計　十二億金貨「マルク」
（場合ニ依リ二億五千萬金貨「マルク」ノ增減アルヘシ）
第四年　鐵道債券及工業債券ノ利子、運送稅及豫算ヨリ
計　十七億五千萬金貨「マルク」
（場合ニ依リ二億五千萬金貨「マルク」ノ增減アルヘシ）

三　標準年度

第五年　鐵道債券及工業債券ノ利子、運送稅及豫算ヨリ
計　二十五億金貨「マルク」

爾後ハ繁榮ノ指數ニ基キテ計算セラレタル追加額ヲ二十五億ニ加算ス

債券ノ利子ハ右金額ニ含マルルモ債券ノ賣上金ハ之ニ含マレス

ロ　第一年ハ本計畫カ承認セラレ且有效ニ實施セラルルノ日ヨリ始マル

第十一　總計實物引渡

イ　前記ノ金額ハ獨逸國カ同盟及聯合國ニ支拂フヘキ總テノ金額ヲ包括ス

ロ　實物引渡ハ繼續セラルヘキモ銀行ニ於ケル差引殘額ヨリ支拂ハルヘシ

第十二　獨逸國カ年次支拂ヲ爲ス方法

イ　金額ハ金貨「マルク」ヲ以テ調達セラレ且銀行ニ支拂ハルルモノトス

ロ　此等ノ支拂ハ獨逸國ノ年次債務ニ充ツ

第十三　債權者カ支拂ヲ受領スル方法

イ　獨逸國ニ對スル債權者ハ獨逸國內ニ於テ右金額ヲ使用スルカ又ハ外國貨幣ニ之ヲ換フ
ロ　換貨カ安全ニ實行セラレ得ル換算率及限度ハ經驗ニ依ルヘシ
ハ　過多ノ送金カ通貨安定ニ及ス危險ハ引渡委員會ニ依リテ除カルヽモノトス
ニ　送金セラレサル金額ハ積立テラルルモ或ル一定ノ額ヲ限度トス

第十四　鐵道債券及工業債券以外ノ保障

イ　左ノ收入ハ豫算上ノ支出其ノ他ノ支拂ニ對スル保障ト爲ス

一　酒精
二　煙草
三　麥酒
四　砂糖
五　關稅

ロ　右收入ノ實收ハ必要ナル支拂額ヲ著シク超過スヘシト認定セラル
ハ　超過額ハ之ヲ獨逸國政府ニ返還ス

第十五　對外借款—其ノ條件及目的

八億金貨「マルク」ノ對外借款ハ二重ノ目的ニ充ツ

イ　新銀行ノ金準備ノ必要
ロ　千九百二十四—千九百二十五年ニ於ケル條約上ノ須要ナル目的ニ對スル國內支拂

第十六　組織

組織ハ左記ヨリ成ル

イ　鐵道債券及工業債券ニ對スル受託人
ロ　(一)鐵道(二)銀行(三)監理セラルル收入ニ對スル三名ノ監理人
ハ　上記ノモノノ活動ニ協力シ且引渡委員會ノ議長タルヘキ賠償支拂取扱人

第十七　本計畫ノ性質

イ　本計畫ハ不可分ノ一體ナリ
ロ　本計畫ノ目的ハ左ノ如シ

一　獨逸國ヨリ能フ限リ多額ノ年次支拂ヲ行ハシムル組織ヲ立ツルコト
二　獨逸國ニ對スル債權者ニ對シテ最大限度ノ引渡ヲ爲スヲ得シムルコト
三　「獨逸國ハ何ヲ支拂ヒ得ヘキカ」ノ問題ヲ臆測ノ範圍ヨリ引離シ之ヲ實證ノ範圍ニ置クコト
四　事情ノ許ス限リ速ニ一切ノ賠償問題及之ニ關聯スル問題ニ付最終的且包括的協定ヲ容易ナラシムルコト

第一專門委員會報告書

吾人ハ賠償委員會ノ千九百二十三年十一月三十日ノ決議ニ依リ左ノ目的ノ爲招集セラレタリ

獨逸國ノ「豫算ノ均衡ヲ保タシムル方法及通貨ヲ安全ナラシムル措置ヲ攻究スルコト」

吾人ハ伯林ニ於テ二週間ヲ費シタル外千九百二十四年一月十四日以來引續キ巴里ニ於テ會合シタリ
吾人ハ攻究ノ題目ト爲レル各種ノ問題ニ付優秀ナル專門的助言者ノ援助ヲ求メ且常ニ獨逸國ノ代表的意見ト接觸ヲ保チタリ
吾人ハ吾人ノ研究及調査ノ結果得タル全會一致ノ結論ヲ記載セル左記報告書ヲ提出スルノ光榮ヲ有ス
本報告書ノ第一編ニハ吾人ノ任務ニ對スル吾人ノ見解結論及吾人ノ計畫ノ梗概ヲ記載ス
第二編ニハ吾人ヲシテ其ノ結論ニ達セシメタル考察殊ニ玆ニ記述セラルル獨逸國ニ於ケル現在ノ財政的及經濟的狀態ノ或方面ニ關スルモノヲ記載ス
第三編ハ吾人ノ各種建策ニ關シ專門的細目ヲ述ヘタル諸附屬書ヨリ成リ第一編ノ相當項目ニ對スル補遺トシテ讀マルヘキモノナリ

第一編　委員會ノ結論及考案

第一　委員會ノ態度

吾人ハ有效ナル結果ヲ得ルヲ念トスル實務家トシテ吾人ノ任務ニ當リタリ吾人ハ吾人ニ提供セラレタル問題ニ關シ專門的ニシテ政治的ナラサル方面ニ付攻究シタリ尤モ吾人ハ解決案カ受諾ノ機會ヲ與ヘラレムカ爲ニハ政治的考量ヨリ必然的ニ生スル一定ノ制限内ニ於テ之ヲ見出スヲ要スルコトヲ認メ此ノ範圍内ニ於テ且此ノ範圍内ニ於テノミ政治的考量ヲ念頭ニ置キタリ

獨逸國ノ豫算中最主要ナル部分ハ「ヴエルサイユ」條約ノ規定スル對同盟國義務ナリ吾人ハ右債務取立ニ關スル實際方法ヲ攻究シ科刑ノ問題ニハ觸ルルコトナカリキ吾人ノ提議スル保障ハ經濟的ノモノニシテ政治的ノモノニ非ス同時ニ吾人ノ取扱フモノハ普通ノ債務ニ非ス蓋シ獨逸國ハ何等認メ得ヘキ荒廢ヲ被ラス而シテ戰爭ニ依リ甚シク損害ヲ被リタルモノニ對シ一次的道德上ノ義務ヲ負フヘキヲ以テナリ

過去ノ歷史ニ關シテハ獨逸國ノ財政及通貨ノ現狀ヲ誘致シタル原因及右原因ニ對スル責任ヲ確ムルノ必要ナシト認メラレタリ尤モ救濟方法ノ案出ノ爲右原因ノ性質ノ認定ヲ必要トスル場合ヲ除ク終リニ臨ンテ一言セム如何ナル建設的方案ト雖之ヲ誠實ニ實行スルコトカ總テノ關係國ニ取リ利益ナリトノ事實ニ依リテ保障セラルルニ非スムハ之ヲ立テ難キコトヲ確信スルヲ以テ吾人ハ右利益ヲ基礎トスル案ヲ提出セリ吾人ハ本計畫ノ性質カ其ノ遂行ニ缺クヘカラサル右保障ヲ自ラ確保スルニ資セムコトヲ希望スト雖但シ右保障ヲ維持シ若ハ確實ニスル爲必要ナル措置ヲ執ルノ任ハ主トシテ委員會以外ニ在ルコト言ヲ俟タサルナリ

第二　獨逸國ノ經濟的統一

委員會ハ獨逸國カ其ノ領土ノ一部ニ對スル財政的及ヒ經濟的權力ヲ制限セラルルコト今日ノ如キ狀態ニ於テ如何ナル程度迄豫算ノ均衡及通貨ノ安定ヲ永久的ニ復活セシメ得ヘキヤニ付考究セサルヲ得サリキ吾人ハ先ツ斯クノ如キ狀態ノ下ニ在リテハ豫算及通貨ノ永久的安定ヲ確保スルノ實際的方法ヲ見出スノ不可能ナリシコトヲ高調セサルヘカラス吾人ハ斯ノ如キ方法ノ存在スヘシトハ思考セサルナリ吾人ニ提出セラレタル二問題ノ解決ハ實ニ國外及國内ニ於ケル獨逸國ノ信用ノ回復ヲ意味スルモノナリ然ルニ前記ノ狀態ノ下ニ在リテハ此ノ回復ヲ圖ルコト不可能ナリト思惟セラレタリ從テ吾人ハ獨逸國ノ財政的及經濟的統一ハ回復セラルヘシトノ推定ヲ爲スノ已ムナキニ至レリ報告書ノ全部ハ此ノ假定ニ基クモノナリ

第三　軍事的方面ニ關スル監理及保障

本提案ノ遂行ヲ確保セムカ爲ノ政治的保障及懲罰ヲ望マシト認ムルトキト雖右ハ委員會ノ權限外ニ屬スル軍事的占領ノ問題モ亦吾人ニ委託セラレタル權限内ニ在ラス

然レトモ吾人ノ豫想ハ獨逸國ノ經濟的活動カ玆ニ揭クル監理以外如何ナル外國ノ機關ニ依リテモ妨害セラレ又ハ影響セラルルコトナカルヘシトノ推定ニ基キテ爲サレタルモノナルコトヲ明確ニ指摘シ置クハ吾人ノ義務ナリ因テ右經濟的活動ヲ妨クルモノナル限リ現行ノ措置ハ獨逸國カ本計畫ヲ遂行スルト同時ニ廢止セラレ又ハ充分ニ變改セラルヘク又共同ノ合意ニ依リ採用セラレタル條件ニ付著シキ不履行アル場合ノ外右措置ヲ再ヒ課スルコトナカルヘシトノ推定ニ基キテ本計畫ハ立テラレタリ右不履行ノ場合ニ於テハ課セラルヘキ制裁ノ性質及其ノ迅速ニシテ有效ナル適用方法ヲ決定スルハ明白ニ債權國政府ノ任務ニシテ該政府ハ自國及本計畫ニ從ヒ貸付ヲ爲スコトアルヘキ他ノモノノ財政上ノ利益ニ付共同委託ノ觀念ヲ以テ行動スヘキモノトス

右ノ記述ヲ爲スニ當リ吾人ハ占領地域ニ於テ現ニ行ハルル經濟的制度カ變改セラルルニ於テハ賠償ノ解決ハ適當ニシテ生產的ナル擔保ニ依リ更ニ確實ナラシムルヲ要ストノ點ニ付意見ノ一致ヲ見タルコトヲモ玆ニ附加セムトス此ノ目的ノ爲ニ吾人ハ有效ニシテ同時ニ財政上ノ安定ノ回復ヲ妨クルコトナシト信スル監理制度ヲ提案セリ（下記第十四參照）

第四　委員會ノ任務

委任セラレタル權限ノ示ス如ク二箇ノ主要ナル問題ハ吾人ノ攻究ニ委託セラレタリ卽チ獨逸國通貨ノ安定

及獨逸國豫算ノ均衡之ナリ右二問題カ密接ニ關聯スルモノナルコトハ言フヲ俟タス國ノ通貨ハ其ノ國ノ豫算カ正常ニ均衡ヲ保ツニ非サレハ安定ヲ維持スルコト能ハス蓋シ支出カ引續キ收入ヲ超過スルニ於テハ遂ニ其ノ超過ヲ償フ爲ニ新紙幣ヲ印刷スルノ外途ナキニ至ルヘク而シテ其ノ通貨ノ膨脹ハ必然其ノ低落ヲ伴フヘケレハナリ又他方ニ於テ通貨カ相對的ニ安定ナラサル限リ豫算ノ均衡ヲ保ツコト不可能ナリ蓋シ通貨カ低落シツツアル場合ニハ收入及支出ノ計算共ニ信賴シ難ク殊ニ課稅ト徵收トノ間ニ必然存スヘキ時間ノ經過ニ依リ司稅官憲ハ絕エス損失ヲ被ルヘケレハナリ故ニ右二問題ハ其ノ性質上最初別別ニ研究スルコト必要ナレトモ其ノ密接ノ關聯ハ常ニ忘ルヘカラサルナリ吾人ハ兩者ヲ別別ニ調査スルニ當リ暫ク他方ノ問題ハ旣ニ解決セラレタルモノナリトノ假定ヲ爲シタルモ常ニ通貨ノ安定ト豫算ノ均衡トハ獨逸國ヲシテ其ノ須要ノ要求ヲ充スヲ得セシメ且西部歐羅巴ノ復興ニ必要缺クヘカラサル條約上ノ義務履行ヲ爲スヲ得シムル爲ノ手段ナルコトノ事實ヲ忘ルルコトナカリキ此等義務ノ履行ハ獨逸國ニ對シ債權ヲ有スル國ニ取リテノミナラス獨逸國自身ニ取リテモ亦緊要缺クヘカラサルモノナルコトヲ忘ルヘカラス實際再ヒ經濟的ニ繁榮スルコトアリトスルモ獨逸國ハ其ノ周圍ノ諸國ニ於ケル財政的及經濟的危機ニ永ク抵抗シ得サルコト明白ナリトス獨逸國ノ復興ヲシテ決定的ナラシメムトセハ他ノ諸國モ亦其ノ財政的及經濟的生存ノ爲ニ必要ナル狀態ニ復歸シ且一般的繁榮ノ前提タル貨物ノ正常ナル交換ヲ實行シ得ルニ至ルコトヲ要ス

第五　獨逸國ノ經濟的潛勢力

獨逸國ノ現狀カ正確ニ其ノ潛勢的能力ヲ反映スルモノトセハ吾人ノ事業ハ成功ノ見込ナカルヘシ此ノ場合ニ於テハ獨逸國民ノ生產ヨリ生スル收得ハ國民ノ需要ヲ充シ且外債ノ支拂ヲ確保スルコト能ハサルヘキナリ

然レトモ增加率大ニシテ且勤勉ナル獨逸國民其ノ優レタル專門的熟練其ノ物質的資源ノ富力其ノ農業ノ進步發達及其ノ工業科學ニ於ケル優越等此等一切ノ要素ハ其ノ將來ノ生產ニ關シ吾人ヲシテ期待ヲ抱カシムルニ足ル

尙千九百十九年以來獨逸國ハ其ノ產業設備ニ改善ヲ加ヘツツアリ鐵道調査ノ爲特ニ任命セラレタル專門家ハ其ノ報告書ニ於テ獨逸國カ鐵道組織改善ニ當リ費用ヲ吝マサリシコトヲ指示セリ電話及電信ノ通信ハ最新式ノ裝置ニ依リテ確保セラレ港灣及運河モ亦發達セリ尙工業家ハ全然新式ナル設備ヲ增加スルコトヲ得タルヲ以テ多クノ工業ニ於テ戰前ヨリモ更ニ大ナル生產ヲ爲シ得ルノ狀況ト爲レリ

故ニ獨逸國ハ充分ニ資源ヲ保有シ大規模ニ之ヲ開發スルノ手段ヲ有ス現在ノ信用缺乏ヲ除クコトヲ得ハ貿易ノ常態カ漸次回復セラレツツアル世界ノ活動場裡ニ於テ再ヒ有利ナル地位ヲ獲得シ得ルニ至ルヘシ

獨逸國ハ其ノ生產ニ依リテ國內ノ所要ヲ充シ且賠償義務トシテ本計畫ニ考案セラレタル金額ヲ調達シ得ヘシト豫想スルモ決シテ樂觀ニ過クルコトナカルヘシ獨逸國ノ財政狀態及通貨ノ回復ハ世界カ健實ナル經濟狀態ニ復歸スルコトト相竝ヒテ右結果ヲ得ルニ必要缺クヘカラス且適當ナル條件ヲ爲スモノト思惟セラル

第六　通貨ノ安定

新發行銀行

吾人ハ先ツ通貨問題ヲ取扱ハムトス

獨逸國ニ於ケル財政及通貨ノ現狀ハ第二編ニ記載セラルル通貨ハ「レンテンマルク」ニ依リテ數月間安定ヲ保チタレトモ右ハ他ノ方法ヲ缺クニ於テハ一時的ニ過キサル基礎ノ上ニ保タレタルモノナルコトハ後ニ說クカ如シ

委員會ハ獨逸國ニ統一アル安定ナル通貨ヲ創設スルニ缺クヘカラサル機關トシテ新發行銀行ノ設立又ハ「ライヒスバンク」ノ改造ヲ提議ス委員會ハ斯ノ如キ通貨ハ獨逸國ノ財政ノ復興ノ爲其ノ豫算ノ均衡ノ爲及對外信用ノ回復ノ爲必要ナリト信ス第一附屬書ニ記述スル銀行計畫ノ要點ハ左ノ如シ

銀行ハ其ノ特許期間卽チ五十年間獨逸國ニ於テ紙幣發行ノ排他的權利（或些少ノ制限ヲ附シタル）ヲ有スヘシ

現ニ獨逸國ニ於テ流通スル多數ノ種類ノ紙幣ハ一切（特定ノ邦立銀行ノ制限セラレタル銀行券發行ヲ除キ）市場ヨリ漸次回收セラレ之ニ代フルニ單一ニシテ統一セル紙幣卽チ新銀行ノ銀行券ヲ以テスヘシ右銀行券ハ三

割三分三分ノ一ニ相當スル通常法定準備金及其ノ他ノ正金ニ換ヘ易キ資產ヲ以テ保證セラルヘシ準備金ノ大部分ハ外國銀行ニ於ケル預金ノ形式ヲ以テ保有セラルヘシ

本計畫ハ永續的方針トシテハ右銀行券カ金ト兌換セラルヘキモノナルコトヲ豫想ス然レトモ委員會ハ銀行設立ノ當初ニ於テハ事態ハ一時右兌換ノ法則ノ適用ヲ許ササルヘシト思考ス故ニ委員會ハ金ニ對シ安定ヲ維持シ且事情ノ許ス限リ速ニ兌換ノ基礎ニ置カルヘキ通貨ノ創設ヲ提議ス

新銀行ハ現在ノ「ライヒスバンク」ノ如ク銀行ノ銀行トシテノ任務ヲ盡シ最確實ナル短期手形等ノ再割引ヲ爲シ以テ公定割引率ヲ定ムヘシ又他ノ銀行ノ爲ニ銀行債權ノ移轉ニ付振替制度ヲ取扱フヘシ

銀行ハ公衆ト取引ヲ爲シ短期ノ商業貸附及割引ヲ爲シ振替ヲ取扱ヒ竝預金ノ收受ヲ爲スヘシ

銀行ハ獨逸國政府ノ預金ヲ受ケ且其ノ出納取扱者タルヘシ銀行ハ政府ヘ短期ノ貸付ヲ爲スコトヲ得ルモ右貸付ノ金額及性質ハ嚴重ニ制限セラレ且右貸付ノ許容ニ付テハ愼重ナル注意ヲ爲スヘシ獨逸國政府ハ銀行ノ利益ノ分配ニ與ルヘキモ銀行ハ全然政府ノ監理又ハ干涉ヲ受クルコトナカルヘシ

獨逸國ニ於テ徵收セラルル條約上ノ債務支拂資金ハ特別勘定ノ貸方トシテ總テ新銀行ニ預ケ入レラレ該資金ハ獨逸國ノ爲替市場債權國ノ利益及獨逸國ノ經濟ヲ適當ニ保護スヘキ條件及保障ノ下ニ於テノミ債權國ニ依リ引出サルヘシ

新銀行ハ四億（四〇〇、〇〇〇、〇〇〇）金貨（マルク）ノ資本ヲ有スヘク其ノ一部ハ獨逸國ニ於テ他ハ外國ニ於テ之ヲ募集スヘシ銀行ハ獨逸人タル總裁及獨逸人ヨリ成ル理事會ニ依リテ統轄セラルヘシ理事會ハ「ライヒスバンク」ノ如ク諮問委員會ノ援助ヲ受クルコトヲ得右獨逸人理事會ト竝ヒテ他ニ監事會ト稱スル他ノ機關ヲ置クヘシ同會ハ獨逸人七名及外國人七名（英國、佛蘭西國、伊太利國、白耳義國、亞米利加合衆國、和蘭國及瑞西國ノ七國ヨリ各一人ヲ出ス）ヨリ成ル右監事會ハ銀行ノ組織及運用ノ事項ニシテ債權國ノ利益ニ影響ヲ及ホスヘキモノニ付廣汎ナル權能ヲ付與セラルヘシ外國人タル監事ノ一名ハ監理人ト稱セラレ銀行券ノ發行及銀行準備金ノ維持ニ關スル條規ニ付違反ナキ樣注意スルノ責任ヲ負フヘシ監事會ノ議決ニハ十四票中十票ノ多數ヲ要ス但シ總裁及監理人カ共ニ多數側ニ在ル場合ニハ過半數ヲ以テ足ル斯クノ如クニシテ銀行カ或ル行動ヲ爲スニ付テハ兩部委員ノ協力ヲ必要トス

政府ニ對スル銀行ノ獨立ヲ確保スル爲發行部ヲ外國ニ設置シ之ヲ監理人ノ指揮ノ下ニ置キ準備金及銀行券ノ發行ニ付責任ヲ負ハシムヘシトノ意見各方面ニ在ルモ斯ノ如キ保障ハ其ノ性質寧ロ政治的ニシテ專門的ニ非ス之ヲ提議スルハ委員會ノ權限ニ屬セサルナリ

委員會ノ勸告ヲ充分ニ了解セムカ爲ニハ附屬書ノ研究ヲ要ス玆ニハ委員會カ重要ナリト思考スル要點ニ付注意ヲ喚起スルニ止メタリ

尙豫算問題カ充分解決セラレタルモノト暫ク假定シテ之ヲ見ルニ吾人ノ勸告ハ獨逸國ノ爲替ヲ安定ナラシムルノミナラス獨逸國ノ國力ノ回復及賠償金ノ支拂ニ須要ナル信用ヲ安定ナル價値ニ於テ獨逸國ノ經濟ニ得シムルノ實行的方法ヲ與フルモノナリト信ス

勞働者モ利益ヲ享クヘシ何トナレハ其ノ利益ハ殊ニ通貨ノ膨脹ニ依リテ生スル驚クヘキ財產上ノ顚倒ニ付代償ヲ得ヘシ卽チ或者ハ利益ヲ享ケ他ノ者ハ損失ヲ享ケムル然レトモ勞働者階級ニ取リテハ通貨ノ不安定ハ全然害惡ニシテ何等ノ代償ヲ齎スコトナシ右ニ關シ吾人ハ伯林ニ於テ面會シタル勞働者ノ代表者カ述ヘタル意見ヲ揭ケム「グラスマン」氏ハ獨逸國民全部ニ代リテ述ヘスシテ單ニ其ノ代表スル階級ノ爲ニ述ヘテ曰ク「獨逸國ノ勞働者階級ハ通貨膨脹カ之以上繼續スルコトニ堪フル能ハス彼等ハ賃金ヲ受取リタル後四週間ヲ經ルモ猶之ヲ以テ何物カヲ買得ルカ如キ安定セル通貨ヲ與ヘラレムコトヲ世界ニ訴ヘサルヘカラス」ト銀行ノ定款カ嚴重ニ遵守セラルルニ於テハ將來通貨膨脹ノ危險ヲ殆ト生セサルハ明ナリ期待シ得ヘキ利益ノ一ハ現ニ獨逸ニ於テ靜止ノ狀態ニ在リテ經濟上不生產的ナル外國通貨カ本銀行ノ株式拂込又ハ預金ノ形式ニ於テ出動シ再ヒ經濟上ニ利用セラルヘキコトノ之ナリ

第七　豫算及一時的賠償猶豫

今ヤ吾人ノ問題ノ他ノ主要ナル方面卽チ豫算均衡ノ問題ニ注意ヲ向クルモ可ナラム吾人ハ先ツ獨逸國ノ一

般豫算ヲ考察シ次ニ又之トハ別個ノ問題トシテ現ニ一般豫算ニ何等ノ寄與スル所ナキ鐵道ニ付考察セム

豫算ハ前述ノ安定セル通貨及經濟的統一ノ外ニ尙條約上ノ目的ノ爲ノ卽時ノ負擔ニ付一定ノ猶豫ヲ與ヘラレムコトヲ必要トス右猶豫ハ一方豫算ノ狀態ヲ確實ナラシムルト同時ニ他方同盟國ニ取リ缺クヘカラサル實物引渡ノ形式ニ依ル支拂ヲ中止スルコトナカルヘキモノナリ

第八　獨逸國年次負擔ノ基礎的原則

イ　條約上ノ義務及其ノ豫算均衡ノ繼續ニ對スル關係

豫算ノ均衡ハ通貨ノ安定ト均シク之ヲ維持シ得ルニ非サレハ效ナキコト明白ナリ一箇又ハ數箇ノ豫算ノ均衡ヲ確保シ得ルモ未タ足レリトセス假リニ行政宜シキヲ得タリト推定シ如何ナル條件ノ下ニ財政及通貨ノ安定カ永續的ニ保障セラルヘキカ又ハ寧ロ如何ナル條件ノ下ニ一旦得ラレタル右ノ安定カ危險ニ陷ルヘキカヲ考察スルノ要アリ故ニ吾人ハ獨逸國カ其ノ條約上ノ對外義務ヲ漸次履行シ行クヘキ爾後ノ年度ニ關シ固ヨリ細目ニハ亙ラサルモ主要ナル諸點ニ適當ナル注意ヲ拂ヒツツ研究ヲ爲スヲ要ス獨逸國ハ其ノ財源ヨリ先ツ其ノ國內ノ經費全部ヲ支辨シ條約上ノ義務ニハ單ニ獨逸國カ得ムト欲スルコトアルヘキ剩餘收入ヲ充當スヘシトノ見解ハ固ヨリ吾人ノ採ラサル所ナリ然レトモ或年ニ於テ獨逸國カ優先的ニ支拂フコトヲ要スル賠償債務ノ金額ト其ノ國內ノ經費ノ爲必要ナル最少限度ノ金額トノ合計カ其ノ擔稅力ヲ超ユル場合ニハ玆ニ直ニ豫算ノ不均衡ヲ生シ通貨ノ不安定モ亦恐ラク之ニ伴フヘシ此ノ場合ニ於テハ該年度ノ條約上ノ義務ヲ調節スルノ外他ニ途ナキコト明ナリ故ニ安全ニ決定セラレ得ヘキ賠償金額ハ獨逸國ノ最大限ノ收入ト其ノ國內ノ需要ヲ充ス爲ノ最少限ノ經費トノ差ニ近シ通貨ノ安定及豫算ノ均衡ノ前提ニシテ是認セラレムカ豫算財源中ヨリ爲シ得ヘキ賠償支拂ノ金額及右支拂ヲ實行シ得ヘキ方法ニ關シ後ニ吾人カ論究セサルヘカラサルニ至ルハ當然ニシテ又免ルヘカラサル所ナリ吾人カ他ノ方面ヨリ其ノ任務ニ著手スルハ正義ノ原則吾人提案ノ採否ヲ決定スヘキ實際的條件竝吾人ニ與ヘラレタル委託條項ノ文意及明白ナル目的ヲ無視スルモノナルヘシ

吾人カ右ノ如クシテ賠償支拂ニ關スル考究ヲ爲スニ至ルモ右ハ今後數年ノ復興期間ニ於ケル支拂ニ之ヲ限ルヘシトモ考ヘ得ヘシ吾人ノ任務ハ通貨ノ安定及豫算ノ均衡ニ到達スル方法ニ付建言スルニ在リテ右目的ノ達成セラレタル曉ニ於テ獨逸國ニ要求スヘキ金額ニ關シテハ何等言及スヘキニ非ストモ云フコトヲ得ヘシ然レトモ期間ヲ斯ノ如ク劃然區分スルコトハ左ノ理由ニ依リ不可能ナリ

一　復興期間ノ終末ニ於ケル豫算均衡ノ基礎及右豫算ノ包含スル賠償金額ハ其ノ後年年支拂ハルヘキ金額ヲ大體決定スヘキモノナルコト明ナリ然ラクシテ努力ハ盡餠ニ歸シ同一ノ問題ハ再ヒ發生スヘシ

二　更ニ重要ナルハ財政的安定ニ到達セムカ爲ノ吾人ノ提案ノ成否ハ主トシテ信賴心ノ恢復ニ懸ルノ事實之ナリ右信賴心ノ恢復ナクハ外國ニ投資セラレタル獨逸資本ノ復歸本計畫中ニ揭ケタル目的ノ爲ノ外國資本ノ誘致日常ノ事業經營ノ爲ノ外國信用ノ誘致及租稅ノ適當ナル徵收ハ均シク不可能ナルヘシ」今後長期間獨逸國ノ財政及其ノ對外關係ハ新ナル紛爭ノ發生ニ依リテ危カラシメラルルコトナシトノ保障ヲ與フト獨逸國及其ノ他ノ世界各國カ信スルカ如キ一ノ解決ヲ今日遂クルニ非スムハ右信賴心ハ之ヲ得ルコト能ハス右ノ如キ保障トハ後述ノ如ク或年限ノ間獨逸國ノ負擔年額ニ變更ナキコトヲ云フニ非ス又其ノ各年ニ負擔セラルヘキ額ヲ豫メ決定スヘキ方法ヲ豫メ定メ置クヲ云フナリ

「長期間」ニ涉リ右方法ヲ採用スト言フニ當リ吾人ハ主トシテ吾人ノ計畫ノ實行ニ必要ナル金錢ヲ供給スル貸主及投資家カ考慮スヘキ期間ヲ考フルモノナリ後述スルカ如ク吾人ノ計畫ハ發行銀行ノ資本ニ對シ外國及內國ヨリノ應募ヲ要シ殊ニ賠償支拂ヲ可能確實ナラシムルノ一要件トシテ外債ヲ必要トス吾人ハ獨逸國ノ支拂ハ其ノ增加スルコトアルヘキ將來ノ支拂能力ニ比例シテ增加スヘシトノ條約ノ原則ヲ支持スルコトノ必要ニシテ且正當ナルコトヲ充分ニ承認ス又吾人ハ今日永久確定的ニ作成セラルル見積ハ將來ノ支拂能力ヲ低ク見積過クルノ虞アルコト及同盟

諸國カ獨逸國ノ繁榮增進ノ利益ヲ享クルコトヲ認ム唯吾人カ安定ノ一條件トシテ缺クヘカラスト認ムルハ獨逸國ノ支拂能力ノ增加ニ對應スヘキ要求額ノ增加ハ最初ノ解決案中ニ明定セラレタル方法ニ依リ決定セラルルコト竝右ノ方法カ自動的適用又ハ少クトモ專門的ニシテ公平ナル且實際上論議ノ餘地ナキ適用ヲ爲シ得ルモノタルヘキコト之ナリ

右ノ必要ニ應セムカ爲吾人ハ後述ノ如ク一定ノ年次支拂ニ加フルニ獨逸國ノ支拂能力增加ヲ示スヘキ合成指數ニ基キテ增減スル追加支拂ヲ設ケタリ

右指數ノ運用ニ付年限又ハ金額ヲ限定スルコトハ委員會ノ權限外ニ屬ス獨逸國カ支拂フヘキ年限ヲ定ムルコトハ實際ニ於テ新ニ獨逸ノ元本債務ヲ決定スルニ均シキヲ以テ之亦委員會ノ權限ニ屬セス戰爭ヨリ生シタル各種ノ國際的ノ財政上ノ債務ヲ確定的ニ解決セシムル爲何等カ新ナル取極ヲ見ル場合ニ於テハ獨逸國債務ニ關シ委員會案ヲ右ノ新事態ニ適應セシムルコト容易ナルヘシ

ロ　課稅ノ相應

吾人ハ課稅ノ相應ノ原則ヲ適用スルニ最善ノ力ヲ盡シタリ

單ニ正義ノ原則ニ依ルモ獨逸國民ハ少クモ同盟諸國民ノ負擔スルト同一程度ニ重キ租稅ヲ負擔スヘキハ論ナキ所ニシテ又條約ノ豫想スル所ナリ獨逸人中個人ノ資格ヲ以テスル場合ニ於テモ將又國民ノ或部分ヲ代表スル場合ニ於テモ卒直ニ此ノ原則ヲ尋ネラレタルトキ誰一人トシテ之ヲ承認セサル者ナシ此ノ原則ニ對シ何等カ制限ヲ加フトセハ右ハ實際上ノ理由ニ依ル制限タルカ又ハ同盟國自身ノ利益ノ爲一般經濟的便宜ヨリ生スルモノナラサルヘカラス此ノ原則ノ道德上正シキハ明白ナリ戰爭ニ因リ廣大且重要ナル地方ヲ荒ラサレタル國ノ納稅者カ右荒廢地復興ノ負擔ヲ荷ハサルヘカラサルニ對シ戰爭ニ因リ之ニ比スヘキ荒廢ヲ領土內ニ於テ被ラサリシ獨逸國ノ納稅者カ之ヨリモ輕キ負擔ヲ荷フノミナリトセハ其ハ明ニ自然的正義ノ觀念ニ反スヘシ此ノ原則ハ同時ニ經濟的ニモ正當ナリ何トナレハ同盟諸國ノ納稅者カ消費者トシテハ戰爭ノ結果生スル租稅ノ一層重キ負擔ヲ荷フノ事實ニ依リ又商業上ノ競爭ニ於テハ賃金ヲ含ム生產費ニ付獨逸人タル競爭者ヨリ一層大ナル負擔ヲ荷フノ事實ニ依リ苦シメラルルハ明白ニ不公平ニシテ且如何ナル點ヨリ見ルモ望マシカラサレハナリ

獨逸國ノ債務カ實際上消滅シタル事實ノ重大ナルコト及同盟諸國ニ於ケル重稅ノ負擔一般的ナルノ事實ハ吾人ノ念頭ニ置キタル所ナリ第二編ニ於テ一層詳細ニ述フルカ如ク理論上及實際上幾多ノ困難アルニ拘ラス吾人ハ吾人ノ提案ヲシテ「負擔ノ相應」ノ原則ノ能フ限リ公平ナル解釋及適用タラシメムコトニ最善ヲ盡シタリ吾人ハ其ノ提案ニ於テ一層重キ負擔ヲ獨逸國ニ課スルモノニ非スト信ス又實行シ得ル限リ右原則ヲ獨逸國ノ利益ノ爲ノミナラス同盟諸國ノ利益ノ爲ニモ同樣適用シタリト信ス

ハ　繁榮指數ハ同盟諸國ヲシテ獨逸國ノ增進セル繁榮ノ利益ヲ享ケシムルニ必要ナリ

吾人ハ暫時ノ復興期間經過スレハ獨逸國ノ財政的及經濟的狀態ハ常態ニ復スヘシト信ス爾後其ノ指數ハ其ノ作用ヲ開始スヘシ

不確定年次金制度ハ支拂計畫ニ於ケル先例ノ承認スル所ナリ然レトモ吾人ハ輸出金額ニ依リテ決定セラルル現在ノ指數ハ之ヲ變更スルノ可ナルコトニ付最モ愼重ナル考慮ヲ促サムト欲ス吾人ハ右指數ヲ以テ不完全ナリト思考ス

提案セラルヘキ測定ノ標準ノ何レニ付テモ賛否共ニ有力ナル理由アルハ吾人ノ知ル所ニシテ吾人ハ此等ノ理由ヲ精細ニ檢察セムトスルモノニ非ス吾人ハ個個ノ指數ニ存スル疑ナキ缺點ハ合成指數ヲ採用スルニ依リ大ニ緩和セラルヘシトノ意見ニシテ之ニ依リテ獨逸國ノ繁榮增進ノ程度ヲ公平ニ測定シ得ト信スルモ不當ナラサルヘシ斯ル指數ヲ得ル爲多種ノ案ヲ考究シタル後ニ得タル吾人ノ提案ハ第二附屬書ニ之ヲ陳述スル通リナリ

吾人ハ方針ヲ示スノ意味ニ於テ右提案ヲ賠償委員會ニ勸告セムトス

吾人ハ少クトモ其ノ提案スル公債ノ償却期間中ハ獨逸國ノ年次負擔ハ右指數ノ適用ヨリ生スル額ヲ超過スヘカラスト思考ス尙右期間後ト雖支拂カ上述ノ額ヲ超過スル場合ニハ豫算ノ均衡ニ對シ何等責任ヲ負フコトヲ得ス

吾人ハ數年（主トシテ千九百二十六年、千九百二十七年、千九百二十八年及千九百二十九年）ノ平均ヲ基礎トシテ採用スヘキコト、六箇ノ代表的統計（鐵道運輸、人口、外國貿易、煙草等ノ消費、豫算上ノ支出及石炭ノ消費）ノ各カ示ス增加率ヲ確ムヘキコト竝此等六箇ノ率ノ平均ヲ取リ之ヲ以テ將來ノ特定年度ニ於テ要求セラルル條約上ノ額ニ追加スヘキ比例的增加ヲ示スヘキコトヲ提議ス

此ノ制度ニ依レハ一方獨逸國ハ其ノ繁榮增進ノ利益ノ大部分ヲ保有スヘキカ故ニ其ノ發展ヲ刺激セラルヘク又他方同盟諸國ハ右增進ノ利益ノ相當ナル分前ニ與リ且獨逸國將來ノ能力ヲ尙早ニ見積ルコトニ因ル損失ノ危險ヲ免ルヘシ

尙裁量的ニ非スシテ自動的ナル適用ヲ見ルヘキ制度ノ採用ハ最初ヨリ獨逸國ニ對シテノミナラス世界全般ニ對シテモ本解決ノ關係スル期間中ハ條約上ノ要求額カ再ヒ交涉及紛爭ノ目的ト爲ルコトナカルヘシトノ保障ヲ與フヘシ

然レトモ吾人ハ尙一ツノ全ク性質ヲ異ニセル匡正方法ヲ提案セントス但シ右ハ單ニ萬一ニ備ヘムトスル措置ニシテ或ハ實施ヲ見ルコトナカルヘシ條約ハ獨逸國ノ債務ヲ定ムルニ金ヲ以テス而シテ吾人モ便宜上吾人ノ見積ヲ爲スニ金ヲ以テシタリ然レトモ獨逸國ノ條約上ノ支拂ノ負擔及之ヨリ生スル同盟國ノ利益ハ物品及勞務ヨリ成ル金ハ價値ノ尺度ニ過キス多年ニ亙リテハ不確實且不完全ナルヤモ計リ難シ尤モ何等カノ行動ヲ必要トスルハ眞ニ重大ナル變化ノ發生スル場合ニノミ限ラル故ニ吾人ハ金ノ一般的購買力ニ變化ヲ生シ右變化カ公平ナル專門家ノ判定ニ依リ一割ヲ超エタリト認メラレタル場合ニハ右變化ニ相應シテ自動的ニ標準支拂額及追加支拂額カ減少セラレ增加セラルヘキコトヲ提案ス

ニ　獨逸國ニ於ケル納稅者ノ「支拂能力」ト獨逸國ノ同盟諸國ニ對スル支拂能力トノ區別

過去ニ於テ二箇ノ相關聯スルモ全ク別異ノ問題卽チ第一ニ賠償勘定ニ充ツル爲獨逸國カ調達シ得ヘキ收入金額ト第二ニ外國ヘ移轉シ得ヘキ金額トヲ混同スルノ傾向アリタリ調達ノ上賠償勘定トシテ同盟諸國ニ移轉セラルル資金カ獨逸國ノ國際貸借ノ許ス額ヲ超過スルニ於テハ結局通貨及豫算ノ不安定ヲ來ササルヲ得サルヘシ然レトモ課稅ニ依リテ調達シ得ヘキ豫算ノ剩餘額ハ國外移轉ノ條件ナル全ク異ナル問題ニ依リ制限セラルルコトナキハ明ナリ仍テ吾人ハ此ノ二箇ノ問題ヲ劃然區別シ先ツ最大限ノ豫算剩餘ノ問題ヲ論シ次ニ同盟諸國ニ對スル支拂ノ問題ヲ論セムトス過去ニ於テ獨逸國ノ「能力」ニ付下サレタル斷定ハ種種異ナルモノアリシカ其ハ屬此等二方法ノ何レヲ選定シタルカニ基因ス

問題審査ノ第一方法トシテ豫算ヲ規準トスルハ明ニ利益アリ賠償ハ先ツ第一ニ豫算中ノ一項目トシテ規定セラレサルヘカラス

豫算ハ單一ノ權力ニ依リ爲サレタル決定ノ總體ナリ豫算ニ付テハ專門的判斷ヲ下シ得ヘク又過誤ニ陷ルノ虞比較的ニ少クシテ計算及分析ヲ爲シ得ヘシ

之ニ反シテ一國ノ「經濟的殘額」ナルモノハ精確ナル計算ヲ許サス右差額ハ或時期ニ於テモ僅ニ大體ノ計算ヲ爲シ得ルニ止マル何トナレハ右差額ノ重要ナル一部ヲ成ス外面ニ現ハレサル輸出及輸入ハ精確ニ之ヲ知ルヲ得サレハナリ而シテ潛在的ノ經濟的殘額ニ至リテハ更ニ一層不確實ナリ右ハ單一ノ權力ノ決定ニ依リテ左右セラルルコトナク各個ノ商業者及製造業者ノ企業ニ依リテ左右セラルレハナリ賠償ノ要求自體ハ右差額ヲ增加スヘシ對外債務ノ壓迫ノ下ニ長期間ニ亙リ如何ナル程度迄經濟的順應カ可能ナリヤハ臆測ノ問題ナリ此ノ種債務カ永ク作用シテ國ノ經濟ニ影響ヲ與フルニ至ル以前ニ存在スル經濟的殘額ナルモノハ頗ル不確實ナル規準ナリ故ニ經濟的殘額ハ豫算ニ比シ精密ナル計算ヲ許サス「處理シ難ク」且餘ニ彈力性ヲ有ス然レトモ經濟的殘額ハ精確ニ之ヲ決定シ得ストハ云ヘ之カ設クル制限ハ實在ス一國ノ通貨安定ヲ永久ニ維持セムカ爲ニハ單ニ豫算ヲ均衡セシムルニ止マラス尙其ノ外國ヨリ得ル金額ヲ其ノ外國ニ對シテ爲スヘキ支拂ニシテ輸入品ニ對スル支拂額及賠償トシテ支拂ハルル金額ヲ含ムモノニ均シカラシメサルヘカラス豫算ノ均衡自體モ亦同樣ノ條件ニ依ルニ非サレハ之ヲ維持シ難シ起債ハ一時事態ヲ糊塗シ或ハ其ノ實際的結果ヲ遷延セシメ得ヘキモ之ヲ變更スルコト能ハス賠償カ豫算中ニ一項目ヲ設クルコトニ依リ卽チ國內經費ヲ超過スル租稅ヲ徵收スルコトニ依リテ支拂ハレ得ヘク且支拂ハレサルヘカラストセハ之カ對外支拂ハ獨逸

國ノ活動ニ依リ得タル經濟的剩餘ニ依リテノミ之ヲ爲シ得ヘキモノナリ

後述ノ如ク吾人ハ論理的ニシテ且實際的ナリト信スル方法ニ依リ此第二種ノ考察ニ實效アラシメムコトヲ努メタリ吾人ハ獨逸國豫算ノ可能性ヲ考究シタル後其ノ金貨(マルク)ヲ以テ支拂ヒ得ヘシト思惟セラルル金額ヲ見積ルモ右(マルク)支拂ヲ外國爲替ニ變換スルコトカ通貨ノ安定ヲ破壞シ惹テ將來ノ賠償支拂ヲ危クスルノ虞アルカ如キ場合ニ對スル保障ヲ提案ス

可能的經濟的殘額ヲ豫想シ之ニ依リ豫算上可能ナリト思考セラルル金額ヲ差引クノ方法ニ比較スレハ本案ハ左ノ利益アリ

イ　最大限ノ金額ヲ得シメ之ヲ同盟諸國ノ勘定ニ支拂ハシム

ロ　外國貨幣ニ變換スルヲ制限スルハ事實上現ハルル精確ナル經濟的狀態ニ據ルヘク必然疑アルヲ免レサル推測ニ據ラサルヘシ此ノ制限ハ實際上必要ナル範圍內ニ於テノミ適用セラルヘシ

ハ　賠償ノ爲支拂ハルル金額ノ全部カ送付セラレ得サル場合ニモ同盟國ハ或條件ノ下ニ之ヲ獨逸國內ノ投資トシテ使用スルヲ得

就中吾人ハ吾人ノ提案ヲ左記ノ理由ニ依リ推薦ス卽チ本案ハ自動的ニ實狀ニ適合ス獨逸國ノ納稅者ノ負擔ハ當然同盟諸國ノ納稅者ノ負擔ニ相應スヘキハ明白ニシテ最巳ムヲ得サル且事實ヲ以テ證明セラルル必要起ルニ非サレハ之ヲ輕減スヘキニ非スト信ス將來ノ爲替狀況ノ如何ヲ豫想シ其ノ疑ハシキ推測ニ依リ豫メ獨逸國ノ負擔ヲ決定スルハ投機的ナルト共ニ不正ナルヘシ實際上幾何ノ金額ヲ外國通貨ニ變換シ得ルカハ唯經驗ニ依リテノミ之ヲ判斷スヘキナリ當分吾人ノ提案ハ獨逸國納稅者ニ課スヘキ適當ナル負擔ヲ規定シ之ニ相應スル金貨(マルク)預金ヲ同盟諸國ノ勘定ニ振込ムヘキコトヲ規定ス而シテ此ノ(マルク)預金ヲ何時ニテモ爲替相場ノ實狀ノ許ス限リ成ル可ク多額ニ外國通貨ニ變換スヘキコトヲ確保ス

第九　獨逸國カ支拂ヲ爲スヘキ通常ノ財源

上記ノ原則ノ下ニ吾人ハ獨逸國カ左記ノ財源ヨリ其ノ支拂ヲ爲スヘキコトヲ勸告ス

（イ）其ノ通常豫算ヨリ

（ロ）鐵道債券及運送稅ヨリ

（ハ）工業債券ヨリ

吾人ハ順次右三者ヲ考究スヘシ

イ　條約上ノ支拂ニ對スル豫算上ノ財源豫算均衡

獨逸國カ其ノ通常豫算ヨリ幾何ノ支拂ヲ爲シ得ルカヲ勸告スルハ要スルニ吾人ニ諮問セラレタル二箇ノ特殊問題ノ第一卽チ如何ニシテ獨逸國ノ豫算ヲ均衡セシムヘキカノ問題ニ對シ答案ヲ與フルコトトナラム何トナレハ獨逸國ノ經濟的及財政的統一カ回復セラレ安定セル通貨カ確立セラレ竝其ノ豫算カ條約ニ基ク支拂ヨリ一時免ルルヲ得ハ獨逸國ハ一般的且恆久的ナル解決カ與フヘシト期待セラルル信賴心ニ依リ支持セラルル熱心ナル國內的努力ニ依リ自國ノ財源ヲ以テ豫算ヲ均衡セシムヘク爾後ハ條約上ノ將來ノ支拂負擔額カ同國ノ支拂能力ヲ超過セサルヘキコトヲ保障スル一ノ方法ニ依リ右負擔額カ決定セラルルニ於テハ豫算ノ均衡ヲ保持シ得ヘキナリ

換言スレハ吾人ハ獨逸國ニ於テハ塊地利國及洪牙利國ノ場合ノ如ク過渡期間特ニ其ノ通常不足ヲ補フ爲ニ外債ヲ要スルコトナシト思考ス外債ハ吾人ノ計畫ノ須要ナル部分ナルカ其ハ一部ハ新發行銀行ヲ設立スル爲一部ハ過渡期間實物引渡ノ中絕スルコトヲ防止セムカ爲及殊ニ右計畫ノ成否ノ懸ル信賴心ヲ創造セムカ爲ナリ然レトモ吾人ハ右外債ハ過渡期間ニ於テモ通常支出ノ不足ニノミ特ニ充當セラルヘキコトヲ建議スルモノニ非ス却テ後述ノ如ク吾人ハ國內ノ財源カ最初ヨリ國內ノ通常支出ヲ支辨スヘク且近キ將來ニ於テハ對外債務支拂ノ爲相當多額ナル負擔ヲ爲シ得ルニ至ルヘシト思考ス

現在ノ豫算狀態ニ付テハ第二編ニ相當詳細ニ說述シタリ右第二編ニハ支出ノ節減及課稅ノ增加ノ爲實行シ得ヘシト信スル措置ニ付吾人ノ批評及勸告ヲ載セタリ

吾人ハ玆ニハ唯條約ニ基ク支拂ノ爲講セラレ得ヘキ方法ニ付吾人ノ結論ヲ述フルニ止メム

一　千九百二十四年―千九百二十五年豫算　第一年(千九百二十四年―千九百二十五年)ニ於テ通常豫算ハ均衡セラレ得ヘシト思考ス假令不足アリトスルモ其ハ通貨ノ安定ヲ危クスルカ如キ性質ノモノニ非サルヘク又最惡ノ場合ニ於テモ獨逸國ハ正常ノ手段卽チ現在ノ課稅ノ增加、新非常稅及內債ニ依リテ之ヲ支辨シ得ヘシト信ス

假令獨逸國カ千九百二十四―千九百二十五年ニ於ケル不足ヲ除去スルカ爲有力ナル措置ヲ執ルトスルモ吾人ハ獨逸國カ支出ノ節減又ハ收入ノ增加ニ依リ其ノ豫算財源ヨリ同盟國ニ對スル平和條約上ノ債務ノ支拂ヲ調達スルコトハ期待シ難ク又其ノ支拂ヲ要求スルハ豫算ノ組立及通貨ノ安定ヲ危クスルモノナリトノ結論ヲ得タリ他ノ方法ニ依リ如何ニシテ賠償債權國ニ救濟ヲ與ヘ得ルヤハ別ニ考究スル所アルヘシ」諸邦(「プロシア」「バヴアリア」等)及諸地方團體ノ財政カ獨逸國ノ豫算ノ安定ニ及ホス影響ノ極メテ重要ナル所以ハ大ニ吾人ノ考慮ヲ煩ハシタル所ニシテ補助金及地方費ノ制度ニ關スル吾人ノ意見ハ之ヲ第二編ニ記載シタリ

二　千九百二十五―千九百二十六年豫算　千九百二十五―千九百二十六年ノ豫算ニ關シテハ現在ノ材料ハ其ノ細目ノ豫測ニ付精確ナル判斷ヲ下スニ不充分ナルハ明白ナリ然レトモ或一般的斷定ヲ得ルハ不可能ナラス

收入ノ方面ニ於テハ整理及通貨ノ安定ノ一年ヲ經過スレハ收入ハ自ラ增加スヘシ右回復期間カ尙短キニ依リ所得稅ニ依ル收入ヲ全然復舊スルコト能ハサルヘキモ千九百二十四―千九百二十五年ノ金貨(マルク)收益ハ少クトモ相當ノ所得査定ノ基礎ヲ爲シ得ヘシ消費稅ハ景氣ノ回復ニ依リ直接ニ影響ヲ受クヘシ支出ノ方面ニ於テハ失業ニ對スル支出ノ著シク減少スヘキハ相當ノ確信ヲ以テ期待シ得ヘシ軍事費モ減少スルコトヲ得ヘシ恩給金支出モ自動的減少ヲ示スヘシ然レトモ前記項目又ハ其ノ他ノ項目ニ付斯ク節約セラルル金額ハ豫算上ノ純益ヲ示スモノト期待スヘカラス殊ニ獨逸國ノ俸給支出ノ增加アルヘキハ豫想セラレサルヘカラサル所ニシテ右ハ人員ノ減少ニ依リテ全部償ハルルコト難カルヘシ右ノ事實ハ爾後數年ノ豫算ニ付テモ亦現ハルヘシ

故ニ支出ノ多少增加スルハ之ヲ豫期セサルヘカラス然レトモ差引ニ於テ吾人ハ收入ノ增加カ支出ノ增加ヲ償ヒテ餘アルヘシト思考ス千九百二十四―千九百二十五年豫算ノ結果ニ付如何ナル意見ヲ立テ得ルニモセヨ第二年ハ之ニ比シ著シキ改善ヲ示スヘキハ吾人ノ確信スル所ナリ故ニ第一年ノ結果ハ次年ノ結果カ實際相當ノ剩餘ヲ生スルヤ否ヤヲ豫測スルニ當リ之ヲ考慮ニ容レサルヘカラス千九百二十四―千九百二十五年豫算カ課稅ノミニ依リテ均衡ヲ得ルコト能ハサルニ至リタル場合ニハ次年ニ於テ期待シ得ヘキ改善ハ豫算ノ均衡ノ確保ニ止マルヘシ之ニ反シ千九百二十四―千九百二十五年ニ於テ何等ノ起債ヲ必要トセサルニ於テハ次年ニ於ケル改善ハ純剩餘タルヘク全部之ヲ平和條約上ノ負擔ニ充當スルコトヲ得ヘシ

吾人ハ此ノ二年ヲ一括スルニ於テハ收入ハ通常支出ヲ償フニ足ルヘシト確信シ且恐ラクハ少計ノ剩餘ヲ生スルコトアルヘキヲ否定セス之ニ反シ平和條約上ノ負擔ニ對スル强制的債務ヲ豫算中ニ加フルニ於テハ豫算均衡ノ全部ヲ破壞スルノ虞ナキヤ明言スルコト能ハス而シテ囘復期間ニ於ケル最初ノ支拂額トシテ事態カ正當トセサル金額ヲ決定スルノ過誤ヲ爲スヘキカラサルコトハ明ニ緊要ナリ斯クテハ將來ノ賠償支拂及獨逸國ノ一般ノ信用ヲ危クスルニ至ルヘシ

尙考慮ニ容ルヘキ一事アリ吾人ノ後述スヘキ鐵道事業計畫ノ實行ヲ成功セシムル爲ニハ運送稅ノ收入ノ中二億五千萬金貨(マルク)ヲ本年度豫算ノ收入ノ部ヨリ差引キ之ヲ條約上ノ負擔支拂ニ充當スルヲ必要ナリトス

他方右計畫ハ鐵道會社カ額面二十億金貨(マルク)ノ優先株ヲ賣出スコト其ノ賣上高ノ四分ノ一ヲ獨逸國豫算ノ收入ト爲スコト竝殘餘ヲ鐵道ノ過去及將來ニ於ケル資本支出ニ充ツルコトヲ規定シタリ該鐵道計畫ヲ實行シテ效ヲ收メムカ爲吾人ハ此等優先株ノ公賣ニ重ヲ置クモノニシテ千九百二十五―千九百二十六年度末以前ニ獨逸國政府ハ右賣出ノ結果トシテ五億金貨(マルク)ヲ確實ニ所有スルニ至ルヘシト推定スル

モ誤ナカルヘシト信ス故ニ豫算ハ右金額ノ增補ヲ受クヘク運送稅ニ關スル二億五千萬金貨(マルク)ノ引出ヲ計算ニ入ルルモ尙二億五千萬金貨(マルク)ノ殘額アルヘシ右殘額ハ之ヲ平和條約上ノ負擔ノ充當ニ用フルヲ得ルコトト爲ルヘシ

前述ノ手續ニ依レハ獨逸國豫算ノ通常財源ヨリ尙早ニ支拂ヲ求ムルコトニ依リ將來ノ安定ニ障礙ヲ來スノ危險ヲ除去シ得ヘク又優先株ヲ個人ノ所有ニ移スノ一誘因ヲ作リ得ヘシ

故ニ吾人ハ千九百二十五―千九百二十六年ニ於テ獨逸國カ其ノ豫算ヨリ二億五千萬金貨(マルク)ヲ平和條約上ノ負擔ニ充當スルコトヲ要求セラルヘキヲ勸告ス吾人ノ期待ニ反シ優先株ノ賣出ヨリ五億金貨(マルク)ヲ調達スルコト能ハサル場合ニ於テハ不足額ハ內債ニ依リテ之ヲ補ヒ得ヘシト思惟ス

運送稅ノ收入ハ爾後之ヲ豫算ノ收入ノ部ニ編入スヘカラス但シ千九百二十五―千九百二十六年ニ於テハ二億五千萬金貨(マルク)ヲ超過スル額及爾後ノ年ニ於テハ二億九千萬金貨(マルク)ヲ超過スル額ハ此ノ限ニ在ラス

三　其ノ後ノ年度ノ豫算　既ニ述ヘタルカ如ク獨逸國ノ信用ハ唯其ノ豫算ヲ均衡セシムルコトノミニ賴ルコトヲ得ス永久ニ右均衡ヲ維持シ得ヘキコト明白ナラサルヘカラス故ニ吾人ハ右ノ均衡ヲ危カラシムルコトナクシテ獨逸國カ近キ將來ニ於テ如何ナル負擔ヲ爲シ得ルヤヲ考察スルノ要アリ此ノ點ニ關シテハ必然的ニ或假定ヲ設クルコトヲ要ス二年間獨逸國ノ豫算カ平和條約上ノ負擔ヲ免除セラレ且通貨ノ安定カ回復セラルルニ於テハ獨逸國ハ千九百二十六年ニ於テ完全ナル回復ニ向ヒテ長足ノ進步ヲ爲スヘク其ノ後三年ヲ經卽チ千九百二十八年迄ニ正常ノ經濟狀態ニ到達スヘシト思惟セラレタリ吾人ハ獨逸國ノ諸種ノ租稅ノ豫定收入額及其ノ全體トシテノ納稅能力ヲ考慮シ竝此等改善シツツアル狀態ニ於テ支出上ニ起ルヘキ變化ヲ考慮シタリ而シテ吾人ハ誤算ニ對シ充分ノ酌量ヲ加ヘタル後豫算ノ安定ヲ危カラシムルコトナクシテ平和條約上ノ負擔ノ爲決定セラレ得ヘキ金額ニ付確定的斷案ニ到達セリ吾人ハ右結果ヲ獨逸國民ノ收入カ現狀ヨリ增加スト期待セラレ得ル最大限及課稅ニ依リ右增收ヨリ吸收シ得ヘキ割合ノ最大限ト關聯シテ考慮シタリ

吾人ハ避ク可カラサル或程度ノ支出增加ヲ參酌シタル上爾後ノ三年間ノ豫算ハ左ノ最大限金額ヲ計上スルモ安全ナリトノ結論ヲ得タリ

千九百二十六―千九百二十七年　一億一千萬金貨(マルク)

千九百二十七―千九百二十八年　五億金貨(マルク)

千九百二十八年　十二億五千萬金貨(マルク)

千九百二十九年

然レトモ千九百二十六―千九百二十七年及千九百二十七―千九百二十八年ニ於ケル獨逸國ノ回復力ヲ推測スルコト困難ナルノ事實ニ鑑ミ吾人ハ二億五千萬金貨(マルク)ヲ超ヘサル限度內ニ於テ次ノ計畫ニ從ヒ此等ノ金額變更セラルルコトアルヘキヲ提案ス卽チ第十四ニ規定セラルル監理收入ノ總計カ千九百二十六―千九百二十七年ニ於テ十億ヲ超過シタル場合又ハ千九百二十七―千九百二十八年ニ於テ十二億五千萬ヲ超過シタル場合ニ於テハ右超過額ノ三分ノ一ニ相當スル額ヲ前記支拂金額ニ追加スヘク之ニ反シテ該總計カ千九百二十六―千九百二十七年ニ於テ十億ニ達セサル場合又ハ千九百二十七―千九百二十八年ニ於テ十二億五千萬ニ達セサル場合ニ於テハ右不足額ノ三分ノ一ニ相當スル額ヲ輕減スヘシ

吾人ハ千九百二十八―千九百二十九年會計年度末ニ於テ獨逸國ノ財政上及經濟上ノ狀態ハ常態ニ復歸シ且該年度及爾後ノ年度ニ於テハ通常豫算ハ十二億五千萬金貨(マルク)ノ編入ニ堪ヘ得ヘキヲ信ス故ニ通常豫算ノ財源ヨリ支拂ハルヘキ總額ハ十二億五千萬ノ標準支拂額ニ千九百二十九―千九百三十年以後繁榮指數ニ基キテ計算セラルル追加額(上述)ヲ加ヘタルモノタルヘシ

吾人ハ該指數ノ適用セラルヘキ金額ノ問題ヲ愼重ニ考慮シ且回復ノ初期ニ當リ獨逸國ノ進步カ新資本ノ不足ニ依リテ不當ニ妨ケラレサルコトヲ希望スルカ故ニ指數適用ノ最初ノ五年間卽チ千九百二十九―千九百三十年ヨリ千九百三十三―千九百三十四年ニ至ル期間ハ豫算ノミヨリ支出スヘキ十二億五千萬(卽チ

標準支拂額ノ半額）ニ該指數ヲ適用スルコトヲ望マシト思考ス爾後卽チ千九百三十四―千九百三十五年以後ハ指數ハ賠償支拂額全部卽チ二十五億金貨「マルク」ニ適用セラルヘシ

ロ　鐵　道

吾人ハ二名ノ優秀ナル鐵道專門家ノ助力ヲ以テ獨逸國鐵道ノ狀況ニ付精密ナル調査ヲ遂ケタリ本問題ハ重大問題ナリ蓋シ該鐵道ハ休戰以來絕エス增加スル缺損ヲ以テ經營セラレ以テ獨逸國豫算ノ重大ナル負擔トナリタレハナリ

鐵道系統ノ全部ニハ涉ラストスルモ其ノ大部分ハ戰爭以來殆ト如何トモ爲シ難キ原因ノ爲大困難ノ時期ヲ經過シタリ然レトモ專門家ノ起草ニ係リ第三附屬書ニ揭クル報告書ヲ研究スルトキハ最大ノ困難ハ獨逸國自ラ之ヲ作レルモノナルコト明カナリ獨逸國鐵道當局者ハ二箇ノ重大ナル非難ニ對シ其ノ罪ヲ免ルルヲ得ス第一ハ從業員ノ甚シキ過剩之ナリ右ハ今日減員ヲ爲シ得ルノ事實ニ依リ證明セラルル所ニシテ假令一時的混亂狀態ヲ惹起セサルヲ得サリシ平和條約上ノ負擔及八時間勞働制ノ採用ヲ充分考慮ニ入ルルモ尙然リ第二ハ當局者カ不當ニ多額ナル資本支出ヲ爲シタルコト之ナリ之ニ對シ當局者ハ建設工事ノ大部分カ失業者ニ職ヲ與ヘムカ爲企テラレタリト辯明セリ尙改善ノ餘地ヲ存スルモ右狀態ハ兎ニ角今ハ最早認識シ得サル程度ニ改善セラレタリト言ハサルヘカラス獨逸國政府ハ鐵道ノ經營ヲ通常行政ヨリ分離シ且出來得ル限リ之ヲ形式ニ於テ營業會社ニ變更シタリ資本的工事ハ繰延ヘラレ運賃ハ鐵道經營費ヲ償フノミナラス多少ノ利益ヲモ生シ得ル程度迄兎ニ角引上ケラレタリ

然レトモ此等ノ措置ノミニテハ不充分ナリ獨逸國鐵道ハ舊債務ノ爲ニ煩ハサルル所ナシ蓋シ「マルク」ノ低落ニ依リ舊債務ハ消滅シタレハナリ右舊債務ハ戰前ニ於テハ總收益額ノ半ヲ吸收シタルモノニシテ右總收益額ハ資本勘定ノ負擔トスルヲ當然トセル多額ノ支出ヲ營業費及維持費ニ算入スルノ習慣ナリシニモ拘ハラス約十億金貨「マルク」ニ上リタリ」

鐵道專門家ハ適當ナル經營統一アル監理及適當ナル賃金政策ノ下ニ於テ獨逸國鐵道ハ容易ニ現在ノ資本價格ニ對シ相當ノ收益ヲ擧ケ得ヘシト確信シ居レルカ右確信ハ吾人モ亦之ヲ共ニス

右收益ノ增加ハ乘車賃金及鐵道ニ依リ運送セラルル貨物ノ價格ヲ獨逸國民ノ負擔ニ於テ引上クルコトニ依リ之ヲ擧ケムトスルモノナリト思考スヘカラス鐵道自體ノ經營費ヲ節約スルコトニ依リテ大ニ之ヲ實現シ得ルナリ

然レトモ吾人ハ勞銀ヲ不當ニ引下ケムトスルノ意思ヲ有スルモノニアラス寧ロ營業費及維持費ヨリ或種ノ冗費及當然資本勘定ノ負擔タルヘキ支出ヲ除クコトヲ考慮ス然レトモ鐵道專門家ハ甚タ不本意ナカラ鐵道カ政府ノ監理ノ下ニ在ル限リ完全ニ近キ程度ノ改善ノ實ヲ擧クルハ之ヲ豫期スルコト不可能ナリトノ結論ヲ下スノ已ムナキニ至レリ過去ニ於ケル鐵道國有ノ精神ハ獨逸國產業ノ利益ヲ第一ノ目的トシ收益ヲ圖ルコトヲ第二ノ目的トシテ鐵道經營ヲ爲スニ在リタルカ專門家ノ意見ハ此ノ傳統的方針ヲ全然改ムルコト肝要ナリト云フニ在リ

吾人ハ專門家ノ結論ヲ受諾シ獨逸國鐵道ヲ株式會社ニ變更スヘキコトヲ勸告ス斯クスルニ當リ吾人ハ同盟諸國ノ利益ノ爲ニ獨逸國ヨリ其ノ鐵道ノ管理權ヲ奪ハムトスルノ意思ヲ有スルモノニ非ス之ニ反シテ吾人ノ計畫ハ單ニ資本價格ニ對スル相當ノ收益ヲ得ムトスルモノニシテ右收益ノ擧ケラルル限リ獨逸國ノ鐵道管理ニ何等ノ干涉ヲモ爲サムトスルモノニ非ス

尙吾人ハ獨逸國政府自ラ提案シタル如ク鐵道ヲ數系統ニ分チテ經營スル場合ニ於テモ右分割ハ其ノ財政的統一ヲ妨クヘキモノニ非サルコトヲ附言ス

吾人ノ提案ノ詳細ニ付テハ第四附屬書ニ記載シタルヲ以テ玆ニハ唯其ノ梗概ヲ擧クルニ止ム

委員會ハ年利五分及減債基金年一分ヲ負擔シ且第一抵當權ヲ有スル債券ニ依リテ代表セラルヘキ百十億金貨「マルク」ヲ獨逸國鐵道ヨリ支拂ハシムヘキコトヲ提案ス獨逸國鐵道ノ資本價格ハ委員會ノ專門家ノ金貨「マルク」ヲ以テスル見積ニ依レハ二百六十億ニ達ス右鐵道ノ戰前ニ於ケル純益ハ營業費及維持費トシテ充分寧ロ過大ノ支出ヲ控除シ尙十億ノ多キニ達セリ前記債券ニ對スル利子及減債基金ハ資本價格ノ三分ニ過キス

右ハ世界ノ他ノ多數ノ國ニ於テ要求セラルル負擔ニ比スレハ投資資本ニ對スル頗ル輕キ負擔ナリトス
鐵道ノ改革期間中ハ利子及減債基金ノ全額ノ支拂ヲ要求スヘカラサルヲ認メ吾人ハ利子ノ支拂ハ之ヲ左ノ如クスヘシト思考ス

千九百二十四―千九百二十五年　三億三千萬金貨「マルク」
千九百二十五―千九百二十六年　四億六千五百萬金貨「マルク」
千九百二十六―千九百二十七年　五億五千萬金貨「マルク」
千九百二十七―千九百二十八年及其ノ後　六億六千萬金貨「マルク」

之ヲ以テ正常ノ年度ト認ム

百十億ノ債券ノ他ニ新設ノ鐵道會社ハ優先株ニ依ル二十億ノ資本ヲ有スヘク資本價格ノ殘餘卽チ百三十億ハ普通株ニテ代表セラルヘシ優先株中十五億ハ之ヲ別扱トシテ會社ノ金庫ニ入レ現存債務ノ支拂及將來ノ資本支出ニ充ツヘキ資金ヲ調達スル爲之ヲ私人ニ賣出スヘシ他ノ五億ノ優先株及普通株全部ノ賣上代金ハ獨逸國政府ノ有ニ歸スヘシ

鐵道ハ理事十八名ヨリ成ル理事會ニ依リテ經營セラルル右理事中九名ハ獨逸國政府及優先株ヲ所有スル個人ニ依リテ選任セラレ且其ノ五名ハ獨逸人タルコトヲ得故ニ理事會ハ獨逸人十四名ヲ有スルコトアルヘキヲ豫想ス理事會議長及鐵道總支配人ハ獨逸人タルヘシ

鐵道會社ハ其ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自由ニ營業ヲ爲スコトヲ得ルモノトス但シ常ニ獨逸國政府ハ差別待遇ヲ防止シ及公衆ヲ保護スル爲必要ナル取締ヲ賃銀及事務ニ對シ爲スコトヲ得然レトモ政府ノ右取締ノ實行ハ鐵道會社カ其ノ資本價格ニ對シ公正且妥當ナル收益ヲ擧ケ得ルコトヲ妨ケサルモノナルコトヲ要ス」

鐵道監理人ハ債券所有者ノ利益ヲ代表ス其ノ主要ナル任務ハ利子支拂ノ不履行ナキ場合ニ於テハ各種報告書統計報告及財政報告ヲ受領シ且債券所有者ノ利益カ損セラルルコトナキヤヲ一般ニ監視スルニ在リ

ハ　工業債券

委員會ハ獨逸國ノ工業ヨリ賠償支拂ノ一部トシテ五十億金貨「マルク」以上ヲ年利五分及減債基金一分ニシテ第一抵當權ヲ有スル債券ノ形式ニ依リ要求スルノ公正且妥當ナルヲ感スルモノナリ右債券ノ金額ハ戰前獨逸國ニ於ケル諸工業ノ負債總額ヨリ小ナリ右負債ハ通貨ノ低落ニ依リ名義的ノ支拂ヲ爲スコトニ依リ大部分辨濟セラレ又ハ事實上消滅シタリ加之工業的企業ハ通貨ノ低落ニ依リ種種ノ利益ヲ得タリ卽チ長期延滯セル租稅支拂獨逸國政府ヨリ受ケタル補助金及貸付金銀行ニ對スル債務ノ實際的價値ノ消滅竝自己ノ發行シタル非常貨幣ノ低落ノ如キ是ナリ然レトモ他方ニ於テ生產品ヲ確定價格ニテ賣リタルニ因リ及其ノ他ノ方法ニ因リ通貨ノ低落ノ爲損失ヲ被リタル實例多キコトモ亦爭フヘカラサル事實ナリ

委員會ハ右ノ利益及損失ノ總額ヲ見積ルコトヲ要セス唯獨逸國ノ諸工業ニ對シ利率高カラス且償還期間長キ五十億金貨「マルク」ノ抵當附債券ヲ公正ニ割當テ負擔セシムルモ該負擔ハ通貨ノ低落ナカリセハ存續スヘカリシ負擔ヨリモ大ナル負擔タラサルヘシト信スト言フヲ以テ足ル

實際右提案ノ公正ナルハ一切ノ同盟及聯合諸國政府ニ對シ千九百二十三年六月七日ヲ以テ爲サレタル提議中ニ於テ獨逸國政府自ラ之ヲ認メタル所ナリ

右提議ハ爾後及現在ノ政府ニ於テ顯要ノ位置ヲ占ムル人人ニ依リ其ノ後確認セラレタリ

前記ノ提供ハ百億金貨「マルク」ニシテ商業、工業、銀行業、貿易運輸及農業ニ亙ル委員會ノ要求スルハ僅ニ五十億金貨「マルク」ニシテ且農業ヲ抵當義務ヨリ除外スヘキコトヲ勸告スヘキコトヲ勸告ス

吾人ハ食糧品ノ全部ヲ自給シ得サル國民ニ取リ農業ノ重大ナル所以ヲ認ムルカ故ニ農業ニ對シテハ公正ナル負擔ヲ課スルコトヲ勸告スルニ付テモ一層躊躇セサルヲ得サルナリ尤モ吾人ハ多額ノ農業債務カ名義上ノ金額ヲ以テ償還セラレ不動產抵當權設定者カ舊債權者ノ負擔ニ於テ大ニ利スル所アリシ事實ハ之ヲ認メサルヲ得サルナリ委員會ハ工業ニ對シ抵當附債權ヲ要求スルニ當リ工業ニ對スル不公正又ハ差別的ナル負擔ヲ何等勸告スルモノニ非サルコトヲ明白ニセムト欲ス故ニ吾人ハ獨逸國豫算ノ利益ノ爲負擔ノ均分カ同國政府ニ依リ適當ニ且公正ニ爲サルヘキコトヲ勸告ス獨逸國政府カ工業財產以外ノ財產ニ賠償支拂ノ負擔

ヲ均分スル爲之ニ對シ負擔ヲ課スヘシトノ意見ナルニ於テハ獨逸國豫算ノ利益ノ爲新ナル從價稅特別稅又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ爲スヘキコトヲ勸告ス此ノ方針ニ從ヒ且直接稅ノ公正ニシテ精確ナル制度採用セラルルニ於テハ獨逸國ニ於ケル總テノ階級ハ直接稅又ハ間接稅ニ依リ平和條約上ノ負擔ニ對シ公正且妥當ノ貢獻ヲ爲スコトト爲ルヘシト信ス

獨逸國ニ於テ流動資本ノ供給缺乏セルノ事實及其ノ回復ノ爲若干ノ期間ヲ設クルノ必要ヲ認メ吾人ハ前述ノ五十億ノ債券ニ對スル利子ハ第一年ニ於テハ全部之ヲ免除シ第二年ニ於テハ之ヲ二分五厘トシ第三年ニ於テハ之ヲ五分トシ其ノ後ハ之ヲ五分ニ減債基金一分ヲ加ヘタルモノトスルコトヲ勸告ス右債券ノ利子減債基金又ハ元金ノ支拂ノ不履行アリタル場合ニハ監理收入監理人ヲ經テ之ヲ獨逸國政府ヨリ要求スルノ規定ヲ設ケタリ

右計畫ハ第五附屬書ニ之ヲ揭ク

第十　條約上ノ支拂ニ對スル財源ノ要約

吾人ハ今ヤ條約上ノ支拂ニ對シ吾人カ豫想スル財源ノ全部ヲ要約シ得ヘシ

豫算ヨリスル支拂ノ猶豫期間

第一年　鐵道債券ノ利子ノ一部(二億及外債ヨリ

　計　十億金貨(マルク)」

第二年　鐵道債權ノ利子(第一年ヨリ繰越ノ一億三千萬ヲ含ム)、工業債券ノ利子及豫算上ノ支出(鐵道株券ノ賣上金ヲ含ム)ヨリ

　計　十二億二千萬金貨(マルク)」

過渡期間

第三年　鐵道債券及工業債券ノ利子、運送稅竝豫算ヨリ

　計　十二億金貨(マルク)」

第四年　鐵道債券及工業債券ノ利子、運送稅竝豫算ヨリ

　計　十七億五千萬金貨(マルク)」

但シ二億五千萬金貨(マルク)ヲ超エサル增額又ハ減額ヲ爲スコトアルヘシ

標準年度

第五年　鐵道債券及工業債券ノ利子、運送稅竝豫算ヨリ

　計　二十五億金貨(マルク)」

第一年ハ本計畫カ承認セラレ且實施セラレタル日ヨリ開始ス

茲ニ注意ヲ要スヘキハ各年度ニ付上ニ揭ケタル金額ハ事實上之ヲ受領スル者カ賠償委員會タルト證券ヲ買入レタル資本家タルト又其ノ證券ヲ買戻シタル債務者自身タルトヲ問ハス總テ獨逸國豫算、鐵道會社又ハ工業債券ノ債務者ノ支拂フ額ヲ包含セサルヘカラサルコト之ナリ

右金額ハ債權國政府カ元本證券ヲ賣却シテ得ルコトアルヘキ賣上金ヲ包含スルモノニ非サルコト明ナリ本計畫ノ實施ト共ニ賠償委員會ハ直ニ百六十億金貨(マルク)ノ債券ヲ所有スルニ至ルヘク右債券ハ金融市場ノ之ヲ吸收シ得ルニ限度迄之ヲ賣却スルコトヲ得ヘシ尙其ノ後ニ至リ運送稅及豫算上ノ支拂ヲ代表スル債券發行セラレ得ヘク之ニ依リテ諸國政府ヲシテ其ノ債權ヲ賣却スルコトヲ得シムヘシ

第十一　總計—實物引渡支拂額ノ包括的性質

本報告書ノ此ノ部分ヲ終ラムトスルニ當リ吾人ノ明ニシ置カムトスルコトアリ其ハ連續スル年度ニ關スル吾人ノ審査中ニ上述セル金額ハ戰爭ヨリ生シタル總テノ費用卽チ賠償費、復興費、占領軍ノ費用全部適法ニ獨逸國政府ノ確定的負擔ト爲ルコトヲ賠償委員會カ決定シタル限度ノ淸算所殘高、監理及監督諸委員會費用等トシテ獨逸國カ同盟及聯合國ニ對シ支拂フヲ要スル總テノ金額ヲ之ニ包含スルモノナルコトノ之ナリ本報告書若ハ其ノ附屬書ニ於テ條約ニ基ク支拂、賠償同盟國ニ支拂フヘキ金額等ト云フトキハ常ニ此等ノ戰爭ノ諸

費用トシテ獨逸國カ同盟及聯合國ニ對シテ支拂フヲ要スル總テノ負擔ヲ包含スル爲右字句ヲ使用スルモノナリ尙右字句ハ「ヴェルサイユ」條約第五十八條第百二十四條及第百二十五條ニ基ク支拂ノ如キ特別ノ支拂ヲ包含ス

本報告書中反對ノ解釋ヲ爲シ得ヘキカ如キ箇所アリトスルモ銀行ノ特別勘定ニ預入レラルヘキ資金ハ上述ノ諸目的ニ使用セラレ得ヘキモノトス尤モ右ヲ以テ吾人カ分配問題又ハ右諸負擔中ノ優先問題ヲ豫斷スルモノト解スヘキニ非ス吾人ハ敢テ切言セムトス吾人ノ要求セラレタル問題ノ觀察點ヨリスレハ右獨逸國ノ諸債務ハ畢竟一ニシテ負擔ノ一項目ニ對スル增額ハ他ノ項目ノ減額ニ依リテノミ之ヲ爲シ得ヘキ所ナリト」

委員會ハ獨逸國カ豫メ計算シ難キ支拂額ヲ一年中時時要求セラルル爲平和條約ニ基ク債務ヲ確知スル能ハサルノ重大ナル事實ヲ認メタリ斯ノ如キ制度ニ於テハ豫算ヲ科學的ニ編成シ滿足ニ均衡セシムルノ不可能事ナルコト從テ右制度ヲ廢止スルノ手段ヲ發見セサルヘカラサルコトヲ認ム吾人ノ計畫ニ從ヒ或一年度ノ獨逸國債務カ絕對的ニ限定セラレ且本計畫ニ基ク行政的監理ノ費用ヲ含ム獨逸國內外ノ負擔全部ヲ上述ノ通包含スルモノトセラルルニ於テハ此ノ困難ハ滿足ニ排除セラルヘシ

實物引渡

吾人ハ實物引渡ノ問題ニ特別ノ注意ヲ拂ヘリ財政的效果ニ於テ實物引渡ハ事實上現金支拂ト區別スルヲ得ス實物引渡額カ獨逸國生產額ヨリ國內消費額ヲ控除シタル輸出シ得ヘキ剩餘額ヲ結局ニ於テ超過スルコトアラハ遂ニ爲替ノ混亂ヲ來シ又ハ外債ヲ必要トスルニ至ルヘシ

此ノ點ヲ明瞭ニシタル上吾人ハ左ノ諸點ヲ記憶スルコトヲ要ス

一　實物引渡ハ條約ニ規定シアルコト

二　實物引渡ハ今ヤ同盟國中ノ數國ノ經濟條件ノ缺クヘカラサル一部ヲ爲シ之ヲ全部廢止セムカ其ノ經濟狀態ヲ著シク攪亂スルニ至ルヘキコト

三　此ノ原則ヲ過度ニ適用セサル限リ實物引渡ハ獨逸國生產力ニ對スル刺激ト爲リ從テ輸出超過額ヲ增加スル所以ト爲ルヘキコト

四　實物引渡ハ右超過額カ先ツ以テ獨逸國私人ノ對外投資ニ依リ吸收セラルルコトヲ防クヲ助クルノ效果アルヘク斯クテ實物引渡制度ノ維持ハ之ヲ過度ニ實行セサル限リ成ルヘク大ナル引渡ヲ爲サシメ且同盟國ニ剩餘額利用ノ優先權ヲ與フル所以ト爲ルヘキコト

故ニ吾人ハ實物引渡ノ繼續ノ必要ヲ認ムルト共ニ右實物引渡ハ特ニ條約ニ規定シアルカ如キ獨逸國ノ自然的產物（石炭、骸炭、染料等）及輸出品ニシテ其ノ價值ノ大部分ヲ構成スル原料品ヲ豫メ輸入スルコトヲ必要トセサルモノニ之ヲ限ラサルニ於テハ右引渡ハ非經濟的ノ性質ヲ帶フルニ至リ易シト思考ス

本計畫ノ實施後最初ノ二年間ハ使用シ得ヘキ財源少ナキカ故ニ實物引渡モ亦自ラ制限ヲ受クヘシ然レトモ其ノ後ニ於テハ爲替相場ノ困難ヲ避ケムト欲セハ賠償委員會ハ第十三ニ揭クル委員會ト共ニ實行方法ニ付豫メ定期ニ精細ナル研究ヲ爲スヲ要ス

吾人ハ千九百二十四―千九百二十五年及千九百二十五―千九百二十六年ニ於テハ條約上ノ支拂ニ充當シ得ヘキ金額ノ殆ト全部ヲ獨逸國內ニ於テ使用スルノ必要ナルコトニ付後述ス此ノ事態ニ於テ占領軍ノ費用ヲシテ占領軍ヲ維持スル政府ニ對シ引渡サルヘキ實物ノ賣上金ニ對スル第一ノ負擔タラシムルノ制度ヲ維持スルヲ可トセサルヤノ問題ハ必スヤ同盟國政府ニ於テ考慮スル所アルヘシ

本報告書中ニ云フ實物引渡ニ對スル支拂ハ賠償回收法施行ノ結果生スル獨逸國內ノ支拂ヲモ包含スルモノトス

第十二　支拂方法

賠償勘定ノ爲ノ一切ノ支拂（鐵道債券若ハ工業債券ノ利子及減債基金ヨリスルト、運送稅ヨリスルト又ハ豫算上ノ支拂ヨリスルトヲ問ハス）ハ金貨「マルク」又ハ獨逸國通貨ノ之ニ相當スルモノヲ以テ發行銀行ニ拂込マレ「賠償支拂取扱人」ノ貸方ニ記帳セラルヘシ右支拂ハ本計畫ニ基キ獨逸國政府カ其ノ債務ヲ履行スル爲ノ最終的行爲トス獨逸國ノ經濟的及財政的資源ノ荷ヒ得ヘキ負擔ヲ見積ルハ安全ニ外國ニ移轉シ得ヘキ獨逸國ノ富ノ額

ヲ見積ルヨリモ容易ナリ而シテ委員會ノ第一ニ目的ト爲シタルハ前者ニシテ後者ニ非サルナリ

第十三　支拂受領ノ方法

上述ノ如ク預入レラレタル金錢ノ使用及引出ハ一ノ委員會ニ依リテ監理セラルヘシ該委員會ハ賠償支拂取扱人（賠償委員會ノ下ニ立ツ聯絡機關ニシテ其ノ地位及職責ハ本報告書ニ於テ後述セラル）ト同盟及聯合國ノ五國ヲ代表スル外國爲替及財政ニ關スル事項ニ付堪能ナル者五名トヲ以テ之ヲ組織ス右委員會ハ實物引渡ノ實行及賠償回收法ニ基ク支拂ヲ調節シ以テ外國爲替ノ買入ニ依リ同盟國ニ對スル送金ヲ監理シ且通貨ノ不安定ヲ來ササル程度ニ於テ一般ニ最大限ノ送金ヲ確保スルニ努ムヘシ其ノ任務ノ一層詳細ナル細目ハ第六附屬書ニ之ヲ述ヘタリ獨逸國ノ賠償勘定支拂カ實物引渡ニ依リ又ハ外國爲替ノ買入ニ依リテ外國ニ移轉シ得ヘキ金額ヲ結局ニ於テ超過スルトキハ右支拂ハ勿論之ヲ銀行ニ蓄積シ始ムヘシ或程度迄卽チ平常ノ事態ニ於テハ二十億ヲ超エサル程度迄右積立金ハ銀行ノ短期貯金ノ一部トナルヘシ

上述ノ程度ヲ超ユルトキハ該委員會ハ附屬書ニ規定シタル條件ノ下ニ獨逸國ニ於ケル債券買入又ハ內債應募ニ右資金ヲ使用スヘシ但シ此ノ形式ニ依ル積立金ヲ無制限ト爲スハ經濟上及政治上ノ理由ニ依リ之ヲ認メス吾人ハ獨逸國ニ於テ賠償債權者ノ手ニ蓄積セラルヘキ一切ノ資金ハ五十億ヲ限度トスヘキコトヲ勸告ス右限度ニ達シタル場合ニハ豫算ヨリノ支拂ハ本計畫ニ定メラレタル標準以下ニ之ヲ減シ以テ賠償勘定ヨリノ引出額ヲ超過スルコト無カラシメ蓄積金ヲシテ更ニ增加セシメサルヘシ此ノ場合ニ於テ豫算及運送稅ヨリスル獨逸國ノ支拂ハ同盟國ニ對スル送金增加シ且積立金前述ノ限度以下ニ減スル時期迄減セラルヘシ」吾人ハ吾人ノ提案ノ此ノ部分ハ新規ナル困難ヲ生セシムヘク右困難ハ經驗ニ依リテノミ解決シ得ヘキモノナルコトヲ否定セス然レトモ果シテ之ニ代フルノ良案アリヤ

爲替卽チ安定ニ關スル困難ヲ避クルカ爲ニハ賠償支拂額ハ獨逸國カ輸入ヲ超過シテ輸出シ得ル能力ノ限度內ニ在ルコト確實ナル額ニ決定セラルヘシ此ノ場合ニ右確實性ヲ得ムトセハ支拂額ハ極メテ少ト爲リ獨逸國ノ債權者ニ於テ全然承認シ難キモノト爲ルヘク又獨逸國ニ對シ不當ナル利益ヲ與フヘシ之ニ反シ輸出超過ニ何等ノ關係ナク債務ヲ決定シ而シテ何等爲替上ノ困難ヲ顧慮スルコトナク債務ノ履行ヲ成行ニ委スコトヲ得ヘシ然レトモ此ノ方法ハ將來ノ不安定及過害ヲ招致スル所以ナリ

吾人ハ爲替ニ關シ專門家ノ不斷ノ監理ヲ伴フ聯絡アル或種ノ政策ハ賠償問題解決ノ根本義ニシテ同盟國ノ利益ノ爲獨逸國ヨリ最大限ノ金額ヲ取立ツルカ爲實行シ得ヘキ如何ナル計畫ニモ缺クヘカラサル事項ナリト確信ス

第十四　鐵道債券及工業債券以外ノ保障

上述ノ金額ヲ調達スルコト可能ナルヘキヲ示スノミニテハ明ニ不充分ナリ右可能ナル剩餘カ實際上作出サルルコトヲ保障スルノ手段ヲ案出スルハ共同利益ノ爲ニ望マシキ所ナリ支拂カ自動的及習慣的ト爲サレ且賠償ニ對スル政治的態度ノ動搖ニ依リ影響セラレサルモノト爲サルル程度ノ大ナルニ伴ヒ支拂ハ益圓滑トナルヘク且獨逸國豫算ノ安定ハ益確實ト爲ルヘシ畢竟最良ノ保障ハ獨逸國ノ政府及人民カ其ノ負擔能力ノ範圍內ニ在リト世界ノ信スル負擔ヲ誠實ニ受諾シ且事實重クシテ又重カラサルヘカラサル債務ヲ成ルヘク速ニ辨濟スルコトカ其ノ利益ナリト云フ點ニ存ス

然レトモ債權者ハ通常無形ノ保障ヲ以テ滿足スルモノニ非ス過去ノ經驗ト獨逸國財政ノ現狀トハ債權者カ實在的且生產的ナル保障ヲ得ムト欲スル自然ノ欲求ヲ强カラシムルニ足ルモノアリ

此ノ種保障ハ獨逸國自身ニ取リテモ甚重大ナル關係アリ蓋シ賠償ノ支拂ヲシテ政府ノ決定ノ不斷ノ維持又ハ更新ニ依リ左右セラレサルニ至ラシムヘキ制度ニ依リ政治的論爭ノ主因カ除去セラルルニ於テハ獨逸國ハ大ニ其ノ政治的困難ヨリ脫出スルヲ得ヘケレハナリ殊ニ右ハ吾人ノ計畫ニ對シ甚重大ナル關係ヲ有ス該計畫ノ成功ハ一旦爲サレタル解決ハ規則正シク遵守セラルヘシト云フ全世界ノ確信ニ懸レハナリ

他方ニ於テ吾人ハ或極端ノ場合ヲ除キ直接ニ又ハ間接ニ獨逸國ノ一切ノ收入及支出ヲ實際ニ監理スルヲ要スルカ如キ方法ハ吾人ノ目的達成ノ爲ニ不可ナリトシテ排斥スルニ躊躇セサルモノナリ此ノ種方法ハ監理

ノ任ニ當ル者ヲシテ總テノ財政的困難ニ付責任ヲ負ハシムルニ至リ之ニ依リ右困難發生ノ口實ヲ供スルコトト爲ルヘシ

此ノ一般豫算監理ノ保障ヲ採用スルコトハ今ヤ獨逸國ニ課セラレタル義務ニ付同國ノ故意ノ不履行アリタル場合ノ爲ニ之ヲ留保シ置クヘシ

吾人ノ信スル如ク吾人ノ提議セル支拂カ豫算ノ安定ニ累ヲ及ホサスシテ行ハレ得ルニ於テハ利己心ト潛在的壓迫トノ兩者ノ結合ニ依リ健全ナル財政的行政ヲ充分確保スル制度ヲ設クルコト不可能ナラスト思考ス

現在賠償ノ爲ニ獨逸國ノ一切ノ資源上ニ存在スル第一位ノ優先權ヲ害スルコトナク或特殊收入ヲ獨逸國ノ債權者ニ振當テ且之ヲ其ノ監理ノ下ニ置クニ於テハ右目的ハ達成セラルヘシト信ス此等ノ收入ハ附隨的擔保ニシテ主タル擔保ニ非ス而シテ吾人ハ關稅竝酒精煙草麥酒及砂糖ニ對スル租稅ヲ以テ之ニ充テムコトヲ提議ス此ノ目的ノ爲ニ吾人ハ右收入ヲ公平且有效ナル監理ニ直接ニ移スコト監理當局者ハ條約上ノ支拂金額ヲ同盟國勘定ノ爲ニ先ツ差引クコト及獨逸國ハ其ノ殘額ノミヲ自國ノ目的ノ爲ニ使用スヘキコトヲ提案ス」

此ノ方法ハ最有效ナル成績ヲ擧ケ得ヘキモノニシテ而モ本計畫ノ實施ニ付疑點アリタル場合同盟國ヲシテ之ニ關スル責任ヲ負ハシムルコトナキモノナリト信ス

吾人ハ千九百二十四―千九百二十五年ノ豫算カ平和條約上ノ負擔ヲ含マサルニ拘ラス直ニ上述ノ監理ヲ設置セムコトヲ勸告ス

吾人カ右勸告ヲ爲ス理由ニアリ其ノ第一ハ此ノ監理ノ設置ニ依リ獨逸國ハ本計畫ノ此ノ部分ヲ確定的ニ且公然ニ實行スルニ至ルヘキコト之ナリ其ノ第二ハ之ヲ速ニ行フハ獨逸國收入ノ一部カ其ノ債權者ノ手ニ收メラルヘキトキ監理ノ有效ニ行ハレ居ルヲ保障スル所以ナルコト之ナリ

吾人ハ附言セムトス吾人ハ現在ノ酒精專賣ヲ其ノ儘存置スルモ專門家ノ報告ニ鑑ミ各種ノ消費稅ヲ新ナル專賣ニ變更セムコトヲ提議スルモノニ非ス尤モ吾人ハ煙草ノ販賣ニ關シ或重大ナル新規則ヲ勸告ス

管理收入其ノ收益

千九百二十八年―千九百二十九年ニ於ケル此等ノ收入ハ獨逸國官吏ノ見積ニ依レハ關稅ヲ除キ十七億金貨「マルク」ナリ

委員會カ特ニ其ノ意見ヲ徵シタル技術的顧問ハ其ノ收益ヲ二十一億四千六百萬金貨「マルク」ト見積リタリ而シテ爾後ノ年度ノ收益ハ更ニ多カルヘシ

故ニ右振當テラレ且監理セラルル收入ハ標準年度ニ於テモ平和條約上支拂額十二億五千萬金貨「マルク」ヲ超過スル大ナル餘剩ヲ生スヘキ見込充分ナリ此等ノ收入ハ別ニ定メラレタル支拂ニ對スル擔保タリ右原則ニ依リ均シク有效ナルモ運用ニ於テ一層簡單ニシテ而モ獨逸國ノ利己心ノ共同作用ニ依リ强固ナラシメラルヘキ一ノ監理制度ハ可能ナラシメラルヘシ一旦條約上ノ支拂ヲ辨濟シタル上ハ其ノ殘額ノ全部カ獨逸國ノ所有ニ歸スルカ故ニ獨逸國ハ成ルヘク此等ノ收入ヲ增加スル充分ナル刺激ヲ受ク然レトモ一定ノ期間ニ於テ獨逸國ハ條約上ノ支拂ヲ辨濟セサル限リ右收入ノ一部ヲモ使用スルコト能ハス從テ收益ノ增加ハ總テ第一ニ同盟國ノ擔保ヲ增加スル所以ト爲ル

吾人ニ曩ニ千九百二十六―千九百二十七年及千九百二十七―千九百二十八年ニ於テ支拂ハルヘキ賠償額ハ或程度迄此等ノ特別收入ノ收益ニ依リ左右セラルヘキコトヲ提議シタリ誤解ヲ避クル爲吾人ハ吾人ノ意見ニ依レハ右ノ處置ハ嚴ニ上述ノ二年度ニ限ラルヘク且例外ト認メラルヘキモノナルコトヲ明白ニ陳述セムト欲ス

右收入ハ常時ニ於テハ嚴ニ擔保ト認メラルヘク通常ノ事態ニ於テハ賠償支拂ノ實際金額ヲ決定スル要素ト爲サレサルヘキコト極メテ重要ナリト信ス特ニ右收入ノ收益カ擔保セラルル金額ヲ超過スル場合ニ於テハ超過額ハ獨逸國政府ニ歸スヘキモノトス

吾人カ右意見ヲ保持スル理由ハ第二編ニ於テ一層詳細ニ之ヲ說述セリ

第十五　外　債

其ノ條件及目的

吾人計畫ニ必要ナル一要素ハ獨逸ノ八億金貨「マルク」ノ外債ノ發行ナリ右外債ハ第一ニ新銀行ノ設立ヲ成功セシメ且通貨ノ安定ヲ確保スル爲缺クヘカラサルモノナリ右金額ヲ新銀行ニ預入ルルハ新銀行ノ金準備ニ對シ重要且必要ナル貢獻ヲ爲シ其ノ發行貨幣ノ基礎ヲ擴大スル所以ナリ第二ニ外債ハ上述ノ目的ノ爲ニスル其ノ效用ヲ何等害セラレスシテ同盟國ニ對スル獨逸國ノ緊急ノ債務ニシテ國外ニ送金スルコトヲ必要トセサルモノヨリ生スル問題ノ解決ヲ容易ナラシムルヲ得ヘシ

獨逸國ハ千九百二十四―千九百二十五年及千九百二十五―千九百二十六年ニ於テハ其ノ通常豫算ノ財源ヨリ條約上ノ支拂ヲ爲スヲ要求セラルルコトナカルヘシトノ吾人ノ結論ハ既ニ之ヲ述ヘタルモ支拂全部ノ停止ヲ避クル方法ニ付テハ之迄其ノ陳述ヲ延引シタリ

外國貨幣ヲ以テスヘキ現金支拂ノ債務ハ之ヲ除クモ最須要ナル實物引渡及其ノ他ノ諸費用ヲ含ム獨逸國ノ條約上ノ當面ノ債務カ莫大ノ額ニ達スルハ人ノ知ル所ナリ右債務ノ正確ナル額ハ容易ニ之ヲ決定シ難シト雖其ノ總計ハ巨額ニ達シ之ヲ支拂フ方法又ハ之ヲ輕減スル方法講セラルルコトナキニ於テハ賠償問題ノ完全ナル解決ヲ妨クル一大障害ト爲ルヘシ

千九百二十四―千九百二十五年ニ於テハ豫算外ノ財源即チ鐵道債劵ノ利子ニ依リ二億金貨「マルク」ヲ調達シ得ヘシ次ニ右以上ノ金額ヲ調達シ得ヘキヤ否ヤノ問題ヲ生ス

吾人ハ先ツ獨逸國カ當初起債又ハ資本財產ニ依リテ其ノ負擔ノ全額ヲ辨濟スルニ至ルノ信用ヲ有スヘキヤニ付考慮シタリ吾人ノ意見ニテハ獨逸國ハ其ノ狀態ノ安定スル迄ハ此等ノ負擔ヲ辨濟スルニ足ル資金ヲ調達シ得ヘシト言ヒ難シ然レトモ右債務中最緊急ナルモノヲモ履行シ得ストイフ次第ニハ非ス何トナレハ國際的政情改善セラレ且財政安定スルノ見込立ツト共ニ獨逸國ハ本計畫ノ規定シタル良好ナル擔保ニ依リテ確實ニ多大ノ金額ヲ調達シ得ヘケレハナリ故ニ問題ハ獨逸國ニ對スル要求カ同盟國債權者間ノ協定ニ依リ右起債力ノ程度迄輕減セラレ得ヘキヤ否ヤニ歸ス右輕減ヲ爲シ得トセハ輕減ノ程度ノ大ナルニ從ヒ獨逸國ノ調達スヘキ金額ハ減少スヘク且獨逸國ノ起債ノ成功確實ト爲ルヘキコト明カナリ又右輕減ヲ爲シ得ストセムカ獨逸國ハ募債ヲ爲シ得ス又安定ヲ確保シ得ス而シテ本計畫モ將又其ノ他ノ計畫モ成立スルヲ得サルヘシ故ニ本計畫ノ成否ハ次ノ三主要條件ニ懸ル

イ　總テノ目的ノ爲ニスル支拂額ヲ最初ノ年度ニ於テハ十億金貨「マルク」ニ制限シ其ノ中少クトモ八億ヲ獨逸國內ニ於テ使用スルコト爾後ノ年度ニ於テハ本計畫ノ實施ニ依リ調達セラルル額ニ制限スルコト

ロ　世界ノ投資家ヲシテ良好ナル擔保ヲ有スル獨逸國ノ外債ニ對シ好意ヲ有セシムヘキ政治的狀態ヲ確保スルコトニ關シ同盟國ト獨逸國トノ間ニ協力スルコト

ハ　經濟的復興ノ準備期間ニ於テ通貨ノ安定ヲ確保シ及須要ナル實物引渡ノ資金ヲ供給スルノ二重ノ目的ニ副フヘキ八億金貨「マルク」ノ募債ヲ爲スコト

本計畫ニ依レハ斯ノ如キ國債ノ基礎ヲ爲スヘキ豐富且充分ナル擔保ハ利子ニ付テモ將又減債基金ニ付テモ種種ノ收入ヨリ之ヲ求メ得ヘシ

第一次國債ノ充分ニ擔保セラレサルヘカラサルハ明白ナルモ獨逸國ノ爾後ノ募債ヲ妨ケ又ハ本計畫ニ規定シタル資本財產ノ調達ヲ妨クヘキ狀態ヲ招致スルハ第一次國債ノ爲ニモ又賠償委員會ノ爲ニモ不利益ナルコト亦均シク明白ナリ

此ノ第一次國債及爾後ノ國債ノ利子支拂及減債基金ノ爲ニ要スヘキ金額ハ後年吾人ノ計畫ニ從ヒ獨逸國ニ對スル債權者ニ提供セラルヘキ金額ヨリ控除セラレサルヘカラス實ニ右國債ハ後ニ入手シ得ヘキ金額ヲ豫メ使用スルニ過キサルナリ右金額ハ吾人ノ意見ニテハ最大限ノ負擔ヲ表示スルモノニシテ從テ增加ヲ許ササルモノナルコトヲ力說セサルヘカラス

債權ノ優先權ニ關シ又ハ支拂金ノ分配問題ニ關シ意見ヲ述フルハ吾人ノ任務ニ非ス此ノ點ニ付吾人ハ通貨ノ安定ノ爲及新銀行ノ成立ヲ助成セムカ爲ニハ國債ニ依ル收得金ハ專ラ之ヲ實物引渡（其ノ直接ナルト賠償回收法ノ適用ニ依ルトヲ問ハス）ノ如キ獨逸國內ノ支拂ノ資金及占領軍費中獨逸國內ニ於テ占領軍ニ依リ又ハ占領軍ノ爲ニ支出セラルルモノノ資金トシテ使用セサルヘカラサルコトヲ述フルニ止メムト欲ス尤モ吾人

ノ信スルカ如ク獨逸國ノ信用良好ニシテ斯ノ如キ公債ノ發行ヲ可能ナラシムルニ於テハ右信用ハ獨逸國ノ回復期間獨逸國ニ對スル債權者ノ負擔ヲ輕減スル爲用キラルヘキハ當然且必要ナルコトヲ確信ス

千九百二十五―千九百二十六年ニ於テハ問題ハ稍其ノ性質ヲ異ニス第一年ニ於テ外債ヲ須要ト爲ス理由ハ既ニ大部分消滅シ居ルヘシ信賴心カ回復ノ途ニ在ルニ於テハ多額ノ資本カ獨逸國ヘ復歸スルコトヲ期待シ得ヘシ單ニ新ナル損失ヲ免レムカ爲外國ニ送金シ又ハ獨逸國內ニ於テ外國紙幣ヲ貯藏シタル者ハ該資本ヲ大部分獨逸國ノ通貨ト換直スヘシ他ノ事態ニシテ變化ナキ限リ獨逸國ノ通貨ト爲替相場トハ引續キ改善スヘシ斯クノ如キ現象ハ最近十二月間塡地利國ニ於テ明白ニ現ハレタル所ナリ

故ニ獨逸國爲替ノ狀態ハ相對的ニ鞏固ト爲リ其ノ豫算ノ狀態ハ相對的ニ薄弱ト爲ルヘシ其ノ後數年ヲ經過スレハ形勢ハ正シク其ノ反對ト爲ルヘシ卽チ爲替ハ常態ト爲ルモ復興ノ非常期間ニ於ケルヨリ薄弱ト爲ルニ反シ豫算ノ財源ハ大ニ鞏固ト爲ルヘシ

此等ノ事實ニ鑑ミ吾人ハ千九百二十五―千九百二十六年ニ於テハ實物引渡ノ資金及占領軍費中獨逸國內ニ於テ占領軍ニ依リ又ハ占領軍ノ爲ニ支出セラルヘキモノノ資金ハ獨逸國內ニ於テ調達セラルル金額ニ依リ十二億二千萬金貨(マルク)ノ額迄支辨セラルヘキコトヲ要求スルモ何等ノ危險ナク寧ロ積極的利益アルヘシト思惟ス

上記ノ金額ハ(一)鐵道ノ利子五億九千五百萬金貨(マルク)(二)運送稅二億五千萬金貨(マルク)及(四)獨逸國政府所有ノ鐵道優先株ノ賣却ニ依リテ豫算ヨリ支出スヘキ二億五千萬金貨(マルク)ヨリ成ル何等カノ理由ニ依リ上記ノ金額全部ヲ調達シ得サル場合ニハ不足額ハ獨逸國內債ニヨリテ調達セラルヘシ

第十六　組　織

委員會計畫ハ發行銀行監理人一名鐵道監理人一名及監理收入監理人一名ノ任命ヲ規定セリ監理收入監理人ハ其ノ下ニ副監理人若干名ヲ有スヘク右副監理人ハ委員會計畫中ニ考量セラレタル特別收入ヲ各別ニ委任セラルヘキモノトス尙必要起リタル場合ニ對シ工業債券ニ關スル監理人一名ノ任命ヲ規定セリ

委員會計畫ハ尙賠償支拂取扱人一名ノ任命ヲ規定セリ

吾人ノ計畫ニ依リ斯ク設置セラルル機關カ賠償委員會ニ對シ及獨逸國關係者ニ對シ能ク其ノ任務ヲ遂行シ得ムカ爲ニハ賠償委員會ト諸監理人トノ間ニ介在スル機關ノ存在ヲ必要トス吾人ハ此ノ連絡機關ノ任務ヲ賠償支拂取扱人ニ委ネムコトヲ勸告ス

各監理人ハ委任セラレタル任務ノ實行ニ對シ總テノ責任ヲ有ス但シ努力ノ重複任務ノ重複無用ノ軋轢及一般ニ吾人ノ計畫ノ調和スル運用ニ對スル一切ノ妨害ヲ避クル爲必要ナルヘキ連絡方針ニ從フコトヲ要ス管理人ト連絡機關タル資格ニ於テノ賠償支拂取扱人トノ間ニ意見ノ相違ヲ生シタル場合ニハ該監理人ハ賠償委員會ニ訴フルコトヲ得ヘシ右訴權ノ存在ハ連絡機關ト諸管理人トノ關係ニ好影響ヲ及ホスヘシ

委員會ハ又機關ノ各部カ情報ヲ交換シ全局面ヨリ觀察シテ適宜ノ行動ヲ執ルニ便ナラシメムカ爲連絡評議會ヲ設ケムコトヲ提議ス該評議會ニハ監理人又ハ其ノ指名スル代表者ハ賠償取扱人及受託人ト共ニ出席スヘシ此ノ連絡評議會ノ權限ハ意見ヲ述フルニ止リ取扱人カ連絡ニ關スル命令ヲ作成スルニ當リ之ヲ補佐スル爲情報ヲ之ニ供給スルヲ以テ其ノ目的トス

右提案ハ吾人ノ計畫中最重要ナル部分ノ一タル本問題ニ關シ總テヲ盡シタルモノニ非スシテ單ニ方針ヲ示スノ意味ニ於テ定メラレタリ蓋シ斯クノ如キ連絡ノ規則ノ起草ハ賠償委員會カ其ノ權限內ニ於テ之ニ任スヘク又各國政府之ニ任スヘケレハナリ

定期報告書ノ作成及公衆ノ利益ノ爲必要ナル報告書ノ公表ニ關スル規則ヲ設クヘシ

然レトモ吾人ハ此ノ問題ニ關聯シ本計畫ニ規定スル新機關ノ費用ハ一定額內ニ制限セラレ得ヘク又制限セラレサルヘカラス且如何ナル場合ニ於テモ既ニ考察セラレタル年次金中ニ包含セラルヘキモノナルコトヲ記錄シ置カント欲ス

受託人　本計畫ハ又左記ノ職務ヲ有スル受託人ノ任命ヲ規定セリ受託人ハ鐵道債券及工業債券ヲ受領及管

理スヘク且右債券及其ノ他ノ一切ノ證券ニ付賠償委員會ニ對シテ責ヲ負フヘシ

受託人ハ賠償支拂取扱人ヨリ鐵道債券及工業債券ノ支拂（利子及元本割賦償還）ノ爲交付セラルル資金ヲ以テ右支拂ヲ確保スヘシ

受託人ハ債券割賦償還ノ條件ヲ定ムヘシ又必要ナル場合ニハ獨逸國政府鐵道會社又ハ工業ニ依リテ爲サルヘキ追加支拂ヲ以テ未償却債券ノ全部又ハ一部ノ額面償還ヲ定ムヘシ

賠償委員會ノ利益ノ爲ニ賠償委員會ノ認可ヲ得テ受託人ハ其ノ保管スル債券ヲ賣却シ又ハ其ノ自ラ發行スル新證券ノ擔保トシテ其ノ保管ニ係ル擔保付ノ債券及證券ヲ使用スルコトヲ得ヘシ

賠償支拂取扱人及受託人ハ共ニ賠償委員會ニ依リテ任命セラルヘシ監理ノ組織ヲ立案スルニ當リ委員會ハ委員會計畫ニシテ最善ノ財政的成果ヲ收メムカ爲ニハ右監理ノ性質ハ獨逸國ノ行政ニ關シ監理人カ責任ヲ負ハサルカ如キモノナルヘシトノ原則ヲ根本義トシテ採用シタリ但シ委員會ハ本計畫ニ付不履行アル場合ニハ此ノ原則ヲ遵守スルコト能ハサルヘキヲ認ム

第十七　本計畫ノ性質

本報告書ノ本編ヲ完結セムトスルニ當リ吾人ノ力說セント欲スル數點アリ

第一ニ吾人ハ本報告書ヲ以テ不可分ノ一體ヲ爲スモノト認ム吾人ハ吾人ノ勸告ノ一部ヲ採用シ他ヲ採用セサルトキハ何等ノ成功ヲ收メ難シト思考ス又吾人ハ斯ノ如キ措置ノ執ラレタル場合ニ生スル結果又ハ吾人ノ計畫ノ實行ノ不當ナル遲延ニ付テハ何等ノ責任ヲ負ハサルヘシ

第二ニ既ニ述ヘタルカ如ク吾人ノ計畫ハ獨逸國ノ經濟的主權ノ回復ト密接ノ關係ヲ有ス右回復ニシテ遲延スルコトアラハ委員會計畫ノ實行モ亦之ニ比例シテ遲延スヘキコトニ注意スルコト肝要ナリ本報告書中ニ述ヘタル諸期日ハ上述ノ意義ニ於テ解釋セラルヘシ

債權國ニ於ケル納稅者ノ見地ヨリスレハ委員會計畫實施ノ結果ハ廳テ年年二十五億ニ加フルニ繁榮指數ノ提供スヘキ追加金額ヲ以テシタル金額迄負擔ノ輕減ヲ生スルコトト爲ルヘシ

又一方獨逸國ニ於ケル納稅者ノ見地ヨリ考フレハ本計畫ハ右金額ノ二分ノ一卽チ一年ニ付十二億五千萬運送稅及增進セル繁榮ノ比較的僅少ナル一部分ニ當ル追加額ノ直接ノ負擔ヲ意味ス獨逸國ノ納稅者ハ二十五億ノ支拂額中ノ殘額ニ付テハ心ヲ煩ハスノ要ナシ何トナレハ此ノ殘額ハ從來特殊ノ大利益ヲ享ケタル獨逸國ノ工業ニ對スル比較的僅少ナル負擔及現在何等豫算ニ於テ租稅ノ輕減ニ貢獻シ居ラサル鐵道ノ大資本ヨリスル控目ナル收益ヲ以テ辨セラルルモノニシテ而モ該鐵道資本ハ戰前ニ於テ蓄積セラレタルモノナレハナリ吾人ハ鐵道債券及工業債券ヨリスル賠償支拂ハ獨逸國ノ個個ノ納稅者ニ取リテ格別重大ナル負擔ト爲リテ現ハレサルヘキヲ信ス鐵道ニ付テハ諸國ノ同種ノ企業ニ於テ得ル所ノ收益ト同一ノ收益ヲ要求スルニ過キサルナリ

吾人ノ目的ハ獨逸國カ每年獨逸國ノ通貨ヲ以テ最大限ノ支拂ヲ爲スヘキヲ確保スル機關ヲ設置セムトスルニ在リ獨逸國カ每年外國通貨ヲ以テ支拂ヒ得ル金額又ハ獨逸國ノ支拂ヒ得ル總額ハ吾人ノ臆測セサル所ナリ委員會ハ獨逸國民カ主トシテ戰爭ノ災禍ノ結果トシテ生シタル重大ナル負擔ヲ均シク荷ヒツツアル同盟國及近隣ノ歐羅巴諸國ノ生活程度ニ比シテ劣ラサル生活程度ヲ維持シツツ尙能ク本計畫ノ課スル負擔ニ堪フルノ力アルコトヲ信ス

吾人ハ獨逸國ノ復興カ其レ自身目的ニ非サルコトヲ無視シタルコトナシ獨逸國ノ復興ハ歐羅巴復興ノ一層大ナル問題ノ一部タルニ過キス

最後ニ吾人ノ計畫ハ賠償問題全部ノ解決ヲ試ムルヲ適當トセサルカ故ニ敢テ之ヲ企ツルモノニ非スト雖モ信賴心ヲ回復スルニ充分ナル期間ニ亙リテ適用ヲ見ルヘキ一ノ解決方法ヲ豫示スルモノナルコト竝之ト同時ニ事情之ヲ許スニ至ラハ賠償問題及之ニ關聯スル問題ノ全般ニ付最終的且包括的ナル協定ヲ容易ナラシムル樣作成セラレタルコトヲ吾人ハ指摘セムトス

第二編

第一　通貨ノ狀態

調査當初ノ狀況　吾人カ其ノ調査ヲ開始シタルトキニハ獨逸國通貨ノ價値ハ約二月間前ヨリ安定シ居リタリ然レトモ如何ナル識者モ獨逸國通貨ハ安定セシメラレタリト斷言スルヲ憚リタルナラム幸ニ今日迄繼續シタル右過渡的時期ニ付テハ「安定」ナル言辭ヨリモ寧ロ「不安定ナル均衡」ナル言辭ヲ適用スルヲ正當ナリトスヘシ假ニ豫算狀態ノ反響ヲ一時考慮外ニ置クトスルモ永久的安定ノ要素ハ其ノ當時ニ於テモ將又現在ニ於テモ之ヲ缺ケリ

委員會カ第一ニ執リタル手段ノ一ハ當時ノ通貨狀態ニ付充分ナル報道ヲ得ムカ爲「ライヒスバンク」總裁ニシテ獨逸國通貨監理官タル「ドクトル、シアハト」ヲ招キ其ノ證言ヲ求ムルニ在リタリ

通貨ノ數量　流通總額ハ額面上非常ナル巨額ニ上リタルモ之ヲ當時ノ金貨「マルク」ニ換算スルトキハ戰前ノ獨逸國ニ於ケル流通額六十億金貨「マルク」餘ニ過キサリシナリ故ニ一見通貨額ハ過剩ナリト云ハムヨリハ寧ロ不足セルカ如ク而シテ通貨額自身ハ此ノ上價値低落ノ原因ト爲ラサルヘシト思考セラレタリ獨逸國ノ「マルク」ノ價値低落シ通貨ノ三作用即チ價値ノ標準、支拂ノ用具及貯蓄ノ仲介物タル作用減少スルニ從ヒ獨逸國ニ於テハ事態ノ必要ニ迫ラレ自然外國通貨ヲ求ムルノ趨勢益盛ト爲リタリ獨逸人ハ其ノ貯蓄ヲ爲ス場合ノミナラス其ノ取引ヲ決定シ及決算スル場合ニモ比較的爲替相場ノ安定セル外國通貨ヲ求メテ止マス而シテ「マルク」ノ益低落スルニ從ヒ獨逸國內ニ存在スル外國通貨ハ益增加シタリ斯ノ如ク獨逸國ニ於テ外國通貨ノ廣ク使用セラレタルニ拘ハラス支拂ノ用具ノ不足ヲ感スルコト益甚シク先ツ獨逸國政府次ニ諸邦及諸市遂ニハ農工業ノ大團體甚シキハ私的商會ニ至ル迄通貨ノ不足ヲ補フカ爲新ナル支拂ノ用具ヲ用フルニ至レリ此等金貨「マルク」又ハ紙幣「マルク」ヲ以テ表示セラレタル代用通貨ハ千九百二十二年ノ夏舊「マルク」カ崩壞ニ瀕シテ最早日常取引上ノ需要ニ應スルコトハ能ハサルニ至リ右需要ニ應スヘキ新手段ヲ得ルノ緊急ノ必要生シタル際ニ出現シタルモノナリ

千九百二十三年末ニ至リ獨逸國ニ於テハ極メテ多種多樣ノ貨幣ノ流通ヲ見タリ卽チ流通シ又ハ貯藏セラレタル外國貨幣（「弗」「磅」「フローリン」「ギュルデン」「瑞西「法」「佛蘭西「法」「スカンヂナヴィア」「クラウン」等）ノ外舊「マルク」紙幣、「弗」國庫債券（ドラーシアッツアンワイズンゲン）、金國債券（ウェルトベステンディゲ、アンライエ）、六分利附國庫債券（六分利附「シァッツアンワイズンゲン」）及「レンテン、マルク」竝之ニ加フルニ金貨「マルク」又ハ紙幣「マルク」ヲ以テ表示セラレタル多種多樣ノ非常通貨（ノートゲルト）ノ流通ヲ見タリ

支拂保證「レンテンマルク」ノ保證ハ不動產上及或程度迄動產上ノ擔保權ナリ又所謂金國債ハ金ヲ基礎トセル法貨ヲ以テ償還セラルヘキモノナレトモ何等金保證ヲ有セス各種ノ非常貨幣ハ大部分何等ノ擔保ヲ有セス「ライヒスバンク」ノ金準備ハ約四億六千七百萬「マルク」ニ上リ其ノ中二億ハ千九百二十三年獨逸國ノ發行シタル「弗」國債ノ擔保ニ充テラレタリ

故ニ通貨ノ流動的支拂保證ハ全體トシテ永久的制度ヲ保證スルニ全然不充分ナリ

交換可能性「レンテンマルク」ハ事實上國內ニ於テハ法貨ニ非ス又外國貿易ニ之ヲ使用スルヲ得ス莫大ノ額面價格ヲ有スル舊通貨ハ依然法貨ナレトモ諸物價ハ至ル所「レンテンマルク」ヲ以テ表示セラル故ニ支拂カ一定ノ割合ニ於テ「ライヒスマルク」又ハ「レンテンマルク」ヲ以テ一樣ニ爲サルルヲ要スルハ明カナリ從テ「ライヒスバンク」ハ一兆紙幣「マルク」ニ對シ一「レンテンマルク」ノ割合ヲ以テ「レンテンマルク」ヲ收受シ「レンテンマルク」モ亦同一ノ割合ニ於テ租稅トシテ受納セラル

本報告書第七附屬書ハ本年一月末ニ於ケル獨逸國ノ奇異ナル貨幣狀態ヲ詳述ス

現在ノ均衡　委員會ノ旣ニ述ヘタルカ如ク斯ノ如キ狀態ニ於テハ通貨安定ノ要素ハ之ヲ發見シ得ヘカラス獨逸國爲替相場ノ一時的均衡ノ原因ニ付テハ諸專門家ノ意見區區タリ或ハ心理的原因特ニ信賴心ノ回復ニ重ヲ置ク者アリ信賴心回復ノ基礎ハ之ヲ決定スルコト困難ナルヘキモ獨逸國政府カ其ノ豫算ヲ均衡セシメムトスル努力及賠償委員會カ專門委員會ヲ任命シタル事實ハ之ニ與リテ力アリタリ又或ハ國內消費ノ減少ヲ云爲スル者アリ右消費ノ減少カ信用ノ缺乏及輸入ノ極度ナル制限ト共ニ國內通貨及外國貨幣ノ需要ヲ減少セシメタルニ因ルト爲スナリ

信用便宜　「レンテンマルク」ノ輸出ハ禁止セラルル其ノ存在ハ外國貿易ノ維持ニ何等貢獻セス「ライヒスマルク」

ハ全ク信用ヲ失ヒ對外債務ヲ履行スル目的ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス信用ハ危險ナル高利子ヲ以テスルニ非スムハ外國ニ於テ之ヲ得ル能ハサリキ同時ニ通貨ノ低落ト其ノ副結果トハ獨逸國内ニ於テ流動資本ノ甚シキ缺乏ヲ來タシタリ其ノ如何ニ甚シカリシカハ(吾人ニ提供セラレタル數字ニ依レハ)貯蓄銀行ノ預金カ千九百十三年末ニ於テ百七億金貨「マルク」ナリシニ千九百二十二年末ニ於テハ七億六千萬金貨「マルク」ニ減少シ又伯林ノ八大銀行ニ於ケル貸方勘定カ千九百十三年末ニ於テ七十四億「マルク」ナリシニ千九百二十二年末ニ於テハ約十億「マルク」ニ減少シタルノ事實ニ依リテ之ヲ察知スルヲ得ヘシ千九百二十三年度ノ數字ハ未タ不明ナレトモ恐ラク何等改善ヲ示ササルヘシ何等カノ形式ニ於テ國外ニ輸出セラレタル資本ヲ暫ク度外視スルモ低落シ易キ貨幣ノ形式ニ於テ存在シタル流動資本ハ永久的眞價ヲ有スル固定財産ニ著著變換セラレタルナリ個人ハ消費シ得ヘキ物品ヲ購入シ產業的企業等ハ其ノ工場及設備ヲ擴張シタリ發動機ハ良好ナル狀態恐ラク例外的ニ良好ナル狀態ニ在リタルモ其ノ動力及催滑ハ缺乏シタルモノノ如シ

利用セラレサリシ財源　他方ニ於テ僅少ナラサル財源カ外國ニ於ケル獨逸國ノ差引勘定額ト獨逸國内ニ於テ人民ノ懷中セル外國通貨ノ形式ニ於テ利用シ得ヘカリシコトハ一般ニ認メラレタル所ナリ此等外國通貨ノミニテモ其ノ總額十二億金貨「マルク」ニ及フヘシトハ輸出セラレタル獨逸國資本額ヲ見積ルノ手段ヲ考究スル目的ヲ以テ任命セラレタル委員會ノ見積ル所ナリ獨逸國通貨ノ安定ニ對スル信賴心全ク回復セラレ且維持セラルルニ於テハ此等財源ノ大部分ハ之ヲ利用シ得ルニ至ルヘキコト想像ニ難カラサリシナリ

第一編中ニ述ヘタルカ如ク此ノ目的ヲ達スルノ最良手段ハ適當ナル保障ノ下ニ新銀行ヲ設立シ以テ現存ノ通貨ヲ吸收シ「レンテンバンク」ヲ清算シ「ライヒスバンク」ヲ改造シ及承認セラレタル銀行保證ニ對シ萎微セル獨逸國商業ノ回復ニ必要ナル外國通貨ヲ供給セシムルニアリ右銀行ニ關スル計畫ハ第一附屬書ニ之ヲ記述セリ

近時ノ誤謬ヨリ離脫シ且傳統的獨逸國銀行制度ヲ回復スルニ足ル新ナル方針及經營ヲ行フヘキ一銀行ヲ設立スルハ心理的考察ノ切ニ要求スル所ナルヘシ

臨時銀行　本委員會ハ此ノ結論ニ到達シ且一般計畫ヨリ細目ニ入リツツアル間ニ當初ノ事態ニ變化起リ新ナル事態ニ面接セサルヘカラサルニ至レリ卽チ委員會ハ一ノ金銀行設立ノ計畫アルコトヲ耳ニシタリ此ノ銀行ノ目的ハ外國貿易ノ實行手段ヲ供給スルコトニ明白ニ限定セラレタリ右計畫ハ初メテ委員會ニ提出セラレタルトキニハ委員ノ贊成シ難キ諸點ヲ含有シ且問題全體ノ永久的解決ニ缺クヘカラスト認メラルル諸點ヲ具備セサリキ之ニ加フルニ委員會ハ特定ノ困難ヲ單獨ニ且他ノ重大ナル必要ヲ顧ミスシテ解決セムトスル企圖ハ或危險ヲ伴フヘシト思考セリ

故ニ委員會ハ右計畫ノ梗概ヲ示サレタルニ當リ何等ノ意見ヲモ發表セスシテ獨逸國ノ貨幣政策ニ對シ責任ヲ負フ當局者ト協議ノ結果該銀行ハ委員會ノ勸告ニ準據シテ設立セラルルコトアルヘキ新發行銀行ニ容易ニ吸收セラレ得ル樣組織セラルヘキコトヲ確メタリ

第二　獨逸國ノ負擔ノ測定ニ關スル考察

イ　課稅ノ相應ノ原則

吾人ハ此ノ原則ニ付深ク考慮シタルノ事實ハ之ヲ第一編ニ於テ述ヘタリ然レトモ吾人ハ此ノ點ニ付更ニ其ノ所見ヲ開陳スルノ要アリ

所謂「負擔ノ相應」ノ原則ハ抽象的ニ之ヲ述フルトキハ何等非難ヲ加フヘキ點ナシト雖モ實際上ノ行動ニ對スル基礎トシテ之ヲ數量的尺度ニ具體化スルハ極メテ困難ナリトス其ノ健全且正當ナルハ明ナリト雖モ之ヲ正確ニ且算術的ニ計算スルハ容易ナラス一見單純ナル觀念ナルカ如ク見ユルモ之ヲ研究スルトキハ複雜ニシテ且或點ニ於テハ正確ニ決定シ得サルコトヲ發見スヘシ

今ヤ獨逸國ノ豫算ニ計上スヘキ通常支出ハ一部ハ其ノ軍備ヲ制限セラレタルニ因リ又就中其ノ內債カ事實上消滅シタルニ因リテ減少シタリ

獨逸國ニシテ同盟諸國ノ爲シタル如ク引續キ其ノ債務ノ負擔ヲ荷ヒ且通貨ノ膨脹ニ依リテ之ヲ消滅セシメ得サリシナラハ其ノ國內支出以外ニ每年四十五億乃至五十億「マルク」ヲ調達セサルヲ得サリシナラム

此ノ事實ハ同盟諸國ノ豫算ニ戰爭支出トシテ計上セラルル項目ニ相當スル項目ヲ獨逸國ノ豫算ニモ計上スルノ正當且可能ナルヲ示スモノナリ

然レトモ獨逸國住民ノ一部ヨリ一定金額ヲ取立テ之ヲ其ノ國內ノ他ノ一部住民ニ拂戻スコトハ右金額ヲ全住民ヨリ外國人民ニ支拂フコトトハ經濟的意義以上ニ於テ意義ヲ異ニスル「負擔」ニシテ斯ノ如キ負擔ヲ賠償問題ト直接ニ關聯セシムルコト困難ナリ斯ノ如キハ一國民全體ノ負擔力ノ測定ニ非スシテ寧ロ個個ノ納稅者ノ負擔力ヲ測定スルコトヲ意味ス

前者ノ場合ニ於テハ支拂ハレタル利子ハ國民收入ノ一部ヲ爲シ其ノ使用セラルルニ從ヒ國內商業ニ利益ト刺激トヲ與ヘ斯クシテ更ニ國ノ收入ヲ增加シ殊ニ其ノ自身國內課稅ノ重要財源ヲ爲スモノトス

外國人ニ對スル債務ニ付テノ支拂ハ支拂國ニ對シ前者ニ比較スヘキ利得ヲ與ヘス畢竟獨逸國債務ノ消滅ハ納稅者タル獨逸人ノ損失ニ於テ爲サレタル所ナリ卽チ獨逸人ハ獨逸國債務ノ所有者トシテハ旣ニ納稅者トシテ免レタル負擔ヲ荷ヘルノミナラス通貨ノ低落ニ依テ內債ノ價値カ破壞セラレサリシナラハ永ク將來ニ亙リテ負フヘカリシ內債ノ支拂費用ヲモ負擔シタルナリ實ニ內債消滅ノ過程ハ(其ノ各個人及各階級間ノ負擔歸著點ノ問題ヲ除外セハ)國庫ニモ將又獨逸國ノ納稅者全體ニモ恰モ債務償還ノ爲ノ資本課稅ト同樣ノ結果ヲ生シタルナリ

債權ヲ所有スル個人ノ受ケタル損失ハ正ニ納稅者全體ノ受クル利益ニ依リテ相殺セラレタリ

故ニ他ノ戰時債務支拂ノ爲課セラルヘキ負擔ハ之ヲ右ノ如キ事情ナキ場合ヨリモ多額ト爲スコト可能且正當ナリ獨逸國ノ最富メル納稅者ノ多數ハ代償ヲ支辨セスシテ負擔ヲ免レタリ斯ル納稅者コソ同盟諸國ニ於ケル同種ノ階級殊ニ工業階級ノ負擔シツツアル課稅ト相應スル課稅ヲ負フヘキモノトス

個個ノ納稅者トシテノ右納稅者ニ取リテハ課稅ノ究極ノ目的カ自國人ニ對スル戰時債務ノ支拂ニ在ルト將又外國人ニ對スル戰時債務ノ支拂ニ在ルトヲ問ハス租稅ハ等シク租稅ナリ而シテ吾人ノ提案スル制度ニ於テハ租稅ハ內國通貨ニ依ル租稅ト認メラルヘク收納金ヲ如何ニシテ外國爲替ニ變換シ得ヘキヤノ問題ヨリ發生スル紛糾ヲ伴ハサルモノトス此ノ特殊ノ保障ヲ設ケタリ獨逸國ノ納稅者ハ戰時債務ニ關スル支拂ヲ見ルコト恰モ同盟國ノ納稅者カ同樣ノ支拂ヲ見ルト同シカルヘク其ノ究極ノ目的ハ獨逸國納稅者ノ關知スル所ニ非ス又之ヲ以テ納稅回避ノ理由トナスヲ得サルコト勿論ナリ

債務ニ關スル支拂ノ爲同盟諸國ノ現ニ荷ヒツツアル負擔ノ關スル事實ハ恐ラク本問題解決ノ一層適當ナル端緖ナルヘシ獨逸國ノ一人當債務負擔カ白耳義國、佛蘭西國、大不列顚國及伊太利國ノ住民ノ現ニ負フ債務負擔ト同程度ニ重キモノトセハ獨逸國ノ債務負擔額ハ六十億金貨「マルク」ニ近カルヘシ然レトモ此ノ場合ニ於テモ右負擔ハ大部分各國ノ個人間ニ年收入ヲ再分配スルノ性質ヲ有スルモノニシテ全體的國民負擔ノ問題ニ關係スル所少シ

次ニ獨逸國人民ニシテ債務ノ負擔ヲ除ク他ノ總テノ目的ノ爲ニ最重稅ヲ負ヘル同盟諸國民ト同一程度ノ重稅ヲ課セラルルモノトセハ制限セラレ且嚴密ニ正當ナル意義ニ於ケル負擔相應ノ原則ノ實現ヲ見タルモノト云フヘシ然レトモ此ノ場合ニ於テモ尙理論上及實際上ノ困難ヲ生シテ正確ナル計算ヲ期シ難シ

「相應」ヲ求ムルニ當リ負擔ヲ一人當幾何ト計算スルノミニテハ足ラス之ヲ一人當ノ富又ハ收入ト關聯セシメサルヘカラス斯ノ如キ一人當ノ收入ヨリ先ツ「生存ニ必要ナル最少限」ヲ控除スルハ正義ノ要求スル所ナリトシテ之ヲ得ス又氣候、經濟的發達及風習ヲ異ニスル國ノ間例ヘハ西班牙國及亞米利加合衆國間ニ於テハ同一ナラサルモノノ如シ同一國內ニ於テスラ時期ニ依リテ異ナルコトアルヘシ大體ニ於テ右最少限ハ各國ノ一人當收入ニ比例シテ差異アルモノト推定スルヲ得ヘシ加之同盟諸國ニ於テ當然變化スヘク此等諸國ノ課稅ニ付今日正確ナル比較モ今後十年間ニハ全ク異ナルニ至ルヲ測リ難シ各國ニ於ケル國稅及地方稅ヲ合シタル課稅總額ノ統計ノ比較ハ許多ノ專門的困難ヲ伴フノミナラス一國ノ收入總額及一人當收入ノ統計ハ現在ニ於テハ頗ル不完全ナルカ又ハ全然之ヲ缺ク此等ノ困難アルニ拘ハラス獨逸國人民ニシテ大不列顚國ニ於ケルト同一程度ニ收入單位ニ付租稅(國稅及ヒ地方稅)ヲ課セラルルモノトスレハ彼等ノ負フヘキ豫算上ノ負擔總額ヲ大體ニ於テ計算

スルコト可能ナルヘク而シテ右總額ヨリ必要ナル國内經費ヲ控除スレハ兎ニ角理論上賠償支拂ニ充當シ得ヘキ算術的剩餘額ヲ算出スルヲ得ヘシ

此等諸點ヲ綜合シ吾人ハ獨逸國カ其ノ經濟的繁榮ヲ充分回復シタル曉之ニ適用セラレタル「負擔ノ相應」ノ原則ハ吾人ノ下シタル一切ノ實際的結論ノ正當ナルヲ證シテ餘アルヘク且右結論ハ如何ナル方面ヨリ之ヲ見ルモ道德的ニ支持シ得ヘキモノナリトノ意見ニ到達セリ

獨逸國内ニ於ケル豫算上ノ實際ノ要求額ハ右原則ノミノ考慮ノ結果到達スル金額ヨリ相當低ク之ヲ決定スヘキ充分ナル政治的經濟的及心理的理由アルコト勿論ナリ此等ノ理由ヲ重要視スル程度ハ人ニ依リテ異ナルヘシ此等ノ點ニ付テハ詳述スルノ要ナク玆ニハ「負擔ノ相應」ノ原則ハ如何ナル制限ヲ加ヘラルルトモ吾人ノ一切ノ勸告及提案カ右原則ニ依リ道德的ニ正當ト認メラルル範圍内ニ在ルコト吾人ノ一致ノ確信ナルヲ記錄スルヲ以テ足レリトセム故ニ此ノ意義ニ於テ吾人ノ提案カ正義ニ合シ且穩當ナルコトハ獨逸國人民自身ニ依リテ充分承認セラルヘキナリ

以上ニ於テハ吾人ハ鐵道收益ノ問題ヲ閑却シタリ他國ニ於テ豫算收入ハ鐵道收益金ヲ含マサルニ依リ鐵道收益ハ一ノ負擔(租稅ノ意義ニ於テ)ナリヤノ問題ヲ生セサルナリ他國ニ於テハ此ノ種收益ハ私立會社ノ通常收益ノ一部ヲ成スモノナリ從テ獨逸國ニ於テ納稅者ノ地位ハ此ノ種收益カ個人ニ歸スルモ將又賠償トシテ同盟諸國ニ歸スルモ同一ナリト云フヲ得ヘシ

他面獨逸國ノ鐵道收益ハ賠償支拂ニ充當セラレサルニ於テハ租稅負擔輕減ノ用ヲ爲シ得ヘシ又一國ノ鐵道ノ如キ重要ナル企業ノ收益ヲ該國ノ住民個個ノ又ハ全體ノ享有ニ委セスシテ之ヲ該國ヨリ吸收スルコトハ假令個人的「課稅ノ相應セル負擔」ノ一部ヲ成スモノニ非ストスルモ之ヲ以テ國際的意義ニ於ケル「負擔」ニ非スト爲シ難シ

ロ　繁榮指數トシテノ輸出統計

第一編ニ於テ吾人ハ一ノ繁榮指數ヲ提示シ之ヲ以テ現在ノ指數卽チ輸出統計ヨリ一層公平ナル規準ト思考スル旨ヲ說キタリ輸出統計ヲ單獨ニ使用スルハ確ニ或缺點アリ今其ノ缺點ノ或モノニ付注意ヲ喚起セムトス

(一)　外國貿易ハ商業全般ノ一部ヲ占ムルニ過キス或時期ニ於テ外國貿易カ商業ノ一小部分ヲ占ムルニ過キサルトキハ商業全部ハ外國貿易ト反對ノ方向ニ動キツツアルコトアルヘシ

(二)　人爲的條件例ヘハ運賃ノ變更ノ如キハ輸出品ノ價値又ハ數量ニ實際ノ變化ナキニ拘ラス輸出入ノ數字ニ影響ヲ及ホスヘシ

(三)　輸出統計ハ作成ノ形式ニ依リテ異ルヘク屢論爭ノ材料タリ易シ殊ニ輸出稅ノ實施セラレサル場合ニ於テ然リトス

(四)　賠償支拂自體ハ輸出超過ニ於テ又之ニ於テノミ其ノ財源ヲ發見シ得從テ或年ニ於ケル賠償支拂ノ增加ハ翌年ニ對スル基礎數字ノ增加ヲ意味ス此ノ過程ハ漸次累積シ實際ノ繁榮ハ停止シツツアルニ拘ラス指數ニ對スル基礎ハ恰モ複利ニ依ルカ如ク絕エス增加スヘシ

(五)　獨逸國ニ於ケルカ如キ經濟的生活ヲ爲ス國ニ於テハ外面ニ現ハレサル輸出ハ外面ニ現ハルル輸出ヨリ急速ニ增加スルコトアルヘク從テ繁榮ノ增加ニシテ輸出統計ニ反映セサルモノアルヘシ

ハ　或種租稅ノ收益ニ依ル測定

吾人ハ第一編ニ於テ或種ノ收入ハ專ラ保障トシテ選定セラレ其ノ收益ノ變動ハ(千九百二十六―千九百二十七年及千九百二十七―千九百二十八年ヲ除キ)獨逸國ノ支拂フヘキ金額ヲ決定スルモノト認ムヘカラサルコトヲ切言シ置キタリ右見解ハ次ノ一般原則ニ其ノ基礎ヲ有ス

一　獨逸國政府及獨逸國人民自身ヲシテ此等監理收入ノ收益ヲ增加スルコトニ利害關係ヲ有セシメ以テ他ノ租稅ヲ增加セシメ此等ノ租稅ヲ減少セシメムトスルノ誘惑ニ陷ラシメサルコト必要ナリ

二　吾人ノ計畫ニ於テ繁榮增加ヲモ參酌シテ決定シタル一年ノ支拂額ハ旣ニ一ノ規準ニ依テ確定セラレタルモノナリ而モ監理收入ノ收益ハ間接ニ右規準ノ一要素ヲ爲スモノナリ旣ニ一ノ規準ヲ適用シタル上ニ更ニ第二ノ規準ヲ適用シ且二者ノ中多額ノ結果ヲ生スル方ヲ選擇スルハ公正ナラス

三　一年ノ支拂額ヲ或種租稅ノ偶然ナル收益額ニ依テ左右スヘカラス此等租稅ノ性質及稅率ハ債務額決定ニ適スルヤ否ヤヲ標準トセス保障トシテ適當ナリヤ否ヤヲ標準トシテ之ヲ選定スヘキナリ一年ノ支拂額確定セラレ且獨逸國政府カ課稅物件ノ一部ニ非スシテ其ノ全部ヲ參酌シテ收入財源ヲ見積リ得ルニ非スムハ滿足ナル豫算ヲ編成スルノ困難ハ增加スヘク從テ獨逸國ノ信用ハ惡影響ヲ受クルニ至ルヘシ

四　常識ヲ以テ考フルモ賠償支拂額ハ假令間接ニモ或種租稅ノ稅率ニ依テ定メラルヘキモノニ非ス然ラスムハ其ノ稅率又ハ徵收方法ノ變更ハ社會的又ハ政治的ノ理由ニ依リ充分ニ正當ト認メラルル場合ニモ常ニ細心ヲ以テ又恐ラクハ猜疑心ヲ以テ之ヲ檢査セサルヘカラサルニ至リ延テ軋轢ト論爭トノ原因ヲ爲スヘシ

第三　千九百二十四―千九百二十五年獨逸國豫算及會計制度

千九百二十四―千九百二十五年ノ豫算　獨逸國政府ハ千九百二十四―千九百二十五年ノ假豫算梗概ヲ作製シ之ヲ吾人ニ提出シタルカ右豫算ハ同國ノ通常行政費ヲ少シク超過スル收入ヲ見積レリ

委員會ハ右豫算ノ細目ヲ調査スルニ多大ノ時日ヲ費シ又其ノ主要ナル點ニ付或ハ文書ヲ以テ政府ニ質問シ或ハ口頭ニテ當該官吏ニ質問シタルカ此ノ問題ハ其ノ究極迄之ヲ研究スルトキハ其ノ範圍頗ル廣汎トナルヲ以テ之ニ關スル決定的結論ヲ下スコト能ハス獨逸人自身ニ取リテモ困難ト疑問多キ事項ニ付テハ殊ニ然リトス尤モ吾人ハ充分調査ヲ進メタルヲ以テ此ノ上時日ヲ費スモ吾人ノ結論ヲ著シク變更スルカ如キコトナシト確信ス今其ノ主要ナル諸點ニ付特ニ述フル所アラムトス

豫算編成當時ノ狀態　然レトモ先ツ第一ニ注意スヘキハ一般ニ豫算ハ必然實驗的ノ性質ヲ帶フルモノニシテ其ノ諸項目ノ見積ハ多少專斷的ナルヲ免レサルコトヲ之ナリ委員會調査ノ當時ハ獨逸國ハ甚シキ經濟的危機ヲ經驗シツツアリタリ卽チ通貨ヲ事實上破壞シ豫算ヲ殆ト無意義ナラシムルカ如キ通貨ノ慘憺タル低落ノ直接ノ結果及最極點ヲ經驗シツツアリタリ貯蓄ノ習慣ハ破壞セラレ之カ回復ニハ時日ト信賴心ノ回復ト

ヲ要ス現存ノ富ハ殆ト比類ナキ程度ニ不適當ニ分配セラル輸出上ノ特別ナル利益ヲ消滅セシメ又物價ヲ少クトモ一時世界的高度ヨリ高キ高度ニ於テ安定スルノ結果ヲ生シタル通貨ノ低落停止ハ重大ナル反動ヲ惹起シタリ最後ニ就職狀態ニ及ヒ財政經濟組織ハ千九百二十三年ノ事件ニ依リテ激烈ニ混亂セシメラレタリ此ノ點ニ付事態ヲ平常ニ復スレハ一朝ニシテ遂ケ得ヘキ所ニ非ス

豫算ノ基礎ヲ爲ス假定　玆ニ最留意スヘキハ豫算ハ現存スル狀態ニ依ル財政的見込ヲ表示スル爲ニ編成セラルルモノニ非サルコト之ナリ上述シタルカ如ク委員會ニ提出セラレタル一般豫算ハ剩餘額ヲ豫想ス而シテ獨逸國大藏大臣ハ左記三主要條件ノ充サルルニ於テハ右ノ見込ヲ實現セシメ得ヘシト信シ居タルモノノ如キモ右ハ必スシモ理由ナキニ非ス

一　信用許與ノ基礎ト爲ルヘキ發行銀行ヲ設立スルコト

二　獨逸國經濟生活ノ充分ナル發展カ「ルール」地方及萊因地方ノ分離ニ依リテ制限セラレサルコト

三　獨逸國ハ他國トノ經濟關係ニ於テ完全ナル自由ヲ享有スルコト

右條件中第一及第二ハ吾人ノ提案採用セラルルニ於テハ充サルヘク且此等條件ハ豫算ノ均衡上須要ナリト思考セラル第三ニ付テハ獨逸國ノ商業的自由ハ平和條約ノ規定ニ依リ一年以內ニ回復セラルルモノト諒解ス」然レトモ吾人ハ作成セラレタル豫算カ不足ヲ生スルノ實際上ノ危險ナシトハ信セス獨逸國ノ會計年度ハ四月一日ニ始マル而シテ吾人ノ提案カ採用セラルトスルモ全ク平常的ナル行政狀態ノ回復セラルル迄ニハ或期間ノ經過ヲ要スヘシ

此ノ理由ノミニ依ルモ吾人ハ右豫算中或項目ノ收入カ多少低ク見積ラレアルヤモ知レサルノ事實ヲ考慮ニ入ルルモ尙現行ノ課稅ノ基礎ニ於テハ見積收入額ヲ得ルニ至ラサルヘシト推斷ス

支出ノ方面ニ付テ云ハハ生スルコトアルヘキ不足額トシテ充テラレタル金額(五億金貨「マルク」)ハ現存ノ失職狀態カ一ル唯一ノ項目ハ失業者救濟ノ項目ナリ此ノ目的ニ充テラレタルモノナリ吾人ハ之ヲ以テ悲觀ニ過クト爲スモノナ

リ失業者ノ數減少スルニ伴ヒ豫算上ノ支出ハ輕減セラルヘク又勞働者ノ賃銀ハ直接稅ノ目的ト爲リ尙其ノ消費ヲ通シテ間接稅ノ目的トモ爲ルカ故ニ豫算上ノ收入ハ增加スヘシ

然レトモ各項目ヲ通シテ考フルトキハ見積豫算ニ現レタルヨリ以上ニ良好ナル結果ヲ生スヘシトハ云ヒ難シ尤モ假令千九百二十四年ニ於テ不足アリトスルモ(此ノ可能性ヲ絕對ニ無視シ得サルハ上ニ述ヘタルカ如シ)其ノ不足ハ少額ニシテ通貨ノ安定ヲ危クシ又ハ獨逸國政府ヲシテ之ヲ補フ爲通常認容セラルル手段例ヘハ現在ノ課稅ノ增加新非常稅若ハ少額ノ內債以外ノ方法ヲ執ラサルヲ得サラシムルカ如キ程度ノモノニ非サルヘキハ吾人ノ斷言シ得ル所ナリ

加之千九百二十四年ニ支拂期日到來スヘキ多クノ支拂ハ千九百二十五—千九百二十六年ニ延期セラルヘキニ依リ會計上ヨリ之ヲ見レハ右ノ二年ハ混合シテ單一ノ時期ト爲ルヘク而モ後述スルカ如ク右時期ニ於テ通常豫算收入ハ充分通常豫算支出ニ釣合フヘキハ吾人ノ信シテ疑ハサル所ナリ

財政制度ノ特別ナル諸點所得稅　現在ノ租稅ニ付吾人ハ詳細ニ亙リテ論評セムトスルモノニ非ス然レトモ或要綱ニ付テハ特ニ留意スルヲ要ス

吾人ハ近年獨逸國ノ富裕階級カ現行ノ租稅制度ニ依リテハ適當ナル課稅ヲ受ケス其ノ負擔スル所ハ勞働階級ニ比シ割合ニ少ナク又他國ノ富裕階級ノ負擔ニ比スルモ割合ニ輕シトノ斷定ヲ下ササルヲ得サリキ

通貨ノ絕エサル低落ニ伴ヒ實業家階級ノ多クカ產業ノ全生產額ヨリ通常以上ノ配分ヲ獲得スルノ傾向アルハ固ヨリ周知ノ事實ナリ此等實業家ノ經費ハ多ク確定セル負擔ノ性質ヲ有シ其ノ上紙幣(マルク)ヲ以テ支拂フ賃銀ハ紙幣(マルク)ヲ以テ收受スル代價ノ如ク急速ニ上騰セス從テ實業家カ產業ノ全生產額ヨリ得ル配分ハ債券又ハ抵當債務ヲ名義上ノ金額ヲ以テ償還スルコトニ依リテ得ル特殊利益ヲ別ニスルモ尙通常ヨリハ多カラムトスルノ傾向アリタリ

所得稅ノ如キ直接稅ハ必然的ニ過去ニ基キテ査定セラルヘキモノニシテ物價カ急速ニ上騰スル場合ニ於テハ前年度ノ利益ニ基キテ査定セラレタル或年ノ課稅額ハ同年ノ利益ニ比シテ小ナルヲ免レス加之此ノ種ノ租稅ハ申告査定及審査請求ノ手續ニ付必スヤ更ニ時日ヲ要シ而シテ納稅者ノ具體的負擔額カ紙幣(マルク)ニ依リテ決定セラルル頃ニハ其ノ實際ノ負擔ハ當初所期ノ負擔ヨリ遙カニ輕少ト爲ル又右負擔額ノ滯納ハ更ニ右ノ結果ヲ甚シカラシム此ノ弊害ヲ除去セムカ爲眞面目ナル努力ノ爲サレタルハ通貨ノ膨脹大ニ進行シタル後ノコトナリ所得稅ハ名義上ノ稅率ニ依レハ最高所得ニ對シ約六割ニ上リ居ルモ獨逸國政府カ吾人ニ提出シタル事例ノ統計ニ依レハ千九百二十年ニ於テハ最高所得ニ對スル實際上ノ租稅負擔(金ヲ以テ計算シタル)ハ同年ノ所得(金ヲ以テ計算シタル)ニ對シ五割乃至六割ナラスシテ其ノ二分ノ一ノ稅率ニ過キサリシナリ斯ノ如キハ獨逸國豫算上ノ困難ノ主因ノ一ナリシコト疑ナク而シテ右ノ開キハ後ニ至リテ更ニ甚シキヲ加ヘタリ富裕階級ハ國民ノ負擔中其ノ當然荷フヘキ割合ヨリ遙カニ小ナル負擔ヲ爲セルニ過キサリシコトハ確信ヲ以テ斷言シ得ル所ナリ吾人ハ獨逸國政府カ行政上ノ困難アルニモ拘ラス此等特種ノ納稅者階級ニ對スル近年ノ稅額查定ヲ再審查シ金貨(マルク)ヲ基礎トシテ其ノ納稅額ヲ再決定スルヲ可トセサルヤニ付同政府ノ愼重ナル考慮ヲ促シタリ

直接稅制度全部ハ千九百二十三年ニ於テ崩壞シタリ千九百二十四年ノ所得稅ハ容易ニ了解シ得ヘキカ如ク未徵收ノ狀態ニ在リ紙幣(マルク)ノ名義的數字ヲ以テ表示セラレタル千九百二十三年ノ產業上ノ收益ハ之ヲ其ノ收得時期ニ從テ各別ノ收益ニ細分シ次ニ金貨(マルク)ニ換算スルニ非スムハ何等意味ヲ爲サス千九百二十三年一月ニ擧ケラレタル千(マルク)ノ收益ハ九月ニ擧ケラレタル千(マルク)トハ全ク其ノ價値ヲ異ニス獨逸國政府カ千九百二十四年ノ所得稅額查定ノ基礎トシテ千九百二十三年ヲ採用スルコト能ハサルハ吾人ノ確信スル所ナリ

獨逸國政府ハ千九百二十五年ニ於テ本來ノ所得稅ノ制度ヲ改正シ新ニ所得稅額ヲ查定スルノ意圖ヲ以テ迄ノ暫行措置トシテ二割五分ヲ超エサル通常負擔ヲ課スルノ彌縫手段ヲ執ルノ已ムナキニ至レリ然レトモ此等ノ便法ハ富裕階級ノ課稅ニ關スル一般問題ノ解決ニ付何等ノ保障ヲ與ヘス吾人ノ考ニテハ獨逸國政府ニシテ此ノ點ニ關スル誠意ヲ同盟諸國及自國ノ勞働階級ニ知ラシメムト欲セハ同政府ハ千九百二十四—千

九百二十五年會計年度ノ最終的整理ノ爲千九百二十五―千九百二十六年ニ於テ千九百二十四―千九百二十五年ノ收益ニ對シ適用スヘキ所得稅率ニ關シ近ク其ノ確定的ナル意嚮ヲ公表スヘキナリ

千九百二十四―千九百二十五年豫算ハ所得稅收入十三億四千四百萬金貨「マルク」ヲ計上ス其ノ中四億八千萬金貨「マルク」ヲ除キ他ハ全部賃銀ニ對シ課セラルヘキモノトシテ計上セラル

吾人ハ右暫行的處置カ外國ヨリ來ル所得ニ付現ニ何等適當ナル規定ヲ有セサルコトニ關シ獨逸國政府ノ注意ヲ喚起セリ又吾人ハ同政府ニ對シ千九百二十―千九百二十一年千九百二十三―千九百二十四年及千九百二十四―千九百二十五年ニ於ケル配當ヨリ生スル各種ノ所得ノ比較狀況ニ付詳細ナル報告ヲ提出セムコトヲ要求シタリ之ニ對スル回答ハ第九附屬書ニ之ヲ揭ケタリ獨逸國ニ於ケル直接稅ノ現狀ハ右ニ依リ之ヲ察知スルヲ得ヘシ

通貨低落ノ爲ニ特ニ利益ヲ收メタル者ニ對スル特別課稅　獨逸國ニ起リタルカ如キ程度ノ通貨ノ大低落ハ新規ニシテ且特別ナル種類ノ「思ヒ設ケサル」富ヲ發生セシメタルカ是非常ノ際適當ナル課稅ノ對象ナリトス通貨低落期カ工業及農業ノ全般ニ及ホシタル結局ノ利益又ハ損失ハ之ヲ計算スルコト困難ナルヘシ然レトモ工業其ノ他ノ企業カ莫大ノ利益ヲ收メ得タルノミナラス從來ノ債務ヲ負債當時ノ價値ノ極メテ小部分ヲ以テ償還シ得タル例多シ

一萬「マルク」ノ抵當債務又ハ債券カ事實上殆ト何物ヲモ支拂ハスシテ償還セラルルニ於テハ債務者ハ（貧シク爲レル債權者ノ損失ニ於テ）右ノ程度ニ於テ「思ヒ設ケサル」利益ヲ得タル譯ナリ債務カ未タ償還セラレサルモ聽テ無價値ノ紙幣「マルク」ヲ以テ支拂ハレ得ルモノトセハ「思ヒ設ケサル」利益ハ潛在的ナリ此ノ場合ニ於テハ獨逸國政府ハ債務額ヲ一割五分ニ評價スルニ決シタルヲ以テ債務者ノ受クヘキ「思ヒ設ケサル」利益ハ八割五分ニ限定セラル獨逸國政府ハ右ノ如キ債務者ノ大利益ニ對シ一分七厘ノ稅ヲ課セムトス既ニ債務カ償還セラレタル場合ニハ政府ハ償還額ノ金貨價値ト一割六分七厘トノ實際的差額ヲ收ムヘシ此ノ種特別稅ノ賦課カ吾人ノ信スルカ如ク原則上正當ナリトセハ遙ニ高キ率ヲ以テ之ヲ課スルモ可ナリト信ス然レトモ上記ノ課稅範圍ニ及フ或種ノ課稅權ハ獨逸各邦ニ賦與セラル其ノ他ニ付テハ工業債券ニ關スル吾人ノ提案（第一編第九ノ八）ハ課稅ノ項ニ於テ獨立ノ提案タルヘカリシモノヲ包含スルト同樣ナル非常利得ハ國ノ補助金ニ依リ又銀行ニ對スル債務國家ノ貸付金其ノ他之ト類似ノ債務ヲ低落シタル通貨ヲ以テ償還スルニ依テ生シタリ

獨逸國ト其ノ各邦　吾人ノ陳述セムトスル第三ノ特別ナル點ハ獨逸國ト其ノ各邦及地方團體トノ間ニ存スル財政的關係ナリ

戰後「ワイマール」憲法ニ依リテ財政的中央集權ハ一層完全ト爲リタルモ獨逸國ト其ノ各邦トノ間ニ存スル關係ノ性質ヲ根本的ニ變化セシムルコトナカリキ獨逸國ハ從前各邦ノ管理シ來レル租稅行政ヲ管理スルノ任ニ當ルモ例ヘハ所得稅收入ノ大部分ヲ各邦ニ分與スヘキ義務アリ各邦ハ獨逸國政府ノ任務ノ多クニ付其ノ全部又ハ一部ヲ遂行シ而シテ各邦ノ財源ト義務トヲ聯結スヘキ何等明瞭ナル原則ヲ存セス財政上ノ困難ニ遭遇スレハ各邦ハ獨逸國ニ對シ補助金（租稅收入ニ對スル歩合ノ形式ニ於ケル）ノ增加ヲ要求スルコト恰モ財政逼迫セル地方團體カ各邦ニ對シ財政的補助ノ增加ヲ要求スルニ異ラス

從來此ノ點ハ明瞭ナル財政上ノ原則ノ支配ヲ受ケスシテ寧ロ政治上又ハ行政上ノ都合主義ニ依リテ支配セラレ來レリ獨逸國ハ補助金增加ノ要求ヲ容ルルカ又ハ各邦ニ或種ノ租稅ヲ自ラ徵收スルノ權利ヲ與フルコトヲ得ヘシ各邦ノ地方團體ニ對スル監督モ亦均シク不充分ナリ行政權ノ各箇ノ作用ハ此等三箇ノ憲法上ノ團體ニ分割セラレ且各邦及殊ニ地方團體ハ適當ナル財政統計ヲ有セサルカ故ニ右作用ノ眞ノ經費ハ之ヲ確定スルコト殆ト不可能ナリ

右ノ變化ハ戰前ニ於ケル獨逸國ノ豫算ト千九百二十四―千九百二十五年ノ豫算トヲ比較スルコトヲ全然無益ナラシム

加之獨逸國各邦及地方團體ノ關係ハ目下再ヒ改訂ノ途ニ在リ通貨低落ノ急激ナリシ時期ニ於テハ各邦及地方團體ノ財源ハ獨逸國ノ收入ヨリ規則的ニ分與セラルル補助金ヲ合スルモ尙其ノ需要ヲ充スニ足ラスシテ

其ノ財政狀態ハ獨逸國ノ財政狀態ト同樣ナリキ

獨逸國ハ一時ノ救濟策トシテ紙幣ヲ增發シタルカ各邦及地方團體ハ此ノ方法ニ依ルコトヲ得サリシカ故ニ自然獨逸國ヨリノ補助金ノ不斷ノ增額ニ賴ルノ外ニ途ナク此ノ手續ハ獨逸國財政崩壞ノ主因ノ一タリシナリ其ノ結果發生シタル混亂狀態甚シクシテ最近ノ統計ハ之ヲ得ルニ途ナク各邦ノ豫算ハ今尙金ヲ基礎トシテ編成セラレサル狀態ニ在リ吾人ハ各邦及地方團體ノ收入及支出ノ完全ナル統計ノ調製カ一日モ早ク再開セラルルコト肝要ナリト思考ス

獨逸國ノ豫算ハ補助金ヲ控除スルトキハ僅ニ全支出ノ三分ノ一强ヲ包含スルニ止リ他ノ三分ノ一ハ各邦ニ依リ及最後ノ三分ノ一ハ地方團體ニ依リテ支辨セラルルノ事實ヲ考慮セハ本問題ノ重大ナル所以ヲ知ルニ足ラム獨逸國ノ豫算カ重大ナル困難ニ遭遇シツツアル一方地方團體ノ豫算カ頗ル豐富ナルカ如キ事實ハ必スヤ存スヘシ

吾人ハ詳細ナル提案ヲ爲シ得ル地位ニ在リト信スルモノニ非ス本問題ハ複雜ニシテ社會的及政治的要素ノ考究ヲ要シ而シテ右要素ノ多クハ歷史的傳統ニ深キ根柢ヲ有ス

加之吾人ノ勸告カ全體トシテ採用セラルルニ於テハ獨逸國政府ハ自己ノ利益ノ見地ノミヨリスルモ各邦トノ間ニ將來ニ備フル協定ヲ結フヘシト信スルモ不可ナカルヘク政府ハ既ニ吾人ニ對シ補助金增加ノ制度ハ廢止セラレ今後再開セラルルコトナカルヘシトノ保證ヲ與ヘタリ

然レトモ近キ將來ニ於テ獨逸國政府ハ獨逸國ト其ノ構成部分トノ關係ヲ正規ナル基礎ノ上ニ確立スル手段ヲ執リ以テ構成部分ヲシテ獨逸國ノ財源ニ絕エス依賴スルコトナカラシムルヲ要スルハ明白ナリ現在豫算ニ存在スル間隙ハ之ヲ塡塞セサルヘカラス

獨逸國政府ハ現在ノ狀態カ憲法上ノ進化ノ結果ナルノ考ス獨逸國ハ不分ノ一體トシテ戰爭ヲ行ヒタルカ故ニ所屬領域ノ權利維持ヲ消極的ニ承認スルノ態度ニ依リ同盟諸國ニ對スル獨逸國ノ財政的責任カ影響ヲ受ケ又ハ輕減セラルルカ如キコトアルヘカラス獨逸國カ

對外債務ヲ有スル限リ之カ辨濟ハ第一位ニ置カレサルヘカラス當時ニ於テ各邦及地方團體ニ割當テラルヘキ財源ハ之ハ明白ニ限定セサルヘカラス又此等ノ財源カ正當ナル需要ヲ超ユルコトナキヲ確保スル樣注意セサルヘカラス

獨逸國國庫ヨリ右以上ノ補助ヲ與フルヲ要スル場合ニ於テハ斯ノ如キ補助金額ハ嚴ニ各場合ノ必要ニ比例セシメラルヘク又地方費ニ對スル獨逸國大藏省ノ漸次擴大シツツアル監督權ニ服ササルヘカラス千九百二十四―千九百二十五年ノ豫算案ヲ考究スルニ當リ吾人ハ各邦ニ割當テラレタル十八億金貨「マルク」ハ創減シ難キ金額ナルト又旣ニ各邦自身カ右金額ヲ其ノ豫算收入ニ計上シタリトセハ獨逸國ハ何等カノ形式ニ於テ右支拂ヲ爲スヲ免レ得サルヘキコトヲ認ムルノ已ムナキニ至レリ右ハ政治的困難ニ充滿セル事項ニ付吾人ノ爲シ得ル最確實ニ近キ推定ニシテ「プロシア」「サクセン」及「バヴァリア」ノ千九百二十四―千九百二十五年ニ於ケル收入及支出ニ付委員ニ提示セラレタル見積書ハ之ヲ裏書スルモノナリ右何レノ場合ニ於テモ不足ヲ曝露シ居レリ

或種ノ租稅ニ對スル追加的說明

一　今日各大國ニ行ハルル課稅ハ其ノ歷史的進化經濟的狀態政治的觀念憲法上ノ組織及社會的心理等多數要素ノ產物ナルハ委員會ノ認ムル所ナリ一國ニ於テ良制度ナルモ他國ニ於テハ全然之ヲ採用シ難キコトアルヘシ假令二箇ノ制度ニ同一ノ要素存在スルモ此等各種ノ要素カ全體ニ及ホス影響ハ全ク異リ得ヘシ二國ニ於テ徵收スル負擔總額ハ同一ナリトスルモ右負擔カ國民ノ間ニ分配セラレツツアル狀態及之カ徵收手段ハ頗ル異ナルモノアラム

二　此等及其ノ他ノ理由ニ依リテ考フルニ獨逸國ノ各種租稅ノ稅率ヲ或同盟國中ニ於ケル同一租稅ノ稅率迄引上ケ之ニ依テ各債權國ニ於テ各租稅ニ付負擔セラレツツアル最高額ヲ獨逸國ニ課セムトスル目的ノ爲ニ獨逸國豫算ヲ仔細ニ調査スルモ特ニ利益アリト思考セラレス斯クスルハ上ニ述ヘタル原則ヲ忘レ又負擔全部ノ問題ヲ閑却スル所以ナリ例ヘハ獨逸國ニ於テハ英國ニ於テ徵收セサル高率ナル取引稅ヲ徵收スル事